

平成 21 年

# 小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 21 年  
 小樽市議会 第 1 回定例会 会期及び会議日程

会期 2月25日～3月19日(23日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
2月25日(水)	提案説明等	
26日(木)	休会	
27日(金)	〃	
28日(土)	〃	
3月1日(日)	〃	
2日(月)	会派代表質問	
3日(火)	会派代表質問	
4日(水)	一般質問	
5日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
6日(金)	提案説明	〃(総務所管)
7日(土)	休会	
8日(日)	〃	
9日(月)	〃	予算特別委員会(経済所管)
10日(火)	〃	〃(厚生所管)
11日(水)	〃	〃(建設所管)
12日(木)	〃	〃(総括質疑)
13日(金)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
14日(土)	〃	
15日(日)	〃	
16日(月)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
17日(火)	〃	市立病院調査特別委員会
18日(水)	〃	
19日(木)	討論・採決等	

平成 2 1 年  
第 1 回定例会会議録目次  
小樽市議会

2月25日(水曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第46号及び報告第1号ないし第3号	3
	市長提案説明(議1~44、報1~3)	3
	提案説明 (議45 菊地議員)	11
	質 疑 (議18 菊地議員)	12
	質 疑 (議18 林下議員)	16
	採 決(議18)	17
1	日程第3 休会の決定	17
1	散 会	17

3月 2日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第46号並びに報告第1号 ないし第3号	21
	会派代表質問 横田議員	21
	会派代表質問 北野議員	35
1	散 会	56

3月 3日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	57
1	欠席議員	57
1	出席説明員	57
1	議事参与事務局職員	58
1	開 議	59
1	会議録署名議員の指名	59
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第46号並びに報告第1号 ないし第3号	59
	会派代表質問 高橋議員	59
	会派代表質問 佐々木議員	78
	会派代表質問 吹田議員	88
1	散 会	96

3月 4日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	97
1	欠席議員	97
1	出席説明員	97
1	議事参与事務局職員	98
1	開 議	99
1	会議録署名議員の指名	99
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第46号並びに報告第1号 ないし第3号	99
	一般質問 佐藤議員	99
	一般質問 新谷議員	105
	一般質問 秋元議員	115
	一般質問 中島議員	123
	一般質問 斎藤（博）議員	133
	一般質問 成田（祐）議員	140
	予算特別委員会設置・付託	145
	常任委員会付託	145
1	日程第2 陳情	145
	常任委員会付託	145
1	日程第3 休会の決定	145
1	散 会	145

3月 6日(金曜日) 第5日目

1	出席議員	147
1	欠席議員	147
1	出席説明員	147
1	議事参与事務局職員	148
1	開 議	149
1	会議録署名議員の指名	149
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第48号並びに報告第1号 ないし第3号	149
	市長提案説明(議47、48)	149
	予算特別委員会付託	149
1	散 会	149

3月19日(木曜日) 第6日目

1	出席議員	151
1	欠席議員	151
1	出席説明員	151
1	議事参与事務局職員	152
1	開 議	153
1	会議録署名議員の指名	153
1	日程第1 陳情の取下げ	153
1	日程第2 議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第48号並びに報告第1号 ないし第3号並びに陳情及び調査	153
	予算特別委員長報告	153
	議案第1号修正案の趣旨説明(中島議員)	162
	討 論 北野議員	163
	討 論 大橋議員	166
	採 決	166
	総務常任委員長報告	167
	討 論 菊地議員	169
	討 論 林下議員	170
	討 論 吹田議員	170
	採 決	171
	経済常任委員長報告	171

討    論    新谷議員.....	174
採    決.....	174
厚生常任委員長報告.....	175
討    論    中島議員.....	177
採    決.....	178
建設常任委員長報告.....	178
討    論    中島議員.....	180
採    決.....	181
学校適正配置等調査特別委員長報告.....	181
討    論    菊地議員.....	183
採    決.....	184
市立病院調査特別委員長報告.....	184
採    決.....	186
1 日程第3    議案第49号及び第50号.....	186
市長提案説明(議49).....	186
提案説明    (議50 前田議員).....	186
採    決.....	186
1 日程第4    意見書案第1号ないし第18号.....	186
提案説明    (意1～8 菊地議員).....	187
提案説明    (意9 鈴木議員).....	188
討    論    新谷議員.....	189
採    決.....	193
1 日程第5    陳情.....	194
常任委員会付託.....	194
閉会中継続審査.....	194
1 閉    会.....	194

# 議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	修正	1号	平成21年度小樽市一般会計予算 平成21年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	案第2号		2号	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	案第3号		3号	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	案第4号		4号	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	案第5号		5号	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	案第6号		6号	平成21年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	案第7号		7号	平成21年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	案第8号		8号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	案第9号		9号	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	案第10号		10号	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	案第11号		11号	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	案第12号		12号	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	案第13号		13号	平成21年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	案第14号		14号	平成21年度小樽市病院事業会計予算
議案	案第15号		15号	平成21年度小樽市水道事業会計予算
議案	案第16号		16号	平成21年度小樽市下水道事業会計予算
議案	案第17号		17号	平成21年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	案第18号		18号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第19号		19号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第20号		20号	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第21号		21号	平成20年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第22号		22号	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第23号		23号	平成20年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案第24号		24号	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案第25号		25号	平成20年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第26号		26号	平成20年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案第27号		27号	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案	案第28号		28号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第29号		29号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	案第30号		30号	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
議案	案第31号		31号	小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案
議案	案第32号		32号	小樽市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案
議案	案第33号		33号	小樽市手数料条例及び小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案第34号		34号	小樽市病院事業の設置等に関する条例及び小樽市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案第35号		35号	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例案
議案	案第36号		36号	小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例案
議案	案第37号		37号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案第38号		38号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	案第39号		39号	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
議案	案第40号		40号	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
議案	案第41号		41号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案第42号		42号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	案第43号		43号	和解について
議案	案第44号		44号	市道路線の変更について
議案	案第45号		45号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第46号		46号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第47号		47号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第48号		48号	平成21年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第49号		49号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	案第50号		50号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案

## 報告

報	告	第	1	号	専決処分報告（平成20年度小樽市一般会計補正予算）
報	告	第	2	号	専決処分報告（平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算）
報	告	第	3	号	専決処分報告（平成20年度小樽市一般会計補正予算）

## 意見書案

意	見	書	案	第	1	号	西松建設の献金問題の疑惑究明に関する意見書（案）
意	見	書	案	第	2	号	民意を削る国会議員定数削減ではなく、違憲の政党助成金の廃止を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	3	号	物価に見合う年金上げを求める意見書（案）
意	見	書	案	第	4	号	海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	5	号	消費税増税を「附則」に盛り込んだ来年度税制法案の撤回を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	6	号	北電の泊3号機でのプルサーマル計画撤回を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	7	号	タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書（案）
意	見	書	案	第	8	号	介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書（案）
意	見	書	案	第	9	号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	10	号	平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）
意	見	書	案	第	11	号	派遣切りの防止など雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	12	号	公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	13	号	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	14	号	「緑の社会」への構造改革を求める意見書（案）
意	見	書	案	第	15	号	障害者自立支援法の見直しを求める意見書（案）
意	見	書	案	第	16	号	保育制度の検討に係る意見書（案）
意	見	書	案	第	17	号	郵政民営化による諸問題の見直しに関する意見書（案）
意	見	書	案	第	18	号	季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）

## 陳情

陳	情	第	1144	号	国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書提出方について
陳	情	第	1145	号	小樽市女性国内研修の継続方について
陳	情	第	1146	号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について
陳	情	第	1147～1149	号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について

## 質 問 要 旨

### 質疑

菊地議員（２月２５日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 定額給付金給付事業について
- 2 子育て応援特別手当支給事業について
- 3 地域活性化・生活対策臨時交付金事業にかかわって
- 4 その他

林下議員（２月２５日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 「定額給付金事業」関係事務経費について
- 2 その他

### 会派代表質問

横田議員（３月２日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政健全化計画と新年度予算の整合性は
- 2 丸井今井跡など中心市街地活性化の方策は
- 3 人口減対策と関連施策の一元管理は
- 4 市立病院改革プランの進行管理の方策は
- 5 がん検診受診率向上の方策は
- 6 学力・体力向上に向けての具体的な方策は
- 7 ネットいじめの現状と防止対策は
- 8 その他

北野議員（３月２日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 雇用・失業問題
- 2 地元企業支援対策

- 3 稲穂 1 丁目再開発とまちづくり
- 4 財政問題
- 5 病院問題
- 6 その他

高橋議員（3月3日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 行政改革について
  - (1) 人材育成について
  - (2) 事務事業評価システムについて
- 3 経済問題について
  - (1) 景気対策について
  - (2) 丸井今井跡利用について
  - (3) 観光問題について
- 4 市立病院問題について
  - (1) 市立病院の役割について
  - (2) 再編・ネットワーク化について
  - (3) 地方公営企業法の全部適用について
- 5 上下水道の長期保全計画について
- 6 小樽市学校教育推進計画について
- 7 その他

佐々木議員（3月3日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
  - (1) 08年度決算見込みについて
  - (2) 09年度予算について
- 2 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定について
- 3 雇用対策と経済の活性化について
- 4 子ども条例の制定について
- 5 子ども議会について
- 6 教育課題について
- 7 その他

吹田議員（３月３日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の第３期のマニフェストについて
- 2 財政健全化について
- 3 新市立病院の建設について
- 4 児童福祉について
- 5 生活困窮者対策について
- 6 定額給付金について
- 7 整備新幹線建設について
- 8 小中高生の携帯電話の所持の禁止について
- 9 その他

一般質問

佐藤議員（３月４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 北海道新幹線について
- 2 歴史を活かしたまちづくりについて
- 3 墓地について
- 4 教育環境の整備について
- 5 その他

新谷議員（３月４日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 健康おたる２１と健康総合大学について
- 2 乳幼児健診について
- 3 学校給食の民間委託問題について
- 4 その他

秋元議員（３月４日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市の防災に関連して
- 2 小樽市の農業に関連して

- 3 小樽市所管の街路灯、公園の園路灯に関連して
- 4 その他

中島議員（3月4日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地上デジタル化移行について
- 2 保育所問題について
- 3 後期高齢者医療制度について
- 4 その他

斎藤（博）議員（3月4日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 職員の退職と新規採用計画について
- 2 市民活動サポートセンターについて
- 3 建設リサイクル法と産業廃棄物処分事業について
- 4 自治基本条例の制定について
- 5 その他

成田（祐）議員（3月4日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 医師会・夜間急病センターについて
- 2 レセプトの電子化に伴う影響について
- 3 再編・ネットワーク化協議会について
- 4 その他

平成21年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成21年2月25日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽	米	文	仁							
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長	貞	原	正	夫						
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	険	部	長	佃	信	雄			
福	祉	部	長	長	川	修	三	生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳				
建	設	部	長	嶋	田	和	男	小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久					
消	防	長	安	達	栄	次	郎	小	樽	事	務	局	長	吉	川	勝	久				
監	査	委	員	宮	腰	裕	二	教	育	部	長	大	野	博	幸						
監	事	務	局	長	宮	腰	裕	二	会	計	管	理	者	中	塚	茂					
総	務	部	長	貞	村	英	之	保	健	所	次	長	小	林	修	一					
企	画	政	策	室	長	貞	村	英	之	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹	
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

**開会 午後 1時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、平成21年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新谷とし議員、成田晃司議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月19日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第46号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

議案第46号については提案理由の説明を省略し、議案第1号ないし第45号及び報告第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号ないし第44号及び報告第1号ないし第3号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** 平成21年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に関する私の所信と、新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

世界は今、グローバル化の進行により、経済や暮らし、情報、交通などあらゆる分野でネットワーク化が進み、便利な暮らしが確保され、経済が国境なく行き来する一方で、一国の経済変動が瞬時に世界各国へ波及するなど、社会経済の行方は予断を許さない状況となっています。

こうした状況に加え、我が国は、人口減少社会を迎え、少子・高齢化が年々進行するものと予測されており、これまでの成長を前提とした発想を転換し、持続可能な社会を構築していくことが求められております。

小樽市におきましても、若い人たちの大都市圏への人口流出が、全国・全道のペースを上回る勢いで進んでおり、まちづくり手法や自治体財政、さらには経済や暮らしといった面で、多くの課題に直面してきております。

私たちは、このような厳しい現状を乗り越え、大切なふるさと小樽を豊かな地域に築き上げ、未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいかなければなりません。

今年は、小樽市にとって、将来の道しるべとなる新しい総合計画がスタートする年であります。

私は、将来のこのまちのあるべき姿を市民の皆さんとともに共有し、進むべき道を一步一步踏みしめながら、夢と希望が持続する小樽の実現に全力を尽くしていく決意であります。

第6次小樽市総合計画においては、地域課題や市民意識などに対応するための「まちづくり 5つのテーマ」と、施策の分野を超えて横断的に取り組む「元気づくりプログラム」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たり、三つの基本的な姿勢を示しております。

まず、基本姿勢の一つ目ではありますが、市民と行政が共に考え、共に行動する参加と協働によるまちづくりを推進し、活力に満ちた地域社会を実現することです。

豊かな自然、先人たちが築いてきた街並みや景観など、小樽の強みを生かしたまちづくりを進め、住み慣れたまちで、市民だれもが安心して健やかな生活を営み、生き生きと暮らせる環境を整えていくことは、何よりも大切なまちづくりの柱であります。

そのため、市政運営に当たっては、積極的な情報提供と市民参加を進め、透明性の高い市政の実現に努めるとともに、行政と住民、ボランティア団体やNPO、さらには民間企業や大学など多様な主体が連携し、互いに支え合いながらまちづくりを推進してまいります。

二つ目は、近隣の市町村や圏域内市町村と広域的な連携を推進し、市民生活に密接な住民サービスを安定的に提供することです。

小樽市は、道央圏の中心都市として重要な役割を担っておりますが、本市をはじめとする圏域内の多くの自治体も、人口減少と財政危機に直面しており、単独の自治体として生活機能や住民サービス機能のすべてを抱えることは、もはや困難な時代となっています。今後、各市町村が単独で行ってきた住民サービスをどのように維持・向上していくのが喫緊の課題となっています。

本市では、石狩湾新港管理組合や北しりべし廃棄物処理広域連合など、一部事務組合や広域連合に参画し、広域自治に取り組んできたほか、高規格幹線道路網の整備や新幹線の誘致など、圏域における共通の行政課題についても、期成会を組織するなど、関係市町村が連携し、要望活動を展開してきたところであります。

今後におきましても、これらの広域的な取組を継続していくほか、近隣市町村との緊密な連携や機能分担のもと、産業、教育、医療など市民生活にかかわりの深いサービス分野について、行政区域を越えた協力・連携体制の構築の道を探ってまいります。

基本姿勢の三つ目は、目まぐるしく変化する社会情勢の中、効率的で安定的な行財政運営を推進し、市政を円滑に執行していく体制をつくることです。

小樽市は、総人件費の抑制、組織機構のスリム化、民間と行政との役割分担の見直しなど、他の市町村に先駆けて行財政改革に取り組んできたところでありますが、国の行財政改革による自治体間格差の拡大は、市の財政にも影響し、年を追うごとに厳しさを増してきています。

平成21年度の地方財政計画における地方交付税は、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、既定の加算措置とは別枠で1兆円増額されたため、前年度を4,000億円程度上回っております。さらに同計画における歳出では、平成20年度において創設された地方再生対策費が引き続き計上されるとともに、平成21年度は新たに地域雇用創出推進費が計上されております。しかしながら、現下の深刻な経済・雇用情勢を踏まえ、それにも増して全国的に税収の落ち込みが危ぐされておりますことから、地方交付税の配分額は、依然先行きが不透明な状況となっております。

したがって、今後とも持続可能な行財政構造を確立し、市政の役割をしっかりと果たしていくためには、行政全般、歳入歳出全般にわたるさらなる見直しを継続していかなければならないと考えております。

次に、平成20年度の財政状況について申し上げます。

現在の小樽市の財政状況は、平成20年度の普通交付税が予算を2億3,000万円下回ったことに加え、地方譲与税等も大きく落ち込み、大変厳しい財政運営となっておりますが、可能な限りの財源手当に努める中で、本定例会補正後における予算上の実質的な累積赤字額は、前年度から7,000万円程度改善し、約12億2,500万円となる見込みであります。

次に、平成21年度の予算編成について説明申し上げます。

まず、編成に当たりましては、緊縮予算の編成を念頭に、事業の厳選や財政健全化の取組などを反映

させ、限られた予算の中で、経済・雇用対策を重点的に実施することを基本といたしました。

歳出面では、公共事業費など景気浮揚に結びつく事業の増や前倒し実施などの対策のほか、起業や観光の支援などの商工業振興対策、子育て支援や市民の健康対策など、課題解決に向けた予算を中心に編成したところであります。一方、歳入では、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は増額が見込まれるものの、固定資産税の評価替えや昨今の景気悪化による市税の減収が大きく、一般会計における一般財源収入は、前年度と比較して1億9,000万円程度減少すると見込まざるを得ない厳しい状況の中、企業会計からの借入れなどの財源対策を講じてもおお不足する分については、職員給与等の削減を継続することにより、最終的に予算の収支均衡を図ったところであります。

次に、平成21年度の主要施策の概要について、第6次小樽市総合計画の体系に沿って説明申し上げます。

まず、「まちづくり 5つのテーマ」の1点目は、生涯学習について、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」についてであります。

子供たちは、それぞれに個性を持ち、無限の可能性にあふれています。一方、グローバル化やICTの進展など、社会が急速に変化する今日において、これから訪れる新しい局面に対応できる資質や能力を身につけなければなりません。学校教育におきましては、子供たちが気軽にパソコンを利用できる環境を整えることが求められております。このため、残すところ2年余りとなった地上デジタル放送の完全移行に対応する整備を行うとともに、中学校の教育用コンピュータの更新を行ってまいります。

また、子供たちの教育環境の改善を図るため、小中学校の屋内運動場の屋根の改修や長橋中学校プールの上屋シートの更新などを行うとともに、入船公園庭球場運営室及び弓道場管理棟の屋根の改修など、社会教育施設の整備も進めてまいります。

このほか、幼稚園就園奨励費補助を充実し、保護者負担を軽減するほか、放課後児童クラブについては新たに5校において、4月と5月の2か月間、土曜日開設を試行いたします。

文化・芸術の分野については、平成18年度から着手しておりました重要文化財旧手宮鉄道施設保存修復事業の平成21年度完成を目指すとともに、市立小樽美術館が開館30周年を迎えることから、記念事業として特別展「画家たちのパリ展」を開催してまいります。

2点目は、市民福祉について、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」についてであります。

人々の心が通い合い、だれもが安全で安心して暮らす社会を実現するためには、福祉や医療といった面での暮らしのセーフティーネットをしっかりと構築していくことが大切であります。

このため、子育て支援に関する施策を総合的に推進する次世代育成支援行動計画の後期計画の策定を進めるとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行うため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業を実施いたします。

さらに、妊娠に伴う経済的負担を軽減するため、無料の健康診査を5回から14回に拡大するほか、真栄保育所が4月に移転しますが、そこで実施する産休明け保育や延長保育事業などに対して支援をし、保育サービスの向上を図ります。

3点目は、生活基盤について、「安全で快適な住みよいまち」についてであります。

住宅や上下水道、交通網などの社会資本の整備、消防や防災などの危機管理体制の整備といった生活基盤は、人々が生活する上で欠くことのできないものであります。古くから開けた小樽市においては、上下水道や住宅などの老朽化が著しいことから、これら配水管や污水管などの管路や、浄水場、ポンプ場などの施設を計画的に整備してまいります。特に、下水道事業において、平成18年度から着手してお

りました中央下水終末処理場の新焼却炉については、9月の運転開始を目指し建設を進めます。

また、老朽化した施設の建替え事業として、消防署朝里出張所の新築、平成22年度の完成を目指して市営住宅オタモイ3号棟の建設を進めてまいります。このほか、深刻な社会問題となっている多重債務者対策として、小樽市消費者センターに特別相談窓口を開設いたします。

4点目は、産業振興として、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」についてであります。

小樽の経済をけん引してきた中小企業の多くは、極めて厳しい経営状況となっており、これまで以上に地域の特性や個性を重視した取組を進めていかなければなりません。

まず、商店街に対する施策についてであります。定額給付金の支給時期に合わせて、商店街等が取り組む売出しや販売促進活動の事業に対して、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業として支援いたします。また、ガラスのまち小樽に全道からガラス関係者が集い、ガラス工芸品の魅力や伝統技術の販路拡大とPRを目的として「小樽ガラスフェア」を開催いたします。

また、中小企業に対しては、設備の近代化・合理化や経営の安定化のために必要な資金の融資について、より利用しやすい制度となるよう貸付けの範囲を拡大するとともに、変動金利の選択が可能となるよう制度内容の変更を行います。観光関係では、小樽における撮影の協力体制やすぐれたロケーションを広く発信することなどを目的に「小樽ショートフィルムセッション2009」の開催を進めるとともに、札幌圏などの企業に対しイベントや飲食店の紹介をするパンフレットを配布し、観光入り込み客数の増加を図ってまいります。

5点目は、環境保全として、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

小樽の特色である海と山とが調和する美しい自然と生活環境は、暮らしや産業活動を支える貴重な財産であります。私たちは、これらの財産を、しっかりと未来に継承していかなければなりません。

漂流、漂着ごみなどによる海岸環境や景観の悪化に対応し、美しい海岸線を保つため、関係機関やボランティア団体の協力を得ながら、東小樽から銭函にかけて、海岸の清掃を実施いたします。

また、平成19年度から事業着手してありました廃棄物最終処分場の第2期拡張整備の平成21年度完了を目指すほか、これまで段階的に委託を進めてきた資源物分別収集の完全委託化や、冬季収集困難地区5地区の解消を図ります。

次に、小樽市を取り巻く諸課題について申し上げます。

まず、一つ目は、市立病院についてであります。

二つの病院は、いずれも後志北部区域内の中核的医療機関としての役割を担っておりますが、病院事業の抱える多額の不良債務、また、施設の老朽化や二つに分かれていることの非効率性に加え、医師不足に伴う医業収益の減少などの諸要素が病院経営を圧迫し、本市財政にとっても大きな課題となっております。このような中、市立病院の経営改革を実現するために必要な基本的事項について定める小樽市立病院改革プランを本年1月に策定しましたが、まず、諸課題の解決を図る第一歩として、平成21年度から経営形態を地方公営企業法の全部適用とし、病院事業全体の経営責任を担う病院事業管理者を設けることといたしました。

今後は、改革プランに沿って、病院経営の健全化を着実に実行していくとともに、喫緊の課題となっている再編・ネットワーク化について検討を進め、他の医療機関との役割分担により地域完結型の医療体制を確立し、市民の皆さんの期待にこたえられる病院を目指したいと考えております。

二つ目は、ウイングベイ小樽についてであります。

築港地区の大型複合商業施設ウイングベイ小樽につきましては、運営会社である株式会社小樽ベイシ

ティ開発が平成19年8月に札幌地方裁判所に特定調停を申し立て、平成20年4月に中間合意に至りましたが、その後、スポンサー企業の撤退等により、特定調停の継続が困難となり、本年1月にこれを取り下げたところであります。

小樽ベイシティ開発は、債権者であるイオン北海道株式会社と引き続き話し合いを続けるとしておりますので、小樽市といたしましては、雇用を守る立場からも施設の存続を願うものであり、関係者の協議の推移を見ながら、必要な協力は行ってまいりたいと考えております。

三つ目は、中心市街地の活性化についてであります。

まず、稲穂1丁目再開発施設の再生への取組につきましては、平成17年10月の丸井今井小樽店の閉店以降、地権者が中心となりサンモール・ネオとして暫定営業してきましたが、本年3月24日をもって営業を終了することとなり、小樽グランドホテルについても、本年2月15日をもって閉館となったところであります。

現在、管理する株式会社小樽開発が大手ディベロッパーと交渉を行っており、一日も早くまとまるよう期待しております。小樽市といたしましても、今後の施設再生に向けて、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。また、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業につきましては、これまで多くの難題がありました。が、工事は順調に進み、現時点での出来高は約83パーセントで、商業施設棟、マンション棟、ホテル棟の全フロアーにわたって内装工事の最盛期を迎えております。

2月初めから一部仮囲いの撤去が始まり、ホテル棟はその全容を見せております。地下と1階にある商業施設については、4月初めのオープン、ホテル棟は5月末の引渡し後、6月中旬にオープン、マンション棟は6月末に引渡し後、随時入居が開始されると聞いております。

本市の顔である小樽駅前の灯が消えてから約7年が経過し、再び灯がともるまで、あとわずかです。これを契機に、小樽の新しい顔として、市民の皆さんをはじめ、観光や仕事などで本市を訪れる方々に親しまれ、中心市街地の活性化に寄与する施設となるよう期待しているところであります。

以上、平成21年度の市政執行に臨む、私の所信の一端を述べさせていただきました。

現在、国においては、昨年12月に出示されました地方分権推進委員会による第2次勧告に沿って、新分権一括法案が検討されていると聞いております。この勧告は、「国の出先機関の抜本的改革」と国の地方への「義務付け、枠付けの見直し」を柱として、地方の自主・自立による地方政府の確立が求められております。

このような時代の要請にこたえ、持続的な発展を果たしていくためには、地方分権時代にふさわしい行財政基盤を確立するとともに、地域みずからが創意工夫を重ね、力を合わせて、地域の特性や優位性を生かしたまちづくりを進め、小樽市の可能性を広げていくことが大切であると考えております。

次に、今議会上に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第17号までの平成21年度各会計予算についてであります。平成21年度予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。平成21年度の地方財政計画の規模は、平成20年度に比べ1.0パーセント減の82兆5,557億円となり、2年ぶりの減額となりました。

この中で、一般財源につきましては、地方税は、景気の急速な悪化により、前年度に比較して、10.6パーセント減の36兆1,860億円と見込んでおりますが、地方交付税は、雇用創出や少子化対策などに充てるため、別枠で1兆円を増額することとし、総額で前年度に比べて2.7パーセント増の15兆8,202億円としております。また、臨時財政対策債は、81.7パーセント増の5兆1,486億円、両者を合わせた実質的な地方交付税総額としては、15パーセント増の20兆9,688億円とし、2年連続の増額となっております。こ

のように、地方交付税等の増はあるものの、地方税収の落ち込みが大きく、一般財源総額は59兆786億円と、前年度に比べ1.3パーセント、8,072億円の減となっております。

次に、本市の平成21年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。まず、歳入についてありますが、市税では評価替えによる固定資産税の減のほか、市民税などにおいても減収が見込まれることから、対前年度当初予算比で3パーセント、4億6,670万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情などを踏まえて積算した結果、対前年度当初予算比では1億300万円の減と見込み、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税を前年度に比べて3.1パーセント、5億1,200万円の増と見込みました。

そのほか、地方消費税交付金の8,400万円の減などもあり、一般財源収入総額は対前年度当初予算比で、0.5パーセント、1億8,560万円の減となりました。

一方で、歳出の経費別ごとに主なものについて前年度当初予算と比較して説明申し上げますと、人件費は1.1パーセントの減、扶助費では生活保護世帯数の増加などによる生活保護費の増などにより2.7パーセント増となり、公債費は公的資金借換え額の減などにより7.9パーセントの減となった結果、これら義務的経費の合計では1.1パーセントの減となり、歳出合計に占める割合も前年度を0.3ポイント下回る60.4パーセントとなりました。

また、建設事業費につきましては、限られた予算の中、経済・雇用等の対策として公共事業費の増額や前倒しなどを行い、8.8パーセントの増となりました。一般管理経費につきましては10.6パーセントの減、負担金補助及び交付金につきましては9.6パーセントの減となり、繰出金につきましては、老人保健事業や港湾整備事業などへの繰り出しがそれぞれ減となりましたが、病院事業や下水道事業、国民健康保険事業などへの繰り出しがそれぞれ増となり、5.8パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。国民健康保険事業におきましては、被保険者数の減少などにより、保険給付費が3.9パーセント減の125億1,741万円となるほか、老人保健制度が平成20年3月で廃止されたことから、老人保健拠出金が前年度の約1割の5,849万1,000円となりました。

住宅事業におきましては、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき、先ほども申し上げましたが、オタモイ住宅3号棟の建設工事に着手するとともに、老朽化した市営住宅の改修等を行います。

介護保険事業におきましては、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案し算定した結果、保険給付費は2.6パーセント増の122億1,044万9,000円、介護予防推進のための地域支援事業費は10.8パーセント増の1億7,430万円となりましたが、保険料につきましては、介護報酬改定等による増加を介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩しにより抑制するとともに、介護給付費準備基金の取崩しを実施し、11.3パーセント減の19億5,710万円と見込み、基準月額で4,387円と前期に比べ510円引下げとなる予定であります。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料13億9,432万1,000円及び低所得者に対する保険料軽減に係る公費負担金3億2,266万7,000円を、事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ1億1,846万4,000円の減となっておりますが、これは国における保険料軽減措置の拡大・延長に伴い、徴収する保険料が減となったためであります。

病院事業につきましては、一般会計から過去の不良債務解消分約9億円を含む20億7,150万円を繰り入れることとしますが、本年1月に策定した小樽市立病院改革プランを具体的かつ着実に実行して、効率的な事業運営を図るとともに、引き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、昨年に引き続き奥沢送水管や配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行います。また、清風ヶ丘配水槽移設のための調査・設計を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成21年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、中央下水終末処理場汚泥処理棟汚泥焼却設備の9月の本格稼働を目指して工事を進めるほか、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設やマンホールのふたの更新を進めるとともに、銭函地区などの汚水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、企業債利息や維持管理費の減少により、平成21年度末においても資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、効率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処理事業につきましては、昨年度と比べ廃プラ類以外の搬入量が大幅に減少していますが、廃プラ類とその他産廃における埋立処分手数料の改定や、経費の節減により、収益的収支におきましては、若干ではありますが引き続き黒字が見込まれます。また、処分場の埋立状況を把握するため、埋立残容量調査を実施いたします。

以上の結果、平成21年度の財政規模は、一般会計では542億1,479万3,000円、特別会計では339億821万円、企業会計では281億5,834万3,000円の合計1,162億8,134万6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で0.6パーセント、特別会計で6.9パーセント、企業会計では9.3パーセントのそれぞれ減となり、全会計では4.7パーセントの減となりました。

次に、議案第18号から議案第26号までの平成20年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第18号につきましては、国の第2次補正予算に関連する所要の補正であります。定額給付金と子育て応援特別手当については、関連法案成立後の速やかな支給に向けてシステム作成委託料等の事務経費を計上するとともに、地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、年度内に執行可能な小中学校等の公共施設の小規模な補修に要する経費を計上いたしました。

次に、議案第19号から議案第26号までの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では同じく国の第2次補正予算関連で地域活性化・生活対策臨時資金基金への積立てや、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金の増額などを計上いたしました。また、石狩湾新港管理組合負担金を減額するとともに、小中学校の校舎耐震診断事業費の一部について繰越明許費とするほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

歳入におきましては、地方交付税、地方消費税交付金などの減額を計上したほか、財源対策等として、市債を増額計上いたしました。

その他歳出に対応する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄附金及び諸収入を計上いたしました。

また、土地開発公社の借入金に対する債務保証に係る債務負担行為の設定を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億2,665万6,000円の増となり、財政規模は569億552万4,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業では保険給付費の減額等に伴う所要の補正を、住宅事業では公債費の増額等を計上し、介護保険事業では介護従事者処遇改善臨時特例基金への積立てなど所要の補正を計上いたしました。

後期高齢者医療事業では、保険料の特別軽減措置等に係るシステム改修経費を計上し、既決予算分を

含め繰越明許費としたほか、病院事業では、退職給与金の増や公立病院特例債の借入れに伴う所要の補正を計上し、下水道事業では退職給与金の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第27号から議案第42号までの条例案について説明申し上げます。

議案第27号個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の期末手当に係る独自削減措置を継続するものであります。

議案第29号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の期末手当等に係る独自削減措置を継続するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、地域活性化又は生活対策に対応した事業の資金とする目的で、地域活性化・生活対策臨時資金基金を設置するものであります。

議案第31号小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案につきましては、寄附対象事業に公会堂の能楽堂の保全及び整備事業を追加するものであります。

議案第32号介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案につきましては、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する目的で、新たに基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第33号手数料条例及び薬事法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、医薬品販売制度の改正を行う薬事法の一部改正に伴い、特例販売業等に関する規定を削除するとともに、これに伴う必要な経過措置を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号病院事業の設置等に関する条例及び病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽第二病院の名称を変更するとともに、医療法施行令の一部改正に伴い、市立小樽病院も含めて診療科の名称を変更するものであります。

議案第35号病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例案につきましては、病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、新たに設置する病院事業管理者に支給する給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第36号病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例案につきましては、病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、病院局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定めるとともに、関係条例の所要の改正を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第37号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、介護納付金賦課限度額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、第1号被保険者の区分を変更して平成21年度から平成23年度までの保険料率を定めるものであります。

議案第39号公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案及び議案第40号公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法及び北海道地方卸売市場条例の一部改正に伴い、卸売業者に係る委託手数料以外の報償の収受を禁止する規制を廃止するとともに、卸売業者が収受する委託手数料の額について届出制とするものであります。

議案第41号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第42号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行規則の一部改正に伴い、

スプリンクラー設備の技術上の基準の付加について、同規則で定める基準を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号和解につきましては、札幌地方裁判所において係争中の平成18年（ワ）第2181号損害賠償請求事件について、裁判上の和解を成立させるため議決を求めるものであります。

次に、議案第44号市道路線の変更につきましては、オタモイひろば通線の終点を変更するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成20年度一般会計において介護保険事業会計繰出金に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成21年2月9日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成20年度介護保険事業特別会計において介護保険事務処理システム改修経費の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成21年2月9日に専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、平成20年度一般会計において電話交換業務委託料に係る債務負担行為を設定するため、同会計の補正予算について平成21年2月16日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 次に、議案第45号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 提出者を代表し、議案第45号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今年も札幌雪まつり、小樽雪あかりの路という冬の祭典に合わせ、アメリカ海軍第7艦隊イージス艦が小樽港に入港しました。小樽海上保安部を通じて2月5日から9日までのバース手配の要請に対し、何度となく市民団体や労働組合、民主団体からの抗議や要請があったにもかかわらず、市長は1月26日にはバース使用の許可を与えています。労働組合や市民団体、市民の抗議集会の中、2月5日朝、小樽港に姿を現したミサイル駆逐艦フィッツジェラルドの色は灰色、あの重圧感やはり商業港である小樽港にはふさわしくありません。

札幌アメリカ総領事館に照会し核兵器搭載の有無を判断する、バース手配で商船とかち合った場合には商船優先、出入港の際には安全性が確保できることを確認する。こうした条件がクリアできれば、アメリカ艦船のバース使用に許可を与えていますが、ここには危険な装備を積み込んだ艦船、戦争に参加した米兵には小樽港や小樽市への立入りはしてほしくないという市民の思いに沿った配慮はありません。

さきの3条件では、市民の願いに沿って、実際にはアメリカ艦船の入港を押しとどめるという力にはなっていないことが、この間の経過からも明らかです。これ以上の米艦船の寄港を許さないためにも、一歩踏み込んだ対策が必要ではないでしょうか。

今、核問題に対しては、第44代アメリカ大統領に就任したバラク・オバマ氏が、アメリカは核兵器のない世界を追求すると公約したことからも、すべての国が核兵器廃絶に向けて実効ある行動を起こすという、2000年の核不拡散条約再検討会議での約束が現実的に動き出す大きな可能性が見え始めました。3度にわたって核兵器の大きな被害に遭っている日本が、各国に核の脅威、被害の悲惨さを訴え、何よりもその経験を通して定めた恒久的な平和憲法、非核三原則の精神を生かしながら世界平和の実現に貢

献することが、今ほど求められているときにはありません。

せんだって、NHKの「その時歴史が動いた」という番組で、原爆反対の署名を11万7,195筆集めて、原水爆禁止世界大会に参加した小樽市民の取組が紹介されました。昭和28年から29年の出来事ですが、このときの小樽市の人口は18万7,989人ですから、7割近い市民が署名に応じたことになりまして、この署名は小樽市役所に置かれて集められたといいます。小樽市民の核廃絶に対する思いの歴史的な取組に感動するものです。

1982年6月28日、核兵器廃絶平和都市宣言では、「核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する」と高らかにうたい上げています。この宣言に込められた思いを具体的に表すさらに踏み込んだ形として、非核港湾条例の制定に議員各位の賛同を訴え、提案とします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** ただいま上程中の案件のうち、議案第18号について先議することとし、これより質疑に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

**7番(菊地葉子議員)** 日本共産党を代表して、今定例会に提案された議案第18号、先議分、国の第2次補正予算関連事業について質問をします。

質問に入る前に、この議案に対しての態度を明らかにしておきますが、我が党としましては、可決の立場で臨んでいます。しかし、現状の国民生活支援と今後の日本社会の展望に立ち向かったとき、今示されている国の対策の問題点を明らかにしながら、今後の施策に活かしてほしい点について、幾つか市長の見解をお尋ねしたいと思います。

初めに、定額給付金についてです。

2008年度第2次補正予算案に盛り込まれた定額給付金は、「選挙対策」、「2兆円の財源があるなら、医療や雇用に回すべき」、「雇用の深刻なときにもっと活用すべきところがあるのではないか」などの意見が続出し、世論調査でも7割から8割の国民が反対していたものです。麻生首相は家計への緊急支援でもあり、消費を増やす経済効果もある極めて重要な政策と強調しましたが、給付に巨額な事務経費がかかることや、路上生活者やネットカフェ難民など、本当に困っている人には届かないという問題があります。生活対策と給付金の効果を強調しながら、一方では、麻生内閣は2009年度予算案の税制改正関連法案の附則に、消費税増税の道筋を書き込みました。生活破壊の消費税増税という負担増を国民の真を問うこともなく決めようとしていることは、生活対策に逆行する施策以外の何ものでもありません。

参議院では、定額給付金を削除した民主党の修正案が可決となり、衆議院に回付されました。回付案は、衆議院本会議で自民党や公明党などの反対多数によって可決となり、両院協議会の協議が続いています。

小泉元首相が「3分の2条項を使ってまで可決させる中身か」と発言するなど、与党の間でも批判や迷走の多いものですが、市長は定額給付金の持つ意味について、どのような見解をお持ちでしょうか、お伺いします。

国民の大多数の支持を得られていないとはいえ、政府が決める以上、国民は給付金を受け取る権利があり、その権利は最大限保障されるべきです。その点について、以下、何点かお伺いします。

支給方法と仕組みについてお答えください。全市民への給付保障体制は、市民への周知も含めてどの

ようにつくっていくのか、お答えください。給付の時期はいつごろをめどとしていますか。また、地域経済への波及効果をどれほど試算されているでしょうか。定額給付金事業準備室を立ち上げてきましたが、実務的に動き出すと、本来業務への支障はないのでしょうか、お伺いします。

次に、子育て応援特別手当支給事業についてです。

日本の少子化が叫ばれてから久しくなります。OECD諸国との比較で、少子化対策予算が余りにも乏しいのも日本です。特に、今の経済と雇用の悪化による失業や首切り、リストラが子育て真っ最中の家計を直撃し、教育費の負担増で子供の教育の機会や権利が保障されなくなっている問題も顕在化しています。こうした状況の中で交付される子育て応援特別手当です。子育て中の若い親世代にとっては、うれしい話です。しかし、中身を見ますと、子育て中で経済的に苦勞されている世帯に対して、余りにも不公平で理不尽な交付内容です。

現在、小樽市では3歳以上18歳以下の子供の人数は1万6,156人であり、その対象年齢中、2人以上の子供を育てている世帯は4,603世帯といます。その中で、子育て応援特別手当の支給対象人数と世帯数は1,350人、1,280世帯と伺っています。同じように2人以上の子供を育てている世帯の3割弱にしか恩恵がありません。子育て応援特別手当は、第2子で3歳から5歳までの子供を育てている世帯が対象です。同じ年ごろの子供を育てている世帯でも、例えば4歳、2歳、ゼロ歳の3人の子供の世帯では支給されません。子育て負担の軽減対策とするならば、余りにも不公平で差別的な交付内容ではないのか。なぜこうした施策となったのか、市長はお聞きとしますので、お尋ねします。

不公平で差別的、一時的な交付とはいえ、裏を返せば、子育て支援の緊急性や必要性については、政府も認めているからこそその支援策です。その意味で、一時的ではない公平な一貫した子育て支援手当が必要、かつ本当に求められているものです。

ドイツでは、2007年に続いて、2008年度も出生数が大幅に増加する見込みだと発表しました。両親が交互に育児休暇をとる場合、14か月にわたって給与の67パーセントを保障するという親手当を、2007年1月から導入した効果によるものとしています。一方で、景気悪化に伴い、子供を持つとする家族が減ることを警告、フォンデアライエン家庭相は、少子化対策のためにも家族政策をより充実させていく必要性を訴えています。

日本でも少子化対策に実効性のある恒常的な子育て応援策、直接的な支援金給付を国に対してしっかりと求めていくことが必要だと思いますが、市長にその考えがとおりでしょうか、お伺いします。

次に、銭函保育所乳児室給水設備整備費など10項目にわたる地域活性化・生活対策臨時交付金事業について伺います。

2,250万2,000円の補正金額が示されているこれらの事業では、地域経済への潤滑油にはなると思いますが、新たな雇用の創出にはほど遠いと思います。懸念されるのは、既に今年度に予定されていた事業への財政措置とされていることから、市財政の赤字補てん、赤字解消で終わってしまうのではないかとということです。

非正規労働者や中高年齢者に対する雇用調整は、この先も一層進むと予想されています。来年度予算で、今年度赤字補てんされた事業費と同額以上の予算を組み、積極的に地域経済の活性化、雇用創出を図るべきです。そうした計画を立てる用意はありますか、お伺いします。

再質問を留保して質問といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、定額給付金事業についての御質問でありますけれども、まず定額給付金の持つ意味についての見解ということでありまして、総務省から示されておりますこの事業の目的は、住民への生活支援と地域の経済対策に資するということであると言われておりますので、私もそのように理解しております。

次に、定額給付金の支給方法でありますけれども、まず市は今回の給付対象者の基準日である2月1日付けで住民基本台帳に登録されている住民等についてリストを作成し、世帯主にあてて申請書と記入要領の説明などを郵送します。次に、申請は郵送と市の窓口にお持ちいただく方法があります。定額給付金の支給は、原則として口座振り込みであります。このため申請書に振り込み先を記入していただくことが必要となることから、郵送の場合は、健康保険証や運転免許証など本人確認ができる書類のコピーと通帳の口座番号部分のコピーをつけて、同封の返信用封筒で返送していただきます。窓口申請の場合は、その場で本人確認と口座番号の確認を行います。これを受けまして、市では内容を審査の上、支給決定通知を世帯主に郵送するとともに、振り込み作業を行ってまいります。

なお、口座をお持ちでない方につきましては、特例として現金により支給することとなります。

次に、全市民への給付保障体制と市民周知ということでありまして、定額給付金はあくまでも世帯主からの申請を受けて支給するものであります。申請書を郵送した段階で、現実的には届かないケースが想定されます。そこで、広報おたるやFMおたるなどのメディアや回覧板など町会を通じた連絡、チラシの新聞折り込みなど、さまざまな機会に制度の周知を図り、早めの申請等について呼びかけを徹底して行ってまいりたいと考えております。

次に、支給時期についてでありますけれども、今のところ申請書の発送は4月下旬から5月上旬を予定しており、その後、順次、申請を受け付けます。今回の定額給付金については、膨大な件数となり、振り込む際に、金融機関との日程調整が必要となることから、最初の振り込みが開始できるのは、5月下旬ころになるものと考えております。

次に、地域経済への波及効果でありますけれども、内閣府は、昨年12月19日出された政府経済見通しの作成に当たり、定額給付金の4割が消費に回ると想定しております。現実に小樽市域において定額給付金がどの程度消費に回り、どの程度の波及効果があるのか試算することは難しいものと思っております。

次に、本来業務への支障はないかということでありまして、本日、補正予算について議決をいただいた上で、2月26日付けで、副市長を本部長に兼務職員24名体制で、小樽市定額給付金給付事業等実施本部を立ち上げることといたします。これらの作業は、ちょうど年度がわりの業務繁忙期にかかることから、本部に従事する兼務職員は厚く配置して、個々の負担が大きくなるよう配慮するほか、臨時職員の採用や時間外における職員の応援、業務委託などにより、本来業務に支障が出ないように調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て応援特別手当支給事業についてでありますけれども、この事業は平成20年度の緊急措置として、小学校就学前3年間の第2子以降の子供を対象として手当を支給するもので、市町村が事業主体となる国の補助事業であります。今回、国が支給対象となる子供を、小学校就学前3年間に限定した理由については、一般に就労家庭か否かにかかわらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前の3年間であること。ゼロ歳から2歳の子供については、児童手当制度において乳幼児加算があることなどを総合的に勘案したものと承知しております。

次に、子育て支援策についてでありますけれども、児童手当などの経済的な支援に加え、働きやすい環境づくりなども含めて、国が中心になって実効性のある子育て支援策を総合的に進めていく必要があるものと考えております。全国市長会としましては、子育て世帯に対する所得税のさらなる減税措置や医療費の助成など、経済的な支援について国に要望しているところであります。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金についてであります。当交付金は地方再生戦略や生活対策を実施する地方公共団体の財源支援策として創設された制度であり、地方単独事業にあっては、予算措置の時期にかかわらず、昨年10月31日以降に実施する事業が交付対象となります。当交付金に係る国の2次補正予算は1月27日に成立し、交付限度見込額が総務省より示されたところであります。市といたしましては、冬期間でかつ会計年度が差し迫っていることから、実施可能な事業は限られているところであります。今年度を実施する事業の選定に当たっては、年度内に終了可能な10事業を前倒しすることとし、交付限度見込額に満たない額については、制度の趣旨に沿って基金に積み立てるとともに、生活環境対策や学校施設の整備など、既計上予算の財源に充当したところでございます。

なお、既存事業の財源に充当した額の今後の対応につきましては、今後の財政状況や事業の緊急性、必要性を考慮し、判断してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

**7番(菊地葉子議員)** 地域活性化・生活対策臨時交付金事業について、1点だけお尋ねします。基金の積立でもあるのですけれども、結果的に平成20年度の事業として、そこに充てられて、一般財源が助かるということだけに終わってしまうのではないかと懸念に対しては、市長からきちんとした答弁がなかったような感じがします。21年度に雇用創出にかかわって、さらに同額以上のしっかりとした予算措置をしていただきたいというのが、私の質問の趣旨なのです。そのことについて、もう一度御答弁をいただきたいと思っているのと、雇用創出については、札幌市長が、財政担当の幹部職員などに対し、経営団体や経営者に会って、ワークシェアリングなど、失業者が増えないような対策をしっかりとるように呼びかけるよう指示をしたということが今朝の新聞に載っていました。そういう雇用対策について、小樽市としては、市長を先頭にしてどういった取組がされようとしているのかについても、お伺いしておきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 既存事業に財源を充当した金額の問題ですけれども、除雪に一部を充てていますが、これはまだ確定してはいません。これから一月以上ありますから、どのくらいの雪が降るのか降らないのかはわかりませんが、そういった状況を見ながら、また、これからの財政状況もありますし、いろいろな事業の緊急性とか必要性というものを十分考えた上で、余裕のある財源ではありませんので、確かに充当をしましたけれども、黒字になっているわけではありませんし、現実にお金はありませんから、その分をどう考えていくかということが大事なので、その辺も十分考えながらやっていきたいと思っております。

それから、札幌市長の雇用対策についての新聞記事は、読んでいませんけれども、雇用の問題については、市としても新年度に未就職の高卒者を臨時職員で採用したいと思っておりますが、その他の方法もないのかどうか、民間企業もいろいろあるのでしょうかけれども、まず市としてどうかという問題があります。

例えば定年退職のほかに、定年前に退職をした職員もいて穴があいていますので、そういった部分の

対応をどうしていくかということもあり、今、どうしていくかを総務部長に、指示をしておりますので、そういった部分で少しでも市としても雇用対策に取り組んでいきたいというふうには思っております。

民間のほうにつきましては、特に商工会議所とも先般話し合いをしましたけれども、特段向こうからの対策といえますか、そういう話はなかったのですが、私どもとしても、商工会議所を通して各企業にお願いをしていこうとは思っております。

**議長（見楚谷登志）** 菊地議員の質疑を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**16番（林下孤芳議員）** 定額給付金事務費分9,668万円の補正予算について、市民に不利益や不公平を生じさせてはならないとの立場で、賛成する前提として、民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

昨年の第4回定例会の代表質問でも、定額給付金の問題について幾つか質問をし、市長から御答弁をいただいておりますが、制度設計について私たちは、市民に説明責任を負うことになる自治体の意見を聞き、給付基準や仕組みをしっかり行うべきであり、現在、極めて未確定な要素が多いと指摘してまいりました。

市長は、「現在、総務省が事務概要について地方公共団体の意見を聞きながら制度の詳細を整理している段階であると聞いております。今のところ未確定の部分もありますが、実施に向けては、窓口が混乱しないよう国で問題点等を整理して、国でしっかりとした制度設計を行っていただきたいものと考えております」と答弁をされました。この事業は、政府与党から国会に提案され、目的や方策がなかなか定まらない中で議決される見込みで、小樽市議会にも20年度の補正予算として計上されるに至ったと承知しておりますが、本来は国で行わなければならない事業でありながら、国や総務省は、地方自治体がはんらんを起こさないような指導の下に、地方を利用しているとしか私には思えません。

そこで、定額給付金は国からの補助事業として位置づけられ、地方自治体が準備をして、申請をしなければ、給付金は支給されない制度になっていると言われておりますが、そのとおりと理解してよいのでしょうか。

次に、小樽市は定額給付金事業準備室を既に立ち上げておりますが、第4回定例会でも、給付に当たっての問題点を指摘しました。今後、準備室の位置づけや体制はどのように考えているのか、お答えください。

また、いまだに国民の60パーセント以上が反対であり、制度設計としても極めて矛盾したものの責任を地方自治体に押しつけていると私は受け止めていますが、市長は国や総務省に対して、どういう思いでいるのか、率直にお聞かせください。

なお、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 林下議員の御質問にお答えいたします。

定額給付金の事業でありますけれども、この事業につきましては、あくまでも市町村が事業主体となっております。国は市町村の申請に基づいて定額給付金給付事業の財源として補助率10分の10の補助

金を交付するというものであります。

次に、今後の定額給付金事業準備室の位置づけと体制でありますけれども、2月26日付けで小樽市定額給付金給付事業等実施本部を立ち上げ、同時にこれまでの準備室は廃止いたします。本部の体制といたしましては、副市長を本部長に、以下兼務職員24名の体制とし、業務繁忙期には、時間外の職員の応援や臨時職員の採用などで体制を強化し、事務処理に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、定額給付金についての国や総務省に対する思いということでありまして、この事業につきましては、さまざまな御意見があることは承知しておりますが、事業の目的は住民への生活支援、地域経済に資するということから、これが市民消費の下支えとなり、さらには疲弊している地域経済が少しでも上向く契機となることを強く期待しているものであります。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、議案第18号についての質疑を終結いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月26日から3月1日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会といたします。

**散会 午後 2時12分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 新谷 とし

議員 成田 晃司

平成21年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成21年3月2日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽	米	文	仁							
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長	貞	原	正	夫						
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	険	部	長	佃	信	雄			
福	祉	部	長	長	川	修	三	生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳				
建	設	部	長	嶋	田	和	男	小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久					
消	防	長	安	達	栄	次	郎	小	樽	事	務	局	長	吉	川	勝	久				
監	査	委	員	宮	腰	裕	二	教	育	部	長	大	野	博	幸						
監	事	務	局	長	宮	腰	裕	二	会	計	管	理	者	中	塚	茂					
総	務	部	長	貞	村	英	之	保	健	所	次	長	小	林	修	一					
企	画	政	策	室	長	貞	村	英	之	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹	
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

**開議 午後 1時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、成田祐樹議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第46号並びに報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 23番、横田久俊議員。

（23番 横田久俊議員登壇）（拍手）

**23番（横田久俊議員）** 平成21年も、はや2か月が過ぎました。来月4月で市長、そして我々議員の任期も半分の2年が経過をいたします。前半2年、特に昨年は世界的な経済危機で、小樽もその余波をまともに受けました。名の知れた企業が倒産、廃業に追い込まれ、今年に入ってからグランドホテルが閉館いたしました。市長をトップとする行政、そして我々議員は、この危機を乗り越え、小樽を活性化する使命を担っております。今、本当に小樽市が命がけで取り組まなければならない課題について、自民党を代表して、市長、教育長に質問いたします。

まず、本市の財政について何点かお伺いいたします。

改めて言うまでもありませんが、今の小樽市にとって最優先課題として取り組まなければならないのが財政の再建であります。まさに、この平成21年度が正念場であります。財政健全化計画との整合性を検証しながら、以下何点かお尋ねいたします。

平成19年3月に策定され、昨年3月に収支の見直しをかけた小樽市財政健全化計画では、実質収支、いわゆる累積赤字額が平成24年度に2,000万円の黒字に転換して、同年で累積赤字を解消するという見通しを立てております。今年度はその中間年で、繰り返しになりますが、極めて重要な年、腹をくくり鉢巻きを締め直して取り組まなければならない年であります。

平成19年度は、当初から11億8,401万円の累積赤字額を引き継いでスタートいたしました。財政健全化計画では、19年度はこの額を増やさないと見込んでいましたが、現実には1億1,258万円の赤字決算となったため、累積赤字額は12億9,659万円に増加いたしました。ここで計画と実績の間に1億2,000万円以上の差が発生したことになるわけであります。

平成20年度の決算見込みは黒字となるようですが、不確定要素も多いと伺っております。まず、20年度の決算見込みについて、直近ではじいた数字をお知らせください。また、黒字になった理由など収支の特徴や、特に昨年度、早期健全化基準をぎりぎりクリアした連結実質赤字比率など健全化判断比率はどのくらいになるのか、お知らせ願います。

次に、平成21年度予算ですが、一般会計の予算規模は542億円、20年度予算に比べますとマイナス0.6パーセントと、前年度に引き続いての緊縮予算であります。平成3年度当時の規模と聞いておりますが、累積赤字約12億円を引き継いでの苦しいスタートは、前年度にも増して厳しい財政運営を強いられます。こうした状況下での予算編成に当たって、市長は何を最も念頭に置かれて編成作業に当たったのか、その思いについて市民にわかりやすく説明をお願いいたします。

新年度予算は、昨年度に引き続き、収支均衡予算を組まれました。財源不足額は15億円と昨年度よりは2億5,000万円ほど好転したとはいえ、他会計借入れ約9.7億円、職員手当削減継続約5.3億円の財源対策で、辛うじて収支均衡を保った形であります。しかし、財政健全化計画では、平成21年度は7,500万円

の単年度黒字を目指しておられます。その結果として累積赤字額を11億900万円に削減することとしておりますが、果たしてどのようにこの数字は達成されるのでしょうか、御見解を伺います。

次に、丸井今井跡、中心市街地の活性化についてお尋ねいたします。

丸井今井小樽店は、平成17年に閉店し、丸3年が経過しました。小樽の中心部のこの地が3年間も空き家同然の形であったことは、小樽経済の活性化に大きな暗雲を残してきました。小樽経済の活性化にはまずここを再生しなければならないという市民の願いは、いまだに実現しておりません。追い打ちをかけるように、本年1月には隣接する小樽グランドホテルが閉館することが明らかになり、市民はダブルショックに見舞われました。この一角は一体どうなるのだろうかというのが市民の関心の的になっております。

昨年12月に、丸井今井小樽店跡の再開発ビルと隣接するアネックス館、そして小樽グランドホテルが、第1種大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法の特例区域として道に指定されました。これは大型店が新規出店や店舗を拡張する際、通常は8か月ほどかかる大店立地法の届出手続が不要となるもので、今後の新規出店がしやすくなる利点があります。昨年末には、「東京の大手ディベロッパーが土地、建物を一括購入し、建物を改修して新規出店するとの見方がある」との報道がなされたほか、市長も先日の所信表明の中で同様の経過をお話しておられます。さきの特例区域の指定は、まさにこれを裏づけるかのような動きともとれます。市民は一日も早く後継テナントが決定し、同ビルが再開することを願っております。

そこでお伺いをいたします。

後継の核テナント、大手ディベロッパーの動き、同ビルの活用形態、後継ホテルの状況などについて情報をお持ちだと思いますので、お知らせください。

また、再開について課題があるとしたらどのようなものがあるのか、それらはクリアできる障壁なのか、また予想される再開の時期などについてもお聞かせください。

サンモール商店街の再生は市民の悲願ですが、もう一つ小樽の新しい顔が育っております。JR小樽駅前への再々開発であります。ツインタワーの外観が姿を現しました。ホテルは5月下旬、マンションは6月下旬にオープン予定とお聞きしております。マンションの販売も7割以上が既に契約済みと順調な売れ行きであるとのことでもあります。地上1階、地下1階はテナントが入居することですが、小樽の新しい商業スペースとして駅前地区の活性化が大いに期待されるところであります。商業施設棟には、どのようなテナントが入居するのでしょうか。それらは地元の企業・店舗なのでしょうか。

また、運営会社の共立メンテナンスが経営母体のドーミーインホテルは、全国に35店舗、道内6店舗を有する大手ホテルチェーンで、正社員、準社員合わせて4,200名の社員を有するとお聞きしております。今回の小樽出店で、地元雇用はどのくらいあるのでしょうか。

また、小樽の人口増にも貢献すると思われませんが、マンション購入者で市外からの入居世帯はどの程度なのでしょうか。

次に、人口減対策と関連施策についてお尋ねいたします。

本年、人口は1月末で13万6,645人になりました。19年3月末に14万人を割ってから年間2,000人の減少ペースはとまりません。小樽の最大の危機は人口減です。一昨年第4回定例会で人口減対策についてお尋ねいたしました。どのような対策を講じていくのかとの私の質問に、数点の実施策を挙げた後で市長は、「特効薬はない。さまざまな角度から総合的に取り組んでいくことが必要である」と御答弁されました。

国立社会保障・人口問題研究所が昨年末に発表した2035年の本市の人口は約8万4,000人と推計してお

ります。2005年の14万2,000人から30年間で4割減少する計算であります。江別市、北見市にも抜かれ、道内10番目の都市にランクダウンするということでもあります。

言うまでもなく人口減少と少子高齢化は、経済、産業、財政、あらゆる分野で大きな影響を与えることとなります。この減少に歯止めをかけることが今必要であります。

そこで、何点かお尋ねいたします。

まず、移住促進についてであります。

これまで「移住相談ワンストップ窓口」の設置や「おたる移住・交流推進事業研究会」を設立するなどして移住施策に取り組んできたとお聞きしておりますが、その具体的な活動内容と成果、実績についてお知らせください。事業を始めてからこれまで市外から何人が移住してきたのでしょうか。そのうち2地域居住や短期居住はどのぐらいの比率でしょうか。

また、今後の移住促進対策について、短期、中長期に分けてその方針をお聞かせください。

移住、定住を促すために、移住者を対象に住宅建設、土地購入に対する優遇税制や、その他の優遇策を示している自治体も見られます。本市にはそうした施策はあるのでしょうか。市内に若者が働ける場所がない。したがって、札幌をはじめとする他都市へ転出する。こうした人口の社会減パターンが以前から指摘されております。若者が働ける企業誘致も大事な人口対策であります。企業誘致にはどのような施策が実施されているのか、そしてその成果はどのようなのでしょうか、お聞かせください。

移住促進も大事な施策であります。最もオーソドックスで有効な人口対策は、出生数を増やすことです。フランスは少子化対策に成功した国として有名です。過去1.6人台まで落ち込んでいた合計特殊出生率は、昨年2.02人と2人を超えました。インターネットでその要因を確認しましたら、数点ありました。子供を持つ世帯に対する経済的支援が手厚い。妊娠・出産にかかるお金（自己負担額）が少ない。子供が生まれることを理屈を抜きにおめでたいと考えている。フランスは婚外出生が50パーセント以上だそうです。働く母親への支援が多い。仕事と出産が両立しやすい。それから、ベビーシッターの制度が定着している。父親の育児参加が進んでいる等々の理由がございました。日本も見習うところが多いのではないのでしょうか。これらは国策ですので、小樽の事業と単純に比較はできませんが、小樽市の少子化対策についてお知らせいただき、その成果はどのようなかについてお聞かせください。

これまで述べたように、移住促進は企画部門、企業誘致は産業港湾部門、少子化対策は福祉部門などなど庁内の各部門で人口対策が進められておりますが、それらを一元化する機構がないように思います。人口減に悩む岡山県笠岡市では、昨年、市長を本部長とする定住促進本部を設置して、全庁横断的な検討を加えております。職員を部課長級、そして若手との二つのグループに分けてワーキンググループで検討した事項を全体で協議し、やるべき事業の方向性を出していくというような手法をとっているようであります。また、転出者、転入者にはすべてアンケートを実施し、問題点の抽出に努力しているようであります。笠岡市議会には人口対策特別委員会も設置されており、市の本部が打ち出す施策をチェックするだけでなく、特別委員会、議会独自の施策も示すとのことあります。

本市も企画部門が取りまとめをしているのですが、いま一つ人口対策に絞った協議が不足しているように思われます。今後どのように人口対策を強化していくのか、市長の御見解をお伺いいたします。

もう一方、違う一面での人口減対策があります。これはいわゆる税収面での危機管理としての人口減対策であります。人口減を食いとめる話の後で、人口減を前提にした議論をするのは多少気が引けますが、自衛隊や大企業が誘致されることでもない限り、一定数の人口減少は避けられないというのが現実的です。また、どう努力しても人口減少が緩まないこともあり得るわけあります。人口、つまり納税者が減少すると基幹税目の税収も減少するという相関関係が確認されております。固定資産税はその影

響を受けにくいのですが、個人・法人市民税はもろに影響を受けることでしょう。しかし、人口が減少しても歳出を削減することは容易ではありません。地方自治体は、今後の行政サービスを賄い得るだけの自主財源を確保することが重要な課題となってくるのは自明の理であります。小樽市として、今後の税収減少にどのように対応していくのか、市長の御見解をお聞かせください。

次に、市立病院改革プランと地域医療を守る取組についてお尋ねいたします。

市立病院改革プランは、パブリックコメントの手続きを終え、本年1月に正式決定いたしました。内容については、これまでも我が党議員をはじめ各会派から多くの質問がなされておりますので、重複を避けるため、細かい項目、数字についてはお聞きいたしません。プラン全体を見詰めて、改めて市長にお尋ねいたします。

改革プラン策定会議は、12人の策定委員が計7回にわたって検討を重ねたものでありますし、再編・ネットワーク化についても民間との協議会が結成され、5回の議論を重ねているものです。その内容は十分吟味されたものであると認識しております。この計画を確実に実施すれば病院運営は改革されるものと認識しております。問題は、この計画が果たして順調に実施されていくのかということであり、いわゆる絵にかいたもちになりはしないのか。なってはなりません。的確に進行管理し、少しでも未達成の項目があれば、それらを間断なく計画値に整合させるという作業が極めて重要になります。時には計画の見直しも必要になるかもしれません。

当然、プランの中でも「進捗状況の点検、評価、公表等」の項目があり、内部委員会、第三者委員会の設置や市議会特別委員会への報告、ホームページによる公表などを挙げております。これらの点検・評価は、きめ細かく行われなければ意味がありません。しかし、点検・評価の時期については、「(仮称)市立病院経営改善評価委員会」での審議を経て毎年9月末までに公表し、公表の内容については、決算を審議する定例会をめぐり、市立病院調査特別委員会において報告をする予定であると説明しているだけであります。

私は、これでは実に不十分ではないかと思えます。評価委員会の開催頻度がどの程度かわかりませんが、この計画が確実に進ちょくしなければ、もう後はないと思えます。計画が思うように進ちょくしなければ、当然、新病院の統合・建設も大きく後退していくものと考えられます。繰り返しになりますが、この計画は絶対に完遂しなければならないのです。

改めてお聞きしますが、どのように多岐にわたる計画を実行させ、それらを点検、検証、評価するのか。その頻度はどの程度なのか。修正、整合させる指令塔は、どこが担当するのか。相当な事務量、作業量になると思われませんが、人員は確保できるのか。その他、実施に当たって課題はないのか、市長の御見解をお知らせ願います。

プランの中にも項目立てておりますが、医師不足問題と地域医療の確保についてお尋ねいたします。

医師不足、医師の地域偏在は、全国的な問題であり、小樽も例外ではありません。当然のことながら医師が確保できなければ、その地域の医療は崩壊します。医師1人がいなくなれば数億円の収入がなくなると言われ、プランにおける医業収益額も医師が一定数いることが大前提となっております。

プランでは医師の確保方策として、一つ、「医師に係る勤務条件の改善を図る」、さらには「医療機器や院内環境整備などを推進して診療体制を充実する」「医師の研修や学会参加等の研究機会の充実を図る」などを挙げておりますが、これらは医師確保というよりは医師の流出を防ぐ色合いが濃い方策かと思えます。もちろん重要なことではあります。これらがすぐに改善され実効性を持つかは、甚だ疑問であります。さらには、こう書いてあります。「地域において不足している診療科の医師については、公立病院としてその確保に努めます」となっておりますが、これでは極めて抽象的で、本気で医師確保

ができるとはだれにも思われません。

この問題が簡単にはいかないことは十分承知しております。これまでも医師確保をどのように進めるのかを問う各会派の質問に対し、市長、病院長らによる大学医局への積極的な依頼、要請活動を繰り返して述べられておりますが、その効果はあまりないように感じます。医師絶対数の増や臨床研修制度の見直しなど国レベルでの方策は別にいたしましても、本市として独自の医師確保方策はないのでしょうか。これまで医師確保のために病院として実施してきたことについてお知らせください。

また、医師不足を解消するため有効と考えられる対策案を挙げていただき、それらをどう具体化していくのか、お知らせください。

先般、地域医療を考えるシンポジウムが開催され、私も拝聴させていただきました。何人かの議員の姿も見られました。地域医療を守るためには、その地域住民が医療に対する考え方を転換してもらえるように啓発していかなければならないというのが大きなテーマだったように感じました。医師が疲弊しては地域医療は守れません。休日や夜間、軽症であるにもかかわらず、安易に救急外来に駆け込む「コンビニ受診」は、明らかに医師の勤務条件の悪化を招いております。これらの抑制を市民に訴えていくことが重要であります。時間外受診が増加することは、医師のみならず地域の医療従事者へのさらなる過酷な労働を強いることになり、地域医療の崩壊につながっていくこととなります。市立病院を含め本市の実態はどうなっているのでしょうか、お知らせください。

再び他都市の話で恐縮ですが、島根県益田市議会では、地域医療を救うために議会が何をすべきかを議論し、議長の諮問機関として議会各会派代表による医療問題検討委員会を設置しました。医療従事者確保対策、情報収集・提供、広域医療のあり方などを審議し、さらに踏み込んだ対策を議論するために地域医療対策特別委員会に昇格させたとのことであります。超党派で、28人と聞きましたが、議員全員で街頭活動を行って、市民にコンビニ受診の撲滅を説明し、その結果、時間外受診が前年より1,282件、約15パーセント減少したという成果を上げております。全国市議会旬報で紹介されたこの取組は、我々にも大変参考になるものであります。直ちに同様な取組を行うかは検討の余地があるところですが、議会も何らかの形でこの問題に立ち上がらなければならないと痛感するところでもあります。市立両病院及び医師会所属の各病院における時間外受診者の統計が出ておりましたら、ここ数年の傾向も含めて、その状況をお知らせください。

次に、市民の健康を守る施策についてお尋ねいたします。

私は、一昨年の第4回定例会代表質問でがん検診について質問いたしました。当時の本市のがん検診受診率は、最低が胃がん、乳がんの9.3パーセント、最高で子宮がんの24.9パーセント、大腸がん、肺がんはそれぞれ10パーセント台と、決して高い数字とは言えませんでした。厚生労働省のがん対策推進基本計画では、がん検診受診率を平成23年までに50パーセントにしなさいとの目標を設定しております。受診率の向上方策をお尋ねした私の質問に市長は、「広報、ホームページによる受診の呼びかけや周知の徹底、検診を受けやすい環境整備、医療機関との連携強化などを進めて、がん検診の受診率を向上させる」と御答弁をされました。そうした施策を進めた結果、受診率はどう変化したのか。直近の当市の受診率と、その特徴や傾向などをお知らせください。

また、子宮がん・乳がん検診は2年に1回となっていますが、なぜ毎年受診できないのか、その理由もお知らせください。

私ごとで大変恐縮ですが、私は平成17年に人間ドックを受診した際、胃がんが発見され、その日に宣告を受けました。医療技術が進んでいるとはいえ、がんという病名を聞かされたときは大きな衝撃を受けました。少し残してくれたらよかったですのですが、患部が食道の直下であったことや、進行がんという

ことで胃の全部を摘出しました。人間ドックを受診したのは1年半ぶりでしたから、もう半年前、つまり1年に1回の検診をしっかりと受けていればもっと軽い症状で発見されたことと思います。逆にもう3か月発見が遅れていれば、がんは胃壁を破り、腹こう内はがん細胞に侵され、多臓器への転移が進んでいただろうと診断されました。病期(ステージ)はAということで、ファイナルステージの一つ前でありました。まさにぎりぎりのところで発見されたわけであります。人は「悪運が強い」と言いますが、悪運かどうかは別にしましても、本当にそのとおりだと思えました。運が強いなと思えました。あのとき検診に行かなければどうなっていたか、振り返ると背筋が寒くなります。今こうしてこの場に立っていることもなかったのかとさえ思います。一人でも小樽市民をがんから救うために、私は、がん検診の重要性を市民の皆さんに訴え、本市の受診率の向上を後押ししたいと考えております。ピンクリボン運動といって、乳がんについての啓発と情報提供あるいはマンモグラフィー検診の普及促進を目標にして活動しているグループも小樽市内にあります。映画の上映や、あるいはチラシ配布などで頑張っております。こうした活動にも議員各位の御協力をお願いいたします。

さて、事業主は労働基準法、労働安全衛生法により従業員に対し健康診断の実施が義務づけられております。したがって、いわゆるサラリーマンといいますが、そうした環境にある人たちは、毎年一定時期に健康診断を受診することから、がんを含むその他の疾病が発見される確率は高いと言えます。しかし、我々議員もそうですが、自営業者や定年退職者、そして家庭の主婦など定期検診を受ける機会の少ない人にとっては早期発見の可能性は低くなりがちです。安価に、そしていつでも受診できるこの制度は、そういう方たちにとっては極めてよい制度と思いますが、受診率から見ると本市においては、がん検診の住民への周知がまだまだ不足なのではと思われます。戸別訪問で受診の呼びかけをしたり、郵送で通知を行っている自治体もあるようですが、まだ少数と聞いております。本市の住民周知に向けた取組についてお知らせください。

全国市長会は、昨年、がん検診受診率向上に向けた取組や受診者数の増加に伴う財政負担に備えるために、交付税の拡充を国に要望しておりました。これを受けて総務省は、つい先日の2月21日に平成21年度のがん検診を支援する地方交付税を前年度の649億円から倍増の1,300億円とすることを決定いたしました。当市へ来る交付税が単純に倍増になるかは別としましても、これまでよりはがん対策予算が大幅に増額できる可能性が出てきました。こうしたことも踏まえて、本市の受診率向上のための方策について、改めて市長の御意見と平成23年までの「受診率50パーセント達成」の意気込みをお聞かせください。

次に、教育委員会に学力・体力向上に向けての取組、そしていじめ問題についてお尋ねいたします。

「道産子は運動もダメ！」こんな見出しが某雑誌に載っておりました。先月21日に公表された全国体力・運動能力、運動習慣等調査であります。これで道内の児童・生徒の運動能力が全国平均を大きく下回っていることが明らかになりました。特に中学2年の女子の体力は全国最下位、小学5年男子45位、同女子39位、中学2年男子43位といずれも低調で、全国学力・学習状況調査に引き続き北海道は思わしくない結果になりました。

本市については、この体力テストの結果を公表しないとされていますが、その理由を「参加校が少なかったから」と言っておられます。参加校が少ないため全市的な傾向が表れないとのことですが、そうであることを前置きして、平均値等を公表するのは何の問題もないように思います。保護者にとっては学力と同様に、我が子の体力も全国・全道のどのレベルにいるのかわからない状態になってしまったわけであります。

そのほかに実施率が低かった理由として、国の通知が遅かったことや実施時期の業務がふくそうして

いた、測定器具の不足などが報道されていますが、改めて教育長の言葉で参加校が少なかった理由を御説明願います。もし今列挙したような理由であれば、これらは全国どこの学校でも同じ条件でありますから、小樽の参加率が小学校2割なのに対し、道は5割、全国は7割です。中学校は小樽が4割、道は6割、全国は7割です。多少の差なら何も申しませんが、明らかに参加校が少なすぎるとは思いませんでしょうか。何らかの力が働いたのではないかという市民の厳しい御意見もあります。教育長の御見解をお聞かせください。

運動習慣の調査では、北海道の児童は「テレビの視聴時間も長く、肥満度（100人当たり肥満傾向児の出現率）も高い。睡眠時間も長い」との結果が出ています。いわゆる運動しない児童・生徒が多いということです。これらの原因が運動不足の要因となっていると思いますが、今後どのように運動する機会を増やし、肥満を抑制し、児童・生徒の体力を把握し向上させていくのか。総合計画や学校教育推進計画に記載されているような抽象的な表現ではなく、こういうことをいつまでにやって子供の体力を回復していきたいというような具体的な御答弁をお願いいたします。

学力テストで成績上位だった秋田県や福井県は、今回の体力テストでも、いずれも高得点でした。秋田県は体育授業への外部人材活用が全国1位、福井県は小学校1校当たりの体育専門教員数が全国1位だそうであります。これらが成績上位に関係しているのではと考えられております。この種の調査で「上位に入ることがすべてではない」とは、よく聞かれる言葉であります。努力や経過を評価する点では確かにそうかもしれませんが、しかし決して下位でよいはずはないのであります。秋田県の教育長は、これは学力テストのときですが、調査結果公表に関し、こう話しております。「もし学力調査の結果を公表しない理由が『結果が不振であったことで保護者が教員を責めるのではないか』と思うのは、最初から保護者を対岸に置く考えではないか」と。調査は病院での診療に例えられます。診療で悪いところを見つけ、その情報を共有して早期に治癒するのが教育関係者、保護者の役割です。過去の学力テストの苦い記憶、「結果の公表、原因追及、競争激化」という構図が頭から離れない方々もおられるかもしれませんが、四十数年が経過した今、同じ事態を繰り返さない知恵が我々にはあるはずで、学力・体力テストの公表について、これまで何度もお聞きをしておりますが、お考えが変わったかもしれませんので、改めて教育長の御見解をお尋ねいたします。

次に、携帯電話やパソコンによる、いわゆる「ネットいじめ」などについてお尋ねいたします。

この問題は、全国的な社会現象としてその対策が重要視されておりますが、まず小樽市内の小中学校でネットいじめと称するものはどの程度あるのでしょうか。その対応と件数、具体的な被害などについてお知らせ願います。

また、このネットいじめの温床となる学校裏サイトあるいはプロフィールサイトについて、昨年末、冬休みにこれらを探すネットパトロールを実施したとしております。それらの存在は把握できたのでしょうか。実態をお知らせください。

また、定期的にこのネットパトロールを実施すると聞いておりますが、今後の対応策についてもお知らせください。

小中学生の携帯電話利用率は、小学6年生で33パーセント、中学校は70パーセント程度と伺っておりますが、ほとんどが通話のみならずメール、インターネットをしているものと推察いたします。小中学生に携帯電話が全く必要ないとは申しません。位置情報などによる安全・防犯面での活用や緊急時の連絡などによるメリットはあるかと思いますが、費用や、あるいは有害情報サイトへのアクセスなど、所持による弊害のほうがはるかに大きいのではと思います。携帯電話を使った犯罪やトラブルが後を絶ちません。小中学生が黙々と携帯電話でメールをしたりゲームをしている場面を見ると違和感を感じるの

は私だけでしょうか。

昨年、委員会で携帯電話の学校への持込みについてお尋ねをいたしましたところ、それぞれの学校で原則として持込みを禁止しているとの御答弁でございました。学校任せというか、学校の判断で持込みを禁止しているということだったと思います。ただ、どうしても必要なときの許可基準や持込み発見時の処置などについて、学校間で取扱いに差があったことと思います。

2月12日に道教委が携帯電話の学校への持込みを原則禁止するという方針を市町村教委に通知したと聞いております。道教委は当初、学校ごとに持込禁止がルール化されているので一律禁止する段階になりとしておりましたが、文部科学省の原則持込禁止の通知を踏まえて、方針を変えたと伺っております。市教委が明確な方針を打ち出すことで学校現場は取り組みやすくなるのではと思います。この際、小樽市教育委員会としても、この問題に真剣に取り組んでいただきたいと思います。道教委の通知を受けてどのように対応するのか、教育長の御見解をお聞かせください。

最後に、本来のいじめといましようか、学校現場を中心とした児童・生徒同士の「いじめ」についてお尋ねいたします。滝川の女児いじめ自殺以降、深刻な社会問題としてその解消が教育関係者、そして保護者の重要な課題となっております。まず、直近の小樽市内のいじめの件数をお知らせください。以前、実態を把握するいじめアンケートが行われ、北教組がこれに協力しないとして問題になりましたが、現在の実態把握方法についてお聞かせください。

いじめは、単純なけんかや暴力とは区別され、相手の肉体的・心理的苦しみを快楽的に楽しむことを目的として行われるさまざまな行為と定義されております。物を隠したり、交換日記で悪口を書いたり、しかとするなどといった教員や周囲が気がつきにくい行為も多く行われているという調査もあります。中には、いじめと自覚しないで行っている者や、罪悪感がなく、むしろ正しいこと、相手のためになっていることと錯覚している場合すらあるようです。したがって、その把握は極めて難しいことであることは理解できます。しかし、やらなければならないのです。教員も教育委員会もプロなのであります。相談を受けたときは即時対応が肝要です。必死になって気持ちを伝えようとしてやってくる子供にとって、そのときが最初で最後のチャンスかもしれません。すぐに対応しなければ、もう次はないのかもしれない。後で何とかしようでは遅いのです。いじめ撲滅、口で言うのは簡単ですが、現実には甘くありません。

繰り返しますが、滝川市で発生したようないじめが原因で自殺などという悲惨なことはもう二度と起こってほしくはありません。いじめ問題全般の解決に向けて教育長の御見解をお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 横田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成20年度一般会計の決算見込みであります。普通交付税が予算を2億3,400万円下回ったことに加え、地方譲与税等も大きく落ち込み、大変厳しい財政運営となっております。歳出におきましては、予算の効率的な執行により経費節減を図るとともに、歳入におきましては、可能な限りの財源手当に努める中、本定例会補正後における予算上の単年度収支は7,200万円程度の黒字となる予定であり、実質的な累積赤字額も前年度から改善し、約12億2,500万円となる見込みであります。除雪費を含め不確定要素もまだありますが、何とか単年度収支での黒字を確保するよう、残された期間につきまして

も歳入の確保等にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる健全化判断比率についてであります。本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率は4パーセント程度と平成19年度決算とほぼ同率であります。連結実質赤字比率は公立病院特例債が認められる予定であることなどから、19年度よりも6パーセント程度改善され、10パーセント程度となる見込みであります。なお、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、算定する際に用いる係数にまだ不確定要素が多いことから、現時点では試算しておりません。

次に、平成21年度の予算編成についてであります。基本姿勢として事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して緊縮予算を編成するとともに、一方で限られた予算の中で国や道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については3パーセント程度ではあります。伸びを見込めたことは明い要素ではありましたが、予想以上に地方譲与税等の減少が大きく、一般財源総額についても対前年度より減少すると見込まざるを得なかったところであります。それらのことから、最終的に一般会計の収支の均衡を図るためには、職員給与等の削減継続を決断せざるを得ず、今回の編成作業につきましても、大変厳しい状況であったと思っております。そのような中であっても、公共事業費の増額や前倒しのほか、商業・観光施策等にも配慮するとともに、今定例会中に国の雇用対策交付金関連事業につきましても、追加提案をさせていただき予定であり、現状の財政状況の中では、可能な限りの工夫をしたものと考えております。

次に、財政健全化計画の平成21年度における目標の達成についてであります。21年度は現在の財政健全化計画上の中間年となり、24年度での赤字解消に向けて累積赤字を減少へと転じていく分岐点となる年であります。ここ数年の傾向にありますとおり、本市の財政収支を左右する最大の要因は地方交付税の動向であり、現時点ではまず21年度の地方交付税が予算額を確保できるよう強く期待しております。一方で市税を中心とする歳入の確保や経費の節減など、収支両面の取組を今後とも引き続き強力に実行することにより、健全化計画上の21年度の目標を達成し、24年度の黒字化へと着実に歩みを進めることができるよう、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、丸井今井跡など中心市街地活性化方策についての御質問でありますけれども、まず丸井今井跡の後継テナント等についての情報であります。先日の提案説明でも申し上げましたとおり、現在、施設を管理する小樽開発株式会社が大手ディベロッパーと施設の一体的な活用に向けて精力的に交渉していると聞いております。市といたしましては、中心市街地の活性化のためにも、この施設が一日も早く全館再活用されること、また、中心部には大規模な収容能力のある宴会場を備えたホテルがないことから、早期に新たなホテルが進出してくることを期待しております。詳細な情報につきましては民間同士の交渉のため承知しておりませんが、今後の施設再生に向けて、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、施設の再開についての課題でありますけれども、1点目としましては、小樽開発株式会社が抱える金融債務を処理すること、2点目は、施設が共有名義となっているため、再開に当たって共有名義者全員の合意を取り付ける必要があること、3点目は、現行の駐車場の形態が立体式となっているため、大型車の乗り入れが困難であることなど伺っております。

また、これらの課題については現在交渉中の大手ディベロッパーも認識しており、解決に向けて精力的に取り組んでいると聞いております。

なお、再開の時期につきましては、現在も交渉中のため明らかになっておりませんが、一日も早く合意に達し、再出発ができることを期待しております。

次に、小樽駅前再開発ビルの商業施設棟の入居状況についてであります。商業棟の1階に10店舗、地下に1店舗の計11店舗が出店する予定となっております。1階の店舗は旧第3ビルの権利者を中心に銀行や喫茶店、歯科医院などが、また地下には大手ドラッグストアが入居する予定となっており、そのうち4店舗が地元以外からの出店となると聞いております。

次に、ホテルの地元雇用についてでありますけれども、ホテルを運営する株式会社共立メンテナンスでは、3月上旬に開業準備室を開設し、その後、雇用など具体的な内容を取り決めると聞いております。

次に、マンションの購入者でありますけれども、分譲戸数117戸のうち、現在、契約戸数は80戸程度で、そのうち市外からの購入は20戸程度と聞いております。

次に、人口減対策と関連施策の一元管理についての御質問であります。まず移住促進に関する取組や成果、今後の方針等についてであります。本市の移住促進事業につきましては、平成17年度から移住ワンストップ窓口の開設による相談の受付や移住専用ホームページでの情報発信のほか、大都市圏でのプロモーションによるPR活動を行ってまいりました。

また、昨年7月には「おたる移住・交流推進事業研究会」を設立し、長期滞在メニューのデータベース作成や、それを基にした移住PRパンフレットの作成、独自ホームページの開設、大都市圏プロモーション活動でのアンケート調査の実施など、各種調査・研究事業を進めてまいりました。移住ワンストップ窓口開設後のこれまでの実績としましては、移住に関する相談が本年1月末で延べ169件あり、そのうち市で確認できているもので28世帯、65人の方々が本市へ移住してきております。

また、2地域居住や短期居住の実態は把握しておりませんが、1週間から3週間程度の、いわゆるお試し暮らしの実績につきましては、市のホームページに掲載している三つの施設においてこれまで把握しているもので8件ありました。

なお、今後の対策につきましては、短期的には長期滞在者の増加を図り、それを季節移住や2地域居住、さらには定住者増へと結びつけていくことを当面の課題としており、長期的には移住を受け入れる総合的な窓口がビジネスとして民間に移行していくことが必要であると考えております。

次に、移住者を対象とした住宅建設等に関する優遇措置についてでありますけれども、現在、移住者を対象とした優遇措置は本市にはございませんが、住宅建築や土地の購入に関する優遇制度を設けている市町村もあり、移住政策を推進する上では有効なセールスポイントであると思います。しかしながら、このような優遇措置には、転勤者など一時的な移住者に対する扱いや既移住者とのバランス、また財政的に可能かどうかなど、種々の課題もありますので、これらのことを踏まえて、今後、研究してまいりたいと思います。

次に、人口対策としての企業誘致についてでありますけれども、企業誘致に係る主要な施策としましては、平成18年に企業立地促進条例を制定し、新たに工場等を建築した場合に、固定資産税と都市計画税を2年間免除する優遇措置を設け、誘致に取り組んでまいりました。本条例の適用を受けた企業は、平成18年度、19年度を合わせて16社で、そのうち7社が市外から新たに進出した企業であります。平成20年度は6社が申請中であり、そのうち1社が市外からの企業であります。これに伴う雇用の増加につきましては、18年度、19年度を合わせて227名が、20年度は34名が、それぞれ新たに雇用されております。そのほか条例は適用されないものの、平成18年度から20年12月までに21社が新たな操業開始で、3社が工場等を増設しており、これについても一定程度の雇用増加に寄与しているものと考えております。

次に、少子化対策についてでありますけれども、本市においては平成17年3月に「おたる子育てプラン」を策定し、専業主婦家庭を含めた子育て家庭への支援に取り組んでまいりました。これまでの取組の主なものは、保育所入所定員の拡大、延長保育の実施箇所の拡大、休日保育の実施、家庭で子育てを

する親子を対象とした「わくわく広場」「あそびの広場」、杜のつどいが実施する「杜ひろランド」の開催、小樽公園こどもの国ゾーンの整備などであります。

また、取組の成果についてでありますけれども、今申し上げましたような事業に取り組んでまいりましたが、本市の出生数は残念ながら平成20年が758人で、依然として厳しい状況にあります。今後もさまざまな角度から少子化対策に取り組んでまいりますが、少子化対策は一地方自治体のみで取り組むのには限界がありますので、本格的な国の施策に期待するところであります。

次に、今後の人口対策についてでありますけれども、本市における全庁的な取組としましては、平成17年12月に特に重点的取組が必要な部局の課長職で構成した人口対策会議を設置し、今後取り組むべき事項について議論を重ね、その方向性を確認し、平成18年6月に中間取りまとめを行いました。しかしながら、その後、具体的な施策を進めるに当たり、なかなか効果的な手だてを見いだせないのが現状であります。本市の人口問題につきましては、言うまでもなく長年の課題であり、人口の定住には何といいましても働く場、生み育てる場、暮らしの場といった市民が快適に生活できる環境を整えることが第一であるとの認識の下、これまでも各部署において重点的に取り組んできたところであります。今後におきましても、多様な施策を積み重ねていくことが、結果として総合的な人口対策となるわけでありますから、各部署の最重点課題として引き続き着実な取組を進める考えであり、一元化する機構の設置とまではいきませんが、必要があれば政策検討会議等、既存の庁内会議を利用する中で横断的にとらまえてまいりたいと考えております。

次に、今後の税収減への対応でありますけれども、人口減に伴う税収減については、本市のみならず全国の地方自治体の大きな課題となっていることから、全国市長会としても国に対して税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築することや、地方が担う事務と責任に見合う税源配分を基本とし、当面、国、地方の税源配分5対5の実現を図ることにより、地方税の充実を図ることを求めており、市といたしましても、地方交付税制度が持つ財源保障・財源調整両機能の強化とともに、これらの動きとも歩調を合わせて国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

また、自主財源の根幹をなす市税収入の確保につきましては、行政運営上極めて重要な要素であると考えており、今後とも企業誘致の促進などのほか、公共事業の追加や前倒し実施といった経済対策を含め、市としてできる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院改革プランの「進捗状況の点検・評価」についてでありますけれども、改革プランの具体的な取組項目につきましては、両病院のそれぞれの部門で検討し掲げたものでありますので、まずはその部門ごとに進ちょく状況の点検を行うなど、両病院において点検や検証を行い、さらには病院事業管理者の下で経営戦略会議メンバーなどにより、例えば四半期ごとなど一定期間ごとに総括的な点検、検証、評価を行っていく必要があると考えております。

また、第三者機関による外部評価につきましては、客観的な評価を求める必要がありますので、決算の概要を示せる段階で行うことが適当と考えております。

また、これらに伴う人員配置についてですが、プランの進ちょく管理は事業管理者の下で経営管理部が中心となって取りまとめることとなりますので、そのための必要な人員配置を行う予定ですが、具体的な項目の点検・評価や改善実施は主に両病院の各部門ごとに行う必要があり、病院職員全体の協力体制の下、着実に遂行してもらいたいと考えております。

また、改革プラン実施に当たっての課題ということではありますが、外的な要因に左右される医師などのスタッフの確保や、診療報酬の推移などにどう対処していくかということが大きな課題であると考えております。

次に、医師確保についてでありますけれども、市独自の医師確保対策というのはなかなか難しいと考  
えますが、これまで病院が実施してきたことといたしましては、現在、医師の派遣を受けている北大、  
札幌医大の各医局への医師派遣の要請に加え、幅広く医師を求める観点から、新たな医局へ赴いての派  
遣要請や情報収集、さらには個々の医師の人脈による要請のほか、医療関係雑誌への求人広告掲載など  
も行っているところであります。

なお、現在は、4月から事業管理者としてお迎えする並木教授の助言や協力も得ながら、さらに積極  
的に取り組んでいるところであります。

また、医師の過重労働の解消や診療環境の整備も大切な視点であると考えておりますので、医師の事  
務負担の軽減やオーダリングシステムの導入、医療機器の充実などにも力を入れるとともに、処遇改善  
にも取り組んでまいります。

次に、コンビ受診の実態でありますけれども、本市の救急外来は、在宅当番医の輪番制と夜間急病  
センターで行っております。これらを委託しています小樽市医師会に問い合わせしたところ、軽症患者  
が多く来院したことにより、重症患者の診療に支障が出るようなケースはないとのこととあります。ま  
た、市立病院についても同様であります。しかし、夜間急病センターにおいては、内科医と外科医の2  
名体制であります。虫歯による歯痛や目にごみが入ったなどの軽度な患者も来ていると聞いておりま  
すので、救急医療機関の役割や適切な利用について、周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、時間外受診者数についてでありますけれども、両市立病院の合計では、平成18年度は3,388人、  
19年度は3,376人と、ほぼ同数で推移しておりますが、20年度1月末累計では2,446人となっており、前  
年度よりも減少する見込みとなっております。

なお、医師会傘下の各病院については、医師会に問い合わせしましたが、時間外診療の受診者数の把  
握はしていないとのこととあります。

次に、がん検診についての御質問であります。まず本市におけるがん検診の受診率につきましては、  
平成19年度、胃がんが9.6パーセント、肺がんは13.9パーセント、大腸がんは17.7パーセントとなってお  
り、17年度と比べほぼ横ばいで推移しております。また、子宮がんにつきましては16.6パーセントで、  
17年度に比べて低下しておりますが、乳がんは11.7パーセントと上昇しています。受診率を年齢ごとに  
見てまいりますと、胃がん・肺がん・大腸がん検診については、40から50歳代の受診率が他の年代と比  
べ低い傾向にあり、子宮がん・乳がん検診では、20歳から40歳代の受診率が高い傾向にあります。

次に、子宮がん検診と乳がん検診の受診間隔についてであります。平成16年、国によるがん検診に  
関する検討会が行われ、この中で子宮がん、乳がんにつきましては、一般にがんの進行が緩やかであり、  
二、三年に1度の受診間隔でも、がんの発見率や死亡率に影響がないことが医学的に確認されておしま  
す。このことから、平成17年度より2年に1度の受診間隔になったものであります。

次に、がん検診の住民周知と受診率向上のための方策ということですが、がんは市民の死亡原  
因の第1位であり、市民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、がん検診の受診率  
向上が大きな課題であるものと認識しております。本市では、これまで、がん検診の重要性を周知する  
ために広報おたるやホームページ、回覧板のほか、パネル展を開催するなど、さまざまな方法を組み合  
わせて周知に取り組んでまいりました。今後につきましても、国の目標値である受診率50パーセントを  
踏まえ、より実効性のある周知活動や受診しやすい体制整備に努め、がん検診の受診率向上に向け、鋭  
意取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長（菊 譲）** 横田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加が少なかった理由についてであります。この調査は全国学力・学習状況調査とは違い、参加については各学校が判断するものとなっております。4月に届いた文部科学省からの通知では、実施期限が7月末であることから、参加する学校が4校にとどまりました。参加できない学校の理由としては、2学期以降に計画している学校が22校、本年度計画していない学校などが15校でした。その後、日程を調節するなどして7校が追加して実施することになり、その結果、小樽市では11校が参加しております。

なお、12月に本年度の体力テストの実施状況を調べたところ、37校において全種目又は一部実施が報告されております。

このようなことから、全国・全道と比較して本市の参加校が少なかったのは、2学期以降に計画していた学校が多く、日程の変更の難しいことが主な理由ではないかと思っております。来年度につきましては、本調査の趣旨を踏まえ、積極的に参加するよう各学校に働きかけてまいります。

次に、体力の向上についてであります。子供の体力の低下や積極的に運動する子供とそうでない子供が二極化しているとの指摘もあります。こうしたことから、学校教育推進計画に示す今後5年間をかけて体育科においては子供たちの体力の状況を的確に把握し、指導内容、指導方法の工夫改善を図りながら、基礎的な身体能力の育成に努めるとともに、クラブ活動、運動会、遠足や球技大会などの特別活動及び部活動などと関連させながら体力の向上に努めていくよう各学校に指導してまいります。

また、健康に関する指導については、これまで以上に学校と家庭が連携をしながら、望ましい食習慣や基本的な生活習慣などの育成に向け、計画的、継続的に取り組んでまいります。

次に、学力・体力テストの結果の公表についてであります。議員が御指摘のとおり学力や体力の実態を的確に把握し、その情報を学校と保護者と共有しながら指導改善に生かすことは大変重要なことであると考えております。個別の結果については本人や保護者に提供されていますが、市町村名や学校名を明らかにした結果の公表については、何度も答弁してございますが、過度の競争や序列化を招くおそれがあることから行わないよう実施要領に定められております。小樽市としては、学力や体力テストの結果の公表については、今後も道教委の指導を踏まえ、実施要領に基づいて対応してまいりたいと考えております。

次に、小樽市におけるネットいじめの現状についてであります。平成19年度文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりますと、携帯電話等によるひぼう中傷の件数は、小学校9件、中学校7件、計16件となっております。態様については、メールにより相手に悪口を送信したとするものがほとんどで、ほかに相手の保護者の携帯の留守番電話に悪口を残したとするものもありました。なお、16件については、すべて指導し、解消されております。

次に、学校裏サイトの存在やネットパトロールに対する取組についてであります。冬期休業中、全小中学校においてインターネットにおける学校非公式サイトやプロフィールサイト等による悪質な書き込みの有無について点検を行いました。今回の調査では悪質な書き込みは見られませんでした。その後も各学校では定期的に点検を続けております。しかし、サイトにパスワードが設定されるなど、学校からの検索が難しい場合も多く、検索の方法について研修会を開催するなど、改善に向けた取組を進めてまいります。

次に、学校への携帯電話の持込みについてであります。これまでも市内の小中学校においては、学校へ持ち込まないよう指導をしてまいりましたが、このたび道教委から学校における携帯電話の取扱い等についての通知を受け、その通知の趣旨や小樽市情報モラル検討委員会での検討結果を踏まえ、各小

中学校に対して市教委としての基本的な考え方を示しました。その主な内容は、携帯電話の学校への持込みは原則禁止、例外的に持込みを認める場合には、学校と保護者との十分な連携の下、学校での教育活動に支障がないよう登校時に一時的に預かり、下校時に返却すること。一方、道徳や教科などにおける情報モラルに関する指導の工夫改善や啓発資料、学校だよりなどの活用により、家庭におけるルールづくりの必要性などについて周知徹底を図っております。

次に、小樽市におけるいじめの状況についてであります。平成19年度文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、いじめの認知件数は小学校453件、中学校60件、計513件となっております。いじめの発見のきっかけは、アンケート調査によって認知した件数が全体の4割程度と一番多く、次いで本人からの訴え、当該児童・生徒の保護者からの訴えとなっております。市教委として、いじめ防止キャンペーンを年2回実施し、各学校ではこれまで以上に独自のアンケート調査や個別面談など、実態の把握に努めてきたことから、いじめの認知件数が増加したものと考えられます。

なお、本調査におけるいじめ513件のうち、477件については昨年度内に解消しており、継続していた36件についても、現在すべて解消していると報告を受けております。

最後に、いじめ問題の解決に向けての見解についてであります。いじめは次世代を担う子供たちの基本的人権を脅かす絶対に許されない行為であり、教育に携わるすべての人がいじめ問題の重要性を改めて認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応することが大切であると考えております。市教委では、平成19年度には生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成し、全教員へ指導の一助とすべく配布するとともに、いじめ防止キャンペーンを実施しました。本年度はそれに加えて7月、全校一斉に子供の安心・安全を守る取組も行い、学校、家庭、地域、関係団体と一体となって、いじめ問題の解決のため、さまざまな取組を行ってまいりました。今後も、いじめは、どの子供にもどの学校にも起こり得る問題であることを関係者のみならず市民にも十分認識していただき、いじめを許さない学校づくりに取り組んでまいります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 23番、横田久俊議員。

**23番(横田久俊議員)** 教育委員会に1点だけ確認といいたいでしょうか。前々から言っている学力テストあるいは体力テストの公表ですが、御答弁では道教委の実施要領に公表するなど書いてあると。過度な競争や序列化を招くおそれがあるということですが、都道府県レベルで公表しているところもあります。大阪をはじめいろいろあるのですが、都道府県がそういった縛りをなくするといいたいでしょうか、実施要領に書き込まなければ小樽市は、これは実施するということなのでしょう。現実に各学校の校長以下教員は、自校が例えば道内のどの辺にいるかというのは各学校ではわかっているわけです。今のお話を聞きますと、隣の学校に聞いて、あなたのところはどうか、こちらはどうかという、自動的にランクがわかるのです。

ですから、そうやってランクがわかるのであれば、最初から公表しても私は特に問題ないのかと思いますし、保護者レベルでそういうことは全市のことはできないでしょうから、保護者だけが蚊帳の外に置かれるみたいな格好になってしまうと思いますので、道教委のその辺の方向がどんなふうになっているか、今ここではわかりませんが、もしおわかりでしたら今後の公表の方針についてお答えいただければと思います。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 譲）** 横田議員の再質問にお答えいたします。

文部科学省の学力・学習状況調査につきましては、今年で2回目でございますが、今後、何年か継続していく中で、各学年の子供たちの学力の定着度を知るという大きな役割を担っており、その結果をもって学習指導の工夫改善に資するものでございまして、今後これを継続していくためには、現段階ではやはり北海道教育委員会の考え方としては、市町村別の公表でありますとか、学校別の公表をしないで、とにかくまずこのテストを何年も継続していくことに意義があるのではないかとこの観点に立ってございますので、小樽市教育委員会といたしましても、その思いを十分に酌み取りまして、現状においては北海道教育委員会の指導の下で行っていくという考えに立っているところでございます。

**議長（見楚谷登志）** 横田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時11分**

**再開 午後 2時40分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表して質問します。

最初に、雇用・失業問題で尋ねます。

小樽市政をめぐる緊急課題は、少し前までは財政問題をどう立て直すか、また市立小樽病院の建替え問題が市民の大きな関心事でした。ところが、これに加え企業倒産と雇用・失業問題が大きくクローズアップされてきました。

初めに、小樽の雇用・失業問題の現状と問題点、企業の経営実態と打開策等について詳しく報告してください。

我が党に寄せられる相談内容の特徴は、本州での派遣切り、期間社員の雇い止めなどで、小樽の親元に帰ってきて親が年金生活で、親子ともども生活困難に陥っている。また、市内企業の倒産で失業し、再就職ができないで生活に困難を来しているなどで、極めて深刻です。加えて、市内の企業での不当労働行為による失業と生活困難です。現在、全国的に問題となっているのは、大企業が倒産しないのに、派遣切りや期間社員の雇い止めで失業者が増大しているのが特徴です。ところが、小樽の大きな特徴は、会社そのものが倒産していることです。失業者を出さないためにも地元企業を守ることは緊急の課題となっています。同時に、市内企業が不況で困難な中でも法令を遵守し、従業員の雇用確保と生活を守っている企業が多数存在することは、小樽の誇りでもあります。小樽市内で働くことに希望の持てるまちにするために、市長も率先して努力することが必要です。市内には、現在の雇用・失業問題改善のため、困難に遭遇した人々の相談に乗り、差し当たりの生活を支援するため懸命の努力を続けている団体や方々がおられます。これらの方々とスタンスの違いはあっても、連携していくことも新たな方策です。市長の見解を求めるものです。

次は、政府の雇用対策を積極的に活用する問題です。

我が党は、雇用・失業問題で今年になって2回にわたり市長に申入れを行ってきました。まず、国の第2次補正予算関連事業についてです。政府の雇用対策を市長はどのように活用しようとしているかは、第1回定例会の各会派への議案説明で報告されましたから、議員の皆さん方は御承知のとおりですから

詳しくは繰り返しません。その結果、どのような雇用効果を創出できるかについて、事業ごとに説明を求めます。

国の平成20年度第2次補正予算関連で、市としての取組について議会に説明がありましたが、地域活性化・生活対策臨時交付金の活用を決め、その中の8,900万円を基金に積んで新年度で事業を具体化するとのことです。また、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業臨時特例交付金の二つは、北海道と協議して新規事業として21年度当初予算の補正で追加提案を予定しているとのことです。また、昨年7月の政府の地域雇用創造推進事業と年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置をどう活用したのでしょうか。政府の制度を十分活用しきれなかったとしたら、その原因についても説明をしてください。

次に、今回の金融危機からの新たな採用ではありませんが、平成14年度、18年度に続いて21年度も10人の新規高校卒業生の臨時採用を予定しているとのことです。現在の雇用・失業の現状に照らして、採用数の増員を図るべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

また、類似都市の高校生等の臨時採用についても説明をしてください。

現行制度の下でも首切り、雇い止めは阻止でき、大量首切りを防げることに、市長の見解と対策を求めます。参考資料として質問通告と同時に、この問題を国会で取り上げた我が党の志位和夫委員長の国会質問と政府答弁については事前にお渡しをしておきました。これ以上の失業者を出さない努力について、市長の見解をお聞かせください。

小樽市内で不当労働行為はないか。労働基準監督署などとも連携し、法令に反することが市内で起きないように努力することは、市長としても当然と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、失業し、住む家もない方々に対する緊急生活支援を強める問題です。

まず、住宅の確保についてです。雇用促進住宅への入居についてはハローワークで取り扱うとのこと。国土交通省より各都道府県知事あてに通知が来ていますが、市内にある雇用促進住宅でこれに対応して即入居可能な戸数は何戸確保されているのか、お知らせください。

同じく、市営住宅ではどうかについてもお答えください。

次に、生きるための唯一のセーフティーネットは、現在では生活保護制度しかありません。政府の方針の新たな見解は出されていないとのことですが、小樽市の受付の現状等について説明をしてください。

次に、地元企業支援対策について伺います。

小樽の現状の特徴から大事な問題です。平成20年度に行った地元企業に対する市の主な事業を説明し、その効果について報告してください。

次に、政府の昨年10月31日からの緊急保証制度についてお尋ねいたします。

小樽市における緊急保証制度の現在までの認定状況について報告してください。

このうち本人の直接申請ではなく、金融機関が代理で申し込んだ件数とその比率、うち金融機関のつけ替えなどの悪用はあったかどうか、説明をしてください。

この中で貸し渋りがなかったのかどうか説明をしてください。

政府保証の問題で12月議会で指摘した制度の悪用や貸し渋りがなかったかどうかを尋ねたとき、産業港湾部の人員配置の関係から追跡調査には時間がかかるとのことでした。市長にお尋ねしますが、小樽市経済の主力である地元企業の差し迫った問題で、市の職員数が足りなくて調査が直ちにできない、手を打てない事態は改善すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、市内の各金融機関ごとの預貸率について伺います。

小樽市統計書には、市内の金融機関の合計ではありますが、預貸率が掲載されております。普通銀行

への預金は平成19年で2,898億300万円、貸出総額は1,622億5,400万円、預貸率は55.98パーセント、信用金庫と信用組合は預金総額1,372億4,500万円、貸出総額694億2,400万円、預貸率50.58パーセントです。各金融機関ごとの内訳は、その気になればすぐ公表できるはずですが、なぜ各金融機関が公表しないのか、その理由をどう承知しているか説明をしてください。この小樽の預貸率は道内の類似都市と比べてどうなのか、比較について説明をしてください。

金融機能強化法の改正で、公的資金導入枠が大幅に拡大されました。理由は、中小企業への貸出しの財源とするということです。北洋銀行が全国に先駆けて、初めて公的資金導入を明らかにいたしました。しかし、中小企業が借りるときは、同行の貸出基準に基づいての貸出しとなっています。これまでも同行は、この基準に基づいて地元企業に貸出しを行ってきたと市に説明をしているはずですが、北洋銀行に公的資金導入で中小企業への新たな貸出財源となっても基準を緩めない新たな貸出しにならないのではないのでしょうか。公的資金で本当に借りられるようになるのか、地元企業の基本問題だけに市長の見解を求めるものです。

このことに関して、現時点で各金融機関の小樽市内での預貸率はどうなっているかを明らかにしておかないと、本当に貸出しが公的資金導入で増えたのかどうか分からないのではありませんか。昨年12月議会で私がただしたときも、各金融機関ごとの市内の預貸率は明らかにできないとのことでした。各金融機関から返事があったとのことでしたが、市内の金融機関では、公的資金の導入を明らかにしているのは現在のところ北洋銀行のみですが、公的資金導入によって中小企業への貸出しが増えたかどうかは、どのようにしてわかるのでしょうか。市長はどのようにしてこれを掌握するつもりか、見解をお聞かせください。

市内金融機関のそれぞれの預貸率がどうなっているかを明らかにしないことは納得できません。金融機関の小樽各支店の預貸率を昨年12月議会で要求したとき、当時、北洋銀行は自分のところは明らかにしてもよいと言っていました。その後、ほかの金融機関がそろって明らかにできなくなって、北洋銀行も明らかにしなくなった経過があります。北洋銀行は、一度は小樽市内での預貸率を明らかにすると表明した唯一の金融機関です。また、同行は、小樽市の指定金融機関です。また、今回の公的資金導入を申請しようとしているのは同行のみですから、少なくとも同行は、ほかの金融機関に先駆けて預貸率を明らかにすべきではありませんか。市長から同行をはじめ市内の各金融機関に強く要請すべきではありませんか。見解をお聞かせください。

次に、小樽市内の信用保証動向について伺います。

北海道信用保証協会が去る1月22日、2008年4月から12月までの信用保証動向を発表しています。小樽市内の信用保証動向について説明をしてください。

この発表に関して、過去の数値と比較して小樽市内の企業の経営実態は改善されているのかもお答えください。

次に、小樽グランドホテルの閉館に関してです。

先ほども質問がありましたけれども、稲穂1丁目再開発は優良再開発で、再開発の見本みたいに言われてきました。丸井今井の撤退に続き、その跡も埋まらないうちに、今度は小樽グランドホテルの閉館で、小樽市内の中心街の看板的存在であった同地域の空洞化は、市民に大きな衝撃を与えました。昨年12月、サンモール・ネオの今年3月末での閉鎖、これが発表されたとき、一時は丸井今井の後が決まるのではないかと期待感もありました。しかし、その直後、今年に入ってグランドホテルの閉館が明らかになると、関係者の間にも複雑な思いが交錯し、小樽開発と交渉しているディベロッパーが丸井今井跡とグランドホテル跡をセットで誘致しているのではないかと懸念も取りざたされています。ディベ

ロッパーと進出企業との交渉の現状はどうなっているのか。事の経過と真相について説明をいただき、あわせて今後の見通しについて市長の見解を求めるものです。

この問題で指摘しておかなければならないことは、築港再開発で巨大商業施設とホテルを小樽市の中心事業として推進したことが大きく影響していることです。築港再開発のとき、既存の中心街との共存共栄ではなく、共倒れになると反対したのは我が党だけでしたが、小樽グランドホテルの閉館を機にマスコミにもこの指摘の正しさを裏づける記事が掲載されています。市長は、2月25日の所信表明演説で、小樽を取り巻く諸課題の二つ目にウイングベイ小樽の最近の特定調停の件に触れられておりました。OBCの今後について、市としてどうするのか対策をお聞かせください。

これに関連して指摘しておかなければならないのは、市長のまちづくりの基本姿勢についてです。この問題をあえて指摘するのは、今後のまちづくりに当たって大企業優先がいかに間違いであったかということを経験としなければならないからです。全国的に郊外への大企業の進出で市街地の空洞化が進んだため、国も方針を転換し、中心街の活性化を言わざるを得なくなりました。ところが、小樽市の場合、築港再開発が失敗に終わったにもかかわらず、今度は新幹線で、天神地区の狭い沢に新たな駅舎をつくるという問題が出てきました。これは将来のことではなく、新年度予算案で都市計画道路将来交通量推計調査費として260万円が計上されています。全国的な反省の中であって、新幹線の新函館 - 札幌間の全線フル規格での一日も早い認可、着工と早期完成にはまり込んだことで、小樽はまたも財政難の中で中心街から離れた天神地区に巨額の税金を投入する方向に走り出しました。新幹線小樽駅建設で小樽の活性化は見込まれるのか、全国的まちづくりの方向に反しているこの問題での市長の見解を求めるものです。

財政問題で伺います。金融危機対策の政府の平成20年度補正予算案と21年度予算案に関して市長の見解を求めて質問します。

金融危機の影響は深刻で、全世界を覆っていますが、この危機の影響が本市経済にどのように現れ、今後どのような影響を受けるか、まず市長の見解を求めます。

我が党は、政府の平成20年度補正予算案と新年度予算案に対しては、深刻な経済危機の中で国民や中小企業などに抜本的対策が求められているにもかかわらず、この国民の願いにこたえる実効性のあるものにはなっていないと判断しています。逆に大企業、大銀行、大資産家への応援策は大盤振る舞いであるとの見解です。

加えて、昨年12月24日の閣議決定の税制抜本改革の道筋を示した中期プログラムで、消費税率の引上げを2011年度より実施できるよう必要な法制上の措置をあらかじめ講ずることを明らかにしたことは、金融危機の下で、そこからの脱却、転換を求める国民の声を真っ向から踏みにじるものだと言わなければなりません。

同時に、金融危機の下で国民の強い要望を反映して、雇用確保、中小企業の仕事確保にも、わずかとはいえ緊急措置がとられています。平成20年度補正予算案で、ふるさと雇用再生特別交付金2,500億円、緊急雇用創出事業交付金1,500億円、地域活性化・生活対策臨時交付金6,000億円、新年度予算案で普通交付税で、地域雇用創出事業推進費という名で5,000億円が予算措置されました。合わせて1兆5,000億円が組まれましたが、金融危機から中小企業を救い、雇用確保の抜本的対策を求める国民の願いから見て、極めて不十分です。

一方、同じ平成20年度の国の第1次、第2次補正予算案の特徴は、大銀行、大企業優遇です。例えば大銀行に向け、アメリカなどの債券を買い込んで、古い言葉ですが紙くず同然になった場合、これらの大銀行に公的資金を導入し、救済するために10兆円の枠を新たに設けました。また、大企業が自社の債

券を売り出した場合、買手がつかないで困ったら、このとき買取りまでする、いわゆるコマーシャルペーパーの買取りができるようにもなりました。大企業、大銀行には、20兆円を超える補正予算です。あまりにも大企業優先ではありませんか。これで中小企業の景気回復と称しています。こんなことでアメリカ発の金融危機を乗り切れるのでしょうか。政府の予算編成は、直接、地方自治体の財政にも大きな影響を与えますので、この問題での市長の見解を伺います。

政府のこの間の地方財政対策に関して伺います。

政府のこういう予算編成ですが、地方財政計画で平成20年度、21年度と地方一般財源が地方六団体をはじめ地方自治体の強い要求で、2年連続して交付団体への一般財源の増額措置を講じざるを得ませんでした。このことは、平成16年度から18年度の三位一体改革での地方交付税の大幅削減をはじめとする地方財政削減、地方切捨での構造改革路線の破たんを意味しています。交付団体への地方一般財源が2年続けて増額になったとはいっても、特別措置、臨時的な措置であって、政府の地方財政の基本方針は、2006年の骨太の方針で公務員給与関係費、一般行政経費、投資的経費の削減が前提とされており、2009年度までの集中改革プランの実施、08年度からの地方公共団体財政健全化法の施行の下で国の水準を上回る歳出削減を進めるものには変わりはありません。

このように2か年の臨時的措置が講じられたとはいっても、依然として地方財政抑制路線が継続されており、この方針の根本的転換なしには地方自治体の財政難、財政の根本的立て直しの保証はありません。地方六団体が一致して要求している地方交付税の水準を、平成15年度までに復元することを、引き続き地方の全力を尽くした努力で勝ち取ることが求められています。我が党はその先頭に立つ決意ですが、市長の見解をお聞かせください。

小樽市の予算の内容に関して伺います。

第1回定例会に議案第18号及び第19号として提案されている一般会計補正予算の合計は、5億4,830万円で、近年にはない大きな額です。これは金融危機に伴う危機的な状況に置かれている国民の雇用・失業・中小企業対策としてとられた補正予算が例年にない大きな規模となっているからです。国の補正予算のメニューの中から小樽市として適用されているのは八つの給付金、特別手当、交付金、補助金とありますが、事務費も含めて合計幾らになりますか。また、第1回定例会の比較で20年度の補正額を超える額は、最近ではいつあったでしょうか、お聞かせください。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して既存の事業の財源のつけ替えを行ったのは、何々で幾らになりますか。

次は、投資的経費の推移についてです。

投資的経費の削減は、平成15年度と19年度の普通建設事業費を比較すると23億700万円の減少です。また、平成5年度のピーク時と比較すると173億7,000万円の減少で、実に81.1パーセントの落ち込みです。地元企業への影響ははかり知れません。これが都市基盤の拡充に水を差し、市民生活の向上を抑えたばかりか、地元企業の不況、倒産の大きな要因となっていることは疑いありません。財政健全化計画の収支計画の見直しを第1回定例会に向けて検討すると表明していましたが、どうなっているのでしょうか。また、平成24年度までの赤字解消は可能なかどうか、再建の見通しについてもお答えください。

財政健全化法に基づく四つの財政指標が示され、2007年度決算から公表が義務づけられました。今定例会で平成20年度補正予算における財源として七つの事業に合わせて4億3,170万円の起債が導入されていますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はどのようになるのかお答えください。

また、起債導入によって一般財源4億3,170万円と地域活性化・生活対策臨時交付金の財源つけ替えと合わせて5億8,676万円が浮きますが、この財源はどこへ使ったのでしょうか。平成21年度の地方財政対

策で普通交付税額が1兆円上積みされたとのことですが、このうち5,000億円は先ほどの普通交付税ですが、雇用推進のために使ってほしいとのこと。小樽市への配分は2億7,800万円です。金融危機に伴う雇用・失業問題が深刻であるだけに雇用創出のために使うべきと考えます。新年度予算で雇用創出のためにどのようにこれを予算化したのでしょうか、市長の説明を求めるものです。

病院問題でお尋ねします。

市立病院は、国の公立病院改革ガイドラインに基づく市立病院改革プランを策定し、市立病院の経営改革を実現するために必要な基本的事項を定めました。その第一歩として、平成21年度から地方公営企業法の全部適用で経営形態の見直し、市長にかわって病院事業管理者を新たに4月1日に発令することになっています。市立病院改革プランは、病院の経営健全化を具体的かつ着実に実行していく道しるべと位置づけられています。果たしてこれで病院改革はうまくいくのか、多くの医療関係者が心配しています。また、多くの市民は、小樽病院はどうなるのか、新小樽病院は建設できるのかとの不安や疑問も出されています。市長は提案説明で、小樽市を取り巻く諸課題の第1に市立病院問題を挙げ、その決意のほどを語っています。また、小樽市立病院改革プラン(原案)が昨年11月に公表された直後の第4回定例会で、我が党の新谷議員の質問に答えて、改革プランによる期待を語りましたが、その後の市立病院調査特別委員会での議論、市民からのパブリックコメント、公立病院特例債の導入決定を踏まえ、改めてその決意のほどをお聞かせください。

以下、市立病院改革プランの内容に即して幾つか質問します。

初めは、一般会計による経費負担についてです。

病院事業会計への繰出し基準の基になる総務省自治財政局長通知と基準財政需要額算入内容について、まず説明をしてください。

次に、一般会計による経費負担の基本的考え方の項で、一般会計から病院事業会計への繰出しは一定のルールに従って行くと述べていながら、例外として平成20年度から24年度までは必要な繰出しを行うとしています。その理由は病院事業が資金不足を起こさないための財政支援としています。なぜこの期間のみ財政支援が必要かについては触れられておりません。理由を詳しくお聞かせください。

次に、昨年の第1回定例会に示された一般会計の財政健全化計画の収支計画で、初めて病院の不良債務全額を一般会計で負担する数値となりました。しかし、このときは口頭でもわかりやすく不良債務全額を一般会計で負担するとは説明していません。ところが、去る1月29日の市立病院調査特別委員会で初めて口頭でも不良債務は全額一般会計で負担すると宣言しました。平成18年第4回定例会に提出された病院事業会計資金収支計画では、不良債務44億円のうち、その半分は病院の努力で解消するとなっていたはず。我が党のその後の指摘で、市長をはじめ理事者は、答弁では不良債務の病院負担分が返済できないときは一般会計で責任を持つ、解消するとは言っていました。我が党は一貫して、不良債務解消の病院負担分はねん出できない、不可能と指摘してきましたが、今回初めて収支計画でも口頭でも一致して、一般会計負担とすることを公式に認めたわけです。不良債務の半分を病院事業会計の責任としていたのに、なぜ公式に不良債務全額を一般会計負担としたのか、現在までその理由の説明がありません。並木教授に病院事業管理者に就任していただくために、過去の不良債務は小樽市の責任で解消し、並木教授に負担は負わせません、一般会計で全額面倒を見ますと約束したのでしょうか。違うというなら、その理由をお聞かせください。

病院問題の最後に、病院の不良債務44億円をいつの時期から一般会計の全額負担とするとなったのか、お聞かせください。これは病院の収支計画とか一般会計の計数が異なっているから改めて聞くわけです。平成20年12月に市立病院調査特別委員会に配布された市立病院改革プラン(原案)によれば、平成18年度

以前の不良債務については、一般会計においてその解消額を負担することとしますと書かれています。しかし、それに先立つ平成19年6月の市立病院調査特別委員会に見直された病院事業会計資金収支計画を提出しています。これによれば、44億円の不良債務のうち、ほぼ半分近い額は病院解消分とされているのです。これ以降、市立病院改革プランで過去の不良債務は一般会計で全額解消になるとなった経過について具体的に説明をしてください。

次に、経営効率化についてです。

改革プラン37ページのうち資料を除く29ページ中、実に19ページにわたって詳細に展開されています。そして、計画期間中の年度別収支の見込みについても掲載されています。しかし、何といたっても収支計画どおりにいくかどうかは、医業収益がどうなるかがキーポイントです。中でも、医師確保が最大の課題です。改革プランの収支計画を見ると、平成21年度から小樽病院の3人の医師不足が解消されたものとしての計画となっています。これに狂いが生ずると改革プランの資金収支計画に直ちに影響が出てきます。3人の補充のめどは立っているのか、説明をしてください。

次に心配な点として、この間の自治体病院の経営難の原因に、医師不足のほかに診療報酬の相次ぐマイナス改定や交付税の削減があります。2002年度から2006年度までの診療報酬のマイナス改定で、その影響額は6億2,260万円と説明していましたが、2002年度と2008年度との比較で影響額は幾らとなるかお答えください。

次に、交付税ですが、公立病院での普通交付税は1997年度までは1床当たり74万2,000円であったものが2006年度で48万9,000円に削減され、小樽病院の普通交付税の削減は2億3,259万円にもなっています。伺いますが、2002年度と現在までの比較でマイナス影響額は幾らになりましたか、お答えください。

この診療報酬と普通交付税がどうなるかは今後の推移を見なければなりません、医師確保を含め改革プランの収支計画が無理な計画になっていないのか心配です。市長の見解を求めるものです。

次に、看護師の退職、採用見込み状況とその影響についてお尋ねします。改革プランでは、診療報酬確保の二つの柱の一つが7対1入院基本料の維持となっています。この3月末見込みで看護師の欠員は66人になると伺っています。7対1看護体制が確保されるのか、今後の見通しについて詳しく説明をしてください。

次は、救急医療体制の強化についてです。

改革プランでは、内科医を確保し、救急医療体制の強化に努めますとなっていますが、抽象的でよくわかりません。具体的に何を指しているのかわかるように説明をしてください。

再編・ネットワーク化協議会の中間報告でも、2次医療機関を確保することが必要であるとしていますが、それならばなぜ現在小樽病院は平日の内科で2次救急を受け入れないのでしょうか、その理由をお聞かせください。

また、現在の小樽の救急医療体制で、内科の2次救急受入れ病院、医療機関名と受入れ患者数、その比率についても報告してください。

再編・ネットワーク化についてです。

昨年9月に小樽市立病院改革プランを策定するに当たって、再編・ネットワーク化協議会の中間報告が市長あてに出されました。中間報告を改めて読み返してみましたが、課題の重さと短期間では結論が出ないような問題も含まれています。果たして本年の10月をめどに素案を策定し、市長に報告していただけるのか疑問です。この点に関して報告への要請者としての市長はどう考えておられるか、見解をお聞かせください。

次に、再編・ネットワーク化協議会は、10月の素案取りまとめに向け、どのような作業をしているの

か説明をしてください。

さらに、4月から並木教授が病院事業管理者に着任し、それ以降、再編・ネットワーク化協議会のメンバーとなりますが、これまでの4回の会合で確認されたことと並木病院事業管理者が就任した後の関係はどうなるのか、お聞かせください。

はたから見ていて中間報告以後、協議会の動きが見えません。並木病院事業管理者の着任を待ってから協議を再開するつもりなのか、事の経過がわかるように説明をしてください。

この問題の最後に、小樽市以外の協議会メンバーからどういう意見が出されたのか、またどういう資料の提出が求められたのか、報告してください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、雇用・失業問題について何点か御質問がございました。

まず、本市の雇用・失業問題の現状と問題点ではありますが、ハローワークによりますと1月末の小樽管内の有効求人倍率は0.38倍となっており、北海道の0.39倍より低くなっております。また、昨年9月の株式会社日交タクシーの倒産や本年2月の株式会社小樽グランドホテルの閉館により、多くの解雇者が発生するなど、市内の雇用・失業状況は極めて厳しい現状にあるものと受け止めております。

次に、企業の経営実態と打開策ということではありますが、市内企業は近年続きました原油や原材料の高騰などにより収益が悪化した上、昨年後半からは世界的な金融危機による国内景気の後退によって一層厳しい経営環境に置かれているものと考えております。本市経済を支えている中小企業は、幅広い分野でさまざまな事業を展開しており、また雇用の重要な担い手であることから、市といたしましては、すぐれた技術力や小樽のブランド力を生かした新商品の開発のほか、国内外への販路拡大に対し支援するとともに、企業誘致を効果的に展開するなど、地域産業の振興に努めてきたところであります。

次に、雇用・失業問題改善のための活動をしている団体との連携ということではありますが、市といたしましては、雇用相談総合窓口を設け、ハローワークなどの関係団体と連携しながら、解雇された方や事業者からの相談に対応しておりますが、今後もお話にありました団体からの相談等に対しましても、できるだけきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、国の雇用対策を活用して行う事業についてでありますけれども、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した事業では、市営住宅の外壁改修や解体撤去などを行う予定であることから、一定程度の雇用創出が見込まれるものと考えております。また、ふるさと雇用再生特別交付金は原則1年以上の雇用で地域の発展に資する雇用継続の見込まれる事業を、緊急雇用創出事業臨時特例交付金は6か月未満の短期的な雇用の事業を対象としており、これらの交付金を活用した事業を行うことにより、雇用機会の創出が図られるものと考えております。

なお、これらの事業につきましては、現在、道と協議中であり、協議が調い次第、本定例会におきまして追加で提案したいと考えております。

次に、地域雇用創造推進事業についてであります。この事業は自治体の産業振興施策との連携の下、雇用創造効果が高い事業を採択するもので、平成16年度から18年度までの3年間この制度を活用して、会場企業の人材育成事業や仕事支援相談窓口「ジョブポートおたる」の開設事業などを行ってまいりま

した。平成19年度からは道内から小樽を含め16市町村が申請しましたが、結果として小樽を含め既の実施した市町村は不採択となったものであります。今年度も申請を検討しましたが、新規性が強く求められ、新たな事業開拓が困難なことから、申請を見送ったものであります。

また、年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置についてであります。地方自治体が年末年始において緊急・臨時的に実施する雇用対策に対して交付税措置を行うものであり、昨年12月26日に道から市へ通知があり、今年の1月6日が提出期限とされるなど、検討期間が極めて短い中、冬期臨時学校用務員や市税などの事務補助職員としての採用について提出したものであります。

次に、新規高校卒業者の臨時職員としての採用の問題でありますけれども、現在のところ10名程度の採用を考えております。さらなる増員につきましては、できる限り配慮してまいりたいと考えておりますが、今後の申込みの動向や受皿となる配置可能職場の選定など、まだまだ不確定の要素もありますので、今後の情勢を見ながら判断をしてまいりたいと考えております。

また、本市を除く道内人口10万以上8都市の中で高卒枠を設けて臨時職員の採用を予定しているのは、旭川市と釧路市の2市であります。

次に、派遣切り、雇い止めに関連しての御質問でありますけれども、現行制度では同一業務の派遣可能期間を3年間に制限しているにもかかわらず、この期間を超えて働いている実態が国会等において議論されていることは承知しております。労働者派遣法については、制定から今日までの間、さまざまな課題が生じておりますので、法のあり方について国会において十分に議論され、国の責任において改めるべき点は改めていただきたいと考えております。

次に、失業者を増やさないための努力についてでありますけれども、昨年来の経済不況により本市におきましても企業の業績が悪化し、雇用面においても大変厳しい状況にあると認識しております。市といたしましては、国の交付金を活用した事業に積極的に取り組むとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、企業の雇用維持に対する支援策であります中小企業緊急雇用安定助成金の活用を促進するなど、雇用を守るための取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内での不当労働行為はないかという御質問でありますけれども、先日、市内企業を解雇された方が市の雇用相談総合窓口を訪れ、会社の寮の退去を求められていることから、住居の確保と当面の生活支援について相談があり、ハローワークや庁内担当部署で対応したことについては報告を受けております。

また、労働条件等が法令に違反した場合には、指導権限は労働基準監督署にありますが、市といたしましても、労働基準監督署と連携し、法令違反防止のため、一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、失業者への緊急対策として、市内雇用促進住宅で入居可能な戸数についてであります。ハローワークによりますと入居に際し一定の要件はありますが、潮見ヶ丘宿舎に2戸確保していると聞いております。また、市営住宅につきましても、塩谷A住宅に2戸確保しております。

次に、生活保護の受付状況でありますけれども、開始に至った件数の1月末現在の比較では、平成18年度は370件、19年度は341件、20年度は373件となっております。このうち、解雇、倒産、病気等のため仕事を失ったことにより保護開始となった件数は、平成18年度は50件、19年度は55件、20年度は50件となっております。

次に、地元企業支援対策についての御質問でありますけれども、初めに平成20年度に行った地元企業に対する主な事業と効果であります。まず融資の面では、融資期間が1年未満で低利の経営安定短期特別資金の利用件数が前年同期の2.2倍に伸びており、つなぎ資金として企業の資金繰りに活用され、企

業金融の円滑化に寄与したものと考えております。また、製造業に対する支援策としてのものづくり市場開拓支援事業では、札幌で開催された商談会において市内の機械・金属関連企業の紹介を行うとともに、札幌市との経済交流の拡大を図ることを目的として実施した地域経済交流促進事業では、手稲区の量販店において地場製品の販売を行ったところであり、これらの事業を通じて市内企業のすぐれた技術や商品群を市外の多くの企業や消費者に紹介することができ、今後も継続して事業を実施することで認知度が高まり、新たな市場や販路の開拓につながるものと考えております。

次に、緊急保証制度の認定状況についてであります。昨年10月31日から本年1月末までに268件を特定中小企業者として認定し、このうち金融機関を通じて申請があったものは194件で、全体の72パーセントとなっております。

また、いわゆるつけ替えや貸し渋りの有無についてであります。市が認定を行った企業のうち任意で抽出した147件に対し調査をしたところ、つけ替えに当たるケースはありませんでした。融資に至らなかったケースが6件ありますが、これは中小企業者の財務内容などが信用保証協会や金融機関の審査基準を満たしていないケースや保証料を滞納しているケースなどであり、金融機関からは貸し渋りに当たるケースはないと聞いております。

次に、緊急保証制度に対応するための人員配置であります。認定業務は企業の資金繰りと関係があることから、主に年末年始や年度末に申請が集中し、いわゆる繁忙期となりますが、担当課においては、グループ制のメリットを生かし、通常申請を受け付けた翌日には認定書の交付を行っております。しかしながら、繁忙期における個別の融資実態等に関する調査につきましては、即時に対応できない場合もあり得るものと考えております。

次に、類似都市の預貸率との比較でありますけれども、他都市におきましても、市の統計書に金融機関の貸出金と預金額が掲載されていることから、これに基づき調査を行ったところ、調査年の関係から平成19年末の預貸率が算定できましたのは、帯広市と苫小牧市の2市のみでした。両市とも対象となる金融機関の範囲が異なっており、一概に比較を行うことはできませんが、帯広市が80パーセント、苫小牧市が68パーセントとなっております。

次に、北洋銀行の公的資金導入についてでありますけれども、公的資金は金融機能強化法に基づいて金融機関の資本を増強し、中小企業向け融資の原資とすることなどを目的に導入されるものであります。同法は、昨年12月に改正され、公的資金の導入に当たっては金融機関が作成する経営強化計画において中小企業向けの貸出比率や貸出残高の数値目標の提示が義務づけられており、半年ごとの報告基準日において、計画の初期段階における目標水準と同等、若しくはそれを上回る水準とすることが求められ、2期連続で計画を下回った場合には、業務改善命令が発動されることとなります。したがって、一定の規律を求められる公的資金の導入は、中小企業に対する資金供給の拡大につながるものと言われております。

次に、公的資金導入後における同行の市内中小企業向けの貸出状況の把握についてであります。これまで同行は銀行法に基づく情報開示によって、財務諸表のほか中小企業等に対する貸出金残高などを公表しております。しかしながら、これは同行全体の情報を開示したものであり、支店ごとの情報は公表されていないことから、現時点では市内における中小企業への貸出状況を把握することは難しいものと考えております。

次に、市内金融機関に対し預貸率を明らかにするよう要請すべきではとのお尋ねでありますけれども、預貸率は預金に占める貸出金の割合を示すもので、預貸率の算定に用いられる貸出金には、個人向けの住宅ローンや地方自治体向けの資金が含まれていることから、預貸率の大小をもって金融機関の中小企

業に対する融資姿勢を比較することは誤解を招くおそれがあると市内金融機関から回答をいただいております。市といたしましては、金融庁が、緊急保証制度の利用を考えている中小企業に対し、金融機関が適切に対応しているかどうかの監視を強化し、悪質なケースについては行政処分の対象とすることとしておりますので、改めて要請をする必要はないものと考えております。

次に、信用動向調査と市内企業の経営状態についてでありますけれども、信用保証協会では毎月、保証承諾や代位弁済などの件数や金額を公表しております。調査結果によりますと、昨年4月から12月までの保証承諾の件数は1,231件で前年同期比119パーセント、額は約137億円で前年同期比124パーセントとなっており、増加の要因は昨年10月31日にスタートした国の緊急保証制度によるものと考えております。代位弁済の件数は102件で前年同期比170パーセント、額は8億7,000万円で前年同期比149パーセントとなっております。これは一昨年に比べて昨年は大型倒産が相次いだことのほか、融資の返済不履行が増加したことによるものと思われ、消費不況などの影響もあって、市内企業の経営状況は悪化しているものと考えております。

次に、稲穂1丁目再開発とまちづくりについての御質問でありますけれども、まずディベロッパー等との交渉についてであります。平成17年に丸井今井小樽店が閉店して以降、施設を管理する小樽開発株式会社は、継続的に複数のディベロッパーと交渉を行ってまいりましたが、合意に至らなかったと聞いております。現在、大手ディベロッパーとの間で丸井今井棟及びホテル棟、アネックス館を一体として再活用すべく精力的に交渉しているとのことですが、民間同士の交渉であることから、詳細な情報につきましては承知しておりません。市といたしましては、中心市街地の活性化のためにも今後の施設再生に向けて、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、株式会社小樽ベイシティ開発の今後についてであります。平成19年8月にOBCが特定調定を申し立て、平成20年4月に中間合意に至りましたが、スポンサー企業の撤退等により特定調停の継続が困難になり、本年1月にこれを取り下げました。提案説明でも申し上げましたとおり、OBCは債権者であるイオン北海道株式会社と引き続き話し合いを続けるとしておりますので、市といたしましては雇用を守る立場からも施設の存続を願うものであり、関係者の協議の推移を見ながら必要な協力は行ってまいりたいと考えております。

次に、まちづくりの基本姿勢についての御質問でありますけれども、利便性の高いコンパクトで安全・快適なまちづくりを目指すため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能を加え、にぎわいあふれる市街地の再生を進めております。今後とも市街地の整備や本市の歴史的資源を活用したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、財政問題についての御質問でありますけれども、まず世界的な金融危機が本市経済に与える影響についてあります。米国のサブプライム問題に端を発した金融危機により、世界経済の成長は減速し、これまで外需に依存してきた我が国では、自動車や家電などの輸出型産業を中心に大きな影響を受け、輸出額や鉱工業生産指数などが落ち込むとともに失業率なども悪化しております。この影響で国内企業の設備投資や個人の消費など内需も減退しており、このまま円高傾向や株価の下落が続くようであれば、市内の企業にとりましても、売上げの減少など影響があるものと考えております。近年、原油や原材料の高騰などにより厳しい経営を余儀なくされてきた市内企業にとって、こうした内需の減退は、さらなる収益の悪化や体力の消耗を招くばかりではなく、雇用や税収などにも波及するものと考えられ、本市経済への影響を懸念しているところであります。

次に、国の第2次補正予算編成等に対する見解でありますけれども、100年に1度と言われる世界的な金融危機の中にあつて、国においては昨年10月に生活対策、12月に生活防衛のための緊急対策を決定し、

総額約75兆円に及び経済対策を打ち出しております。1月末に行われました麻生総理の施政方針演説におきましても、まず急がなければならないのは景気対策であり、生活者、中小企業、地方の三つに重点を置いたとしており、経済対策の規模の中では、確かに企業の資金繰りを支援する観点から、緊急保証と貸付枠の拡大が多くを占めているのは事実ではありますが、私といたしましては、これらの対策が総合的に確実かつ迅速に実行されることにより、日本経済が早期に回復に向かうことを強く願っているところであります。

なお、本市におきましても、大変厳しい財政状況の中ではありますが、国の第2次補正予算に関連する事業の予算計上をはじめ公共事業費の増額や前倒しなど、可能な限りの工夫をしたところであり、国においては、こうした地方の経済・雇用対策等の取組に対する積極的な支援、協力はもとより、十分な財政措置をぜひ講じていただきたいと思っております。

次に、地方交付税の復元についてであります。三位一体の改革などに伴う地方交付税等の歳入減が地方の懸念な歳出削減努力を上回る状況については、もはや自助努力の限界に近づきつつあるというのが地方団体の共通の認識であり、昨年11月に行われました地方六団体の地方財政確立・分権改革推進に関する決議においても、政府与党をはじめ関係者がこうした危機的な状況を直視し、地方交付税の復元・増額、地方税源の充実・強化と偏在是正により地方財政基盤の確立を図ることを強く求めております。交付税総額が2年続けて増額となったことも、数年前より全国市長会など地方六団体が国に対し繰り返し要望を行ってきたことなどによるものと思っておりますが、今後もこれらの動きとも連携し、地方の実情をさらに強く国に対して訴えてまいりたいと考えております。

次に、国の第2次補正予算関連の事業費であります。まず既に提案済のものとしましては、一般会計と介護保険事業特別会計分を合わせて5億4,700万円であります。また、今後、追加提案を予定しております定額給付金と子育て応援特別手当は合わせて21億7,000万円と見込んでおりますし、妊婦健康診査費につきましては、21年度予算に6,600万円を計上しており、これらをトータルいたしますと、現時点で見込まれる国の補正予算に関連した事業費は約27億8,000万円となります。なお、雇用創出関連の交付金事業につきましては、現在、道と事業内容を協議中でありますので、最終的にはそれらの事業費がさらに上乘せされることとなります。

また、過去の第1回定例会で議決いただいた補正予算の中で、今回の補正規模より大きかった例についてであります。最近では平成16年第1回定例会における平成15年度の補正予算で、やはり国の補正予算に関連して港湾保安対策施設整備事業費などを計上し、一般会計における補正額は5億8,300万円でありました。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金の充当についてであります。予算措置済の事業の財源としてこの臨時交付金を充当した額は、除排雪関係経費や小中学校の校舎等施設整備費などで合計1億5,506万円となっております。

次に、財政健全化計画の収支計画の見直しでありますけれども、平成20年度の単年度収支が本定例会補正後で7,200万円ほどの黒字が見込まれることや、平成21年度における一般財源収入総額が健全化計画における見積額よりも増額となり、実質的な財源不足が平成20年度より若干改善することとなったことなどから、現時点で財政健全化計画全体の見直しは考えておりませんが、21年度予算を踏まえ、現在、健全化計画の中の収支計画の見直しを行っておりますので、これらにつきましては調整でき次第、示したいと考えております。

次に、平成24年度までの累積赤字解消の見通しでありますけれども、本市にとりまして財政再建はどうしても乗り越えなければならない最優先の課題でありますので、まずは平成21年度の単年度収支の黒

字を確保するため、市税を中心とする歳入の確保や経費の節減など、収支両面の取組を今後も引き続き強力に実行していくこととし、平成24年度の黒字化へと着実に歩みを進めることができるよう、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率は4パーセント程度、連結実質赤字比率は、公立病院特別債が認められる予定であることなどから平成19年度よりも6パーセント程度改善され、10パーセント程度となる見込みであります。

次に、平成20年度補正予算に計上いたしました市債等についてであります。平成20年度は普通交付税が2億3,400万円減収となったほか、地方消費税交付金などの譲与税・交付金が約1億3,500万円減少となる見込みであることなどから、単年度収支の黒字を確保するための財源手当として約4億3,000万円の市債を増額計上したものであります。

なお、地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、先ほども申しましたとおり、年度内に執行可能な事業等に充当できたもの以外は、予算措置済の事業の財源として充当したところであります。

次に、平成21年度の地方財政対策に位置づけられた地域雇用創出推進費についてであります。この趣旨は特に厳しい雇用情勢にある地域に配慮して、このたびの国における経済対策の一つとして盛り込まれたものと承知しており、普通交付税の算定を通じて2年間に限り措置されることとあります。市としても、できる限りその趣旨に沿った取扱いをいたしたいと考えておりますが、当面は今後提案させていただき予定の雇用創出関連の交付金事業の迅速な執行に努めることとし、この地域雇用創出推進費の関連の事業の計上につきましては、平成21年度の普通交付税の算定状況等や市内の雇用情勢等をよく分析した上で判断してまいりたいと考えております。

次に、病院問題についての御質問がありました。まず、市立病院の問題にどう取り組むかということですが、市立病院は市民の健康を守る上で必要不可欠な施設と認識しており、またその老朽化や二つに分かれていることによる非効率性から、早い時期に統合新築を進める必要があるものと考えております。そのためには、現病院の経営改善が喫緊の課題でありますので、新たな事業管理者の下で市立病院改革プランが着実に実行されるよう、私としても最大限の支援をしまいたいと考えております。

また、医師不足など本市の厳しい医療環境の下では、市立病院の今後のあり方を考える上で他の医療機関との役割分担は重要な課題でありますので、再編・ネットワーク化の協議を精力的に進めてまいりたいと考えております。

次に、一般会計による経費負担に関連して繰出し基準の基になる総務省自治財政局長通知についてであります。地方公営企業は独立採算が原則であります。地方公営企業法において「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」「公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみを充てることが、客観的に困難であると認められる経費」等については一般会計等が負担するものとされており、その経費負担区分の基本的な考え方について、毎年度繰出し基準として総務省から通知が出されており、これがいわゆる総務省自治財政局長通知であります。この通知の対象となっている地方公営企業は、病院事業だけでなく、上下水道事業や電気事業なども対象とされておりますが、平成20年度の病院事業については、結核病院、精神病院の運営に要する経費や病院の建設改良に要する経費など14の経費について、繰出しの基準が示されております。

次に、基準財政需要額算入内容についてであります。一般会計が繰出し基準の考え方に沿って繰出しを行ったときは、その一部について必要に応じ地方交付税措置が行われており、病院事業では病床数や企業債の元利償還額などを基礎数値として計算された額が、普通交付税の基準財政需要額に算入され

ることとなっております。

次に、市立病院改革プランにおける「一般会計による経費負担」の中で示した財政支援に係る繰出金についてであります。これにつきましては平成20年度の病院事業会計の収支悪化により、病院資金収支計画上の平成21年度以降の収益にも影響が出ること、また公立病院特例債の発行要望に際して提出すべき収支計画において、平成25年度末までには地方財政法上の資金不足を解消することが求められたことなどから、必要最小限の財政支援はやむを得ないものと判断し、現在の一般会計の財政健全化計画で予定している平成24年度までの繰出金総額の範囲内で、支援が可能な額について繰り出すこととしたものであります。

次に、病院事業会計の不良債務解消に対する一般会計の負担についてでありますけれども、44億円からスタートしたこの不良債務の解消については、確かに当初は病院事業会計の経営努力も求める中で、実質的に半額を病院側の負担とするという趣旨の説明をしまいいりましたし、資料も提出してまいりました。一般会計からの繰出金という点で見ますと、不良債務解消分の44億円のうちその半額の22億円について、それまで一般会計から繰り出してきたベースから減額するという方法をとりましたので、その後の説明でわかりにくさがあったのは事実であります。そのような中で、平成19年の年末に公立病院改革ガイドラインが示され、本市におきましても市立病院改革プランの策定に取りかかることとなったわけではありますが、その中で改めて一般会計の負担のあり方につきましても整理することとしたところであります。

その際、この過去の不良債務は、平成5年度から11年度にかけて一般会計からの繰出金を貸付金に切り替えたこと等によることを考慮し、これについては全額を一般会計の負担により解消するということを改めて明確にしたところであります。なお、この分を含む一般会計からの繰出金の総額につきましては、先ほども申し上げました繰出し基準などについても精査をし、あわせて現状の一般会計の財政健全化計画上の繰出金総額にも留意しながら整理をしたところであります。

次に、小樽病院の医師の補充についてでありますけれども、昨年9月末に退職した医師3名の補充に向けて、大学医局などに対し精力的な働きかけを行ってきているところであります。皮膚科につきましては、常勤医の確保が困難な状況ですが、派遣医により外来診療については継続していくめどがついたところであります。

また、内科につきましては、呼吸器の専門医に限定せず、選択肢を広げて確保に向けて努力をしてきており、現在、具体的な話を進めているところであります。今後も常勤医の確保のほか、さまざまな方法により診療体制の確保をしまいいりたいと考えております。

次に、診療報酬改定による影響額でありますけれども、病院ごとにその影響が異なり算定は困難ですが、平成14年度から平成20年度にかけて3回の診療報酬改定がなかったとして仮定しますと、平成20年度の医業収益は最終予算で78億500万円と見込んでおりますので、その影響は4億円程度と推計されません。

次に、普通交付税の病床割が削減されたことによる影響額につきましては、平成14年度の病床割額は、算定の基になる病床数は890床で、1病床当たり単価は54万4,000円でありましたので、4億8,416万円が措置されておりました。これに対しまして平成20年度は890床で、1病床当たりの単価は48万2,000円で、4億2,898万円が措置されておりますので、比較いたしますと5,518万円が削減されたこととなります。

次に、改革プランの収支計画の見通しでありますけれども、改革プランの目標数値は事業管理者の下、病院職員一丸となって取り組むことにより、初めて達成していけるものと考えております。

また、医師や看護師の確保については、経営改善の柱となるものでありますので、鋭意取り組んでま

いりますが、診療報酬の改定を含めて医療に係る制度や施策など外的な要因もプランに大きく影響してまいりますので、それらの動向を注視し、国、道に対する要請も必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

次に、入院基本料の7対1看護体制の確保でありますけれども、これまでの入院患者数をベースに新年度のそれぞれの病院における一般病棟の7対1看護体制維持に必要な看護職員数を算定いたしますと、小樽病院が131人、第二病院が77人となります。看護師の確保については大変厳しい状況にあります。新規採用や適正な配置により、必要な看護職員数を確保し、7対1看護体制を維持していきたいと考えております。

次に、小樽病院の内科救急医療体制についてであります。現在、内科には院長を除き5名の医師がおりまして、専門は消化器内科4名、一般内科1名となっております。平日の2次救急につきましては、オンコール体制での受入れを行っておりますが、限られた医師数では限界があり、また近年、医師の担当科目が専門分化されていることなどから、十分な受入れ態勢がとれない状況となっております。そのため、救急医療体制の強化に向けた内科医師の確保がぜひとも必要となっており、改革プランにも示したところであります。

次に、内科の2次救急受入れ医療機関についてでありますけれども、市内では、現在、五つの医療機関が受入れを行っております。土曜日と日曜、祝祭日は四つの公的医療機関の当番制により実施されており、それ以外の平日においては民間1病院を含めて五つの医療機関がオンコール体制で受入れを行っております。

また、当番日における医療機関名、患者数とその比率につきましては、平成19年度では、市立小樽病院が111人、30.8パーセント、済生会小樽病院が161人、44.7パーセント、協会病院は50人、13.9パーセント、掖済会病院は38人、10.6パーセントとなっております。

次に、再編・ネットワーク化について何点が御質問がございましたけれども、本年は中間報告を基に連携や役割分担について、より具体的な協議が行われることとなりますが、それぞれの病院は経営母体も異なり、また診療体制も変化している中での協議は大変であると考えますが、精力的に議論を重ねていただき、本年10月ころまでには何とか方向性を出していただき、その結果を報告していただきたいものと考えております。

次に、中間報告以後の経過や素案の取りまとめに向けた作業でありますけれども、同協議会は去る2月24日に第5回目の協議会を開催し、本年4月から病院事業管理者となります並木教授にオブザーバーとして参加していただき、昨年の協議経過や本年の進め方などについて意見交換を行ったところであります。

なお、並木教授には、これまでの協議内容や昨年取りまとめた中間報告について、あらかじめお知らせし、本市における医療の現状や同協議会の検討・経過なども踏まえた上で意見交換をしていただいたところであります。本年4月以降は、並木病院事業管理者に新たに委員として加わっていただき、同協議会を開催していく予定であります。

また、協議の過程で市以外の委員から求められた資料と出された意見についてであります。資料といたしましては、市立病院の受診患者の地域ごとの内訳とこれまでの推移や患者紹介率に関する資料などがございましたが、出された主な意見といたしましては、高齢者の多い本市においては病院と診療所との連携により、地域完結型医療体制の確立が必要で、市内の医療機関のレベルは高く、十分対応できること、市内で提供できる医療内容や地域医療連携の状況を市民にわかりやすく知らせる必要があること、1次・2次救急医療のあり方について早急な検討が必要なこと、医師不足や人口減など医療を取り

巻く状況は厳しいことから、再編・ネットワークの協議は早急に進める必要があるなどの意見が出たところであります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 何点かに絞って再質問させていただきます。

最初に、雇用問題でありますけれども、新規高校卒業者については、いろいろ検討してみるというお話でした。それで私も就職が決まらなくて大変に落胆している方にもお会いして、その御家族とも話をしましたけれども、共通しているのは自分が当てにされていないということで、自分の将来について自信を持っていないのです。こういうときに、小樽市が仮に臨時職員であっても採用して、そして前途を激励するということは、その本人にとってどんなに希望を与えるかということだと思うので、そういうことも考えまして、大変今、重要な時期でありますから、ぜひ採用枠の増員をお願いしたいということです。これは答弁は要りません。

それから、二つ目は雇用問題ですが、国会のことで市長は国会で議論をしていただきたいということで、それはそうだと思うのです。それで、国会で問題になったのは、いわゆる派遣労働法を改定して製造業にも派遣労働を可能にしたというのが一番最近の改定でありますけれども、これが大変な困難というか、低賃金の労働者を生み出す根源になっています。なぜそうなったかといえば、その直前に偽装請負等があったのです。派遣労働法では、派遣先の企業へ行って、その派遣先企業の人の指揮命令は受けないことになっているのです。ところが、実際には、派遣されていけば、大企業の管理職の命令を受けて仕事をしていると、これは偽装請負だということが重大な社会問題になって、それでここに規制が加えられたのです。ですから、私が心配するのは、労働法制の遵守については市長も決意を述べられましたけれども、小樽市でも委託業務や何かがやられている分野があると思うのですけれども、そういうところで、委託先の労働者に対して小樽市の職員が直接命令を下したり、指揮して仕事をやらせるようなことがやられていないかというようなことが心配なのです。これは偽装請負そのもので法令違反になるわけです。ですから、そういうこともあわせて心配なので、そういうことはないのかどうかお答えいただきたいということです。

それから次に、抽象的でよくわからなかったのですが、新年度予算でいわゆる交付税の1兆円増額のうちの5,000億円は雇用に使いなさいと。ただし、交付税だから必ずということではない、できれば雇用に使っていただきたいという総務大臣の解説つきの5,000億円、これに相当するものが2億7,800万円、小樽市に配分になるとのことなのです。それで、この予算化をどうしましたかということについては、ちょっと抽象的でわかりませんので、もう少し具体的にお答えいただきたいというふうに思うのです。

それともう一つは、地域活性化・生活対策臨時交付金のいわゆる財源の振替で1億5,506万円あるというお話でした。これは結局、平成20年度の赤字解消に回されたのではないかというふうに思うのです。国は財源手当をした。補正ですから。それは昨年の10月以降の事業に適用してもよろしいということだから、財源の振替をしても、それは適法です。しかし、雇用のために使いなさいというふうに言っているものを1億5,506万円財源のつけ替えしたけれども、そこで浮いた市が予定していたこの同額のお金が20年度の赤字解消の財源に回されてしまったのではないかというふうに思うのです。だから、この点がちょっと疑問なので、これはもう一度お答えいただきたい。

ついでに、平成19年度の累積赤字は約12億9,700万円でした。20年度の補正後で見ると、先ほどの市長の答弁では12億2,500万円で、約7,200万円の赤字が圧縮されているような説明なのです。そうすると、地域活性化・生活対策臨時交付金1億5,506万円が赤字解消に回されてしまって7,200万円の赤字圧縮に

なったのではないかというふうにもとれるのです。これであれば、押し迫ってからの財源のやりくりですから、限られた範囲の事業での財源でどうなのかということしか議論できないものですから、こういう議論にしかならざるを得ないのですが、雇用のため使いなさいといって交付されたお金を赤字穴埋めに回すというのはいかがなものかというふうに思うので、この点に関する市長の御答弁をお願いしたいということです。

それから、次ですが、市内金融機関の預貸率の問題です。市長からいろいろと御説明がありましたけれども、市に指導監督権限があるわけではありませんから限界があると思うのです。しかし、一面では、市長は小樽の企業を守るという、そういう大きな役割も持っているわけですから、そういう中で北洋銀行に何百億円という公的資金が導入されて、小樽に幾ら回ってくるかわかりませんが、それで地元中小企業への貸出しが増えるというふうになるのかということなのです。どこでそれがわかるのかということなのです。北洋銀行が公的資金の導入を全国の地方銀行で初めて明らかにしたというのは市長も御承知だし、それに関連する報道も市長はお読みのことと思うのですが、まず一つは、今の北洋銀行の小樽市内での預貸率がわからないでいて、公的資金導入後、一定期間たって小樽の企業への貸出しが増えたというのはどこを基準にしてわかるのか。だから、今の時点で今の瞬間の預貸率を押さえておかないと、後々わからないのではないですか。

それともう一つ心配な点は、なぜ北洋銀行が全国の銀行に先駆けて公的資金を導入したのか。新聞報道に共通しているのは、公的資金の制度、金融機能強化法を改正してつくったけれども、だれも利用してくれない。その理由は、導入すれば預金者があの銀行は危ないという、いわゆる風評リスクが出るから、みんな二の足を踏んでいた。そこで、新聞報道では第二地方銀行協会長として北洋銀行がまず率先して借りなさいということで、借りたくもないのに借りることになったのではないかと。新聞報道を総合すれば、そういうふうに受け取れるのです。だから、公的資金を導入しても、北洋銀行の貸出基準が緩められなかったら、地元企業に貸出しが増えないのではないですかということを聞いているので、こういう二つの問題があるから改めて市長の御見解を伺いたい。

それからもう一つは、先ほど聞いたら預貸率だけでどうこうという話をすると、銀行から誤解を招くとか何とかというお話があったそうですけれども、そんなことはないです。ディスクロージャーで、今、銀行の本店は全部情報公開をすることになっているのです。だから、本店がどれくらい預かったお金に対して金を貸しているかというのは、もうきちんと報告する義務になっているのです。しかも、小樽市統計書によれば、小樽市の銀行や金融機関の預貸率も、預貸率という形では出ていませんけれども、預金の額だとか貸出総額というのは、きちんと総額で出ているのです。だから、何々銀行が幾らと全部出ているので、そのトータルを統計書で表しているだけなのです。だから、私は、その気になれば、いくらでも各支店別、小樽市内の支店ごとの各金融機関別の預貸率は出ると思うのです。発表する気がないからなのです。市民からたくさんお金を預かっていて金を貸さないでいるという評判になったら困るから出さないということではないですか。都合が悪いから出さないのです。だから、そういうことをやめさせていくためにも市長のほうから、こういう意見もあるからぜひ公開していただきたいという要請をしてもいいのではないですか。3点目にこれをお伺いしたい。

それから次に、病院問題でありますけれども、市立病院改革プランにかかわって、経常収支比率についていろいろなことが具体的に展開されなければならないとなっています。それで、この改革プラン策定に当たって、公立病院改革ガイドラインのいっていることは無理だというふうに思った項目がないかどうか。あれば率直にお答えください。

それから次に、先ほどのお答えではよくわかりません。平成20年度から24年度まで、なぜ財政支援を

するのかということです。これは赤字を消さなければならないからということなのですが、過去の赤字は別です。平成5年度から11年度までの不良債務は別枠で一般会計から全部出すということになっているわけです。そのほかに、20年度から24年度までは改革プランに沿っていっても赤字が出ると。だから、それを埋めるために特別財政支援をするということなのです。そうすれば、なぜ20年度から24年度までは赤字が生まれる可能性、資金不足が生まれる可能性があって、25年度以降はその心配がないのか、改革プランの進ちょくとあわせて御説明をいただきたいということです。

それから次、看護師対策ですが、六十数名の欠員が出て7対1看護体制は維持できる。だから、診療報酬で実入りのいいものが確保できるのだというお話ですが、逆に言えば、あと何人予想外に退職されたら7対1看護体制は崩れてしまうのですか。あと限界まで何人の差があるのですか。

それから、これにかかわって入院患者と看護師の比率でありますから、7対1看護体制を維持するために入院を制限するという意図的なことは行うつもりはないでしょうね。この点についてお答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私がお答えしたものの以外は担当部長のほうから答えさせます。

最初に、雇用の関係で、委託業務でこの偽装請負のような実態はないかというお話でした。これは多分ないと思いますけれども、その関係は調べてみなければわかりませんので、よく調査させます。

それから、予算の関係で5,000億円の交付税のうち相当分の2億7,800万円を予算化していないのかということでございますけれども、確かに予算化はしていません。先ほど申し上げましたとおり、地方交付税の措置について我々は本当に疑問視していますし、危ないですから、その算定内容をよく見なければ、交付税措置をしたから、はい、うちも予算措置しますなどとはならないだろうというふうに、非常に疑いを持って見ていますから、それは確認した上で、きちんとそれは交付税措置されていますということであれば、それは対応しなければいけないというふうに思っています。

それから、その地域活性化・生活対策臨時交付金の関係で、いわゆる財源のつけ替えをして赤字解消に回したのではないかという御指摘ですけれども、確かに今のやり方では、そういうふうに見られます。期間が限られて、3月31日までに事業をしないと、12月に話が来てすぐやれといったって、これは無理なのです。3割は平成21年度でもいいですと、基金に積んでいいですということですが、北海道の場合は特例としてもっと5割でも6割でも来年度に回してくればよかったのですけれども、そういう事業というのはなかなかない。そして、今こういう財政状況ですから、非常にいろいろな予算づけを抑制していますから、それに充てるような事業というのは既存事業の中でなかなか見当たらないということがあったものですから、正直に申し上げまして少し無理してこういう事業に充てますということをやりました。ただ、これはすべて雇用に結びつかない話ではないとは思いますが、その点は少し御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、市内の金融機関の預貸率の関係ですけれども、実際にこれに関係しているのは財務局だと思っておりますけれども、我々からいろいろなことを申し上げる立場ではないのは御承知と思っております。ただ、いろいろな関係がありますので、話はしてみたいとは思いますが、すべてお話のとおりできるかどうかわかりませんが、話をするのはやぶさかではないと思っております。銀行に対する指導権限と申しますか、そういったものは我々にないと思っておりますので、それは無理だと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、この病院関係について1点だけ私から申し上げますけれども、財政支援ですが、平成20年度から24年度、これは公立病院特例債の導入がありますので、特例債を導入してもまだ赤字ですというふうにはならないものですから、これはやはり一定程度この期間内で赤字は消せますということで特例債を申請したという経過だと私は記憶していますので、間違っていれば担当のほうから説明させますけれども、私は確かにそういうふうに理解していますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 産業港湾部長。

**産業港湾部長(磯谷揚一)** ただいま市長からも答弁いたしましたけれども、あとは公的資金の導入によって、その後の中小企業への貸出しが増えたかどうかというお話でございましたけれども、やはり今回のこの金融機能強化法のポイントというのは、前のいわゆる倒れそうになったところに資金を入れるというよりも、予防的にその資金を導入して資本増強して、将来の損失に備えて中小企業などへの貸出しも増やしていこうという次善の策ということで国も考えた改正だと思っております。その中でも申請の中でのポイントとしては、先ほども申し上げましたけれども、この金融機関が経営強化計画を盛り込む内容というのがございますから、この中で貸出比率をきちんと明示することだとか、それから中小企業向けの残高の見込みがどうかということだとか、それから改善策が不十分な業務改善命令の発動もあり得るだとかということがありますので、あくまでもこれは支店別には困難だとは思いますが、先ほども触れましたけれども、北洋銀行にしても札幌銀行にしても、ディスクロズということで、ごらんになっていると思いますけれども、中小企業への貸出しということで、きちんと情報開示しておりますので、そういったことから小樽市内の支店についてというのはなかなか難しいとは思いますが、銀行本体としてはわかるのではないかとということで、我々としてそういうことで把握をしていきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(吉川勝久)** 北野議員の再質問にお答えいたします。

最初に、市立病院改革プランにおける収支計画において公立病院改革ガイドラインによって示された中で、なかなか不可能なものはないのかというようなお話だったと思いますけれども、基本的にガイドラインというのは一つの指針でありまして、各自治体病院によってその内容は一律なものにはなり得ないという前提がございます。

それで一つ一つの項目について何パーセントを必ずクリアせよというようなことではなくて、いわゆる経営効率化にかかわる目標数値例ということの中で示されておりますので、私どもはその中から達成可能なものを設定してきたということでございます。ただ、病床利用率につきましては、3年連続70パーセント未満の病院は病床数等を抜本的に見直すという方針がありますので、この70パーセントというのは絶対にクリアしなければならないもので、現在の運用病床を考えますと70から80パーセントの間で推移しておりますので、これについては達成可能であろうと考えてございます。

それと看護師対策についてなのですが、実は7対1看護体制をとれている医療機関というのが非常に少ない中で何とか両市立病院は維持してきている状況があります。あと何人退職すればとれないのかということですが、かなりぎりぎりの数字で何とか通ってきているのが事実でございます。ただ、必要な看護師の数というのは、そこから過去1年間の患者数等によって算出していくという中で順次動いていく数字でございます。

もう一つは、看護師は病棟だけに配置されているわけではなく、実は外来だとか放射線科だとか、い

ろいろなセクションに配置されておりますので、やはりできれば7対1看護体制はとりたいということがありますので、病院内の看護体制の見直しもやりながら、何とか確保していきたいというふうに考えてございます。

それと、7対1看護体制をとるために入院を制限することはないのかということでございますけれども、これは全然考えておりませんので、当然病棟の状況とか、そういう中ではちょっと待っていただくというのはあるのかもしれませんが、7対1看護体制をとるために入院患者を制限するという事はないと考えています。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 一つは、交付税の問題ですけれども、市長は、率直におっしゃいましたけれども、私もそう思っています。交付税措置したといっても総額が減ってくるわけだから、一体どこへつけたのだというふうに、各論になれば必ずそういうふうになるのです。しかし、今の社会的な状況から、国が5,000億円の雇用対策を組んだと。小樽市に渡した2億7,800万円、何も雇用対策の予算化をしていないというようなことにはならないのではないのかというふうに思うのです。政治的には非常にうまくない対応だと思うのです。だから、財源が苦しいのはわかりますし、その心境は私もわかりますけれども、だからといって、今、大々的に目玉として打ち出しているそれに対して、そういう対応というのはいかがだろうかということが一つあるわけです。雇用対策として小樽市には2億7,800万円来たのに使っていないというふうに言われれば、そのとおりですと言わざるを得ないのです。こんなことでいいのかという問題ですから、市長にお答えいただきたい。

それから次に、病院の問題で市長の言っている点でちょっとわからないのですが、公立病院特例債を導入して赤字というふうにはならないというけれども、特例債は不良債務のほうにかかわるものでしょう。だから、例えば平成20年度決算見込みで医師退職による赤字が予想されているのです、億単位で。億単位といたって2億円あるかどうかですけれども、これは予想されます。しかし、今の市長のお話だと、医師確保についても何とか必死に頑張って、めどが立っているとは言わないけれども、立ちそうな雰囲気の話なので。しかし、21年度も医師の確保ができないということになれば、今までの市長の答弁からいって予定より医師1人不足すれば2億円の医業収益が落ち込むというふうに我々に説明しているわけですから、そうしたら、そういうのが20年度も赤字、21年度も医師が確保されなかったら赤字と。ずっといって24年度でそれがなくなって25年度から黒字になるというのは、どうも話としてはわからないのです。だから、当面の赤字をどのようにして改善するのかということがきちんとやられていって、初めて、なるほど、24年度までに赤字がなくなると。医師のめどが立たないから24年度まで赤字が続くと、だから財政支援しなければならぬというふうに考えているのではないですか。ちょっと深刻な問題だと思うので、この点に関してよく御説明をいただきたい。

それから、小樽病院事務局長から最後に答弁がありましたけれども、看護師のことで7対1看護体制を維持するという事は、診療報酬の点からいっても大変大事だと、それは私もわかります。だからといって入院は制限しないというわけだから、そうすると看護師がやめれば、看護師は別に入院の病棟ばかりではありませんから、外来その他の看護師を回すと。抜けたところは労働強化にならないのかという心配があるのです。だから、総体として看護師を増やすというのでなかったら、7対1看護体制を維持して、ほかの外来その他の看護師のほうにしわ寄せが行くということを防ぐことにならないのではないのかというふうに思うので、今の局長の御答弁だと、減っても入院のほうに看護師を回して何とか維持するという話に聞こえるものだから、ちょっとそれはいかがな答弁かというふうに思いますので、特例債

との関連も含めて、あわせてお答えいただきたいし、平成20年度の赤字見込みは幾ら、経常収支比率は幾らというふうになるのですか。

それから、市立病院改革プランをつくった次の年度ですから、21年度の赤字あるいは経常収支比率は幾らというふうに見込んでいますか、お答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 交付税と雇用の関係ですけれども、確かに言われるとおり、これは非常に緊急を要する問題ですから、その点はもちろん十分に配慮をしながら対応していきたいと思えます。

それから、病院の問題の繰出しですけれども、最初の答弁でも申し上げましたけれども、平成20年度の病院事業会計の収支悪化によって病院の資金収支計画、21年度以降の収益に影響が出るということもあります。

それから、先ほど申し上げましたこの特例債の発行要望に対しまして資金収支計画を出すのですけれども、これは赤字を出して特例債を認めるという話にならないものですから、これは25年度までには地方財政法上の資金不足を解消するという出しておりますので、それで一応25年度まで繰り出します。それは財政健全化計画の範囲内の中での一般会計の繰出しの枠の中で処理しようという対応をしたということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長（吉川勝久）** まず、看護師のほうですけれども、ちょっと誤解を生んでいたら申しわけないのですけれども、そういう意味ではなくて、実は御承知のように小樽病院の医師の減ということもありまして、外来患者とかの数も随分変わってきているわけです。そういう中でやはり今の看護師体制でいいのかというところを当然見直しをかけてまいりますので、そういう中で無理のない中で配置がえ等ができるものがあれば、それは当然全体で見えていくという意味でございますので、しゃにむにどこか必要なところから抜いていって配置していくというような考えではございませんので、基本は看護師の新規の採用ということに変わりはありません。

それと、先ほどの平成20年度から24年度までの財政支援的に係る繰出金というお話なのですけれども、当然収支計画の中で一定の収支試算をやってございます。その中で、例えば資金不足の解消とか、健全化上の解消とか、そういうものをはめ込んでいって収支計画をつくっています。そういう中で今回、公立病院改革ガイドラインの中で一般会計から病院にいただく繰入れの中身をきちんと精査しなさいといいますが、きちんと考えましょうという中で、財政部と当院のほうでいろいろ試算をしました。そういう中では、その基本的な繰出金と44億円の不良債務解消に向けての繰入れ、その二つを合わせても、当初の病院事業会計の収支計画はどうしても成り立たないということがございますので、その分については、その間、財政支援に係る繰出金ということでいただきたいということです。ただ、一般会計側も全体として病院への繰出しを増やすということにはならないという中で、その財政健全化計画上の繰出しの範囲内での調整をさせていただいた、その数値が財政支援に係る繰出金だというふうにご考えてございます。もちろん特例債を見ておまして、特例債の償還後については、その分は一般会計の負担をいただくという前提での試算でございます。

それと、経常収支比率のほうなのですけれども、平成21年度当初、収益的収入は103億545万2,000円、支出のほうは95億78万2,000円となっております。それと、今年度の最終予算のほうにつきましては、収

益的収入は96億3,689万2,000円、支出のほうは94億3,438万1,000円ということで、この繰入れの影響はありますけれども、いずれにしても収入のほうが若干上回っているという状況でございます。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時29分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 **見 楚 谷 登 志**

議員 **秋 元 智 憲**

議員 **成 田 祐 樹**

平成21年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成21年3月3日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	佃信雄
福祉部長	長川修三	生活環境部長	小原正徳
建設部長	嶋田和男	小樽病院 事務局長	吉川勝久
消防長	安達栄次郎	教育部長	大野博幸
監査委員 事務局長	宮腰裕二	会計管理者	中塚茂
総務部 企画政策室長	貞村英之	保健所次長	小林修一
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	木下正樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

**開議 午後 1時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、大竹秀文議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第46号並びに報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**9番（高橋克幸議員）** 平成21年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題であります。

平成21年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力をされてきたことと思います。内容については、前年度と同様に、厳しい財政状況であると考えます。今年度の予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、市長の御見解を伺います。

歳入についてであります。

大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成21年度について、実質的な地方交付税は対前年度比で約5.1億円の増額となりましたが、市税では対前年度比で約4.7億円の減額となっており、平成9年度をピークに減収傾向がとまらない状況であります。特に最近の傾向は、財政健全化計画での数値を下回っているように思われ、懸念するところであります。今後の市税収入の動向が懸念されますが、未収対策や経済の対策と連動する増収対策について、どのように考えられているのか、また遊休資産の売却や有効活用、入湯税の問題など、さまざまな歳入増の対策については、どのように検討されているのか、今後の考え方も含めお答えください。

財源対策では、前年度同様に、財源不足額の約65パーセントを他会計からの借入れで補っているところであります。ただ、この財源対策の方法は、通常の状況とは違い、正常な構図とは言えず、何年間も使う対策としては厳しいものがあると考えます。また、職員手当等の削減についても、今後、期間や内容など検討が必要と思われます。この財源対策について、今後の考え方も含め御見解を伺います。

歳出についてであります。

経費別の項目を確認しますと、公債費は対前年度比で約6.8億円の減となっておりますが、扶助費については、対前年度比約4億円の増となっております。増加傾向にあります。この点についても、財政健全化計画の数値より多くなっており、前提条件である増加額よりも今後上回っていくのではないかと懸念しているところであります。この点について、今後どのように考えられているのか、御見解を伺います。

ここ数年、事務事業の見直しや職員数の削減など、行政改革によって歳出規模の圧縮を行ってきたところであり、今後、大幅な削減は難しいものと思いますが、ただ、財政健全化の観点から新たな見直しや検討も課題であると考えますが、御見解を伺います。

現在の計画されている財政健全化計画の数値に対して、今後、歳入の厳しい状況や歳出の変動について考えられるところでありますが、ここ二、三年が歳出の大きなピークであり、綱渡りの状況を考えますと、今後、財政健全化計画の見直しも視野に入れて、再度検討が必要と考えますが、御見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

まず、人材育成についてであります。最近の社会的な問題として、官民間問わず団塊の世代に伴う人材の損失が大きな課題として言われております。本市においても、この団塊の世代に伴う退職の影響は大きいものであると思います。特に、多くの管理職の退職についてですが、以前の市長の記者会見の中で、次のように言われております。平成19年度3月から4年間で部長・次長職で34名、課長職で34名、合計68名の管理職が退職になります。このことを含めて、人材育成、いわゆる人づくりを考えていかなければならないという趣旨の御発言であります。この点については、今後、喫緊の課題であります。これらについて、どのような人事対策を考えられているのか、市長の御見解を伺います。

さて、今後、地方分権が本格化する状況の中で、高度化、多様化する住民ニーズへの的確な対応も含め、さまざまな思索を展開するためには、行政を担う職員一人一人の資質の向上、具体的には、意識改革と能力開発を図り、思索実行する職員の育成がますます重要になっている状況にあります。また、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な執行、適切な状況判断、迅速な対応、そして新しい政策形成能力が求められています。これらについてどのように認識されているのか、現状と課題について市長の御見解を伺います。

最近では、他都市でも見受けられておりますが、本市においても、人材育成基本方針が定められているところです。しかし、その先にある具体的な計画や対策が決定されておらず、早急な取組が必要と考えます。これらについてどのように考えられているのか、今後のスケジュールも含めお答えください。

さて、今後の人材育成に当たっては、望まれる職員像とその能力について、明確にしていくことが必要と考えます。前例や経験値だけでは、難しい時代であります。人材育成の中で求められる職員像とはどのようなものなのか、また職員に求められる能力では、共通項として、業務に関する知識、技術、法務などのレベルの向上、対人能力、課題解決能力、情報化対応能力などがあると考えられますが、これらについては、今までどのような体制で、何を基準として育成してきたのか、役職別に必要とされる能力育成も含め、それぞれ具体的にお示しください。

以前にも質問しましたが、各分野での専門性を有したスペシャリストの育成も大事な視点であります。これは自己啓発だけでは難しいため、長期的な研修や専門的な研修が必要であり、投資的費用、時間も不可欠であります。この点については、どのように考えられているのか、御見解を伺います。

次に、人事についてであります。

適正な人事配置は、少数精鋭による行政運営が求められている現状において、公務能率の向上、組織の活性化を考える上で、大変重要であります。人事評価システムが現在検討されていると思いますが、現状と今後のスケジュールについて、職員の勤務評定、人事異動、昇任制度など、これらの判断基準や内容について、どのように決定されていくのか、お示しください。

次に、事務事業評価システムについてであります。

事務事業について、透明性や費用対効果、そして事業の評価など、市民が理解しやすいような内容として各項目が数値化され、公表されるシステムとして策定する自治体が増えてまいりました。他都市では、事務事業評価システムの検討終了後、1年間の試行期間を設定し、課題や問題点の抽出を行い、その後、本格的導入へと進んでいるようであります。本市の現状と今後の予定、評価のプロセスや内容、議会との関係、そして市民への公表の方法について、それぞれお示しください。

次に、経済問題についてであります。

昨年からの世界的不況に伴って、日本経済への影響は大きく、輸出の大幅な減少や生産の縮減、さらに雇用の悪化や個人消費の冷え込みという負の連鎖に陥り、实体经济にきしみが出ている状況であります。このため、政府では、第1次、第2次補正予算、そして平成21年度予算案、税制改正に事業規模75

兆円の総合経済対策が盛り込まれているところであります。この第2次補正予算の関連法案及び平成21年度予算の早期成立を望むものであります。第2次補正予算メニューである定額給付金をはじめとし、地域活性化・生活対策臨時交付金、そしてふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時特別交付金など、景気対策の一端を担うものであり、その効果に期待をするものであります。今回の予算案の中で、経済対策として特徴的な事業及び予算額についてお示しください。

また、本市の景気対策として、今後の予定や考え方についてお答えください。

各種事業を発注する上で、ぜひ検討していただきたい点として、できるだけ多くの地元業者が受注できるような効果のある発注方法を要望いたしますが、御見解を伺います。

次に、若年者雇用対策についてであります。

近年、小樽市における社会動態を見ますと、若年者も含め札幌への転出が多い傾向にあり、この対策が課題でありました。この点について、どのように研究や対策を検討されてきたのか、現状と問題点についてお示しください。

さて、経済情勢が厳しい中、新規学卒者の内定取消しや就職活動の厳しい状況が各種報道されておりますが、本市の状況はどのようになっているのか、現状と平成20年度の市内の高校の新規学卒者の就職状況について、人数及び就職率と本市のサポート体制など特徴的な内容についてお示しください。

就職先の企業であります。小樽は古くからものづくりのまちとして、歴史を歩んでまいりました。しかし、時代とともに機械化や経済状況の変化や後継者不足など多くの問題もあり、ものづくりの伝統や技術の継承がなくなっていくことは、まことに残念であります。ただ、その中でも、高い技術や特殊性を持った製品などを作成し頑張っている地場企業もあるところであります。2月のテレビ報道で、地元のものづくり企業を育成するシステムの話題がありました。地元の金融機関、大学、自治体が一歩踏み込んだサポートを行い、成功しているシステムでありました。本市の経済対策として、融資施策ばかりではなく、ものづくりを支援する観点から、新製品開発や販路拡大など、競争力の強化、新たな分野の進出など経営の革新に向けた取組の支援にも力点を置いて検討してほしいと要望いたしますが、市長の御見解を伺います。

また、中高生に対して、ものづくりの魅力や内容が実際に体験でき触れられる接点をより多く設けられる環境づくりが大切であると思います。その中から、ものづくりに興味を持ち、魅力を感じることができれば、未来の人材が多く輩出されるものと考えます。この点について、どのように考えられているのか、御見解を伺います。

丸井今井小樽店跡施設の利用についてであります。

平成17年10月に丸井今井小樽店が閉店して以来、3年以上経過し、現在まで大きな進展が見られない状況であります。また、小樽グランドホテルの閉館における影響として、さらに中心商店街の来訪者の減少があり、それに伴う損失も大きいことから、中心市街地の活性化にとって、丸井今井小樽店跡施設の利用については、要望も多く、早急にその対策が求められているところであります。

そこで伺いますが、現在までの状況について、どのような経過となっているのか、課題や問題点、そして今後の予定や考え方についてお示しください。

次に、観光問題についてであります。

本市の観光産業は、基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるに至っています。また、年間700万人を超える観光客が訪れる全国有数の観光都市として成長してまいりました。しかし、最近の傾向では、横ばいの状況が続いており、内容もさらに短時間の通過型観光が進んでいるため、今後の小樽観光が懸念されるところであります。昨年、本市では、観光都市宣言を行いました。

た。この点について、観光協会をはじめ観光振興にかかわる業界、団体の反応や受止め方については、どのようなものだったのか、また、市民周知とその感想についてお示しください。

次に、今後の小樽観光についてであります。観光都市宣言をした後に、具体的な計画やその確実な実施が重要であります。そこで、何点が伺います。

まず、時間消費型観光の推進の施策であります。

先ほども述べましたが、小樽観光の滞在時間については、最近の旭山動物園のブームにより、より短縮されている傾向があるようです。運河周辺地区から外への広がりとして、新たな魅力ある観光資源の発掘、多様なニーズに対応するメニューの検討が求められており、小樽案内人を活用した新しい回遊コースも検討されておりました。これらについては、どのように検討されているのか、お示しください。

また、大きな課題である滞在型の増加対策も含め、お答えください。

さらに、観光情報提供ネットワークの拡充について、ガイド組織と観光案内所の連携を強化するとあり、さらに小樽案内人の今後の活用や協力体制が課題であります。その後、どのように進められているのか、それぞれについてお答えください。

本市の観光客はリピーター率が高く、以前の御答弁にもあったように、道央圏から7割というリピーターの対策が重要であります。現状の対策と今後の戦略的な考え方についてお答えください。

次に、市民の観光に対する意識であります。

いろいろなイベントを通じて、市民と観光客の交流が行われ、先月開催された雪あかりの路でも多くの市民ボランティアも参加されておりました。また、昨年クルーズ客船は10隻が入港し、話題にもなっております。この客船の観光客の要望で、地元市民との懇談会や文化活動の交流機会の提供などが出されていたようですが、これらについてはどのように検討されてきたのか、お示しください。

観光地として知名度の高い小樽といっても、市民の中には隔たりを感じている方も多くあり、共通認識として市民への広がりが必要と考えます。小樽観光都市宣言以降、さらなる市民との共通認識向上につながるような対策が必要であります。この点について、どのように考えられているのか、お示しください。

次に、PRキャラクターについてであります。

いわゆる「ゆるキャラ」であります。我が党の千葉議員が昨年の第4回定例会の一般質問の中で質問しておりますが、市長の御答弁は消極的なものでありました。キックオフ宣言後、第1番目の大きな対策の一つであると思っただけに、大変残念であります。「ゆるキャラ」については、以前の質問にもあったように、自治体のPRや地域の活性化に大きな影響があり、地域の宣伝マンやマスコットキャラクターとして、市民に認識されており、話題性が大きいものもあるところです。今後、小樽の観光PRと市民意識の向上も含めて、「ゆるキャラ」の検討を再度要望いたしますが、市長の御見解を伺います。

次に、市立病院問題について何点が伺います。

まず、市立小樽病院、第二病院の役割についてであります。小樽市立病院改革プランのパブリックコメントの中で、市立病院の不要論や担っている役割があまり理解されていないと思われる内容がありました。これまでも小樽市の広報誌やホームページなどの情報発信がありましたが、まだ周知不足の感が否めません。さらなる工夫を考えながら、わかりやすい内容と基本事項の繰り返しの広報が必要と考えます。この点について、どのように考えられているのか、御見解を伺います。

以前の議会でも質問しましたが、再度伺います。

市立小樽病院、第二病院が担っている役割とその状況であります。

小樽市の医療機関の中での位置づけや役割はどのようになっているのか、病床数ではどのようになっているのか、市立病院及び公的病院の病床数、その割合についてお示してください。

また、市立小樽病院、第二病院だけが担っている入院診療科とそれぞれの医師数、特徴的な医療内容についてお答えください。

先ほど述べた市立病院の不要論についてであります。もし仮に市立病院が廃院となった場合、現在、通院、入院している患者も含め、小樽市の医療環境にとってどのような影響が考えられるのか、御見解を伺います。

次に、再編・ネットワーク化についてであります。

昨年、本市では、小樽市立病院改革プラン再編・ネットワーク化協議会が設置され、4回の協議を経て中間報告が提出されているところであります。市立病院も含め、公的病院が一つのテーブルで、小樽の医療環境の現状把握と今後の医療資源の考え方などを協議できたことは、以前から望まれていたことであり、ようやく時機到来の思いを感じていたところであります。この点について、どのように受け止めておられるのか、市長の御見解を伺います。

さて、第1段階は入り口であり、第2段階が本論であります。本年10月をめどに、素案を策定する予定となっておりますが、4月以降半年という短期間の中で確実に進めるには、精力的な取組が必要と考えるところであります。この協議について、どのように進めていくのか、素案、策定の骨格をどのように検討していくのか、課題や問題点はどのようなものなのか、それぞれお示してください。

また、改革プランに「道の積極的な参画を求めながら」とありますが、北海道のどのような担当者を想定されているのか、さらに今後のスケジュール、回数、出席メンバーについてお答えください。

昨年から問題になっている小樽の医療環境の変動の中で、今後の課題である入院診療での診療科ごとの医療体制、特に周産期医療、小児科、呼吸器科、そして糖尿病や血液などの専門医の不足など、それぞれどのように対応されていくのか、市立病院としての考え方についてお示してください。

次に、地方公営企業法の全部適用についてであります。

いよいよ市立病院において、この全部適用が4月から実施されます。また、病院事業管理者である並木教授が就任される予定でもあり、今後を期待をしているところであります。市民からも質問をされることでありますが、全部適用で何が具体的にどのように変わるのか、何を目指していくのか、わかりやすく改めて説明してください。

現在は、実施に向けての準備段階ではありますが、4月までにどのような準備が進められているのか、その内容についてお示してください。

また、これにあわせて、病院経営体制の見直しも検討されていると伺っております。病院局の設置、経営企画部門の設置、経営戦略会議の設置とありますが、それぞれの役割とどのようなメンバー構成になるのか、設置時期と内容についてお答えください。

また、職員の意識改革が重要なかぎと言われておりますが、今後、どのような体制で何をもちどのように意識改革を進めていこうと考えているのか、お示してください。

2月の新聞報道で問題となった給与見直し案についてであります。

市が提案していた医療職給料表の導入について、4月1日の導入を拒否したという記事であります。ただ、小樽市職員労働組合は、給料の削減自体ではないとしながらも、解決しなければならない問題があるということでありました。この点について、どのような問題点があるのか、今までの経過とその内容について、また改革プランや全部適用との関係で、どのような影響があるのか、今後の考え方も含め、お示してください。

次に、上下水道の長期保全計画についてであります。

ここ数年、他都市では、国で示された水道ビジョン、下水道ビジョンに基づいて、各自治体はこれらのビジョンを策定しているところであります。本市においては、小樽市上下水道ビジョンの策定に向け、検討が進んでいるようであり、このビジョン策定の現状と今後の予定、上位計画である総合計画との関係も含め、お答えください。

次に、現在進められている上下水道施設管理システム、いわゆる上下水道のGISについてですが、その主な内容と現在までの進捗状況と今後の予定及び活用方法についてお示しください。

また、市民サービスの観点から、閲覧や情報公開はどのように考えられているのかも含め、お答えください。

上水道の更新についてであります。

まず、老朽施設及び老朽管の更新計画であります。老朽施設については、平成11年度から老朽施設改良事業がスタートしているようであり、老朽施設改良の計画において、全体のスケジュールと予算規模、主な施設の予算内訳、現在の進捗状況、今後の問題点についてお示しください。

また、耐震化対策は、どのように行われているのか、その内容も含めお答えください。

平成20年3月現在の配水管の総延長は、約529キロメートルであります。さて、老朽配水管の更新であります。昭和46年度に立案した配水管更新計画においては、対象となる老朽配水管の総延長は約264キロメートルであり、そのうち更新した延長は約225キロメートル、率にして約85パーセントであり、残存延長は約38キロメートルであります。

そこで、この老朽配水管の更新について、何点が伺います。

まず、残存延長の約38キロメートルは、時期としていつまでに終了させるのか、今後のスケジュールと予算についてお知らせください。また、残存の老朽配水管の管種は、普通鉄管と塩化ビニールの2種類だけとなっておりますが、それぞれの延長数をお示しください。また、普通鉄管は口径の大きなものも残っており、他都市であった管の破裂による事故や断水が懸念されるところであります。老朽年数の把握や調査方法も含め、これら更新計画の内容についてお示しください。

次に、昭和46年度に立案した更新計画以降の老朽配水管の更新についてであります。

この昭和46年度の計画の対象年度は、大正3年から昭和33年の間に布設された配水管であります。それ以降の配水管については、更新計画が策定されておらず、配水管の耐用年数が40年と定められていることを考えると、古いものは耐用年数が経過しており、安全性を考慮しますと、早急な調査とともに、次期更新計画の策定を検討する必要があると考えます。この点について、どのように検討されているのか、御見解を伺います。

次に、下水道の更新についてであります。

本市の下水道普及の現状は約98パーセントを超え、インフラ整備の工事はほぼ終盤を迎え、今後については、維持管理と更新や保全が主な事業の内容と考えます。下水道施設の保全、更新の大枠を検討するとき、データベースをもとに一覧表として、縦軸を項目別に、横軸を年数とすれば、施設や管きよの耐用年数を当てはめていくと、それぞれの内容が見えてくるわけであり、優先順位や更新内容など、さまざまな要素を加えて検討しなければなりません。大枠がわかります。それと、重要な点は、財政的根拠がなければ計画は絵にかいたもちになるわけですから、今後の長いスパンでの財政的検討が必要であります。現在、下水道会計は、財政的に厳しい状況にあります。それを踏まえて、コスト意識を持ちながら、今後の長期計画を策定しなければなりません。また、地震による影響を最小限にするため、耐震化の対策も重要であります。

そこで伺いますが、これらについてどのように検討されてきたのか、今後の考え方や課題について、御見解を伺います。

また、先ほど述べた想定で、考えられる管きよの更新と現在の下水道事業の財政状況から検討できる今後の管きよの更新については、どのようなシミュレーションとなるのか、わかる範囲でお答えください。

次に、管きよの更新内容であります。

懸念される点として、汚水処理にかかわる施設のく体と管きよの劣化についてであります。他都市では、古くなった施設のく体の劣化や埋設されている下水道管の損壊による事故で、道路交通に影響が出るなど、保全の問題点が現れるようになってきました。これらについては、どのように認識されているのか、本市の現状も含めてお答えください。

以前にも質問をしましたが、最近では硫化水素によるコンクリートの腐食問題が報告されております。最悪のケースでは、耐用年数の半分以上の期間で損壊に至ったものもあります。原因は、汚水の水質で、硫化物が硫化水素となって管内の空气中に放散され、コンクリートの結露に溶け込み、硫酸に変質したことによるコンクリートの腐食でありました。他都市では、管きよにコーティング工法を施工し、効果を実証しているケースやコスト面では課題はありますが、ヒューム管の材料であるコンクリートをレジコンクリートに変えて、実証実験も行われているようであります。これらについて、どのように認識をされているのか。

また、本市でも腐食に対する改修工事が行われているようではありますが、これらの状況はどのようになっているのか、今後、水質調査や下水道管の調査、点検はどのように考えられているのか、具体的にお知らせください。

次に、小樽市学校教育推進計画についてであります。

平成18年度から20年度の3か年実施された小樽市立学校教育推進計画、いわゆる「あおばとプラン」が終了し、21年度以降5年間の小樽市学校教育推進計画が策定されています。この中で、現状と課題に「教職員の学校改善に向けた意識の高まりが見られている」「学校改善が着実に進められてきている」との記述がありましたが、市民からは、よくわからないとの声もあり、あまり見えないように感じます。また、あおばとプラン自体を知らない保護者や市民も多く、周知不足の指摘も受けているようであります。学校改善について、具体的な内容の説明と周知不足に対する見解を伺います。

重点目標1の「確かな学力の育成」についてであります。

学校における主な実践項目の中で何点が伺います。学力向上検討委員会等による学習状況等の分析と学力向上改善プランの作成とありますが、前回、全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、同様のものが策定されたと思います。内容は、具体性に乏しく、学校現場の参考とするにはあまり効果がなかったように思います。今回は、以前より具体的な内容と期待しますが、どのようなことをポイントとして学校現場に参考となるような内容を検討されているのか、また、各学校ではどのような改善プランを検討するのか、スケジュールと内容についてお答えください。

指導方法・指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実とありますが、具体的にはどのような内容なのか、個に応じた指導の充実とはどのようなものなのか、お示しください。また、これらについては、教育委員会としてどのように把握されるのか、教育長の御見解を伺います。

明確な評価規準の設定及び指導と評価の一体化を図った授業の充実とありますが、評価規準とはだれがどのように決定されるのか、指導と評価の一体化を図った授業とは、どのような授業を考えられているのか、お答えください。

重点目標5観点1開かれた学校づくりの推進の実践項目にもあるように、具体的な内容として、学校評価結果の積極的な公表など、保護者や地域住民にきめ細かな情報の実施とあります。学校が特に強化してきた内容や学力向上に向けた取組や結果などを定期的にわかりやすい内容で情報提供されることを要望いたしますが、御見解を伺います。

さて、確かな学力の育成については、全国学力・学習状況調査の結果が発表されるようになって関心を示す保護者が多くなっております。以前、我が党の会派視察で姫路市へ教育関連の視察に行きましたが、学力育成に教育委員会と学校が協力し、激論を交わしながらも協議、推進してきた説明に感心してきたことを思い起こします。小樽市教育委員会としても、確かな学力育成が一步でも向上するように、今年度は特に力点を置いて、具体的な対策を要望するものであります。教育長の御見解を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成21年度の予算編成についてであります。基本的な姿勢として、事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して、緊縮予算を編成することとともに、一方で限られた予算の中で、国や北海道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて、編成作業を行ったところであります。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税について、3パーセント程度ではありますが、伸びを見込めたことは、明るい要素ではありましたが、予想以上に地方譲与税等の減少が大きくなり、一般財源総額についても、対前年度より減少すると見込まざるを得なかったところであります。それらのことから最終的に、一般会計の収支の均衡を図るためには、職員給与等の削減継続を決断せざるを得ず、今回の編成作業につきましても、大変厳しい状況であったと思っております。そのような中であっても、公共事業費の増額や前倒しのほか、商業・観光施設等にも配慮するとともに、今定例会中に国の雇用対策交付金関連事業につきましても、追加提案をさせていただき予定であり、現状の財政状況の中では、可能な限りの工夫をしたものと考えております。

次に、歳入の増収対策でありますけれども、まず市税などの収納対策であります。これまで同様、粘り強く納入交渉に当たるとともに、悪質なケースにあっては差押えを行うなど、取組を強化してまいりたいと考えております。

一方で、市税の増収を図るためには、何よりも景気の回復が必要であり、このたびの国における一連の経済対策の速やかな実施とその効果に強く期待しておりますが、市といたしましても、平成21年度予算では、限られた予算の中ではありましたが、公共事業費など景気浮揚に結びつく事業の増や前倒し実施などのほか、起業や観光の支援など商工業振興対策にも重点を置き、予算編成をするものであります。今後も、経済団体等とも協力しながら、行政機関としてできる限りの地域経済活性化策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、遊休資産の売却等につきましても、現状の中では、売却可能な資産も限られてまいりましたし、入湯税の増収の問題につきましても、引き続き関係事業者などとの協議が必要であり、簡単に歳入増が見込める状況にはありません。いずれにいたしましても、自主財源の確保は大変重要なことでありますので、今後も各歳入項目における収入率の向上と歳入の増に結びつく、さまざまな取組の検討に努めてまいりたいと考えております。

次に、一般会計における今後の財源対策であります。平成21年度につきましても、やむを得ず企業会計からの借入れと職員給与等の削減を継続することにより、最終的に収支均衡予算を編成したものであり、御指摘のとおり本来的な収支バランスはとれておらず、本市の厳しい財政状況を示したものであります。こうした財源対策については、現在の財政健全化計画にも見込んでいるところであり、現状の税収動向等を踏まえ、当分の間はやむを得ない措置と考えておりますが、その具体的な内容と金額につきましては、毎年度の財政状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、今後の扶助費の見込みでありますけれども、ここ数年来の増加傾向や現状の厳しい景気動向などを踏まえ、生活保護費や医療助成費などの扶助費は、今後も増加することが予想され、その多くは国や道による統一的な基準に定められた義務的な経費でありますことから、本市独自の考え方により、この経費を抑制することは難しいものと考えております。

なお、生活保護費等の法定受託事務については、本来、国が財源等の責任を負うべきものでありますので、現行の国庫負担率の堅持や地方交付税による確実な財源保障について、今後とも全国市長会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の観点からの新たな取組であります。これまでも使用料及び手数料やさまざまな事務事業の見直しのほか、管理経費の圧縮や職員給与費の削減などに取り組んでまいりました。今後も本市の財政力に見合った行政サービスの提供を基本としながら、新たな発想と視点で、事務事業や組織・機構、管理経費などの見直しにさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しでありますけれども、平成20年度の単年度収支が本定例会補正後で7,200万円ほどの黒字が見込まれることや21年度予算における一般財源収入総額が健全化計画における見積額よりも増額となり、実質的な財源不足額が20年度より若干改善することとなったことなどから、現時点で、健全化計画全体の見直しは考えておりませんが、現在、21年度予算を踏まえ、健全化計画の中の収支計画の見直しを行っておりますので、これにつきましては、調整でき次第、示したいと考えております。

次に、人材育成に関連しての御質問がありました。

まず、団塊世代の大量退職に伴う人事対策でありますけれども、平成19年度から22年度までの4年間で部長職20名、次長職16名、課長職32名、合計で68名の退職が予定されております。この大量退職による今後の影響を考慮し、21年度の人事異動では、数年先を見据えて比較的若い管理職の登用を行うほか、来年度からは新たな研修を取り入れるなど、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の意識改革等についてでありますけれども、本市を取り巻く大変厳しい情勢の中で、限られた人材が有効に機能するために、前例にとらわれることなく、創意工夫をし知恵を出して仕事するよう、あらゆる機会をとらえて、職員に話をしてまいりました。また、コスト意識を持ち、市民の皆さんの視点に立って業務を処理することができる信頼される職員を育成するため、今後ともさまざまな職員研修等の機会を通じ、職員の意識改革や資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、人材育成方針に基づく今後の取組でありますけれども、人材育成基本方針には今後の主な取組として、三つのテーマを掲げております。

まず、第1点目は、採用・異動についてであります。当面は退職者に比べて、採用者が大幅に下回りますので、限られた職員を活用していくためにも、税務や福祉等の必要な職場へのエキスパートの配置を検討してまいります。

2点目は、職員研修についてであります。従来から行っている研修に加え、本年度からは即効性が期待できる職場研修の充実にも力を注いでおり、年度当初の計画段階では、全部局で186項目、366回の

職場研修を実施しているところであります。

また3点目は、人事評価制度であります。管理職を対象にした試行を平成19年度に一度実施をし、そのアンケート結果を集計いたしました。その集計結果を参考にし、必要な見直しを加えながら、21年度の早い時期に再度管理職を対象とした試行を行いたいと考えております。

次に、求められる職員像と役職別に必要とされる能力育成についてでありますけれども、人材育成基本方針には、目指すべき職員像として、一つ「倫理観・使命感を持つ職員」、二つ「市民の目線に立った職員」、三つ「行政のプロフェッショナルとしての職員」、四つ「チャレンジ精神を持つ職員」、五つ「コスト意識・スピード感を持つ職員」の五つの職員像を掲げております。また、役職別に必要とされる能力につきましては、人材育成基本方針の中に規定されておりますが、その主なものを申し上げますと、部長・次長職については、常に経営感覚を持ち費用対効果から政策を分析することなど、課長職については、新たな視点等で業務の見直しに取り組むことなど、係長職については、業務の緊急度や重要度を考慮し、効率的に業務を処理することなど、また担当職員については、与えられた時間、期限内に仕事を終えることなどが求められる能力となっております。

次に、スペシャリストの育成でありますけれども、その育成には、職場での日々の業務による研さんや今年度から力を注いでおります職場研修、さらには北海道や市町村アカデミーへの派遣研修など、職員研修は不可欠であります。これらの研修を通じて、職員のスキルアップを図り、税務・福祉などの分野などで、専門性を有した職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、人事評価制度と人事異動の基準等であります。人事評価制度については、先ほどもお答えしましたように、現在必要な見直しを加えながら、平成21年度の比較的早い時期に再度、管理職を対象にした試行を行いたいと考えております。

また、人事異動に当たっては、まず業務遂行の度合いや努力の度合い、勤務態度などについて、所属部長からの評価を参考とし、それらを踏まえて、適切に実施しております。さらに、昇進の選考に当たっては、情報収集能力や企画力、部下職員に対する指導・育成力など、職員の能力や適正、基本姿勢などについて、所属長からの評価や外部の評価なども含めて、十分把握するとともに、昇進させる職のポストの数やその業務内容、必要な資格、適正、能力等について総合的に勘案することとしております。

次に、事務事業評価についてでありますけれども、本市では平成19年に新しい総合計画策定に向けた準備作業の一つとして、21世紀プラン第3次実施計画に定めた421の事業を対象に行政評価の手法を用いて試験的に行ったところであります。今後につきましては、第6次小樽市総合計画の実施計画の策定作業と並行して、前回の試験的実施の結果を踏まえた新たな評価システムを構築したいと考えており、22年度にはトライアル実施を行い、課題等を整理した上で、その後の本格実施に向かいたいと考えております。

なお、評価結果につきましては、議会に示すほか、できるだけ市民の皆さんにわかりやすい方法で公表できるよう、今後検討してまいります。

次に、経済問題について御質問がございました。

まず、景気対策についてでありますけれども、このたびの予算編成に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、これまで以上に地域の特性や個性を重視した取組を進め、地域経済の活性化を図っていくことに力点を置いたところであります。この中で、経済対策としての産業振興策の特徴的な事業についてであります。まず商店街に対する施策として、定額給付金の支給時期に合わせて、商店街が行う販売促進等への支援策、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業として2,000万円を計上いたしました。また、ガラスの街小樽に全道からガラス関係者が集い、ガラス工芸品の魅力と伝統技術のPR

や販路拡大を目的として開催する「小樽ガラスフェア」の経費として50万円、札幌市での物産展や観光PRを行う地域経済交流促進事業経費として40万円を計上いたしました。また、観光関係では、小樽における撮影の協力体制やすぐれたロケーションを広く発信することなどを目的に開催する「小樽ショートフィルムセッション2009」の経費として100万円を計上するとともに、観光客の宿泊や滞在時間の延長に寄与する新たな観光イベント支援策である地域魅力度アップ観光イベント創出事業費として100万円を計上したところであります。

次に、国の第2次補正予算などを活用した景気対策の今後の予定や考え方ではありますが、まず地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、平成21年度以降に実施を予定していた市民センターや保育所、小中学校校舎の小規模な改修などを前倒しで年度内に実施したいと考えております。このほか、新年度に市営住宅の外壁改修や解体撤去、小中学校の屋内運動場屋根の改修などを行う予定としております。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、原則1年以上の雇用で地域の発展に資する雇用継続の見込まれる事業を、緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、6か月未満の短期的な雇用の事業を対象としており、現在、北海道と協議中ではありますが、これらの交付金を活用した事業を行うことにより、雇用機会の創出が図られるものと考えております。

さらに、公共事業費の増や前倒し発注を進めることとし、主な事業といたしましては、臨時市道整備事業費を4億円に増額したほか、水道・下水道事業で、緊急景気対策工事として1億2,500万円を新たに計上したものであります。また、2億2,700万円を計上した消防署朝里出張所建設事業につきましては、平成20年度内に発注をし、年内には完成させたいと考えておりました。これら国の各種交付金制度や市の単独事業などを重点的に実施し、景気回復に向け取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、市の発注について、できるだけ多くの地元業者が受注できるようにとのことでありますが、本市におきましては、これまで地元業者育成の観点から、地元業者が対応できるものについては、優先的に発注するよう努めておりますし、また発注を分割するなどにより、地元業者の受注機会の拡大を図ってきているところであります。今後とも、これらの点を十分に踏まえ、市の発注が地域経済の浮揚に少しでも資するよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、若年者の雇用対策に関連しての御質問でありますけれども、近年、小樽市における人口の社会動態は、札幌市との転出入の差による人口減少が圧倒的に多いことが課題となっており、この要因としては、住宅事情や雇用環境などさまざまな要素があるものと認識しております。この対策としましては、地域経済の活性化と雇用の場を確保することが重要であり、そのために既存企業の活性化や新たな企業の誘致を進め、若年者の定着に努めていかなければならないものと考えております。

次に、市内高校の新規学卒者の2月末の就職状況であります。市内の高校に確認しましたところ、内定取消しはないとのことでありました。また、平成20年3月の新卒者の就職状況については、就職希望者365人のうち319人が就職しており、就職率は87.3パーセント、今年3月卒業予定の就職者の状況は、就職希望者343人のうち272人が内定しており就職内定率は79.3パーセントとなっております。市といたしましては、新規高卒者への就職支援策として、ジョブガイダンスや企業見学会などを開催しており、厳しい就職状況の中、就職希望者が1人でも多く就職できるよう、今後も積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ものづくりに対する支援であります。市はこれまで新技術及び新製品開発助成を実施し、すぐれた技術や製品を開発した製造業者に対して、開発費の一部や開発された製品を「北海道技術・ビジネス交流会」に出展する経費を助成するとともに、今年度からは市のホームページにこれらの製品を掲載し、販路の拡大を支援しております。また、今年度から市内製造業者の新たな市場開拓を支援するた

め、産学官連携によるものづくり市場開拓支援事業を実施し、機械・金属関連企業を内外に紹介する冊子を作成するとともに、「北海道技術・ビジネス交流会」に小樽ブースを設け、広く機械・金属関連企業の技術や製品のPRを行ったところであり、新年度には、ゴム・プラスチック関連企業を対象に同様の事業を展開するとともに、機械・金属関連企業の取引の拡大を図るための商談会を開催し、引き続きバックアップすることとしております。

市といたしましては、こうした事業を通じて、高い技術力を有したものづくり企業の新たな市場の開拓や新商品開発などを支援することは、企業の成長を促し、地域産業の振興につながるものでありますので、今後とも一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、中高生がものづくりの魅力や内容を体験できる環境づくりという御質問であります。市では市内企業や北海道職業能力開発大学の協力を得ながら、毎年、「親子企業見学会」を実施し、製造現場や大学の施設見学を通じて次代を担う子供たちのものづくりに対する理解の醸成に努めております。また、NPO法人北海道職人義塾大学が経済産業省のキャリア教育事業を受託し、製作体験を実施しているほか、北海道職業能力開発大学も研究開発発表会などの機会に施設を広く一般の方々に開放し、ものづくりの魅力や楽しさを訪れた中高生などに伝えております。「ものづくりは人づくり」と言われており、ものづくりの楽しさや大切さを学ぶことのできる機会を提供することは、ものづくり産業の継承を図る上で重要なことと考えております。

次に、丸井今井小樽店跡の状況についてでありますけれども、同店が平成17年10月に閉店した後、施設を管理する小樽開発株式会社は、継続的に複数のディベロッパーと交渉を行ってまいりましたが、合意には至らず、現在は大手ディベロッパーと施設の一体的な活用に向けて精力的に交渉を行っているというところであります。出店交渉の中では、同社が抱える金融債務を処理すること、建物が共有名義であるため、再開に当たって、共有名義者全員の合意を取りつける必要があること、さらに現行の駐車場の形態が立体式であるため、大型の車両の乗り入れが困難であることなどが課題となっていると伺っております。市といたしましては、中心市街地の活性化のためにも、今後の施設再生に向けて、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、まず観光都市宣言についてであります。この宣言による観光関連団体等の反応や受け止め方といたしましては、今こそ新たな気持ちで観光振興に取り組むべきとの共通認識が確認されたというところであります。また、その中から、時間消費型観光を目指す具体策の一つとして、いち早く実現したのが、このたびの雪あかりの路期間中における堺町通りの「ナイトマーケット」の開催であると考えております。

市民への周知につきましては、市庁舎や歩道橋に横断幕を掲げたほか、市の広報誌やホームページへ宣言文の掲載を行うなど、市内外に向けて広くPRを行ってきたところであります。市民の皆さんの反応につきましては、観光都市宣言を行ったことで、小樽観光に対する提言や意見等も寄せられておりますが、小樽観光に対する市民意識の啓発につなげるには、まだ時間を要するものと考えております。

次に、おたる案内人を活用した周遊型観光コース創出事業についてであります。現在、この事業の趣旨に賛同するおたる案内人マイスター8名の方々が月に数回のペースで一堂に会し、北運河や坂など既存の観光資源をマイスターの視点で見直した新たな観光コースの提案に向けて、検討しているところであります。市といたしましては、その中から最終的に4コース程度をマップとして取りまとめ、今後、案内人が観光ガイドを行う際のツールとして、また観光客への新たな観光コースとして提供してまいりたいと考えております。

また、滞在型観光に向けた観光客の増加対策であります。小樽商科大学と包括連携協定に基づき、

本年9月に団塊世代やシニア世代の方を対象にした3泊4日の「小樽商科大学シニアアカデミー」を開校いたします。この中で、大学の研究成果と小樽の歴史や文化、観光などを題材に、学内での講義のほか市内の施設見学や製作体験など予定しておりますので、将来的には移住にも結びつく可能性を持った取組として期待を寄せているところであります。

次に、おたる案内人の今後の活用でありますけれども、このたびの小樽雪あかりの路において、イベント開始前の準備作業の舞台裏見学やスノーキャンドルの制作体験、会場周辺の歴史的建造物などをめぐるツアー、いわゆるバックヤードツアーを初めて実施いたしました。おたる案内人の方々にそのガイドをお願いしたところ、参加された方には大変好評だったと聞いております。今後もおたる案内人の皆さんがこれまで培った知識や経験を発揮できるよう、案内人の事務局を担当する商工会議所や観光協会と協議する中で、その活用策について検討してまいりたいと考えております。また、今回のツアーの集合場所となった小樽観光物産プラザにおいて、観光案内所の十分な協力があつたことから、ツアー参加者へのおもてなしや情報提供といった面で大変有効であったと聞いております。今後、観光案内所を基点としたガイドツアーが実現するよう努力してまいりたいと考えております。

次に、道央圏からのリピーター対策でありますけれども、道央圏の中でも札幌市への情報発信は重要と認識しており、これまでも手稲区に向けて、「小樽ロングクリスマス」を紹介したイベントチラシの新聞折り込みや区内の企業へ向けて、忘新年会プランを取りまとめた小冊子の提供を行ったほか、本年2月には、札幌駅構内に初めて雪あかりの路のPRブースを設けるなど、札幌市からの集客に向けた取組を行ってきております。

今後の戦略につきましては、昨年に引き続き、札幌市で開催する小樽物産展と連携し、観光PR活動を行うとともに、観光関連のイベントや店舗などを紹介する新たなパンフレットを札幌圏の企業に配布するなど、道央圏への情報発信を一層強め、リピーターのみならず、さらなる観光客の入り込み増を目指した取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船の観光客と市民との交流でありますけれども、これまでクルーズ客船の誘致に当たりまして、主に東京の船会社やクルーズ旅行会社を訪問し、入出港時や停泊中における歓迎行事などの受入れ態勢のアピールとあわせ、小樽及び周辺観光地などを紹介する中で、オプションツアーとして、各種の観光コースなどについて提案を行ってまいりました。これらの活動の成果として、潮ねりこみへの参加や観光ボランティアの方々のガイドによる市内観光、岸壁での観光案内など、主に観光を通じての交流が増大してきたところであります。近年、クルーズ客船のお客様からは、市民との懇談や文化活動を通じた交流への要望も出されていますことから、今後、クルーズ関連会社に対し、そのようなことも含め、さまざまな提案を行うとともに、小樽港の優位性を訴え、寄港が一層促進されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の観光に対する意識の向上についてであります。平成18年に策定した観光基本計画においては、小樽観光が目指すべき四つの都市像の一つに、ホスピタリティ意識の向上を掲げており、おもてなし意識のレベルアップや市民と観光客との交流観光を担うリーダーの育成などに取り組む姿勢を明確にしております。

また、観光都市宣言においても、市民一人一人が観光まちづくりの主役となり、おもてなしの心を持って観光客に接することが、来樽者の満足度を高め、ひいては時間消費型観光に結びつく取組であるとして、交流観光の重要性をうたっております。そうした中で、今回の雪あかりの路では、小樽の歴史や文化など幅広い知識を有したおたる案内人によるバックヤードツアーが実施され、身近な交流観光が一層推進されるなど、イベントを通じての交流が市民の意識を高める上で、重要な手法であると考えてお

ります。今後とも観光関連団体と一体となって、おもてなし意識の向上につながるイベントの創出や観光客との交流の場の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、PRキャラクターの取組についてでありますけれども、本市は小樽運河を中心に、すしやガラス、オルゴール、そしてノスタルジックなまち並みなどのさまざまなファクターが相乗的に融合し、小樽独自のイメージを形成しているものであり、それが全国的にも高い評価を得ており、観光という分野では既にブランド化されているものと考えております。昨年の第4回定例会において、千葉議員から御提案のあったPRキャラクターについて、観光プロジェクト推進会議の正副委員長に御意見をお伺いしたところ、地域によっては成功している例もあり、その効果については否定するものではありませんが、小樽観光の確立したイメージを損なうこととならないよう慎重に取り組むべきとの御意見もありましたので、今後、観光協会や観光事業者などの御意見も広く伺ってまいりたいと考えております。

次に、市立病院問題についての御質問がありました。

初めに、市立病院にかかわる広報についてであります。市立病院の果たしている役割とその重要性を広く市民に知らせ、理解を得ることは、市民と市立病院との信頼関係の構築やこれからの病院改革、地域医療体制の確立にも大変重要なことと認識しております。そのため、これまででも広報おたるやそれぞれの病院のホームページ、院内広報誌を通じ、市立病院の役割や特色、診療科内容などの紹介をし、さらには市民の中に出向いて、市民セミナーや看護相談会の開催も行ってきました。今後とも、より工夫を凝らし、積極的な取組を行ってまいります。

次に、小樽市の医療機関の中での市立病院の位置づけと役割でありますけれども、まず市立病院は他の公的病院などととも主に急性期医療を担っており、後志2次医療圏の中核的病院として、市内からも多くの患者を受け入れております。

次に、病床数であります。昨年5月の運用病床数は、市立病院は480床、公的3病院は616床となっており、市立病院と公的3病院を合わせた病床数に対し、おおむね市立病院が4、公的3病院が6の割合となっております。

次に、市立病院と公的3病院の中で、市立病院だけが担っている入院診療科は、脳神経外科、心血管外科、眼科、耳鼻咽喉科となっております。

次に、市立病院の医師数と特徴的な医療内容でありますけれども、医師数は3月1日現在で、小樽病院が27名、第二病院が16名で、合計43名となっております。

また、特徴的な医療内容としては、小樽病院においては、前立せんがんなど泌尿器科診療では市内の中心的役割を担っておりますし、後志医療圏で唯一放射線治療を行うなど、がん診療での実績も多く、今後は緩和医療チームを設置するなど、がん診療の充実を図ることとしております。

また、オープン病床を利用した地域医療連携も特徴の一つとなっております。

第二病院では、脳、循環器疾患診療、精神科診療の専門病院として、質の高い診療を提供するとともに、24時間365日体制で救急患者を積極的に受け入れていることが特徴として挙げられます。

次に、仮に市立病院が廃院になった場合の影響でありますけれども、まず脳卒中や心筋こうそくなど一刻を争う疾病患者の診療に大きな影響が出るほか、現在、市立病院が受け入れている患者数は、市内の公的3病院と合わせた中でも、入院で約4割、外来で5割と多くを占めており、他の医療機関での受入れにも限界がありますし、市立病院でなければ診療できない患者もおられますので、その多くは札幌圏への受診を余儀なくされることが想定されます。そのことは、高齢者の多い本市にとりましては、患者はもとよりその家族にとっても、大きな負担になりますし、他の医療機関にかかる負担も大変なものとなり、地域医療全体に重大な影響が出てくるものと考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会についての御質問でありますけれども、まず公的病院などとの協議についてであります。これまで地域医療の問題について、市内の医療関係者と同じテーブルで協議を行う機会はなかなか持てずまいりましたが、このたび市立病院改革プランの策定を契機として、再編・ネットワーク化協議会を設置することができました。協議会の開催に当たりまして、「この協議会で今後の地域医療をどうしていくかという問題を共通の認識に立って話し合う場にしてほしい」と私から各委員にお願いしたところであります。客観的資料や数値を基に市内の医療環境や医療資源を分析し、現状認識を同じくして議論できる場を設けることができたことは、意義深いものと感じておりますし、今後、地域医療の方向性について、より具体的で有意義な議論がなされることを期待しているところであります。

次に、今後の協議の進め方などありますが、この2月24日に第5回目の協議会を開催し、本年4月から病院事業管理者となります並木教授にオブザーバーとして参加していただき、昨年の協議経過や本年の進め方などについて意見交換を行ったところであります。4月以降は、並木病院事業管理者にも新たに委員として加わっていただき、協議を再開していく予定であります。

また、素案の骨格ということですが、医療機関相互の連携のあり方やより具体的な役割分担などが想定されますが、今後の協議の進みぐあいにより、協議会の中で決定していくこととなります。なお、課題や問題点といたしましては、総論としては比較的まとまりやすいと考えますが、より具体的な各論となりますと、それぞれの医療機関で事情も異なり、また各経営母体の考え方、大学医局の意向などもありますので、どう議論を進めていくのが大きな課題であると考えております。

次に、北海道の職員の参画でありますけれども、今後、協議会の論議が具体的に進む中で必要に応じて北海道としての参画を求めることになると考えますが、部署としましては、3医育大学も参加している地域医療対策協議会などを所管する保健福祉部の保健医療局や後志地域との調整を所管する後志保健福祉事務所などが想定されます。また、同協議会の今後のスケジュールにつきましては、本年4月から協議を始め、10月をめどに素案をまとめたいて考えておりますので、協議会としては、月1回程度で五、六回ほどになると思いますが、その間、事務レベルの協議も必要となってくるものと考えております。

なお、協議会の委員は、昨年に引き続き医師会代表、公的病院長に小樽市側の委員を加えた8名に、新たに病院事業管理者も加わり、9名のメンバーを予定しております。

次に、今後の入院診療体制に対する市立病院の考え方ですが、市立病院における一連の入院診療機能の縮小は、それぞれ専門医がいなくなる、あるいは減少することにより、やむを得ずとした措置であります。今後の考え方ですが、現在の入院診療体制については、基本的には継続していきたいと考えております。また、休止あるいは縮小している診療科につきましては、周産期医療については、現在、地域周産期母子医療センターの認定を受けている小樽協会病院に集約された形となっておりますが、医師不足の現状からは、当面、この体制を維持していくことになると考えております。小児科につきましては、入院診療を行うには、相当数の医師確保が必要ですが、到底困難でありますので、現在の外来中心の診療を継続していくこととなります。呼吸器科につきましては、その専門医は全道的に極めて不足していると言われており、市内でも大きく不足している状況であります。結核病床のこともございますので、何とか確保していきたいと考えております。また、呼吸器疾患のすべてが必ずしも専門医による診療が必要ということではありませんので、一般内科など選択肢を広げた取組も進めているところであります。糖尿病や血液疾患診療などにつきましては、現在、派遣医師による週1回の外来診療を行っていますが、地域医療の観点からも入院診療が必要であり、常勤医の確保がぜひとも必要と考えております。

次に、病院事業への地方公営企業法の全部適用で、何が変わり、何を指すかという御質問でありますけれども、大きな変更点として、病院経営の最高責任者として、新たに病院事業管理者を設置します。これによりまして、病院事業は、独立した一企業として、管理者の責任と権限の下で経営を行っていくこととなります。管理者には、人事、予算等の大幅な権限が委譲されることとなりますので、意思決定の迅速化が図られ、臨機応変な職員配置も含めて、より医療現場の実情に即した病院経営が可能となります。したがって、全部適用により、病院や医療を熟知した管理者のリーダーシップの下、喫緊の課題である経営改善を強力に推し進めていただきたいと考えておりますし、私としてもできる限り協力してまいりたいと思っております。

次に、全部適用の導入に向けた準備でありますけれども、今回、管理者と病院職員の給与関係の条例案を提案しておりますほか、関係規則、訓令等の例規の制定・改廃、企業管理規定の制定などの準備を進めておりますし、あわせて職員の勤務条件に係る労使協定や労働協約の締結に向けた協議を職員団体と行っております。また、全部適用後の組織体制につきましては、組織の大枠といたしましては、この4月1日から、両病院を含めた病院事業全体を病院局とし、その内部に病院事業の経営企画部門として経営管理部を両病院と並列した形で設置いたします。経営管理部は、病院事業全体の統括事務を所掌するほか、改革プランの進捗状況の管理なども行うこととなります。

次に、経営戦略会議であります。これは組織として位置づけるものではありませんが、平成21年度の早い段階で、管理者、両病院長、経営管理部長等をもって構成し、病院事業の重要課題等について協議する場として、管理者の下に設置したいと考えております。

次に、職員の意識改革でありますけれども、まず今回の経営形態の見直しそのものが、職員が一企業の職員として、経営参画意識を持つ一つのきっかけになるものと考えております。また、経営情報などを職員全員が常に共有することが、職員の意識改革の基本であり、最も重要であると考えておりますので、情報発信の仕方について、さらに検討し徹底する必要があると考えますし、さらに職員の経営参画意識を高揚させていくことも重要でありますので、職種横断的な経営改善チームの設置を行うなど、経営改善のための提案を職員みずからが行い、その実現化を図ることなども必要と考えております。

次に、医療職給料表導入における問題点であります。この給料表は、国家公務員の医療職俸給表(二)表、(三)表に準拠したもので、診療放射線技師、看護師等の医療技術職がその適用範囲となります。職員団体への提案では、その適用範囲を病院に勤務する職員に限定することとしておりますので、例えば臨床検査技師については、病院のほか保健所にも在職しており、同一職種にもかかわらず将来的に給料格差が生じることや人事異動があった際の給料の調整が困難などという課題があります。今後も対象方法を鋭意検討しながら、できるだけ早い時期に導入できるよう、引き続き交渉を進めてまいります。

なお、この給料表の導入は、全部適用導入と直接関係するものではなく、給料表の導入時期が全部適用への移行に影響を及ぼすものではありません。改革プランの収支計画への影響につきましては、既に給与の独自削減を行っていること、また、この給料表の導入に当たっては、経過措置も想定しておりますので、大きな影響はないものと考えております。

次に、上下水道の長期保全計画についての御質問でありますけれども、初めに平成21年度中に策定を予定している上下水道ビジョンについてであります。現在、水道局で抱える上下水道に係る課題を抽出して、その抽出した課題について、局内のワーキンググループで整理をし、それらの課題を解決するための方策について検討しているところであります。今後は、ワーキンググループで作成する素案に基づいて、局内で組織している上下水道ビジョン策定委員会で協議することとしておりますが、この上下水道ビジョンの策定に当たりましては、第6次小樽市総合計画における基本構想及び基本計画との整合

性を図るとともに、上下水道事業経営懇話会やパブリックコメントによる市民の皆さんの御意見も十分踏まえてまいりたいと考えております。

次に、上下水道施設管理システムの主な内容でありますけれども、上下水道施設管理システムは、地図情報などに上下水道の施設情報を重ねて表示することにより、管路情報等を瞬時に検索ができるとともに、既存の資料を一元的かつ体系的に蓄積し、計画的維持管理や施設更新業務支援などにも活用が可能な内容になっております。

次に、進ちょく状況と今後の予定及び活用方法であります。市内の中央部のデータ整備が完了したことから、平成21年2月からシステムを導入し一部供用を開始しており、今後、残された銭函地区、塩谷地区、蘭島地区のデータ整備を進め、22年度からの本格運用を予定しております。本システムの導入により、窓口における図面交付に係る検索の迅速化など市民サービスの向上を図るとともに、管路の更新計画立案などに活用してまいりたいと考えております。

次に、閲覧や情報公開についてでありますけれども、本システムには、給排水台帳等の個人情報の取扱いなど整理すべき課題もあることから、当面は職員の操作による図面交付等を考えております。

次に、上水道の老朽施設改良工事の計画でありますけれども、老朽施設の改良工事は、水道施設の中でも、基幹的施設である浄水場や配水池などの更新を行うものであります。改良工事の計画に当たりましては、施設の経過年数や目視による劣化度、さらには施設の重要度を勘案しながら対象施設を選定しているところでありますが、今後のスケジュールや予算規模等につきましては、現在策定中の上下水道ビジョンの中で検討してまいりたいと考えております。

また、水道施設の耐震化については、地震に強いライフラインの創出を目的として策定した小樽市水道耐震化計画に従い、老朽施設の更新に合わせて、施設の重要度に応じた耐震化を進めてまいりたいと考えております。

次に、老朽配水管の残存延長約38キロメートルの解消時期についてであります。平成30年度を目標に解消をしたいと考えており、予算規模としては、おおむね45億円程度を予定しています。

次に、残存管の延長についてでありますけれども、普通鑄鉄管が約34キロメートル、塩化ビニール管が約4キロメートルとなっております。更新計画につきましては、布設年度や事故履歴、断水影響など8評価項目から優先順位を決定しているところでありますが、大口径管については、事業費が多額となることや埋設道路の環境などにより、工事の困難度が高いことから、多く残存しております。今後は、事業の促進を図るため、国庫補助金の導入について北海道と協議を行っており、極力財政負担の軽減を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、次期更新計画の策定の検討でありますけれども、現在実施中の更新事業は、先ほど述べたとおり、今後10年間を目標に考えておりますので、この進ちょく状況を踏まえ、次期の更新計画の策定をしてまいりたいと考えております。

次に、下水道施設の更新でありますけれども、本市の下水道は、多くの施設を有していることから、接続可能な下水道事業を推進するには、適切な維持管理と計画的な更新が重要となっております。施設の更新計画の策定や耐震化対策については、これまでも財政状況を踏まえ、機器台帳を基に機器の診断を行って、優先順位をつけ、将来人口に見合う施設規模も考慮して計画を策定するとともに、実施に当たっては、重要度に応じた耐震化を図ることとしてきました。今後につきましても、下水道事業の経営環境は厳しい状況となっておりますが、国の財政支援制度の活用などを図り、中・長期的な財政計画に基づき、毎年度の建設投資額を見極めるとともに、施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検調査を実施し、計画的かつ効率的な改築更新を考えてまいりたいと考えております。

次に、管きよの劣化による事故等でありませけれども、本市におきましてはこれまで下水道管の損壊による大きな陥没事故や人身事故などは発生していませんが、国からの指導もあり、以前より鉄道軌道下、主要幹線道路等の重要道路の地下に埋設されている管きよの巡視点検を強化しているところであります。

最後に、硫化水素による下水道管に与える影響でありますけれども、御指摘のとおり、汚水中の硫化水素に起因する腐食のメカニズムが解明されており、その対策として、汚水の腐敗防止や管路の段差解消、さらには防食材料による管への防食が考えられます。本市においては、ポンプ場における汚水の滞留を可能な限り短くするよう、ポンプ運転を行うとともに、管路の清掃を実施しているところであり、管路の防食工事については、ポンプ場からの圧送管の吐き出し部に硫化水素による腐食が確認されたことから、耐腐食性にすぐれた塩化ビニール製の材料によるライニングを施す工事を平成19年度、20年度の2か年で実施したところであります。また、21年度は中央地区の圧送管の腐食・劣化調査を計画しており、硫化水素が発生しやすい箇所を選定するとともに、必要に応じてカメラ調査や硫化水素濃度測定などの詳細な調査を実施し、下水道管の更新計画を策定してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校改善の具体的な内容とおおぼとプランの周知についてであります。小樽市の学校教育は、この3年間、各学校の特色を生かしながら、おおぼとプランに基づき、着実に歩んでおります。とりわけ市民や保護者に情報を共有すべく開かれた学校づくりの推進においては、全小中学校において、地域への授業公開の実施やホームページの開設、地域人材の活用に取り組んでいただき、おおぼとプラン実施前より大きな改善が図られております。

一方、おおぼとプランの周知につきましては、小樽市の広報誌に掲載するとともに、全家庭にチラシを配布したり、小樽市PTA連合会の会合などさまざまな機会を活用して、理解していただくようお知らせしてきましたが、議員が御指摘のとおり、一部には保護者や地域の方々に十分周知されていない状況も見られます。新年度からは、教育委員会専用のホームページも開設される予定ですので、さまざまな形で御理解をいただくための努力をしてまいります。

次に、学力向上改善プランについてであります。本年度の小樽市の全国学力・学習状況調査結果につきましては、本市の学力向上検討委員会がその内容を十分に分析し報告書にまとめ、各学校に配布したところですが、各学校においては報告書に基づき独自の課題も解決すべく、教育委員会と一緒にあって、自校の改善プランを作成し、次年度の指導計画に生かすなどしながら、学力の向上に取り組んでいるところであります。なお、教育委員会及び学校改善プランは、教育研究所のホームページで公開して、市民の皆さんに周知しております。

また、来年度の改善プランの作成に当たっては、4月に行われる全国学力・学習状況調査の結果や現在の改善プランの成果と課題を10月には検証し、確実に実施できる改善方策を具体的に示すなど、より実効性のあるものにしていきたいと考えております。

次に、個に応じた指導の充実についてであります。子供たちはそれぞれ能力、興味・関心、性格などが異なっており、また知識、思考、技能、行動などのいわゆる学力の定着も異なっております。教員は、子供たちが定められた学習内容を確実に身につけることができるよう、個々の特性などを十分把握し、それに応じた指導が求められます。個に応じた指導方法や指導体制の工夫については、子供たちや学校の実態に応じて、個別指導や子供の興味・関心などに応じた課題学習、教員間の協力的なチーム・

ティーチングによる指導などがあります。また、コンピュータの活用やグループによる指導もあろうかと思えます。学校におけるこうした取組の状況については、公開授業への参加や研究発表会、さらには学校での自己評価などを通して把握してまいりたいと考えております。

次に、評価規準や指導と評価の一体化を図った授業についてであります。評価規準は、学習指導要領に示されている目標や内容に基づいて、さまざまな団体で実践を通して提示しておりますが、原則として各学校で作成することになります。評価とは、児童・生徒の学習内容の定着の度合いを確認するものであると同時に、教員の指導のあり方を振り返るものでもあります。児童・生徒に指導内容の確実な定着を図るためには、こうした二つの側面を持つ評価により、指導の課題を明確にし、授業改善に生かすというサイクルを繰り返して行う営みが指導と評価の一体化ということになります。

次に、学校が重点的に進めている内容や学力向上に向けた取組と結果などの情報提供についてであります。学校評価が今年度法令化され、各学校では学校の自己評価、学校関係者からの評価を行い、その結果を保護者や地域住民に公開することと教育委員会への報告が義務づけられました。学校評価を行うに当たり、日ごろから多くの方々に教育活動を見てもらう機会を設けることや学校便りやホームページなどにより情報発信するなど、開かれた学校体制にしていくことが必要であると思えます。今後、多くの方々に学校の教育活動を知っていただくよう、情報提供の工夫などについて、校長会などで指導・助言してまいります。

最後に、小樽市教育委員会として、「確かな学力の育成」に向けた具体的な対策についてであります。新しい小樽市学校教育推進計画の重点目標1に「確かな学力の育成」を掲げ、とりわけ「基礎的・基本的な知識技能の習得と活用力の育成」を提示し、読み・書き・計算の確実な定着や毎時間の授業の中で確実に理解させる事項を意識した指導、「学習意欲の向上と学習習慣の確立」にかかわっては、興味関心を持って体験を通して学ぶ学習や保護者の協力の下、家庭学習の定着についても力を注いでいきたいと思えます。市教委としては、こうした活動を積極的に進めていただくため、研修会の充実や学校訪問による指導・助言など努めてまいります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 9番、高橋克幸議員。

**9番(高橋克幸議員)** 1点だけ再質問をさせていただきます。

経済問題、景気対策ですけれども、以前に会派で、できるだけ多くの地元の業者に発注してほしいということを要望いたしまして、市長からもそういう御答弁をいただきました。各業者は、やはり新年度がスタートする春先の仕事が非常に大事なのです。これがあるかないかによって、仕事がつないでいけるかどうかというのが非常に大事な点なものですから、この3月4月の発注というのが特に大事だと私は考えています。

ですから、市長にぜひお願いしたいのは、できるだけスピード感を持って発注してほしいということ、職員の方はちょっと大変だと思うのですけれども、残業等をできるだけしていただいて、準備ができたものからどんどん発注していただきたい。そうしなければ、この国が行おうとしている対策の意味や効果がなくなりますので、ぜひ市長のゴーサインをお願いしたいとともに、再度その辺の市長の御見解を伺いたいと思えます。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** お話のとおりでありまして、予算につきましても、従前からの臨時市道整備事業

に加えまして、今回は水道局のほうも前倒しで、ゼロ市債をやりましたので、事業量としては、一定程度を確保しましたので、あとは早期に、今おっしゃったように地元への発注を早く進めていきたいと思っております。

今回の雇用関係の問題につきましては、事務的作業も非常にあるものですから、私もいろいろ話をするのですけれども、なかなか追いつかないという話もありますけれども、本当に100年に1回の危機ですから、小樽にとってもそうだと思いますので、ぜひ今の御意見を踏まえて進めていきたいと思っております。

**議長（見楚谷登志）** 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時33分**

**再開 午後 3時00分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

**19番（佐々木勝利議員）** 質問に入る前に、一言申し上げます。

「変」と名づけられた2008年、経済の転換はサブプライムローンに端を発した米国発金融危機がリーマンショックで表面化、石油、食料の暴騰で招いたバブルがはじけ、100年に1度の大混乱、国内でも企業業績が悪化、派遣切り、内定取消しなど雇用不安が吹き出しました。懸命に汗をかき、まじめに働いている人が幸せになれない社会はいい社会とは言えません。派遣制度を製造業まで拡大した政策と企業の論理のせいではありますが、自分の身を守れない人をどのように救うのか考えなければならぬと思います。2兆円もの大金を一時的に給付金の形でばらまくしか知恵が出てこない国家経営のあり方を考え直すいい機会であると考えます。今年は天下分け目の衆議院選挙があります。選挙は将来へのかけだと言われます。いよいよ民の意思の出番です。賢い有権者の判断が下されるでしょう。

民主党・市民連合を代表して質問に入ります。

初めに、財政についてです。

1点目は、2008年度の決算見込みについて伺います。

一般会計における2008年度の予算上の赤字額は、補正予算を提案した時点で累積赤字を含めると約2億2,500万円となり、前年度から7,000万円程度改善したとのこと。

そこで伺いますが、まず市の2008年度一般会計決算が2年ぶりの単年度黒字となる見通しのことが、実際のところどうなのか、説明してください。

次に、財政健全化の各指標の数値はどうなるのか、また今後の見込みはどうなるかについても説明してください。

2点目は、2009年度予算について伺います。

2009年度の一般会計の当初予算は、2008年度をやや下回る542億1,479万円となっています。内訳を見ますと、歳入の市税収入は前年度と比べ約4億7,000万円、3パーセントの減少。地方交付税は、国から2009年度新設の地域雇用創出推進費が措置されたことにより、ほぼ同額となっている。また、国が徴収し地方自治体に譲与される所得税、消費税の地方譲与税交付金などについては、2008年度に比べると約2億3,000万円の減となっています。歳出を見ると、民生費の障害者福祉費や生活保護費の増加などにより、約5億5,000万円の増となっています。そして衛生費のうち、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金や病院事業への繰出金の増加などにより、約2億5,000万円の増となっています。公債費については

78億6,150万円で、市債残高の減少などにより、2008年度と比べ約6億7,000万円の減となっています。また、職員給与費で見ますと、職員数の減少や職員手当の削減などにより約1億円の減となっています。そこで伺います。

まず、予算編成に当たり、特に留意した点についてお聞かせください。

次に、2012年度での累積赤字解消を目指す財政健全化計画の中間点として編成した新年度予算案は、慎重かつ大胆に編成したと思われませんが、2009年度予算案の特徴と問題点についてお聞かせください。

次に、健全化計画では、新年度に7,000万円の単年度黒字を目指すことにしていますが、その見通しはどのようなのか、説明してください。

事によっては、財政健全化自体への影響が懸念されますが、その点については、大丈夫なのか、お聞かせください。

次に、環境基本条例と環境基本計画について伺います。

2008年から京都議定書による温暖化ガスの排出削減の約束期間がスタートしました。日本は2010年までに1990年比で6パーセント削減、国、企業のみならず、地方自体が主導する地域特色を生かした対策が求められています。日本が京都議定書の目標を達成するためには、環境省の試算で官民合わせて年間2兆円の費用がかかると言われています。この担い手の一つである地方自治体も地球温暖化防止や環境対策に関する施策や予算を持たなければなりません。そして、その根拠となるのが、各自治体が制定・策定する環境基本条例や環境基本計画であります。

ここに東洋経済2008年版「都市データパック」の806市全都市調査によりますと、環境基本条例を制定済あるいは制定中、予定している都市は合わせて全体の73パーセントを占めています。また、環境基本計画を策定済、あるいは策定中、予定と答えた都市は77パーセントに及びます。その中で紹介されている東京都三鷹市の環境基本計画を見ると、温暖化ガス排出量徹底削減プロジェクトとして、市民、事業所、市の役割が明記されています。また、市における二酸化炭素削減の数値目標とその達成状況が示されています。また、最近では、企業と同様に環境報告書を作成する自治体が増え、作成中、予定を含めて、全体の47パーセントが事業報告書をつくっています。さらに、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得する都市が増えています。このほか、環境への施策を市の重要政策と位置づけた先進的な取組や地域の独自性を持ったユニークな施策が見受けられます。

そこで、市の環境問題の取組について伺います。

1点目、小樽市は、平成18年度に第2次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定して取り組んでいます。その実態はどうか、説明してください。

2点目、市は環境基本条例制定、また環境基本計画策定のいずれもされていません。北海道全市の中でも唯一していません。その理由をお聞かせください。つくるべきと考えますが、今後の予定を含めてお示してください。

3点目、ISO14001認証取得についての市の考え方と今後の予定をお聞かせください。

次に、雇用対策と経済の活性化についてです。

今年は大量の派遣切りが懸念される2009年問題というのがあります。2004年から製造業でも最大1年までの人材派遣が解禁、2007年3月からは期間も最長3年に延長され、製造業で派遣社員が本格的に活用される時代に入りました。多くの企業が2007年3月から施行される期間延長を先取りする形で2004年に大量の派遣社員と3年間の契約を結びました。この契約期間が一斉に終了するのが2009年。今後、多くの人たちが職を失うかもしれない。これが2009年問題で、今後の課題になりそうです。

後志管内の経済情勢は、依然として厳しい実態にあります。企業の景況感も改善は見られません。企

業倒産の件数では、前年並みとなっているようですが、負債総額は増加しています。また、雇用情勢で有効求職者数及び有効求人倍率は、ともに前年を下回っており、厳しい雇用環境にあります。個人消費は食の安全に対する関心の高まりから、国内産野菜が堅調に推移していると言われていますが、衣料品では買い控えの動きが見られます。

そこで伺います。

1点目、地域の求職者に対する職業相談・紹介、教育訓練や離職者・失業者の援護、生活支援の拡充が必要と考えますが、御見解をお聞かせください。

2点目、全国的に新卒者の内定取消しが発生していますが、今春の管内新卒者に対する内定取消しを行わないよう、市内事業所への要請と就職先拡大確保のための働きがぜひ必要と考えますが、具体的な取組についてお示しください。

3点目、季節労働者の生活と雇用の安定のため、特例一時金50日の復活を国に働きかけることが必要と考えます。また、通年雇用促進支援事業について、実施主体である地域協議会が主体的な事業を無条件で実施できるよう、委託料の大幅な見直しを行う必要があると考えますが、御見解を伺います。

4点目、改正パート労働法等に対応した非正規労働者の雇用条件の改善を図るため、法の趣旨に反する不合理な賃金格差を是正するよう、企業、使用者団体に求め、中小企業勤労者の福祉向上を図る必要があると考えますが、具体的な取組について伺います。

5点目、パート労働者の非正規労働者も厚生年金、健康保険、雇用保険に加入させるよう、加入要件の改定を国に求める必要があると考えますが、御見解を伺います。

6点目、法定最低賃金の周知徹底について、小樽市の発注、委託先企業や市の広報誌への掲載など、あらゆる機会をとらえて行うことが重要と考えます。具体的な取組についてお示しください。

7点目、市内金融機関は株価の下落で評価損が発生し、自己資本比率が下がり、資本注入や資産圧縮の対応に迫られており、地場の中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしが懸念されています。市は、管内金融機関に対し、貸し渋り、貸しはがしがないよう、要請、監視が必要と考えますがいかがでしょうか。

また、企業誘致を積極的に行うとともに、中小企業、起業家や商店街を中心とした活性化事業への支援の拡充が必要と考えますが、その具体策をお示しください。

次に、子供条例の制定についてですが、質問に入る前に、次の詩を紹介します。

ドロシー・ロー・ノルト、「子ども」。

「批判ばかりされた子どもは、非難することをおぼえる。殴られて大きくなった子どもは、力にたよることをおぼえる。笑いものにされた子どもは、ものを言わずにいることをおぼえる。皮肉にさらされた子どもは、鈍い良心のもちぬしとなる。しかし、激励を受けた子どもは、自信をおぼえる。寛容にであった子どもは、忍耐をおぼえる。賞賛を受けた子どもは、評価することをおぼえる。フェアプレーを経験した子どもは、公正をおぼえる。友情を知る子どもは、親切をおぼえる。安心を経験した子どもは、信頼をおぼえる。可愛がられ抱きしめられた子どもは、世界中の愛情を感じ取ることをおぼえる。」

私は、今でもこの詩を大切にしています。まさに、今の大人社会に通じるところがあると感じますが、いかがでしょうか。

私は、2000年12月に全国に先駆けて、神奈川県川崎市で制定された子供の権利の総合的保障を目指す子どもの権利に関する条例制定以来、この取組に学び、小樽市において、その制定に向けた取組について、機会あるごとに提言してきましたが、まだ実現に至っていません。しかし、この間、2005年第1回定例会において、子どもの権利条約に基づいた子どもの権利保障を求める意見書、中身は、今こそ子ど

もの権利条約の趣旨を最低限尊重し、子供の権利保障を求める仕組みづくりに取組を求めたものです。これを全会一致で可決、議会の強い意志を表明しました。川崎市で制定された総合条例は、その後、有効なものとしては13に上っています。

北海道では、全国2番目の奈井江町が2002年3月に制定、芽室町が2006年3月に制定と続き、2007年2月に札幌市で市長から「子どもの権利に関する条例案」が提案されましたが、市議会において賛成少数によって否決されました。否決後、同年4月の市長選では、同条例の制定を公約にした上田文雄氏が再選されて、検討機関を設置し、条例案策定に向けて検討を重ねてきました。その後、2008年第3回定例会において、正式名は「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」として賛成多数で可決されました。

子供条例は、総合条例、それ以外の子供条例、又は制定途上のもの、市町村レベルのもの、都道府県、政令市レベルのものなど活発な動きを見せています。そのほとんどが、最近10年以内に新たに制定されたものです。その背景には、地域における子供への関心の高まりと地方分権の進展に、より多くの自治体で独自の政策領域の開発が進められ、両者が結びついて、子供の政策の展開を図るための政策条例として子供条例が制定されたものと考えられています。

そこで伺います。

まず、この間の市の取組状況について、具体的にお示しください。

そして、検討機関の設置を含め、今後の制定に向けての具体的な取組についてお聞かせください。

次に、子供議会についてです。

子供議会開催の提言については、2004年第4回定例会の私の代表質問に市長は次のように御答弁しています。「平成4年度に市制70周年記念事業の一環として、子供議会を開催し、各小学校の児童代表から子供の視点での市政への意見や要望などの提案がありました。また、議場を活用することで、議会の仕組みについても理解してもらったと思います」以下中略、結びのところで、「今後も引き続き、子供たちからの意見反映の機会増大に努める中で、その手法の一つとして、子供議会も含めて検討してまいりたいと考えております」という前向きな御答弁をいただきました。しかし、その後、開催の機会を探ってきましたが、実現されていません。

このたび、財団法人明るい選挙推進協会2009年1月30日発行の「私たちの広場」で、特集記事として子供議会が取り上げられています。その一部を紹介します。「近年、地方議会の議場を会場に、子どもたちが議員となって議会審議を疑似体験する『子ども議会』が増えています。それぞれ調査時点が違いますが、都道府県議会では平成18年中で6県、市議会では平成19年中で153市、町村議会では平成19年7月現在で31町村。市議会は1年前の平成18年より34市増えています」という全国の各市町村議長の調べで明らかになっています。

子供議会が増えている背景としては、三つあるというふうに思います。

一つは、平成6年に子どもの権利条約が発効したことが挙げられます。この条約は、18歳未満の子供を保護の対象としてではなく、権利の主体としてとらえ、子供に保障されるべき権利を網羅しています。その一つとして、意見表明権が挙げられており、子供は「自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」と規定されています。この子どもの権利条約の理念や原則の具現化を図る取組の一環として、子供議会を開催することになった自治体は少なくないと言われています。

二つ目には、近年、若者の政治・選挙離れが進み、特に地方選挙の投票率は極めて低レベルにあることから、児童・生徒の公的資質の基礎を養い、自分たちの地域や地方自治への関心を高める方策とし

て、子供議会が増えていることが挙げられております。

そして、三つ目には、子供議会は、かつて小樽でもやりました女性議会や青年議会と同じく、議会活性化の取組である開かれた議会の一環として見ることができます。一口に子供議会といっても、その取組の内容や方法は自治体によって異なります。具体的な事例はここでは省きますが、子供たちは、この子供議会に参加することを通じて、行政や議会の運営の実際を学ぶだけでなく、地域にどのような問題があるかを調査し、どうやって解決すればよいかを考え、解決策を出し合い、議論をし、合意を取りつけていくということになります。地域と政治に関心を持ち、代表の意味を考え、選挙の意義に気づき、公民としての積極的に社会に参加することの態度、意欲を醸成する、またとない機会となるのではないかと結び、呼びかけています。

そこで、伺います。

今年、小樽市にとって将来の道しるべとなる新しい総合計画がスタートする年です。この機会に子どもの権利条約の理念の具体化を図る取組の一環として、この議場を使用して子供議会を開催することを提言しますが、市長の考えを伺います。

最後に、教育課題について伺います。

一つ目に、今、子供たちをめぐる社会状況や置かれた状況を教育長はどう認識していますか、お聞かせください。

二つ目に、教育委員会の果たすべき今日的役割について教育長はどのように認識していますか、お聞かせください。

三つ目に、学校は学習の場のみならず、学び、生活の場であり、学校、家庭、地域社会、教育行政の信頼と協力関係が成り立っていることが前提と考えますが、教育長はどのように認識していますか、お聞かせください。

四つ目に、小樽市の教育行政の方向と学校現場の関係は、相互の信頼関係を欠く状況にあるのではないかと懸念される面もあります。また、ゆとり教育の評価、検証もせずに、国に従順に学力向上路線へ転換していく、こうした教育行政の進め方についての教育長の御所見を伺います。

五つ目に、教育現場の管理システムが急速に進み、教員は疲弊しており、子供たちは学力向上のかけ声に窒息しそうな状況にあるのではないかと、これを克服するための教育行政の果たすべき役割について、教育長はどのように感じているか、御所見を伺います。

六つ目に、教育現場では、健康を害する教員も増えています。多忙もその一因と考えますが、勤務実態についての教育長の御所見をお聞かせください。

七つ目に、安易な外部からの講師、職員の導入、期限付教員の導入からは、信頼感やよい教育が生まれられないと思います。子供たちと接する教員をもっと多く正式に配置することが、何よりの教育条件整備と考えますが、教育長の御見解を求めます。

八つ目、最後に、学校は教員にとって働きやすい場であり、子供たちにとっては楽しい学びの場であればなりません。教育行政は、そうした学校の環境づくりに最大限の努力を傾注すべきと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝廣）** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成20年度の一般会計の決算見込みであります。普通交付税が予算を2億3,400万円下回ったことに加え、地方譲与税等も大きく落ち込み、大変厳しい財政運営となっております。歳出におきましては、予算の効率的な執行により、経費節減を図るとともに、歳入におきましては、可能な限りの財源手当てに努める中で、本定例会補正後における予算上の単年度収支は7,200万円程度の黒字となる予定であり、実質的な累積赤字額も前年度から改善し、約12億2,500万円となる見込みであります。除雪費を含め、まだ不確定要素もありますが、何とか単年度収支での黒字を確保するよう、残された期間につきましても、歳入の確保等にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化法に基づく、いわゆる健全化判断比率であります。本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率は4パーセント程度と平成19年度決算とほぼ同率であります。連結実質赤字比率は公立病院特例債が認められる予定であることなどから、19年度よりも6パーセント程度改善され、10パーセント程度となる見込みであります。なお、実質公債費比率と将来負担比率につきましては、算定する際に用いる係数にまだ不確定要素が多いことから、現時点では試算しておりません。

次に、今後の健全化判断比率の見通しであります。平成21年度以降も市の各会計とも厳しい財政状況にあることは変わりがないと考えております。特に多額の赤字を抱える会計のうち、一般会計については健全化計画上の毎年度の目標達成に努めるとともに、病院事業については市立病院改革プランの着実な実行を、また国保事業については単年度収支の黒字を目標に、それぞれ全力を挙げて収支改善の取組を進め、実質赤字比率や連結実質赤字比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、実質公債費比率と将来負担比率については、19年度決算ではいずれも早期健全化基準を大きく下回っており、現在のところ比率が大きく増加する要素はありませんが、将来的にもいわゆるこの危険水域に入ることのないよう、その動向には十分注意してまいりたいと考えております。

次に、21年度の予算編成でありますけれども、基本的な姿勢として、事業の厳選や財政健全化の取組などを継続して、緊縮予算を編成するとともに、一方で限られた予算の中で、国や道などの施策と呼応した施策、特に経済・雇用対策を重点的に実施することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については3パーセント程度ではあります。伸びを見込めたことは明るい要素ではありましたが、予想以上に地方譲与税等の減少が大きく、一般財源総額についても、対前年度より減少すると見込まざるを得なかったところであります。それらのことから、最終的に一般会計の収支の均衡を図るためには、職員給与等の削減継続を断念せざるを得ず、今回の編成作業につきましても、大変厳しい状況であったと思っております。そのような中であっても、公共事業費の増額や前倒しのほか、商業・観光施設等にも配慮するとともに、今定例会中に国の雇用対策交付金関連事業につきましても、追加提案をさせていただく予定であり、現状の財政状況の中では、可能な限りの工夫をしたものと考えております。

次に、財政健全化計画の平成21年度における目標の達成でありますけれども、21年度は現在の財政健全化計画上の中間年となり、24年度での赤字解消に向けて、累積赤字を減少へと転じていく分岐点となる年であります。ここ数年の傾向にありますとおり、本市の財政収支を左右する最大の要因は、地方交付税の動向であり、現時点では、まず21年度の地方交付税が予算額を確保できるよう強く期待しておりますし、一方で市税を中心とする歳入の確保や経費の節減など、収支両面の取組を今後とも引き続き強力に実行することにより、健全化計画上の21年度の目標を達成し、24年度の黒字化へ着実に歩みを進めることができるように全庁挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、環境基本条例の制定と環境基本計画の策定に関連しての御質問でありますけれども、初めに第2次小樽市温暖化対策推進実行計画の進ちょく状況でありますけれども、基準年度であります平成2年度の温室効果ガス排出量から各年度とも6パーセント以上削減するという目標設定に対して、18年度では11.5パーセント、19年度では10.9パーセントの削減となり、いずれも目標を達成しております。今後とも目標達成に向け、市職員それぞれが温暖化防止に向けた環境配慮行動の徹底を図るとともに、市民に対しましても、「環境に優しいエコ・アクション・プログラム」の配布や「環境パネル展」の開催などを通して、温室効果ガス削減に向けた意識啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境基本条例の制定と環境基本計画の策定でありますけれども、本市におきましては、これまで大気汚染や水質汚濁などの公害に対処するため、公害関係法令の適正な執行と関係機関と協力・連携を図ることにより、環境保全対策を推進してきたところであります。しかしながら、昨年の北海道洞爺湖サミットの開催などにより市民の環境に対する関心は一層高まっており、市民と行政が共通の認識を持って環境保全に取り組むことは、重要なテーマであると考えております。したがって、条例制定や計画策定については、他都市の策定内容を研究し、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ISO14001の認証取得でありますけれども、市が認証を取得することは、行政が環境問題に積極的に取り組む姿勢を示し、市職員はもとより市民や地元企業の環境に対する意識を高めるためにも有効であると考えております。しかし、認証を取得するためにも、また取得後の進行管理を行うためにも、専任の体制を整備する必要があるほか、登録や更新の費用も要することから、現段階においては、財政状況から見て難しいものと考えております。

次に、雇用対策と経済活性化についての御質問でありますけれども、まず求職者に対する職業相談についてであります。市といたしましては、雇用相談総合窓口を設置し、きめ細かな対応に努めているところであり、職業紹介につきましては、ハローワークと連携を図るとともに、市役所別館4階にあります高齢者職業相談室において、高齢者だけでなく一般求職者についても利用ができることをお知らせし、雇用の増進に結びつくよう努めております。

また、教育訓練につきましては、ハローワークとの連携を図りながら、職業能力開発促進センターや道立高等技術専門学院等への紹介など対応してまいりたいと考えております。離職者・失業者の援護や生活支援対策につきましては、ハローワークや北海道など関係機関と連携を図りながら、雇用促進住宅への入居手続や生活資金等の融資制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、新卒者の就職に関連しての御質問でありますけれども、全国的に雇用状況が悪化する中、新卒者の内定取消しが発生しておりますが、市といたしまして、2月末に市内の高校に確認しましたところ、市内においては、新卒者の内定取消しはないとのことでありました。

内定取消し防止の働きかけにつきましては、市単独での要望活動は行っておりませんが、ハローワークが事業主に対してリーフレットにより周知を図っており、北海道も道内経済団体に対し、内定取消し防止の要請を行ったと聞いております。また、新卒者の就職先の確保については、ハローワークや北海道と連携し、今年1月に小樽管内事業所へ要請をしており、今後も必要に応じ、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、季節労働者の通年雇用でありますけれども、本市においては、国が平成19年に季節労働者の通年雇用化対策として、通年雇用促進支援事業を創設したことを受け、小樽市を含む関係7団体で構成される小樽市季節労働者通年雇用促進協議会が同年10月に設置されました。以来、資格取得支援事業や求人開拓事業など種々の事業に取り組んでまいりました。しかし、この制度は協議会が国からの委託を受け、事業を実施することになりますけれども、例えば事業費に占める管理費の割合が決められているな

ど詳細な条件が定められていることから、各地域での創意工夫を凝らした取組がしにくいという現状にあります。このため、こうした条件の見直しについて、道内他都市の協議会との連携を図りながら、国に対し要請することを検討してまいりたいと考えております。

また、特例一時金については、雇用保険法の改正により、平成19年から支給日数が2割減の40日分となりましたが、これを補完するために、通年雇用促進支援事業が実施されたという経過がありますので、50日分の復活要請については、同事業の効果等を見ながら、判断してまいりたいと考えております。

次に、改正パート労働法に関連しての御質問でありますけれども、改正パート労働法は少子高齢化社会の中でパートタイム労働者が、その能力をより一層有効に発揮できるための雇用環境を整備するために改正された法律であります。パートタイム労働者の賃金の決定に当たっては、正社員との均衡を考慮しつつ、職務の内容や成果等を考慮し決定しなければならないことから、賃金における均衡待遇が確保されることが必要であると考えており、このため、法の趣旨に反するような事例があった場合は、是正が図られるよう、関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、非正規労働者の社会保険に関する御質問でありますけれども、非正規労働者への社会保険の適用拡大については、非正規労働者に対するセーフティーネット機能の強化を図るための「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出されております。また、厚生年金や健康保険の適用拡大を図るための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が、現在、国会で継続審議中でありますので、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、法定最低賃金の周知等でありますけれども、これまで市の工事を発注する際には、建設工事の適正な確保についての文書を配布し、この中で労働者の賃金については国土交通省、農林水産省の2省協定に基づく労働単価により積算していることから、この点に十分留意し、適正な賃金が支払われるよう配慮する旨を明記し、平成14年より指導しております。また市民に対しては、広報誌の掲載やポスターなどにより、さまざまな機会をとらえてPRを行ってきているところであります。今後とも、労働基準監督署などの関係機関と連携し、法定最低賃金の遵守について、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、金融機関に対する要請や監視でありますけれども、昨年10月31日に国の緊急保証制度がスタートし、国内景気の後退もあり、市が保証の認定を行った件数は1月末現在で268件になっております。こうした中、市では、資金の需要が高まる昨年末に、中小企業の安定経営に向けた適切な融資の実行や経営改善指導などについて、市内の金融機関に要請を行ったところであります。金融機関の貸し渋りなどに対する監視につきましては、金融庁が検査・指導を強化し、悪質なケースは行政処分の対象とすることとしております。市といたしましても、緊急保証制度の利用者から任意で融資の実行状況などについて伺っているところであり、今後とも必要に応じて要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、中小企業・起業家や商店街の活性化事業についての御質問でありますけれども、新年度予算には、新規事業として新たに商店を開業する方を対象に、中小企業大学校旭川校で起業者を対象とした研修を受講する際の費用の一部や店舗家賃を月額5万円を限度に1年間助成する事業予算を計上いたしましたので、厳しい商業環境にはありますが、1人でも多くの商業起業者が育成され、空き店舗が解消されることを期待しております。また、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、定額給付金の給付時期に合わせて、商店街や市場などが取り組む売出しや販売促進活動に対して支援する「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業予算を2,000万円計上いたしましたので、多くの市民に積極的に市内で買物していただき、商店街等がにぎわうことを期待しているところであります。

次に、子供条例の制定についての御質問でありますけれども、最初に、これまでの市の取組でありま

すが、子どもの権利条約の趣旨を周知することが大切であるとの観点から、パンフレットの配布や関係団体との連携による懇談会や講演会の開催などを通して、子供の基本的人権の尊重、保護に対する市民の意識啓発に努めてまいりました。また、子供自身に対しても、子供会議や人権教室を開催するなど、子どもの権利条約の基本理念に沿った取組を行ってきたところであります。

なお、条例制定に向けて今後の取組であります。道内において条例を制定した自治体はまだ少数であることから、今後、未制定の都市などの動向を調査してまいりたいと考えております。

最後に、子供会議の開催をという御提言でありますけれども、これまで子どもの権利条約に基づく意見表明の場として、毎年、子ども会議を実施しており、また新しい総合計画の策定に当たっても、子供たちの柔軟な発想を本市のまちづくりに反映させるため、貴重な意見を聞く機会も設けたところであります。今後におきましても、現在実施しております子ども会議の見直しを行い、より内容の充実したものにすることによって、子供会議の機能も十分果たせるものではないかというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 謙)** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供たちをめぐる社会状況の認識についてであります。都市化、少子化の進展や経済的豊かさの実現など社会が成熟する中であって、家庭や地域の教育力の低下や、個人が明確な目的意識を持って生活したり、何かに意欲的に取り組んだりすることが、以前よりも難しくなっているのではないかと指摘があります。近年、こうした状況の中であって、教育をめぐっては、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が生じているものと認識しております。

次に、市町村教育委員会の果たすべき今日的な役割についてであります。特に義務教育においては、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培うことを目的としており、こうしたことを達成するため、学校、家庭、地域と一体となって、円滑な教育行政の推進に努めていくことにあると認識しております。

次に、学校、家庭、地域社会の関係についてであります。子供たちはこの三つの社会の中で生きており、子供たちの教育を計画的、そして円滑に進めていくため、三者の強い信頼と協力が不可欠であると認識しております。

次に、教育行政と学校の関係についてであります。市民の負託にこたえるべく、教育委員会は学校との信頼関係を築きながら、その役割を担っており、議員の御指摘にある相互の信頼関係を欠く状況にはないものと認識しております。

また、学習指導要領の改訂の趣旨は、ゆとりか詰め込みかというのではなく、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成をいわば車の両輪として伸ばしていくことを提示しており、子供たちに生きる力をはぐくむための現行の学習指導要領の理念は、新しい学習指導要領においても変わらないものと考えております。

次に、教育行政の果たすべき役割についてであります。教育の目的や理念は、家庭や地域での学びはもとより、教室での日々の教員の指導の中で実現するものであり、授業研究などの研修を通して学んだ教員の工夫と相まって、教員が一人一人の子供と向かい合い、指導を行うための時間を確保することが何よりも必要であります。そのためには、教員の配置、教科書や教材・教具、学校施設などの教育条件の整備、そして地域全体で学校を支援する体制の構築などが必要であると考えております。

次に、教員の勤務実態についてであります。教育現場においては、保護者への対応やいじめ、不登校、生徒指導などさまざまな課題を抱えており、これまで以上に多忙化している状況にあると認識して

おります。こうしたことの解決に向けての努力が、教員の健康や福利厚生の方から課題となることもあり、北海道教育委員会では時間外勤務・業務の縮減等についての指針を策定し、その取組を進めているところであります。小樽市におきましても、スクールカウンセラーの設置や相談窓口の充実に努めてまいりましたが、多忙さを解決すべく、教員の定数改善や少人数学級の拡充についても引き続き、国や道教委に対して強く要望してまいります。

次に、外部講師の活用や期限付教員についてであります。外部講師につきましては、地域の人材を活用し、特色ある豊かな教育活動を推進していく上で必要なことと考えており、今後も効果的な活用を各学校で検討していくこととなります。期限付教員につきましては、育児等の休暇や定期異動により欠員が生じた場合に、正規職員にかわり配置されます。育児休暇等の場合は、その休暇中、復職するまでの一定期間だけ配置するため、制度として、かわりの正規職員の配置とはなりません。定期異動の場合は、次年度以降の学級数を見込みながら、教員の配置数を検討することとなりますが、学級数の確定が直前までできなかったときなどには、やむを得ず期限付教員の配置となることがあります。小樽市教育委員会として、迅速な情報の提供など、道教委との連絡を密にし、正規職員が配置されるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、学校の環境づくりについてであります。学校は、子供たちにとっても教員にとっても、よりよい環境であることが必要であると考えております。そのためには、教育行政として、学校現場では今何が求められているのか、何が必要なのか、その実態をしっかりと把握し、取り組んでいくことが必要であると考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

**19番(佐々木勝利議員)** 二つあります。

1点目は、ISO14001の関係です。できないということの理由ですが、金がないということなのか、認証を取っていくことが難しいということなのか、中身がちょっと私のほうでは聞き取れなかったの、できないということなのか、これから検討して、いわゆるやっつけこうということなのか、もう一度お聞かせください。

それから、もう一つは、子供議会の関係です。市長の御答弁では、これまでやっている子ども会議は、私が今日提言しているものにかわるというふうに答えていたのですけれども、今回、提言しているのは、そういう意味ではないのです。この議場を使って子供に力をつけていく、こういう趣旨で言っているものですから、子供議会はこれまでにある子ども会議を延長すればそれでいいということにはならないので、そこのところをもう一度明確にさせていただきたい。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝慶)** 子供議会の問題ですけれども、今、毎年、子ども会議というものをやっていますので、子ども会議の中身を充実させれば、十分この子供議会のようなものもできるのではないかと思いますので、そういう対応をしていきたいと思っております。子供議会については、子ども会議を開催する中で、何年かに1回、そういう周年事業の一環としてやれば十分かと思っております。子ども会議の中で、議会の仕組みなどは、この議場を使わなくてもできるわけですから、そうしたのも子ども会議の中で、十分説明もできるし、体験もできるというふうに思っていますので、そういうことで少し進めていきたいと思っております。

なお、ISOの関係については生活環境部長から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 生活環境部長。

**生活環境部長(小原正徳)** 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

ISO14001の認証取得ということについてでございますが、この認証を取得するに当たって、これはいろいろな基準をクリアしなければならないということもございまして、その取得のための作業が大変であること、それからまた認証を取得したとしても、取得後の進行管理ということが大変難しく、作業的にも多岐にわたるということもございます。そういったことを行うための専任の部署というのも用意をしなければならない。なおかつ財政的な問題では、登録するための費用、それから更新に当たっての費用等々もそれなりに要するということもございますので、現状においては、それに取り組むことは難しいというふうに考えているところでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

**19番(佐々木勝利議員)** 再々質問です。

これで議論が終わったというふうに私は思わないのですけれども、子供議会の関係で、今、市長の再答弁では、いわゆる子ども会議の中で、私が提言している内容等について消化できるということですが、私のほうでは、いわゆる三つの角度から提案したのです。その辺のところを含めて、もうちょっと議論する必要があるかというふうに思っているのですが、もうこれは子供議会はしないということではないというふうに思っているのでしょうか。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 子供議会を否定しているわけではなくて、今、子ども会議というものをやっていますから、その中身を少し充実させると、いろいろなことを勉強できるのではないかということです。例えば、この議場へ佐々木議員の代表質問を聞きに来てもいいと思うのです。そういう仕組みの中で、議会というものを覚えていく。ですからそれは、周年事業の中で何年間に1回開催し、通年は子ども会議をやっていくということではないかと思っています。

**議長(見楚谷登志)** 佐々木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時01分**

**再開 午後 4時20分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

**4番(吹田友三郎議員)** 平成21年第1回定例会に当たり、平成会を代表して質問をさせていただきます。

昨年秋に起こりました米国のサブプライムローンの破たんをきっかけとした世界的な金融の破たん状態は、各国政府の適切な対応の政策が見いだせないままに現在に至っているものと見ております。これはアメリカの小さな政府を目指す政策における規制緩和の中で、さまざまな金融商品をつくり、世界の

市場に流したこと、金融資本が俗に言うばくちの世界に変ぼうしたもので、その一つが米国の低所得者層の国民に住宅という夢を見させて、そしてならくの底へ突き落としたようなもので、このような問題が起こることは、アメリカの政府においても十分に予測されたことであると思われ、このことにかかわる実行者の責任はもとより、政府の責任も尋常のことではないと考えます。

日本国内では、先般の発表で年率換算でGDPが12.7ポイント減と、先進国ではトップであり、政府の認識はまだ銀行でつぶれたところはないでしょうとの見解で、その危機感のなさが露呈されております。米国から始まりました世界的な急激な景気後退から、我が国の景気のけん引を務める輸出産業を中心とする第2次産業の各業態のトップ企業が軒並み大幅な売上げ不振に伴う過剰在庫の整理のために、大幅な減産体制に入り、余剰人員の整理を進め、大量の非正規雇用者を初め、直接雇用でない派遣社員の契約解除は昨年末から始まり、大きな社会問題となっております。

本市の経済におきましても、今後さらに大きな影響を受けるものと思われる中、今議会では、平成20年度の各会計の補正予算及び平成21年度各会計予算案が上程されて、山田市政も3期目の中間点を過ぎようとしております。山田市長は、マニフェストにおきまして、スリムな市役所、財政健全化で市民サービスの維持、地域経済と中心市街地の活性化、市民の健康と命を守る新市立病院の建設、子育て支援と子供の安全・安心確保、そして公開・参加・協働の市政運営をマニフェストとして示されて進めてこられました。

このマニフェストにかかわる施策として、平成21年度予算におきまして、どの部分に政策的なものを組み入れられ、つくられたものでしょうか、お伺いいたします。

私は、一つの政策は10年を一つのスパンとして見るのが妥当と考えており、山田市政も3期目の中間点となり、完成の最終章と思いますが、目標の評価として、御自身はどのようにお考えですか、お伺いいたします。

これより、何点かについて具体的な質問をさせていただきます。

まず、人口減少による納税者の減少傾向の中、本市の重要課題であります財政健全化についてであります。平成21年度予算を見ますと、前年度に引き続き「緊縮予算」で、「事業の見直しや財政健全化の取組を反映」、「限られた予算の中で、経済・雇用対策を実施」となっております。全会計の予算規模から見ますと、前年度比57億2,000万円、率にして4.7パーセント減の約1,162億8,000万円、一般会計で見ますと、収入で約338億3,000万円、前年度比1億9,000万円、0.5パーセントの減。歳出に必要な一般財源は約353億3,000万円、前年度比4億4,000万円、1.2パーセントの減であり、財源不足は約15億円となります。前年から見ますと、財源不足額自体は2億5,000万円の減少となっております。この不足分の対策として、他会計からの借入れ約9億7,000万円のほか、職員手当等の削減継続約5億3,000万円により、収支均衡予算を編成していることとなっております。

しかし、公的な事業体の運営の基本は、当年度の収入で当年度の支出をつくる収支均衡型としなければならぬものであります。事業によっては、起債を設けて行うものもあります。この段階でも、その年の収入に見合った中での償還が必要なものだけであります。しかし、国も地方自治体も右肩上がりの収入を見込んでの事業展開をしたことにより、財政破たん状態をつくっております。本市におきましても、今後、出生数の減少はさらに続くものと考えられ、人口動態も自然動態と社会動態の両面で、毎年減少は加速するのではないかと危惧しております。

このような中での財政健全化の対策は、行政体のスリム化、効率化の取組がさらに必要であると思われ、この取組には、市民の意識改革と協力が非常に重要であります。市民の意識改革を促すためには、本市の財政の本来の姿をわかりやすく示す必要があり、起債、他会計借入金等は、現在のように予

算書に表示するだけでなく、バランスシートなどを作成し公表され、例えば収支の剰余金が起債の償還、他会計借入金の償還資金となるということを示すようにすると、実際的な収入でどのような支出がなされているかがはっきりとし、市民はどの部分について努力すればよいか分かり、財政健全化に向けての道しるべとなると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

この財政健全化にかかわっては、市民の皆様から、議員歳費の縮減について、現在、議員報酬の5パーセントのカット、期末手当の役職加算の停止及び支給月数の1か月分のカットなどを行っていることを説明しても、それは市の職員に追随したものではないか。議員は率先してさらなる定数の削減や歳費のカットをすることが必要であると言われております。私も市民の意見を謙虚に受け止め進めなければならないと考えておりますが、財政健全化に取り組みます市長はどのような御感想をお持ちか、お伺いいたします。

次に、新市立病院の建設についてであります。市長は病院の統合新築を公約に3期目を進めております。マニフェストにも掲載されておりますこの問題は、それを願い、市民が山田市長に期待して市政をお願いしたものである。市長の今期の任期中で新病院の完成は不可能と考えられます。この新病院を御自身の手でつくられるためには、最低もう一期必要と思われませんが、そのお考えはありますか。また、この公約を履行できない場合には、そのことについて市民に対しての説明責任があると思われませんが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、児童福祉についてであります。

国の規制改革会議におきましては、保育事業を市場化し、その運営をビジネス化することにより、量的拡大と利用者の選択を進めようと考えている委員もあり、その傾向は見逃せないところに来ております。現在の少子化の流れは、2050年には65歳以上の人口が40パーセントを超えることが現実の問題となっており、このような人口減少を世界の中で最初に経験することになるのは、日本であります。戦後の人口減少に危機感を持ってその対策に取り組んだ欧州の各国は、多くの成果を得ておりますが、規制改革会議等の答申を受けまして、保育改革が言われている中、1月16日の参議院の予算委員会におきまして、S議員が質問に立ち、「現行制度の何が問題とされているのか、お伺いしたいと思います」との質問に、舛添厚生労働大臣は、「現行制度の課題といたしましては、利用が必ず保障される仕組みとなっていないことなどによって、利用希望者の増加に応じたスピード感あるサービス量の抜本的拡充が難しい。それから、いわゆる保育に欠けるという判断の、この保育の必要性の判断が、例えばパートタイム労働者の場合どうなのかと。認められないというようなことがあるなど、ニーズに十分こたえられていないということが現実の問題となっております」と、問題点を答弁されました。

その後、S議員が質問をし、「待機児童の問題と現行ニーズですから、ニーズにこたえられない待機児童対策の問題。それで、認可保育園が官製保育とか既得権とか規制改革会議で言われて、これを支えてきた人たちは大きく傷ついております。そして、規制改革会議の中での保育改革の答申で、やはり保育に対する国の責任、これをきちんと守れるのでしょうか」との質問に、舛添厚生労働大臣は、「今、委員の御指摘のように、改革の方向性、三つあると思います。今の制度の運用、運用改善でやる。もう一つはやっぱり新たな仕組みをつくっていく。さらに、民営化的な規制緩和的な考えでやる。真ん中の新たな仕組みをというのは、これは子供の将来というのは、未来への投資ですから、きちんと国が責任を持って、財政でも制度でもやる。私はこういう方向でよかろうと思っております。それは、まず子供の健やかな育ちというものを第一に考えるべきでありますし、質が確保されていなければならないし、公的保育は必ず保障されるべきであると思っております。そして、市町村の公的責任を後退させてはならない。ですから、私は子供の将来、子供を育てるということは、まさに国の責任であると、このこと

を明言しておきたいと思ひますし、現場で御苦勞なさっている方々は、どういふ問題点を持ち、どういふ希望を持っているのか、これをきちんとお聞きした上で、さらにいい政策を仕立て上げていきたいと思っております」と答弁されました。

このことは、子供を育てることについての国の責任を明確に示し、また市町村の公的責任についても堅持させること。また、子育て支援を支える施設への配慮もしっかりと示したものであり、規制改革と地方分権双方から大きな波が近づいている中、本市も地方自治体として子育ての公的責任を果たしていくことが求められます。国と地方自治体が共同で強力に推進していただきたいと考えておりますが、この点についての市長のお考えをお伺いいたします。

このたびの第6次小樽市総合計画の市民福祉では、2番目に子育て支援があります。国のこれからの取組は、すべての子育て家庭の支援を進める中で、今後、10年間で100万人の乳幼児を支援する目標を掲げ、地域子育て支援センター（実施主体は市町村）が一時保育を進めること。通常保育及び特別保育のニーズの確実な対応を考えて、施設整備を含め予算化しております。

総合計画では、特別保育などは10年後でも数値的な拡充となっておらず、本市の場合は極端な高齢化により、介護関係を含め、女性の社会進出が必要と思われ、人口減少との相関関係を考え、準備が必要と思ひますが、市長はどのような御見解を持っておられますか、お伺いいたします。

次に、生活困窮者対策の基本は、生活保護となっております。この生活保護を受けるための条件は、自身の資産や預金を基本的に持っていないことであり、全くのゼロの状態になっていることが必要であります。しかし、国民生活の中に大きな不況の波が押し寄せようとしております。これまでは、何とか自力で生活をしてこられた中で、生活保護に限りなく近い方々は、全世帯を見ると大きな部分と見ております。この方々を、これ以上、生活のレベルを下げさせてしまうと、最終的には生活保護受給者の方々は家もなく蓄えもなくということになります。そこまで下ると、普通の生活に戻ることは難しくなると言われております。

現在、さまざまところで論議されていることは、ボーダーライン近くにおられる方々に、少しの補助をすれば、通常の世界生活を続けられるので、その部分をしっかりと行政がサポートすることが必要であると言われており、私もこの点については同意見を持っております。この中には、住宅手当なり医療費なり保険料等が考えられます。行政は、その財源を使い、市民が安心して生活することができる施策をきめ細かく進めることが必要と思ひますが、市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、家族が離婚等で母子世帯等になったときに、一般的には生活保護を受け、生活の安定を図ることとなります。日本は申請主義で、本人が窓口に向いて申請の手続となりますが、フランスなどでは、そのようになったときは、電話をすると行政の担当者が来て、直ちに生活ができるようにし、そして離婚等であれば、その精神的なケアも行う専門員がかかわり、また、就業についてはしっかりと自立できる職業訓練の時間を確保、基本的には2年のうちに教育を受け、しっかりと自立することができるようにしております。

日本では多くの場合には、どのような仕事でも、安定しない仕事を含め職業につかせる指導をするため、自立のための支援の形をなしていないと考えております。このことにより、生活保護から抜け出せず、長期間にわたる生活保護の状態が続いていることが見受けられ、保護費はますます膨らむことが予想されており、生活保護から早期に抜け出す、自立した生活をしていただくための施策の転換が必要と思ひますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、定額給付金につきましては、今議会の冒頭で実施の準備にかかわる予算が可決されました。この給付金は、景気対策と住民への生活支援を目的としておりますが、多くの市民は景気対策の効果とし

では疑問を持っております。私も同様の考えを持っております。市民の皆様の中には、自分たちが支給される給付金を、何か別な形で役立つことはないものかと考えている方々も、いろいろな場面で聞くことがあります。本市でも、早急にそのように考えられている方々ために、財政再建途上でありますことから、市民の皆さんがこれなら給付金を出そうという御提案をされ、定額給付金申請書に、寄附申出書などの項目をつけて、御協力をいただくことを考慮してはいかがでしょうかと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、整備新幹線建設問題につきまして質問をいたします。

現在、新潟県などが整備新幹線建設費が資材の高騰などで、当初予算を11.7ポイント増となるので、地方負担の増額を求める事態となっていることです。整備新幹線の建設費は国が3分の2を負担し、地方が3分の1を負担することが決まっておりますが、国の行う公共事業の内容は、国民のわからないところで進んでいるように見え、今回のことも、これだけ景気後退が進み、鉄鋼を含め大幅な減産体制のため、製品の価格形成ができないような状態の中で、資材等の高騰という話を持ち出し、工事費を膨らまそうとする流れになっていると思われ、ある知事の納得のいく説明がなければ応じられないとの会見を聞き、もっともであると思いました。

このような観点から、この整備新幹線建設の現在の計画の一部に入っております北海道新幹線につきまして、その進ちょく状況はどのように進んでおりますか、お伺いいたします。

私は、鉄道網につきましては、公共交通機関の基本と考えており、国民が生活をするための大変重要な交通手段であると思います。ですから、新たな鉄道をつくることは、基本的には交通手段に不都合を生じていること。他に代替の手段がないことなどが条件となると考えております。現在進められております新幹線構想では、今後ますます財政の硬直化が進む本市は、どのような負担が予定されているのでしょうか。

新小樽駅（仮称）も予定されておりますが、そもそも地域の発展を含めた新駅構想であれば、やはり後背地を確保し、新駅を中心とした城下町が可能となるものであろうと思いますが、現在の計画では難しいと思われまます。本市の現在の計画では、その周辺整備、アクセス道路等の整備、新駅周辺の土地利用構想なども考えられているようですが、本市の現実的な環境は、人口減少による税収の減収により、新たな負担となる事業への対応は極めて難しい状況となっていると思われまます。

新小樽駅の建設であります。札幌駅までおよそ7分程度の距離となり、新幹線の乗客がどの程度新小樽駅を利用するかが重要です。ある関係者によりまますと、新幹線の停車は当然利用客数によって影響すること、JRは営業する企業であるから不安がよぎるところです。この整備新幹線に係る負担金は工事着工から完成時と考えられますので、そのときの本市の状態が、10万人前後の高齢者のまちとなっている場合に、新たな負担が可能であるかということでもあります。

また、過去の事例からも、新幹線の沿線の在来線の問題も大きな問題であります。基本的に企業は利益を生むものは放さず、不採算部門を切るのは明白なところ。この在来線問題も含め、市長はどのように対応することを考えておられますか、お伺いいたします。

次に、児童・生徒の携帯電話の所持の禁止についてであります。

先日、2月26日の読売新聞の一面のトップ記事で紹介されておりましたが、文部科学省の小中高生の携帯電話に関する利用実態調査が発表され、「十代のケータイ依存症」と大きな見出しをつけております。中学2年生の約2割が、1日に50通以上のメールの送受信を行っていること。100通以上のやりとりをする小学生もあり、入浴中や食事中も携帯電話を手放さないでいるとのこと。また、児童買春に悪用されるプロフ、自己紹介サイトについても、高2の44パーセントはプロフを開設したことがあり、7割

の保護者がこのことについてよく理解していないので、親が子供を守るための基本的知識を持ち合わせていないことも浮き彫りになってきました。

第6次小樽市総合計画の中で、学校教育の施策の体系に、教育環境の整備・充実に挙げておりますが、教育環境とは、単に学校の中だけに限定したものでは、児童・生徒の健全育成を進めることは難しく、社会的環境を整備し、教育委員会、保護者、企業が一体となって進めるべきと考えます。このことについては、議会の中でたびたび問題として取り上げておりますが、全国レベルで、この問題が取り上げられてきております。私は本来、児童・生徒に必要なものとして商品化されたものではありませんので、このようなものを使用しなくても、特に児童・生徒の家庭における生活に支障を来すものではないものと考えております。また、現在、未成年者の深夜はいかいが多く見られますが、その保護者は、どこにいても連絡がとれるからと安易な考えであり、児童・生徒の健全育成の観点から、非常に問題であり、夜間の外出時間もしっかりとしたルールを設け、社会が保護者ととも青少年の育成を進めていくことが求められます。

アメリカなどでは、例えば13歳以下の子供を家に残して親が外出することは法律で禁止されていたり、子育てに対する親の養育責任という点においては、各国がさまざまな取組を行っております。

このような観点から、児童・生徒に対する携帯電話の所持について、学校での対策や保護者への周知方法など、教育長の御見解をお聞かせください。

本日の質問に対する御答弁にかかわっての再質問はいたしません。今後開催されます予算特別委員会及び常任委員会におきまして質問の機会をいただきますので、よろしく願いいたします。

市民一人一人が安心して暮らせるまち、高齢者と障害者、そして乳幼児に優しいまちとなりますような御答弁を期待申し上げ、私の質問を終了させていただきます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、3期目のマニフェストについての御質問でありますけれども、平成21年度予算への反映について、その主なものを申し上げます。

まず、マニフェスト1のスリムな市役所・財政健全化で市民サービスの維持におきましては、管理経費の圧縮のほかに、電話交換業務の民間委託化を進めるなど、人件費総額の抑制に努めてまいりますほか、一部の使用料及び手数料の改定については、既に議決をいただいておりますが、これら自主財源の確保にも努めながら、市民サービスを可能な限り維持することを念頭に財政再建に取り組んでいるところであります。

マニフェスト2の地域経済と中心市街地の活性化においては、引き続き、にぎわう商店街づくり支援事業を行うとともに、新たに「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業などを実施し、中心市街地のにぎわいの創出に努めます。また、産学官が連携して取り組む東アジア等マーケット開拓事業などを実施し、地場産品の販路拡大に努める一方、新たな事業として地域魅力度アップ観光イベント創出事業などを実施して、小樽らしさを生かした地域経済や観光の振興を図ることとしております。

マニフェスト3の市民の健康と命を守る新市立病院の建設におきましては、本年1月に策定した小樽市立病院改革プランを着実に実行していくこととし、まず4月からその第一歩として、地方公営企業法の全部適用を導入し、病院事業全体の責任を担う病院事業管理者の下、経営健全化に努めるとともに、

今後、再編・ネットワーク化協議会において、これまでの議論を踏まえて、公的病院、市立病院、各診療所、それぞれの役割を明確にして、小樽市における地域医療のあり方について早急に検討していただきたいと思っております。

マニフェスト4の子育て支援と子供の安全・安心確保においては、真栄保育所が4月に移転し、新たに産休明け保育や延長保育事業などを実施するほか、育児相談や子育てに関する情報提供を行うため、こんにちは赤ちゃん事業を実施してまいります。また、平成19年冬期より通年全額補助しているバス通学助成を継続するとともに、現在実施中の学校校舎の耐震診断結果を踏まえて、早期に耐震補強工事に努めてまいります。

マニフェスト5の公開・参加・協働の市政運営においては、市民参加と協働などの仕組みを示す自治基本条例の制定に向け、基本条例のあり方など、基本的な考え方について整理してまいりたいと考えております。

次に、これまでの10年間の自己評価ということでありますけれども、市長就任以来、マニフェストにおいても示しておりますように、市民との協働によるまちづくりを大切に市政運営に努めてまいりました。この間、地方交付税が大幅に減少し、財政環境が厳しさを増す中であって、自治体の健全経営に最善を尽くしながらも、できる限り市民サービスを低下させないよう努めるとともに、市民の皆さんにお約束した公約について、全力で取り組んできたところであります。病院問題や丸井今井小樽店跡の活用など、まだまだ大きな課題を抱えておりますので、今後とも課題解決に向けて任期中、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の取組に関連して予算案等に関するバランスシートなどの作成と公表であります。国は財政健全化法の施行を踏まえ、平成20年度決算に基づいて、21年度中に、いわゆる地方公会計の整備と公表を求めています。具体的にはバランスシート、資金収支計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書のいわゆる公会計財務4表を整備し、住民へ説明することではありますが、当市におきましても、国から示されるモデル様式をベースに作成し、21年度中に公表する方向で準備を進めております。

このことにより、当市の財政状況はよりわかりやすい形で、市民の皆様にご覧いただくことができ、また、財政健全化の取組や進捗状況等についても、認識を深めていただけるものと考えております。

次に、議員定数や議員報酬等のさらなる削減についての御指摘でありますけれども、市長への手紙でも、今お話しになったようなことについて、市民の方から意見をいただいておりますけれども、これらの問題につきましては、議会において十分御議論いただければと思っております。

次に、新病院の建設についてでありますけれども、両市立病院の施設、設備の老朽化や2か所に分かれていることの非効率性などから、統合新築が必要であるという基本姿勢には変わりありません。一つ一つ申し上げますけれども、諸般の事情により現在に至っておりますことは御承知のとおりであります。私といたしましては、これからも残された任期、病院の統合新築に向けて全力で課題解決に取り組んでまいります。

なお、現状なり経過については、広報おたるや市長と語る会など、いろいろな機会をとらえて説明しているところであります。

次に、児童福祉についての御質問でありますけれども、初めに保育制度にかかわる自治体の責務についてであります。現在、国の社会保障審議会少子化対策特別部会でも、新たな保育制度について検討されておまして、2月24日に第1次報告がまとめられております。その中で、保育制度のあり方に関する基本的な考え方として、子供の健やかな育成は未来への投資として、国が責任を持って取り組むべきものであることや、保育の保障のために市町村など行政が果たす役割、責任は重要であり、国、地方

を通じた公的責任の強化が図られるべきと示されておりまして、今後も国を中心として地方自治体の役割と責任を果たしていく必要があるものと考えております。

次に、労働人口の減少に備えた子育て支援策でありますけれども、これは本市に限った問題ではありませんが、潜在的な女性労働力を引き出すためにも、保育等の子育て支援サービスの拡充とともに、男女とも働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。その点においては、国の総合的な施策に負うところが大きいものと考えております。現在、国では少子化対策の一つである働き方の見直しを進めるため、育児・介護休業制度などについて検討を行っているところでありますので、今後もその動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者対策でありますけれども、長引く景気低迷の影響もありまして、生活保護を含めた低所得者層が増加しているものと思っております。このような低所得者の方々に対する施策としては、国民健康保険や介護保険などは、国の基準により所得に応じて保険料や自己負担を軽減する制度があります。また、市独自に低所得者の世帯などに対しても、介護保険料や住宅使用料、保育費負担金などの減免制度を設けて対応しているところであります。

次に、生活保護における母子世帯への就労に向けた取組でありますけれども、生活保護法においては、最低生活の保障とともに、自立の助長を促すことを目的にしております。このため、国においても平成17年度から被保護世帯の自立を支援する制度として、各自治体において、自立支援プログラムの策定・実施に取り組むよう方針が定められ、本市においても就業指導員を配置の上、ハローワークとの連携を図りながら、被保護者の個別の状況や能力などを勘案し、就労に向けた取組を行っているところであります。

とりわけ母子世帯においては、子供の養育などさまざまな条件があることから、就労先や業種など限られることもあります。まず働くことが自立への一歩ではないかと考えております。いずれにいたしましても、世帯の状況に応じて、他の制度の活用も図りながら自立に向けての取組を進めていきたいと考えております。

次に、定額給付金についての御質問でありますけれども、定額給付金を市に寄附しようという提案を行い、市民に協力をお願いしたらどうかという御提案でありますけれども、今回の定額給付金の目的は、あくまでも住民への生活支援と地域経済対策に資するということですので、市から寄附の呼びかけなどは考えておりません。

次に、整備新幹線の問題についての御質問でありますけれども、まず進ちょく状況であります。北海道新幹線新青森 - 新函館間の工事の進ちょく状況でありますけれども、事業主体の鉄道・運輸機構によりますと、建設工事の主なものとして、木古内 - 新函館間の渡島当別トンネル、新茂辺地トンネルの掘削工事のほか、知内町の湯の里軌道基地でレールの溶接が進められ、七飯町の函館総合車両基地では路盤工事が行われております。また、未着工区間の新函館 - 札幌間では、高度化事業と呼ばれる各種の事前調査が進められており、小樽市におきましても新駅の概略などを検討する駅部調査や朝里トンネルの地質調査などが実施されております。

次に、新幹線と駅周辺整備事業にかかわる市の財政負担の問題でありますけれども、小樽市に建設される新駅舎や鉄道施設などにつきましては、本年度実施されております駅部調査などをもとにして、今後検討されていくことになることから、現時点では建設費の当市の負担分を試算できる状況にはございません。また、駅前広場など、駅周辺の整備につきましては、平成18年に駅周辺整備構想という形で示しましたが、各施設の事業主体がどこになるかということも含めて、関係機関などと協議しながら、具体的な整備内容を整理していかなければならないことから、これにつきましても建設費を試算する段階

には至っておりません。

次に、並行在来線の対応でありますけれども、今後、札幌延伸の工事实施計画などの手続が進められていく中で、北海道が中心となり、沿線の市町村、JR北海道などと話し合いをしていくこととなります。現段階では、並行在来線としてJRから経営分離される区間が決まっておりませんので、小樽市の立場としては、現在の在来線は残していただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 謙)** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

学校での児童・生徒の携帯電話の対応についてであります。小樽市教育委員会の基本的な考え方としては、学校における携帯電話の持込みについては、原則禁止とし、例外的に持込みを認める場合は、保護者と十分な連携の下、教育活動に支障がないよう、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却することとしております。

携帯電話の取扱いについての指導は、保護者の協力が何よりも必要なことから、これまでの啓発資料や学校だよりなどを活用しながら、家庭でのルールづくりやフィルタリングなどについて周知を図っていくよう、今後も各学校に指導してまいります。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 5時04分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 中島 麗子

議員 大竹 秀文

平成21年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成21年3月4日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	鷹	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療
福	祉	部	長	長	川	修	三	生	活	環	境
建	設	部	長	嶋	田	和	男	小	樽	病	院
消	防	長	安	達	栄	次	郎	小	樽	事	務
監	査	委	員	宮	腰	裕	二	教	育	部	長
監	事	務	局	長	貞	村	英	之	会	計	管
総	務	部	長	田	中	泰	彦	保	健	所	次
企	画	政	策	室	長			財	政	部	財
総	務	部	総	務	課	長		木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

**開議 午後 1時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第46号並びに報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 13番、佐藤禎洋議員。

（13番 佐藤禎洋議員登壇）（拍手）

**13番（佐藤禎洋議員）** 平成21年第1回定例会の一般質問に当たり、市長、教育長及び関係理事者にお尋ねいたします。

初めに、北海道新幹線について質問します。

昨年の12月16日、北海道新幹線の長万部 - 札幌間の着工が政府・与党会合で決定し、2月20日の新聞に掲載されておりましたけれども、民主党北海道の政策大綱にも明記されております札幌延伸が確定いたしました。北海道新幹線は我が国の高速度交通体系の骨格を形成する上で、極めて重要な国家的プロジェクトであり、人と物の流れを飛躍的に拡大することにつながり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくため、欠かすことのできない社会資本であります。

平成17年5月に一部区間となる新青森 - 新函館間の着工が実現し、平成20年度には函館総合車両基地の用地取得や渡島当別トンネル、新茂辺地トンネルの掘削工事など、着実に整備が進められており、現在、平成27年度末の開業を目指しています。

建設方法などさまざまな課題が残るとはいうものの、北海道新幹線にかかわる進捗状況と、現在、試算されている新幹線建設による波及効果と開業後の運営による経済波及効果、さらにはそのほかの効果として考えられることをお答えください。

一方、本市においても、北海道新幹線（仮称）新小樽駅周辺整備構想は、北海道新幹線の延伸が決まった後に策定される実際の整備計画の素案という位置づけから、これから新幹線を活用したまちづくりについて整備構想にもあるように、新幹線を生かしたまちづくり、土地利用構想及びインフラなどの整備構想について議論を活発化していかなければなりません。

既設新幹線駅の参考例として、新小樽駅との共通点が多い広島県の新尾道駅を取り上げた場合、尾道市は人口が約15万人、新幹線駅の立地についても在来線尾道駅から4キロメートルほど離れた山合いにあり、広島県東部の中核市である福山市に隣接しているなど、立地についての類似点も多く、新尾道駅の現在の乗降客数は当初予想を大きく下回って推移してきている実態からも、新尾道駅から学ぶ点は多いと認識しております。また、新小樽駅の位置選定については、平成10年に発表された日本鉄道建設公団の見解によるものですが、市民の方の意見は、「なぜ新幹線は小樽駅に乗り入れられないのか、地上がだめなら地下があるじゃないか、多くの事例を見ても、新しい新幹線駅が市街地と離れたところがあると既存の駅にはよくない」という人もいらっしゃいます。

そこで、改めてお聞きしますが、北海道新幹線が小樽駅ではなく、天神地区に新駅を設置して乗り入れることになった経緯についてお伺いします。

また、新小樽駅と小樽駅が離れているという状況の中で、今後の本市の計画の進め方をどのように考

えているのか、お答えください。

次に、歴史を生かしたまちづくりについて質問します。

小樽観光都市宣言は、昨年の第3回定例会において全会一致で可決され、見楚谷議長により声高らかに宣言されました。基幹産業の一つになった観光で、小樽市がより質の高い時間消費型観光のまちを目指すためにも、観光資源である歴史的建造物はなくてはならない重要なファクターであります。

平成6年に小樽市教育委員会が日本建築学会北海道支部に委託し、「小樽市の歴史的建造物」を発行したことは、当時の私も小樽の歴史的建造物の価値を初めて知り、大変興味深く読んだことを覚えています。近年、まちの歴史を語る歴史的建造物が少しずつ消えていく現状を踏まえ、市内に現存する歴史的建造物をもう一度把握し、歴史的な価値を明らかにした上で、保存、活用策とそれらを生かしたまちづくりのあり方について考え直す必要があります。

「小樽市の歴史的建造物」に掲載された建造物は、現在、どのような状態になっているのか、また、今後、追跡調査をする予定があるのか、あわせてお知らせください。

昭和60年に公会堂とともに小樽市指定歴史的建造物に定められ、平成5年から一般に公開されている小樽市能舞台は、小樽区会議員、小樽市議会議長を歴任した岡崎謙氏が小樽市入船町の自邸内に建てた能舞台であり、岡崎謙氏没後小樽市に寄贈され、現在地に再建されたものであります。

岡崎邸能舞台は江戸時代に定められた能舞台の最高の基準を備えております。江戸幕府大棟りょうの家柄であった平内家の五巻から成る伝書「匠明」の中の「舞台」の記述とも合致点が見いだされ、伝統的な能舞台建築形式に基づくことが確認されております。昭和3年に後の高松宮妃となられた徳川喜久子、同6年に貴族院議長の徳川家達、同9年に宝生流17世宗家宝生重英らの多くの来賓を迎えたほか、昭和24年には幽玄能の世界では不世出の名人と言われた野口兼資もこの舞台で「松風」を舞っております。一度消失してしまうと取り返しがつかない。この能舞台のように、全国的にも歴史的な価値がある建造物は指定管理者による保存は望めないのが現実であり、市民との協働のまちづくりを進めている観光都市小樽としてどのように保全や活用策を進めていくのか、お答えください。

また、多くの重要な歴史的建造物の保全や活用については、どのように考えているのかもお答え願います。

小樽市に点在する歴史的建造物などの観光施設をどのように線で結び、面に展開していくのか、そのアクセスについては従来検討されている本市の課題の一つであります。運河周辺など観光施設が集積している地域では、それぞれが協力し合いながら課題を克服することもできますが、点在する歴史的建造物など観光施設で問題になるのが、冬期間の除排雪であります。例えば、大型観光バスの通行時に起きる通学児童の安全の確保や地域住民とのトラブルは、歴史的建造物など観光施設がみずから解決するには大変な労力が必要となります。

そこで、観光都市小樽として点在するさまざまな施設の除排雪は、特別な配慮がされているのでしょうか。

点在するさまざまな施設と協力しながらも除排雪の配慮を検討することはできないでしょうか、御見解をお聞かせください。

次に、墓地について質問します

昨年、女性の独居老人で歩行時につえを使用している市民の方から、このようなお話をされました。「市役所に墓地の申込みをしたところ、使わせてもらえることになったのだけれども、傾斜が急な場所で大変だ。平らなところを探してもないし、札幌の霊園では小さなお墓をつくれるようだけれども、小樽ではなぜそういうところがないのか」ということでした。

本市は高齢化率が30パーセントを超え、独居老人が増加する中で、ノーマライゼーションの観点からも、バリアフリー社会の実現は高齢者や障害者だけではなく、病気やけがをしている人などにとっても、安全で安心して生活していく上で重要な問題であることは皆さん周知の事実です。今後、市や民間で傾斜がなだらかな土地に墓地を設置する予定、若しくは可能性があるのか、また現在の墓地を車いすなどでお参りができるように改修工事をする予定、若しくは可能性があるのか、お知らせください。

また、墓地の企画に基準があれば、どのような内容なのかもお知らせください。

最後に、教育環境の整備について質問します。

昨年10月28日、小樽市PTA連合会の方々と第2回議会報告・意見交換会が開催されました。その中の意見交換会で出され、我が党の平成21年度主要施策要望に盛り込ませていただいた項目も含めて質問させていただきます。

欧米では、消火器同様、人の集まるところへの設置が義務づけられているAEDは、突然の心停止時に心臓に電流を流して心臓のふるえを取り除き、生命を守るための有効な装置であり、平成16年7月に一般市民にも使用が許可されたところでもあります。これによって、企業や官公庁、学校などにおいてもAEDの導入が進み、時間的に間に合わなくてとうとい命が失われたという事故は少なくなるものと認識しております。そのAEDの学校への設置に関しては、中学校へ1台を配置する予定であるとのことですが、プールがある中学校など、本市には14校の中学校がありますが、どこの中学校にどのような基準で設置するのか、また今後の設置見通しは、さらに設置した中学校でのAED講習の受講者対象者と実行回数についてお答えください。

平成23年度からの小学校での外国語活動に当たり、来年度から外国語活動の移行が始まることを踏まえ、保護者の皆さんは小学校での外国語活動に不安を抱えています。第1回小学校英語に関する基本調査(教員調査)報告書によると、英語教育を行う上での課題について、学年全体では約4割が指導する教員の英語力、教材の開発や準備のための時間、また3割が指導のためのカリキュラム、英語教育に関する教員研修を上げています。さらに、高学年の年間時数別に見たところ、時数が多い場合には、教材の開発や準備のための時間、ALTなどの外部協力者との打合せの時間、中学校との接続、連携といった英語教育の実施上の課題が多く認識される傾向にあります。反対に、時数が少ない場合には、指導のためのカリキュラム、英語教育に関する教員研修、ALTなどの外部協力者の来校頻度、英語教育の時間数など、そもそも英語教育実施以前の課題が多く認識される傾向にあります。

このことから、ALTに関しては打合せの時間や来校頻度が重要であり、また英語教育改革総合プラン2009では、小学校での外国語活動を導入するための条件整備などで、ALTや地域人材の確保が盛り込まれていることから、現在のわずか2名の体制では大変厳しいと感じているのは私だけではありません。

そこで、ALTの小学校への派遣の実態はどうなっているのか、また地域人材の確保も含めて、今後はどのように考えているのか、お答えください。

指導する教員の英語力に関しては、教員研修を含め、どのように考えているのか、さらにはカリキュラムや時間数に関して、また各小学校における指導計画の作成状況や内容などについてお答えください。

本市では、子供の心のケアに向けてスクールカウンセラーを配置していますが、いじめや不登校など、中にはうつ、不安障害、ストレスによる心身症によるものが含まれています。このようなケースはカウンセリングで軽くなったり完治したりする可能性があります。

そこで、スクールカウンセラーの現在の配置状況と児童、保護者への告知方法についてお知らせください。

他市においては、ほかの相談機関のような相談に限定せず、治す役割を果たす学校外の相談員になる方を無償のボランティアで募集しているところもありますが、本市ではどのようになっているのでしょうか。このようなボランティアを検討することはできないでしょうか、お答えください。

現在のさまざまな心の問題を抱えている児童がたくさんいる一方で、保護者もさまざまな心の問題を抱えているのも事実です。文部科学省では「子供と親の相談員」の事業も行っていますが、本市では保護者への相談についてはどのように対応しているのか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、北海道新幹線について何点が御質問がございました。

まず、北海道新幹線の進ちょく状況であります。事業主体の鉄道・運輸機構によりますと、建設工事の主なものとしてトンネルなどのほかに、知内町の湯の里軌道基地ではレールの溶接が進められ、七飯町の函館総合車両基地では路盤工事が行われております。また、未着工区間の新函館 - 札幌間では、高度化事業と呼ばれる各種の事前調査事業が進められており、小樽市におきましても、新駅の概略などを検討する駅部調査や朝里トンネルの地質調査などが実施されております。さらに、新幹線車両の高速化に向けた取組としては、JR東日本は平成22年度の新青森開業時には、現在の時速275キロメートルから300キロメートルに、さらに開業2年後には時速320キロメートルでの運行を予定していると聞いております。

次に、新幹線の経済波及効果であります。北海道経済連合会の試算によりますと、新幹線の建設による道内への経済波及効果は約2兆5,000億円、就業機会の増加による雇用効果が約18万人と言われております。産業別の効果では、建設業が約半数近くを占め、次いで建設関連のサービス業などになっております。また、札幌まで開業した後の経済効果としては、北海道の純増分だけで年間約1,400億円、就業機会の増加による雇用効果が年間約1万2,000人と見込まれており、産業別の効果はサービス業を中心として運輸・通信業、商業など、幅広い業種に及びものと聞いております。このほかの効果としては、観光客など交流人口の拡大が年間500万人程度見込まれることから、特に東北地方との交流が活発化するほか、冬期間欠航の多い航空機と比べて、定時運行が保たれることや省エネルギー化などが期待されております。

次に、新幹線が天神地区に新駅を設置して乗り入れることになった経過と今後の計画の進め方でありまして、まず新幹線駅の位置につきましては、基本的に新幹線の高速走行に対応できるカーブやこう配などの技術面、地形、地質など、自然環境、市街地への影響などを基本要件として、一定のルートが設定され、その上で駅設置による地域への効果などが総合的に検討され、決定されると聞いております。

天神地区に駅を設置することとなった経過でありますけれども、小樽市の市街地には歴史的建造物が多数存在し、また起伏に富んだまち並みであることから、その中に新幹線を通すことによって建造物により地域を分断することとなり、さらに市街地へのアクセスを考慮して、朝里地区ではなく最終的に天神地区に決定されたと当時の日本鉄道建設公団から聞いております。

次に、今後の具体的な計画の進め方でありまして、平成18年に策定しました新小樽（仮称）駅

整備構想に基づき、実際の整備計画の策定に向けて、まず庁内に検討会議を設けて計画の素案を作成し、その後、市民の皆さんや関係機関、各界各層の御意見を伺いながら、新幹線の効果を最大限に生かしたまちづくりについて検討してまいりたいと考えております。

なお、天神地区に設置される駅につきましては、新幹線という高速交通の新たな玄関口として、市街地や観光地と結ぶために、シャトルバスやタクシーなど、いわゆる2次交通の整備が重要であると考えており、このことについても検討していかねばならないと考えております。

次に、歴史を生かしたまちづくりについての御質問でありますけれども、初めに著書「小樽市の歴史的建造物」に掲載された歴史的建造物の状況と追跡調査についてであります。この資料には全市域を対象として調査した歴史的建造物508棟について、その建築概要等が記載されております。当時、この調査を経て景観審議会からの答申を受け、保全すべきものとして100棟を景観条例に基づく小樽市歴史的建造物として登録したところであります。現在、解体や焼失などで89棟になっており、これらについては巡回などで状況の把握に努めているところでありますが、それ以外の建造物の追跡調査については今のところ行う予定はありません。

次に、能楽堂の保存と活用でありますけれども、能楽堂は本市にとって歴史的にも価値のある貴重な建造物であり、今後とも適切な保全が必要なものと考えております。将来的には建物全体を恒久的に保全するために、大規模な工事が必要と考えておりますが、厳しい財政状況でありますので、工事の実施に当たっては小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に能楽堂の保存についても1項目を加えて、全国から募金をお願いしながら施設整備に努めてまいりたいと考えております。

また、能楽堂は平成5年度から一般公開しておりますが、平成19年度からは能や狂言の公演のほか、ライトアップコンサートと名づけて、バイオリン演奏や日本舞踊、語りびわなどの催し物を開催し、活用に努めているところであります。今後とも、能楽堂が多くの市民や観光客に親しまれるよう、指定管理者と相談しながら、多彩な事業を企画してまいりたいと考えております。

次に、歴史的建造物の保全、活用についてですが、建物がかかりの年数を経過していることから、所有者の方はその維持補修や活用に大変苦労されていると思っております。市といたしましては、これまでも担当窓口で具体的な補修や活用についての相談を受けたり、登録歴史的建造物等の修復などに係る費用の一部について助成や融資を行うなど支援をしてまいりました。新年度は今年度創設しました小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例のメニューにあります、歴史的建造物の保全事業に寄せられた寄附金を活用させていただいて、引き続き支援してまいりたいと考えております。今後とも厳しい財政状況の中ではありますけれども、市内外の方たちの協力もいただきながら、歴史的建造物の保全、活用に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歴史的建造物等観光施設周辺の除排雪でありますけれども、小樽市が行っております除排雪は、全市域における冬期間の市民生活の安全や物流など円滑な交通確保を目的としておりまして、特に観光施設周辺に限った除排雪は行っておりません。また、歴史的建造物等は市内各所に点在しておりまして、その範囲も広範なことから、通常の除排雪は継続してまいりますけれども、特別な作業は困難であると考えております。

次に、墓地についての御質問でありますけれども、まず平坦な土地に墓地を設置することについてでありますけれども、市といたしましては、新たに墓地を設置する予定はありませんが、市内14か所にある市営墓地の使用状況などを十分に把握しながら、適正な運営に努めてまいりたいと考えております。また、車いすなどに配慮した改修工事についてであります。市営墓地のほとんどが傾斜地に位置しているため、改修を行うとすれば、膨大な費用が見込まれますので、工事は難しいものと考えております。

なお、保健所では民間事業者から平坦な土地への墓地設置や車いすなどに配慮した改修工事などの相談や情報は受けておりません。

次に、墓地の広さの基準でありますけれども、本市における墓地一区画当たりの面積は、基本は6平方メートルであります。この根拠としましては、北海道の墓地埋葬等に関する法律施行細則に基づき、10ヘクタール以上の大規模な霊園の場合は4平方メートル以上、それ未満の霊園の場合は3平方メートル以上と規定されておまして、道内では政令指定都市、中核市以外の市町村が墓地の最低区画面積をこの基準に従って墓地経営の許可をしているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中学校のAED設置についてであります。昨年12月に1台の寄贈があり、事前調査に基づき設置希望のあった学校の中から長橋中学校を選定したものであります。また、現在、小樽市教育委員会には球技大会などの学校行事の際の貸出し用として、AEDを1台保管しておりますが、有効活用を図るため、希望のあった学校への設置について考えております。

AEDの設置に当たっては、その取扱いについて教員研修を進めていくことが必要不可欠であると考えております。今年度は学校安全講習を2回開催し、その中でAEDの取扱いや心肺蘇生の内容を取り入れ、研修していますが、この講習以外にも独自の講習会を開催している学校があります。来年度も継続してこの講習会を開催する予定であります。たくさんの受講者に取扱いを知ってもらうとともに、AEDの設置が増えていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ALTの派遣の実態と今後の対応についてであります。ALTは中学校外国語指導のアシスタントとしての派遣を基本としていますが、要請に応じて小学校へも派遣しております。平成20年度の小学校への実績は、平成21年2月25日現在で、12校の20回となっております。外国語指導の地域人材の活用については、これまで総合的な学習の時間における国際交流において、小樽商科大学の留学生や地域在住の外国人の協力をいただいておりますが、今後、関係団体や地域等に呼びかけ、活用のあり方について2年間の移行期間の中で十分に検討してまいりたいと思います。

次に、英語力を高める教員の研修についてであります。指導者にはある程度の語学力はありますが、小学校における英語活動は語学にとどまるだけではなく、コミュニケーション能力をはぐくむことを目的としていることから、指導に当たってはその技能も必要になります。市教委では平成15年度から小学校における英語活動の研修会を毎年開催しており、とりわけ本年度は「コミュニケーション能力の素地を培うために」という指導資料を作成し、すべての小学校教員に配布するとともに、冬期休業中には具体的な指導案を基にした演習や英語スキルの指導を内容とする研修会を開催しております。次年度からは、入門編と発展編を開催し、教員の力量に応じた研修会を開催するなど、今後とも指導力の向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、各小学校における指導計画の作成状況についてであります。平成21年度からの2年間は、23年度の全面実施に向けた移行期間でもあり、外国語活動の授業時数と指導内容については、各学校の判断で指導することとなっております。市内のすべての小学校において、円滑な移動を行うため、この4月から年間10時間から15時間程度段階的に取り組んでいく予定であります。また、指導内容は文部科学省が配布する英語ノートの活用を基本としながら、児童の発達段階や興味、関心などを考慮して作成しているところであります。これらの指導計画は3月中に市教委に提出することとなり、現在、各学校で作成中であります。

次に、スクールカウンセラーの配置とその告知方法についてであります。本市のスクールカウンセラーは道費職員が5名で1人3校を担当し、すべての中学校と小学校1校に配置しております。また、市費職員が1名おり、市教委に配置して、主に小学校を担当しております。スクールカウンセラーの配置と相談時間などについては、市の広報誌に掲載するとともに、毎年相談窓口を示した啓発チラシを全児童・生徒へ配布しております。各学校においては、相談日を校内に掲示したり、学校だよりに掲載するなどしながら、その周知に努めております。

次に、校外における無償のボランティアの相談員についてであります。現在、教育委員会としては、ボランティアの相談員の活用は行っておりません。教育委員会が行う相談業務については、ボランティアの活用というよりも、プライバシーの保護や守秘義務などの観点から、現状の相談体制の充実に力を注いでまいりたいと考えております。

最後に、本市における保護者からの相談の対応についてであります。文部科学省の事業として平成16年度から19年度まで実施してきた子供と親の相談員と活用調査研究事業について、本市においては小学校4校で活用してまいりました。現在、保護者からの相談については、まず学校において対応することを基本としていますが、市教委ではこうしたことのほかに、スクールカウンセラーや教育研究所、指導室などにおいて相談窓口を開設し対応しております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 13番、佐藤禎洋議員。

**13番(佐藤禎洋議員)** 今後詳細につきましては、予算特別委員会、各常任委員会でさせていただきます。

**議長(見楚谷登志)** 佐藤議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 一般質問をします。

健康おたる21とおたる健康総合大学についてお聞きします。

小樽市は、平成15年3月、国の21世紀における国民健康づくり運動、「健康日本21」の提唱に基づき、健康おたる21を策定し、市民の健康づくりに関係する八つの分野で健康的な生活習慣づくりと生活習慣病の予防を柱として、具体的目標を掲げています。健康おたる21は22年に終了しますが、国においては健康日本21は目立った実績は得られていないという中間報告をしていますが、小樽市の施策の評価とどれだけの市民が参加できたのか、御説明ください。

健康おたる21の計画策定時における市民の健康の特性として、三大生活習慣病の男女別SMR標準化死亡比と平均寿命が載っておりますが、両方とも全国水準より悪い結果となっていました。これらがどのように改善されたのか、策定時と直近の比較でお知らせください。

国は、今の計画終了後、継続については自治体の判断に任せるという方針ですが、小樽市はどう考えているのか、伺います。

健康おたる21に基づく施策として、おたる健康総合大学がつくられました。健康総合大学は今年度見直しをすると打ち出したものの、市民の強い継続要望を受け、身体的プログラムは継続になりましたが、受入れ人数は縮小され、しかも初心者のみ、文化的プログラムは廃止するとのこと。身体的プログラムの中高年の水中運動の定員は、初心者のみわずか20人、これまでこの講座に継続して参加していた市民は、「ひざが悪いので参加していたが、病院にかかるのが減り、大変効果があったし、大変楽し

かった。保健所からは何の相談もなく、一方的に継続はだめという案内が来てがっかりした」と、大変失望しています。平成19年度版の小樽市の保健行政では、「継続参加者は継続した健康づくりに繋がっている。また、参加者の体力測定では体力の維持または向上が見られ、介護予防にも繋がっている」と評価しています。市民の健康増進に役立っているものを、なぜ縮小、廃止するのですか。

参加者が同じ人ばかりであることを理由にしていますが、むしろ少ない定員枠と初心者を迎えるための市民周知の方法に問題があったのではないですか。

継続希望の多い水中運動は、足腰に負担をかけず、健康向上を図れるすぐれた運動ですから、定員枠を広げ、継続の人たちも受け入れるべきです。お答えください。

小樽市の高齢化率は30パーセントにもなっていますから、市民の健康づくりはますます重要になっています。身体的プログラムは既存のものでも定員を増やし、市民周知を徹底する。また、地域の町内会館を利用して地域住民が気軽に参加できるようにするなど、創意工夫で参加者を広げ、市民の健康づくりを促進していくべきです。いかがですか。

文化的プログラムは、杜のひろばや生涯学習があるから廃止ということですが、そこで健康総合大学の目的は達せられるのでしょうか。

次に、国民健康保険における特定健診、特定保健指導との関連でお聞きます。

平成20年度の40歳から74歳の特定健診対象者は、当初の予定で2万9,065人、受診率の目標を25パーセントに置いています。現在までの受診者数と受診率、特定保健指導実施の動機づけ支援と積極的支援の人数と割合、保健指導後の変化についてお知らせください。

保健指導がなかなか進んでいませんが、その理由をどうお考えですか。

自治体としてメタボリックシンドロームを解消して、生活習慣病をなくしていくために、保健指導とともに運動を行う場も提供していかなければならないと考えます。そのためにも、健康総合大学の拡充など、積極的施策が必要ではないですか。今後の取組についてお答えください。

また、国はメタボリックシンドロームが改善されなければ、後期高齢者医療制度の支援金にペナルティーを課すとしていますが、支援金自体の重い負担に加え、このような制裁措置はやめるべきです。国には罰則をやめるよう意見を上げていますか。

次に、乳幼児健診について伺います。

乳幼児が健やかに育つことは、親の願いであると同時に、少子高齢化が進んでいる小樽市にとって、重要なことと考えます。健診は4か月、10か月、1歳6か月、3歳となっていますが、4か月児健診の受診率は14年度の97.6パーセントから19年度は92.4パーセントに落ちています。理由をお示してください。

10か月児、1歳6か月児健診はともに受診率は上がっていますが、3歳児健診の受診率は92.0パーセントと他の健診より低い一方、要観察は年々比率が上がり、受診者の14.6パーセントになっています。この理由と受診後の指導をどう行っているのかについて、お知らせください。

保健所で受ける健診は3歳で終わりですが、心配なのはこの時点で未受診の幼児がいるということです。平成19年度は健診対象者788人に対し、何人が未受診になっていますか。

また、未受診者に対し、どのような手だてをとっているのか、伺います。

昨年5月に札幌市北区で当時2歳の女児が虐待され、頭部に外傷を負い、死亡したという痛ましい事件が発生しました。女児の兄ともども健診を受けていなかったということです。この事件から札幌市は未受診者には虐待が起きている可能性があることなどから、今後は市職員が家庭訪問をし、必ず子供に会って発育と養育環境を確認するとのことですが、小樽市の乳幼児虐待の実態はどうでしょうか。

早期に虐待を発見し、必要な手だてを打つためにも、乳幼児の健全な発達、発育のためにも未受診者

庭へ訪問し、子供に会って確認することを求めます。お答えください。

次に、中心部から遠隔地に住む乳幼児の健診促進についてです。

星野町に住む3人の子供を持つ母親は、3人を連れて市内まで出ていくのは大変なので、銭函地区で受診できないでしょうかと要望しています。市内へ出てくるための公共交通の便は悪く、銭函地区で受診したいというのは切実な願いです。保健所が年に何度か遠隔地に出張して健診を行うことはできないでしょうか。

次に、学校給食の民間委託の問題について伺います。

小樽市教育委員会は、株式会社日総と学校給食オタモイ共同調理場の調理等業務を契約金額2,696万4,000円、契約期間平成20年6月23日から21年3月31日までの委託契約をしました。業務委託は事業者側の請負であり、事業者は発注者から独立して仕事を完成させなければなりません。しかし、契約書及び仕様書を見ると、適正な請負になっていません。

第1に、請負業者は、労働者に対する業務の遂行に関する指示、その他の管理をみずから行うことについてです。これに基づくと、自治体職員である栄養士は、調理業務に関して受託民間業者に対して一般的な指示ができるにとどまりますが、小樽市の業務委託仕様書によると、献立表と献立指示書を作成し検食、調理過程での中間検査の指示も行うことになっています。また、現実問題として、調理場で指示をしなければならないこともあり、これらの行為は実質的には業者の責任者と調理員の労働に対する指揮・監督になるのではありませんか。

第2に、請負業者は、業務の処理について法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うことについてです。施設の衛生管理については、管理マニュアルを事業者が作成し、調理場は完全に事業者の管理下に置き、全責任を負わなければなりません。しかし、学校給食衛生管理の基準における衛生管理責任者と大量調理衛生管理マニュアルにおける衛生管理者は、市の調理場の栄養士が担当しており、請負業者が全責任を負っていません。立入検査は事業者の責任で行うとしていますが、教育委員会、保健所の立入検査が行われる場合は、市の指示に従い、積極的に協力するとなっています。これらも指揮命令になるのではありませんか。

第3に、請負業者は、自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備、材料等により業務を処理することについてです。教育委員会は食材料の調達は小樽市学校給食運営協議会が行ったものを無償で、施設と設備機器及び備品、電力、用水、燃料を無償で事業者に提供しているのはなぜですか。

また、食材をどこから仕入れるかは業務の独立性にかかわる問題であり、市が強制できるものではないのではありませんか。

以上の主な問題点から、学校給食の民間委託は請負の要件を満たしておらず、民間業者の労働者との関係は明らかに偽装請負となっています。御見解を求めます。

教育委員会はオタモイ共同調理場の民間委託を続行し、今後、新光共同調理場の民間委託も計画していますが、学校給食法に照らしても相入れない問題を持つ民間委託は、これでやめるべきではありませんか。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、健康おたる21と健康総合大学について何点か御質問がございました。

まず、本市の健康増進計画であります健康おたる21の施策の評価と市民の参加人数ということでありますけれども、評価につきましては、平成18年度に中間評価を行った結果、生活習慣などに関する取組目標35項目のうち、食生活の改善など15項目が達成・改善され、生活習慣病の予防に向けた健康管理など10項目には変化が見られず、残り10項目では後退や評価困難となっています。また、本計画への市民の参加人数は把握しておりませんが、現在、市内事業所や官公庁など、71の団体が参加をしております。

次に、三大生活習慣病の男女別SMR年齢調整死亡率と平均寿命の改善でありますけれども、まずSMRについて計画策定時と直近の値を比較しますと、男性ではがんと脳血管疾患は改善し、心疾患が悪化しています。女性ではがんと心疾患は改善していますが、脳血管疾患が悪化しています。特に男性の脳血管疾患は最も改善されており、全国平均よりも低い値となっております。

次に、健康おたる21の計画終了後の方針でありますけれども、国では健康日本21の計画期間を2年間延長し、終了年度を平成22年度から24年度に変更いたしました。本市におきましても、国の計画との整合を図るため、同様に期間を延長する方向で検討していきたいと考えております。

次に、健康総合大学の見直しについてでありますけれども、大学は平成15年度に開学し、身体的プログラムと文化的プログラムの両講座を組み合わせ受講することにより、中高齢者の心豊かな健康づくりを進めるとともに、大学で学習した内容を基に、地域活動や自主的なグループ活動につなげていただくことを基本的な目的として実施をまいりました。しかし、これまでの経過の中で、両講座のうち1講座のみの受講者や受講回数が半分に満たない方が増加し、また参加者が固定化する傾向が見られるなど、当初の目的と異なる状況となっているため、講座内容も含めて必要な見直しを行ったところであります。

見直しに当たりましては、まず体の健康づくりが生きる意欲や心の豊かさにつながるなどの基本的な考えを基に、保健所における健康増進の機能を生かし、身体的な健康づくりを中心とした講座に改編することといたしました。

そのため、従来の文化的プログラムを健康づくりの知識を習得する健康学習プログラムに変更し、従来からの身体的プログラムによる運動とあわせて、実技と理論の両面から総合的な健康づくりを行ってまいりたいと考えています。

次に、水中運動については、これまで継続してきた人たちも受け入れるべきという御質問でありますけれども、健康総合大学は本来市民に対して運動に取り組むきっかけづくりを提供し、運動する市民の底辺拡大を図ることを目的としております。このため同じ方が長期間にわたって同じ講座への参加については、制限を設けなければならないとしているところでありますが、しかしながら、水中運動の利用者からの要望が強いことから、来年度は引き続き受講できるように配慮したいと考えておりますが、22年度以降については改めて現行の内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、健康総合大学の参加者を広げ、各地域でも促進すべきではないかという御提言でありますけれども、健康総合大学は一定の参加者が年間を通して健康づくりの実技と理論を学ぶ場となっております。しかしながら、この事業の性格上、各地域で参加者を増やして実施するのは困難でありますので、大学修了者が修得したことを生かして、地域活動を進めていただくことも大学の目的となっております。したがって、今後はこれら終了した方々との連携も図りながら、地域での健康づくりを促進してまいりたいと考えております。

次に、文化的プログラムを廃止しても健康総合大学の目的は達せられるかという御質問でありますけれども、このたびの見直しに当たりましては、体の健康づくりが生きる意味や心の豊かさにつながると

の基本的な考えを基に、身体的な健康づくりを中心とした講座に改編することといたしました。先ほども申し上げましたが、従来の文化的プログラムを健康づくりの知識を習得する健康学習プログラムに変更したもので、身体的プログラムによる運動とあわせて、実技と理論の両面から総合的な健康づくりを行っていくことにより、当初の目的は達成することができるものと考えております。

次に、国民健康保険における特定健診、特定保健指導に関連しての御質問でありますけれども、初めに特定健診等の受診者数等についてであります。本年2月までに特定健診の受診券を発送した人数は2万8,717人で、そのうち健診費用の支払が終了した受診者数は3,218人、11.2パーセントとなっております。また、特定健診の結果による特定保健指導につきましては、動機づけ支援の該当者は325人で、そのうち特定保健指導への利用申込者は47人、14.5パーセント、積極的支援の該当者は82人で、そのうち利用申込者は10人、12.2パーセントとなっております。

特定保健指導後の変化についてでありますけれども、指導後の評価は6か月後に実施することとなっておりますので、その結果が出るのは本年4月からとなっております。また、保健指導が進まない理由につきましては、健診制度が改正されて間もないこともありまして、対象者に十分理解を得られていない現状があるものと考えております。

次に、生活習慣病をなくすための運動の場を提供する取組でありますけれども、本市におきましても、生活習慣病の予防は重要な課題でありますので、生活習慣の改善のため地域住民が運動に参加できる環境づくりは必要であると考えております。このため、健康総合大学のほか、来年度から小樽健康づくりウォーキング推進事業に取り組み、市民の健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療支援金へのペナルティーをやめるようにということでありますけれども、国保では受診対象者に対する強制力がないことや他の医療保険に比べて健康管理や保健指導の効果が現れにくい高齢者が多いことから、特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金へのペナルティーは、国保財政のさらなる悪化につながりかねないため、全国市長会を通じて撤廃することを国に対して要望しているところであります。

次に、乳幼児健診についての御質問でありますけれども、まず4か月児健診の受診率についてであります。過去3年間の受診率は平成17年度94.8パーセント、18年度91.5パーセント、19年度が92.4パーセントと、90から95パーセントの範囲以内で一定程度維持されているため、受診率が低下している理由については特に調査をしておりませんので、把握はしておりません。

次に、3歳児健診の受診率が他の健診に比べて低いという理由でありますけれども、その理由につきましては特に把握しておりませんが、全国的にも3歳児健診の受診率は1歳6か月児健診と比べ低い傾向にあります。また、要観察の比率はここ5年間ではわずかな上昇でありますので、その理由についても調査を行っておりません。

要観察者につきましては、保健所に来所していただき、医師による経過観察を行うとともに、必要な指導を行っております。

次に、平成19年度の3歳児健診の未受診者であります。最初の案内通知を行ってから2か月経過しても受診がない場合には、再度通知を行い、受診の勧奨を行っております。最終的な未受診者は63名となっているところでありまして、現在のところ、こうした方々に対しての特別な手だてはしておりません。

次に、乳幼児虐待についての御質問でありますけれども、18年度からの4歳児未満児の虐待の疑いを含む相談件数と人数でありますけれども、身体的虐待は18年度が9件、10人、19年度が6件、6人、20年度が1月末現在で7件、7人、育児放棄、いわゆるネグレクトは18年度が10件、16人、19年度が10件、

19人、20年度が1月末現在で6件、10人、また心理的虐待は18年度が1件、1人、19年度は2件、2人、20年度が1月現在で1件、1人となっております。

次に、健診未受診家庭に対する訪問でありますけれども、虐待の早期発見のためにも、未受診家庭への訪問は重要であると認識しておりまして、現在も4か月児健診や10か月児健診の未受診者につきましては、電話や訪問による状況把握を行っております。さらに、21年度から実施しますこにちは赤ちゃん事業の全戸訪問によりまして、養育環境などの把握が可能となります。今後はこれらの訪問の対象とならないケースにつきましても、できる限り状況把握ができるよう、地域や関係機関と連携し、必要な方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、中心部から離れた地域における乳幼児健診の実施でありますけれども、保健所以外で健診を行うためには、健診に適した会場の確保をはじめ、医師など従事職員の配置、一定程度の受診者数が見込めるかなど、解決すべき幾つかの課題がありますので、現在のところ保健所以外での実施は難しいものと考えておりますが、なお引き続き実施について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、給食調理の業務委託についてであります。給食調理の流れは本市の栄養士が作成した献立表、献立指示書を受託業者の業務責任者に示した上で、これに基づき受託業者が調理を行い、完成検査を経て、配食することになっております。また、調理過程では栄養士が中間検査を行い、必要な指示を行う場合もあります。この指示については、業務責任者に対しての指示であり、個々の調理員に直接行うものではないため、指揮・監督に当たらないものであります。

次に、立入検査についてであります。受託業者が独自で衛生面での検査を行う場合と、小樽市教育委員会や保健所が立入検査を行う場合があります。市教委や保健所が行う場合には、受託業者は協力することを仕様書で規定していることから、業務の指揮命令とは異なるものであります。

次に、施設設備の提供と食材料の調達についてであります。受託業者への委託している業務は給食の調理業務、給食で使用した食器具類の洗浄・消毒業務及びポイラー業務であります。教育委員会はこれらの業務実施に必要な施設設備を提供し、食材料については小樽市学校給食運営協議会が購入しているところであります。

次に、学校給食の業務委託は偽装請負ではないかという御指摘ですが、これまでお答えしているとおり、本市と受託業者の間においては委託契約を結び、その中で仕様書を作成し、業務の遂行に当たっているもので、受託業者が雇用している調理員に直接指揮命令をするものではなく、偽装請負には当たらないものと認識しております。

最後に、学校給食の業務委託についてであります。調理業務の委託化は全国的にも進められてきており、効率的な行政の推進の観点からも業務委託は必要であると考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再質問をします。

初めに、健康総合大学についてですけれども、今、御答弁にありましたように、生活習慣病の標準化死亡比の中には、全国水準を下回ったものもありますけれども、まだまだ改善はされておられません。それで、国民健康保険の特定保健指導の実施率も低い状態にありますが、これらをどう改善していくか。また、市民の健康を向上させ、医療費を減らすということにもつながる問題ですから、これはやはり大

事な問題で、個人任せでは進まないと思います。その点について先ほど健康総合大学、とりわけ身体的プログラムについてお話がありましたけれども、この身体的プログラムは定員を平成17年度は390人、18年度は240人、19年度は220人と毎年減らしてきております。今年度は210人と聞いておりますけれども、19年の健康総合大学の実施報告書を見ますと、特定健診、特定保健指導の領域においても、フォローアップの手段としての役割は求められており、幅広い対象が利用できる体制へ変換していかなければならないとあります。これはもっと定員を増やして、本格的に取り組んでいくべきだと思うのです。

その中でも水中運動なのですが、来年度は広げるというように聞こえたのですけれども、それでよろしかったですか。来年度ということは、21年度、今年ということですね。継続の人も参加できるということでもよろしいですね。はい、わかりました。

それから、乳幼児健診の問題ですが、ちょっと驚きました。受診率が低くなっているのを全然把握してない。受診後の治療をどのように行っているかはいろいろ聞きましたけれども、3歳児健診は全国的には低いということで、把握していないということがすごく耳に残りましたけれども、それで子供の健全な発育をやはり保障していくという点でも、この理由をしっかりとつかまえて、未受診者に対する対策を行っていかねばならないと思います。3歳児健診の最終的な未受診者が63人もいるということは、やはり大きな問題だと思います。しかもその虐待の状況を聞きましたら、18年から20年で27人ほどあります。これは放っておけない問題だと思います。生後4か月までの乳児にはこんにち赤ちゃん事業を始めて、それはそれで状況がつかめるとは思いますけれども、10か月、1歳6か月、3歳、それぞれの年齢に応じた発育状況がありますし、1歳6か月、3歳児は心理相談も増えております。ですから、親の心配も大きいと思いますし、それからネグレクト、虐待の面でネグレクトも多いということは、やはりこれはできる限りではなく必ず訪問して、未受診者を全員なくしていくという立場でぜひ頑張りたいと思います。

それから、学校給食の民間委託の問題ですけれども、今、指揮命令は行われていないということでしたけれども、確かに作業工程表、それから作業動線図は事業者が策定しますけれども、仕様書に出ております業務区分を見ますと、調理管理は市が作業実施状況を確認することになっています。このときただ見ているだけですか。

昨年3月の総務常任委員会で、我が党の菊地議員が栄養士が直接指導をすると偽装請負になるのではないかと質問しましたら、教育委員会は委託者なので、私どもの栄養士が調理の現場に入ることはない、このように答えておりました。これは全く非現実的で、実際に調理場に入って指導をしております。特に委託が始まった当初は、事業者の正職員は2名のみで、初めて調理を担当するという人が37パーセントぐらいいたはずで、ですから、最初一緒になって仕事をして、自主的には指揮命令が行われていた、こういう可能性は十分にあります。違いますか。

それから、調理場の施設、設備のほか、委託契約書には電気、水、燃料などを無償で提供することになっておりますが、これは昭和61年の労働省告示第37号の業務の処理に要する資金につき、すべてみずからの責任の下で調達し、かつ支弁することに反することではないですか。

さらに仕様書には、事業者が負担し用意する消耗品であっても、あらかじめ市の承認を得るものとしております。これも業者の責任を認めておりません。適正な請負であれば、これらの経費については有償の双務契約を結ばなければなりません、結んでおりますか。

こういう点で、至るところで基準を逸脱して請負といえる内容にはなっていない、市職員からの指揮命令も出されていて極めて不明りょうです。

実は、2007年6月、日本共産党が滋賀県湖南市の学校給食民間委託計画でただした際に、教育委員会

は平成19年3月に労働者派遣法が一部改正され、教育業務の調理について委託するという内容については、市が購入した食材を業者が調理をする行為、そして調理場において市また県の栄養士が業者に対して指揮命令する行為は、偽装請負に該当する可能性を否定できないという労働局の見解が outcome、その後、市が労働局との協議の結果、業務委託内容が労働者派遣法に抵触する可能性があるということで、そのときの民間委託導入を見送っております。それから、同様に兵庫県の丹波市でも、2007年に民間委託を計画しておりましたが、兵庫労働局と再検討をした結果、市が購入した食材を受託業者に提供する方法が、国の基準に合わないということで民間委託を見送っております。また、兵庫県の問題は、このほかにも篠山市というところがあるのですが、国会で取り上げられまして、高橋政府参考人は篠山市の職員と派遣会社の社員が混在をして仕事をしている。そういう中で、指示命令系統が不明確であるということで、兵庫労働局が労働者派遣法に違反しているということを指摘して、こういう事実を踏まえて、すべての委託契約において点検の上、適正なものとなるように是正指導を行ったと、そういう答弁をしております。こういうふうにも国会でも問題になりました。

このほか、埼玉県や神奈川県などの労働局は、食材提供は労働省告示第37号に反するという見解を示しております。それから、岩手労働局は双務契約をしていなければ、偽装請負になるという見解を示しておりますが、教育長は、滋賀県や兵庫県、その他の労働局の見解をどう考えておりますでしょうか。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 健康総合大学の関係ですけれども、先ほども申し上げましたが、平成15年度から身体的プログラムと文化的プログラムでやってきました。この中で二つの講座があるわけですけれども、両方の講座を受けている方は6割ちょっとしかいないのです。一方しか受けないと、それから回数が半分も行かないという人も結構いるのです。ですから、健康総合大学について全体的に見直しをしようということですので、これはひとつ御理解をいただきたい。

それから、文化的プログラムは、カルチャーセンターで受けている人は両方で受けることになりますから、こちらに来なくてもいいですという特例もあります。例えば、道新文化センターに行っている人はいいですというふうにやっていたそうです。ですから、そういった柔軟性が悪い影響を受けているのかどうかはわかりませんが、そういったことも見直すべきではないかということです。そして、文化的プログラムをカルチャー的なものではなくて身体的プログラムに沿った、実技と理論といいますか、そういったものに変えていきたいということでございますので、それはひとつ御理解をいただきたい。

それから、定員の拡大についても、これはまた平成21年度に向けて検討したいと思っておりますけれども、水中運動については利用者の方といろいろと話し合いをしましたけれども、ぜひ継続してほしいという要望が強いので、とりあえず、21年度は実施しますけれども、先ほどの見直しの中でどうしていくかということについては、1年かけてお互いに議論をしていきたいというふうに思っています。

それから、3歳児健診の未受診者が63人いるのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、最初に受診案内をするわけです。案内をして、2か月たっても受診しないので、もう一回連絡をするのです。それで最終的に受診をしない人が63人ですから、それをさらにというのは大変厳しい状況なので、2回案内をしても受診に来ない63人についてどうするかということは、これからの課題だと思います。63人について虐待されているのかどうかということですが、これは調べればわかりますから、調べてみたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育部長。

**教育部長(大野博幸)** 新谷議員の再質問に対してお答えいたします。

学校給食業務の民間委託の関係ですが、今、市の職員、具体的には栄養士から受託者の労働者に対して、直接調理の上での指示や命令があるのではないかと御指摘ですが、教育長も答弁いたしました。市のほうからは献立表あるいは献立指示書を示して調理をさせているわけですが、栄養士は調理場の中にいるわけですから、その献立表なり指示書なりに基づいて作業が行われているかどうかというチェックは当然行います。ただ、例えば異なる作業をしていた場合であっても、栄養士が直接その受託者の調理員にこうなさい、ああなさいという指示というのは、当然、できないわけですから、現場の監督者を通じて指示をして、それを調理員に伝えるという流れで業務を行っておりますし、委託契約書、仕様書の中にも、そのことは明記しておりますので、栄養士が直接調理員に指示監督をすることはないということは御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、もう一点、議員からもありました昭和61年の労働省告示第37号ですが、私どもも、請負業務を行わせる、行うに当たっては、この告示に基づいてやらなければならないということは、当然、承知しておりますので、委託契約書もその中に示しております仕様書についても、この告示の内容に沿った形での仕様書等を結んでいるわけですが、具体的に御指摘のありました機械設備の関係ですけれども、御承知のとおり、この第37号第2条第2号の八の部分に、この規定はございます。それは、趣旨からすれば単に肉体的な労働力を供給するものではないという、その前提の中で調達する機械、設備若しくは器材については、事業者のほうで準備するというのが、この告示では、「自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理する」という、このいずれかに該当すれば、請負業務というのは適法なわけですから、そういった観点で私どもはこの業者を選定する際には給食調理業務の実績があること、あるいは経験はもちろんですけれども、人員体制についても十分確保できることといった、そういった基準を設けながらプロポーザルでこの業者を選定したという経緯がありますので、私どもとしては、基本的にその労働省告示が示している内容については、クリアしているというふうに思っております。

また、機械設備関係を業者に使わせるということですが、これにつきましても、契約書、仕様書の中で、調理場の中にある設備機械を利用して給食業務を行うとうたっておりますので、その部分についても私どもの解釈としては問題がないものというふうに思っております。

御指摘のとおり、全国各地でいろいろな議論がされているのも私どもは承知しております。そういった議論の中で、請負業務はやらないということで判断した自治体もあるというふうには聞いておりますが、また一方では、全国的にも2割強、北海道では3割ぐらい、もうこの委託業務というのがやられているわけですし、先ほど教育長からも答弁をいたしましたけれども、行政の効率化というのは、私どもは必要なことだというふうに考えておりますので、この委託業務そのものが違法であるという認識はございません。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再々質問を行います。

乳幼児健診についてなのですが、63人の未受診者については把握するようにしたいということでしたけれども、来ないということを2回も市長の口から聞きまして、私もがっかりしました。やはり来られない事情が何かあるはずなのです。だから、いやそれが全部虐待されているなんて私は一言も言

っていませんよ。そういう状況があるのだからこそ、やはり札幌市のように出向いて行って、未受診者の状況をつかむ、それが大事ではないかということを言っているのです。その点をぜひできる限りではなくて、なくすという意気込みでやっていただきたい。もう一回御答弁をお願いします。

それから、学校給食の問題ですけれども、今、教育部長のほうから指揮命令はないのだということでしたけれども、実際の現場をごらんになっていますか。やはり指導をしたり、そうではないということいろいろ混合してやっており、それが極めて不明りょうということで問題だということが出されているわけです。

それから、施設のことなのですけれども、やはりこれは双務契約を結ばなければならないのではないですか。この問題では、全国的に、また全道的に民間委託が進んでいるからということではなくて、やはりこれがどうなのかということが、今、検証され始めているのです。とりわけ偽装請負が社会的問題になってから、あちらこちらで検証する事態になっていると思います。

それで、2008年7月に日本自治体労働組合総連合が厚生労働省の職業安定局需給調整事業課と交渉を行いました。その際、職業安定局は労働省告示第37号のポイントは業務遂行に当たっての独立性があるかどうかであり、相談があったら細かい論に陥らず、王道を進むように助言をしていると、このように述べております。

それから、調理業務の専門性のことをおっしゃっていましたが、この告示、先ほど部長が答弁した第37号第2条第2号の八は、ここにいう専門性とは普通の事業者にはない高い専門性のことをいっているのであって、発注者が自分のとこでできないから高い専門性を持つ事業者に請け負わせるもの、逆に言えば、発注者が命令できるような業務は専門性があるとはいえない、このように回答しております。効率を目指してやっているといいますが、安上がりの給食でいいのかということもあります。労働者の賃金もどうなっているかわかりませんし、この点についてもこれから調べなければいけませんけれども、少なくとも、労働局とか厚生労働省などに委託書、それから仕様書の点検をしてもらうべきではないですか。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 先ほどの乳幼児健診の関係ですが、受診率が低いということで、特に調査もしていないという話ですから、これはやはりどういう調査が必要なのか、その辺あたりはまた事務方ともよく相談をして調査できるような方法を考えていきたいと思います。

それから、確かにいろいろな家庭の事情があって受診をすることができないのだろうと思いますので、そういった事情も把握しながら、どうやって受診率を上げていくかということについては、こればかりではなくて、先ほどの特定健診なども含めて、大事なことだと思いますので、引き続き検討させてもらいたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 教育部長。

**教育部長（大野博幸）** 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

3点ほどだったと思いますが、まず1点目の指揮命令の関係なのですけれども、私どもは委託業務をするに当たって、一番気をつけるといったらおかしいですけれども、やはりその部分はきちんと法律上のことは守らなければならないという認識で進めているわけですから、当然、現場の私どもの職員も含めて、指揮・監督というのは、現場の受託側の責任者を通じてしかできないという原則は双方で確認をしていることですから、そういう中で日々の業務を進めているということで御理解をいただきたいと

思います。

それから、機械設備の関係なのですけれども、私どもの解釈としては、委託契約書の中にその項目はうたっております。そして、委託契約書も当然契約書ですから、その範ちゅうというふうに考えておりますけれども、物の貸し借りということになりますので、その部分が委託契約書で明示しているということで問題があるのかないのか、その辺については研究をしてみたいというふうに思っております。

それから、3点目の安上がりうんぬんということでありましてけれども、安ければいいというふうには考えてはおりません。繰り返しになりますけれども、私どもはやはり効率的な行財政の推進ということが必要なことだろうというふうに考えておりますので、その安全・安心の給食を出していくという前提の中で、効率的な行政というのは推進していかなければならないというふうに考えております。

**議長（見楚谷登志）** 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後 2時22分**

**再開 午後 2時40分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

**1番（秋元智恵議員）** 一般質問をいたします。

昨年の第1回定例会におきまして、小樽市の防災対策について何点が質問をさせていただきましたが、その進ちょく状況などについて質問いたします。

昨年は小樽市の防災対策の確認をしたところ、国が平成18年3月に示した災害時要援護者避難支援プランのガイドラインについて、市区町村でも作成を進めるよう通知があった旨、御答弁をいただいております。災害時要援護者対策について、19年9月より関係部局で協議を行っているとのことで、要援護者支援班についても検討するということでした。まずは、支援班での協議の進ちょく状況についてお知らせください。

災害時要援護者名簿の作成についてですが、災害時要援護者について全団体の約3分の2が作成に着手済みであることが明らかになったそうですが、このうち災害時要援護者名簿の作成は、福祉関係部局が主体となっていくケースが最も多く、作成に着手済みの団体の8割弱において福祉関係部局が主体となっているそうです。本市においては、関係部局や民生・児童委員により名簿作成を進めてきていると承知していますが、この進ちょく状況と主体、課題、またその課題に対する対策をお答えください。

昨年の消防庁の調査によると、災害時要援護者情報の収集、共有の方法として、災害時要援護者名簿を作成するための情報収集の手段として、また行政外の関係機関や施設などを含めた情報の共有により、個別計画を策定するための手段として、関係機関共有方式、同意方式、手挙げ方式の3方式があり、市町村はこれらの単独又は組合せにより情報の収集、共有を実施しています。最も多くの市町村が採用するのは、3方式を併用する方法であり、2番目に多かったのは同意方式と手挙げ方式を併用する方法です。また、3番目に多かったのも関係機関共有方式と同意方式を併用する方法であります。いずれか単独というよりは、それぞれの状況に応じ、組み合わせて情報の収集、共有を行っているということです。

そこで、本市では情報収集という面では、行政外の関係機関などを除き、行政のみで行うことには限界があるのではないかと考えますが、今後、行政外の関係機関などとの情報の共有も含めた連携も考えているのか、お答えください。

次に、自主防災組織についてですが、阪神・淡路大震災の際、警察や消防機関による被災者救助がなかなか追いつかず、要救助者3万5,000人のうち2万7,000人は、市民自身により自力又は隣人の力を得て救助されたことにより、自助、共助の重要性が認識されてきています。昨年の第1回定例会時点で市内の自主防災組織は2か所あり、今後は組織化が進むように各町会に啓発していきたいとの御答弁をいただいておりますが、これまでの啓発の内容、状況についてお知らせください。

避難所についてお聞きします。

指定避難所は市内に66か所あり、屋内5万人、屋外23万人の収容人数であるとの報告を受けました。問題は冬期間の避難所対策であります。万が一、冬の降雪時期などに大規模な災害があった場合、学校のグラウンドはほとんど使用できない状況になると思っておりますが、これに対する対策についてはどのように考えているのか、お答えください。

この項の最後になりますが、市職員を対象にした災害研修は重要であり、昨年は災害エスノグラフィーを使った職員研修を行ってはどうかと提案いたしました。災害現場に居合わせた人たちの言葉を聞き、個人の体験を基に災害に対する意識改革や災害経験者の知恵を学んでいくものです。この職員研修について今後研究していきたいとのことでしたが、災害エスノグラフィーを用いた研修は行われるのか、それとも違う方法を考えているのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、農業に関連して質問いたします。

昨年は食品をめぐる農薬問題、産地偽装などの問題が多々起こり、食の安全・安心への関心が高まっています。また、日本の食料自給率は低下傾向にあり、現在はカロリーベースで40パーセントと先進国最低水準となっています。政府は食料自給率の増加などに対応するため、2009年度予算案に新たな取組を盛り込み、これにより、安定的な食料供給力の確保と農業活性化に向けた取組が、さらに加速するとしています。しかし、農業離れや高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題も浮き彫りになっております。農林水産省が昨年9月30日に公表した新規就農者調査結果によれば、新規就農者は7万3,460人で、前年に比べ新規参入者は19.7パーセント、自営農業就農者は11パーセント減少しているものの、雇用就農者は7,290人、12パーセントの増加となり、また新規就農者数の実に49.1パーセント、3万6,070人が60歳以上となっています。2005年農林業センサスによると、小樽市の農業従事者数は402人であり、そのうち15歳から29歳までが19人、30歳から49歳が48人、50歳から64歳までが121人、65歳以上が214人でありました。市民と歩む21世紀プランの中でも、本市として抱える農業の課題について触れています。例えば都市近郊型の農業であり、小規模農業であること、経営耕地面積や農家数、農家人口が減少していること、農地の高度利用が必要であり、農家の経営環境の改善、後継者の確保が必要であることなどですが、そこで直近5年間の本市における農家数と農業従事者の推移をお答えください。また、その結果どういう傾向があり、調査の推移を踏まえて、これまでどんな対応をとってきたのか、そして今後の対策はどう考えているのか、お答えください。

21世紀プランでは、経営耕地面積が減少しているということですが、国内の農地面積は1961年の609万ヘクタールをピークに、2007年には465万ヘクタールと144万ヘクタールも減少し、85年から20年間の耕作放棄地面積は13.5万ヘクタールから38.6万ヘクタールに増加、埼玉県とほぼ同じ大きさにまで拡大しているそうであります。このうち、営農せずに土地だけを持つ土地持ち非農家の割合は4割超で、耕地面積に対する作付の延べ面積の割合である耕地利用率は、水稻の2期作栽培や年2回の野菜作付が減ったため、105.1パーセントから93.4パーセントに減少しています。一方、耕作放棄地の発生要因については、約5割が高齢化による労働力不足で、そのほかに生産性が低かったり、農地の受け手がいない、土地条件が悪いなどと続き、地域的には中山間地域が全体の約6割を占め、逆にほ場整備が完了した地

域での放棄地率は0.2パーセントと極めて低くなっている状況で、耕作放棄地の増加は営農を続けている周囲の農地へも悪影響を及ぼす可能性も大きいと言われております。政府も2007年から耕作放棄地対策に本腰を入れ、5年程度をめどに農業上重要な地域を中心に、耕作放棄地ゼロを目指すことを決定し、さらに2009年度予算案には放棄地を再生利用するための活動を手厚く支援することを決め、新たな取組が盛り込まれております。総額206億円の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、貸借などによって耕作放棄地を再生利用する担い手や、集落営農組織、NPOあるいは新規就農者や隣接して農地を持つ既存の農業者など、対象を幅広く設定、かん木や木の根、不法投棄物などの除去、深耕、整地など、農地として利用するために重機などを用いて行う作業に対して、荒廃の程度に応じて10アール当たり3万円あるいは5万円を初年度に限り助成するものとなっております。劣化した土壌を営農可能な状態に戻すための土壌改良に対しましては、10アール当たり2万5,000円を最大2年間にわたり助成、さらに営農定着支援として同じく10アール当たり2万5,000円が1年間助成されるほか、用排水施設や鳥獣被害防止施設、直売所、加工所、市民農園などの整備も補助することで営農をバックアップしていくとのこと。また、この交付金は水田等有効活用促進交付金や産地確立交付金との併用が可能です。例えば水田に大豆や麦、飼料作物を作付した場合は、10アール当たり3万5,000円、米粉、飼料用米などは10アール当たり5万5,000円が助成されるため、これらと合わせることでさらに手厚い支援が受けられます。

まず、小樽市の直近の耕地面積は何ヘクタールあるのか、お聞きします。

そして、経営耕地面積が減少することに伴って、耕作放棄地は増えているような状況があると思いますが、昨年、耕作放棄地全体の調査を実施したと聞いておりますので、この結果についてお知らせください。

また、今、紹介したような制度のうち、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を利用することによって、農地環境の改善につなげていってはどうかと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、農業振興という観点から質問します。

本市も今、企業が製造したさまざまな商品のうち、品評会や展示会などで賞を受けたものを「お墨付き」の小樽ブランドとして紹介していく取組を行っていますが、農産物のブランド化を進めて農業振興を図る地域も増えております。農作物のブランド化といっても、行政の力だけではなく、地域や生産者などその商品にかかわる多くの人たちとの連携が重要であり、また農作物の品質やその生産過程などの努力、工夫など消費者にはわからない部分が多いため、ブランドという付加価値の果たす役割は大きいと思います。まさにネームバリューのある小樽の名前がついた農作物のブランド化に取り組み、農業振興に一役買うものとしてはどうかと考えます。

小樽産のミニトマトやイチゴが地方で人気があるという話を耳にしましたが、実際、小樽に住んでいる市民ですら、この存在を知っている人は少ないのではないのでしょうか。ある調査によれば、主婦の方を対象に農作物ブランドについて聞いたところ、農産物ブランドで思いつくものはとの問いで、1位は夕張メロン、2位あきたこまち、3位豊の香イチゴでした。このほかにも問いがあり、お米部門のランキング、野菜、果物などについて調査していますが、ランキングしているすべては生産地の名前がついているという結果が出たそうであります。覚えやすいというのも一つの理由かもしれませんが、農作物ブランドを購入する理由はとの問いに、以前にも食べたことがあり、そのブランドに対して安心感や信頼感がある。産地や生産者の名前、写真がある。ブランド品は明らかにノーブランド品と見た目が違いおいしそうなどで、ブランド農作物イコール味が保証されているという気持ちが働いているのではないかと結論でした。例えば生産方法や衛生管理など、市独自で基準を決め、ぜひ小樽何々、小樽の何々という市民、そして全国の人に愛される農作物のブランドをつくるべきと思いますが、お考えをお聞き

いたします。

小樽市における農業振興の課題と対策についてもお答えください。

市民に認知してもらうという意味では、今まで以上のPR、宣伝が必要になるでしょうし、そういう意味では年間取扱高が年々減少している公設青果地方卸売市場の機能や用地を最大限に利用し、農業、公設青果地方卸売市場、そして地域の活性化へと結びつけるべきではないかと考えます。

既に幾つかの市町村でも実施されており、その一つに、福井県敦賀市では、昨年10月公設地方卸売市場を利用して、市民を対象とした朝市を開催したそうであります。多くの市民が押し寄せ、駐車場がいっぱいになり、大盛況であったそうで、他市でも駐車場でお祭りなどの催しを開いたり、ただ販売するだけではなく、目の前で調理実演をやっていたりとさまざま知恵を絞り努力されているようです。公設卸売市場の土地の利用や市民の台所としての生かし方などについて、再考する時期に来ているのではないのでしょうか。

小樽市公設青果地方卸売市場運営委員会の中で、本市の状況を聞いても、人口減に伴う消費の低迷などの話が聞かれます。この公設青果地方卸売市場の今後の利活用についてお考えをお聞きします。

次に、小樽市所管の街路灯、公園の園路灯について質問いたします。

私は平成19年第3回定例会の建設常任委員会において、小樽市の街路灯と公園の園路灯の状況と維持管理について伺い、提案をさせていただきました。それは街路灯や公園の園路灯にナトリウム灯やLEDなどを使った街路灯を取り入れることにより、少しでも環境問題や財政問題の改善につながるのではないかと考えたからであります。報道によれば、帯広市では2009年度、400ワットの水銀灯を使用している市内約1,000基の街路灯を180ワットのナトリウム灯に変更するとのことであります。明るさは維持しつつ、二酸化炭素の排出量を55パーセント削減し、電気代も年間1,000万円削減できると試算しております。今後は残る3,800基の街路灯のうち、250ワット、300ワットの約2,800基についても2010年度以降に順次切り替えるとのこと。ナトリウム灯は、今、紹介した以外にも多くの自治体で導入され始めているもので、従来の水銀灯では無駄な電気代がかかり、迷光、いわゆる無駄な照射が多くあるといい、ある研究によると水銀灯は30パーセント以上のエネルギーが無駄になっているとのこと。

そこで、私は小樽市でも、ぜひ街路灯と公園の園路灯をナトリウム灯などの省エネタイプに変更してはどうかという提案をさせていただきました。ナトリウム灯の利点は照度が高いために、水銀灯に比べワット数が少なく済み、例えば水銀灯で400ワットのものと同じ明るさを確保するのに、ナトリウム灯では180ワットで済み、これにより電気代が安く済み、虫が寄りつきにくい。降雪時も視認性にすぐれているなどがあります。設置に関していえば、現在は研究も進み、水銀灯の安定器をそのまま使えるものもあり、初期に心配されていた丸ごと交換ということも少なくなり、水銀灯が切れた時点で交換することも可能だといえます。平成18年度で市内には街路灯が620基あり、水銀灯とナトリウム灯の割合は大体8対2であり、これからいうと、水銀灯が496基、ナトリウム灯が124基になります。公園の園路灯でいうと、約250基が設置されているという状況報告もいただきました。また電気料金についても小樽市においての水銀灯とナトリウム灯の比較をした金額も明らかになっておりますが、定額の場合、水銀灯は1か月400ワットで1,626円に対し、ナトリウム灯は180ワットで857円となり、769円安くなります。今年度は街路灯、園路灯を合わせ約1,920万円ほどの電気料金がかかっていると認識していますが、仮に街路灯、園路灯、496基のすべてが180ワットのナトリウム灯になったとすれば、単純計算で年間457万7,088円も削減できます。電気料金はもとより、同時に排出される二酸化炭素も大幅に削減されます。

建設常任委員会での提案をさせていただいた際に、平成18年度約340万円の設置助成費がかかった中で、新設、改良、更新を合わせて水銀灯が251件、ナトリウム灯がゼロ件だったことを踏まえ、ぜひ町会

へも水銀灯よりナトリウム灯のほうが環境に優しく経済的だということを周知することもお願いしております。その後、周知はしていただいているとは思いますが、どのような反応があり、新設、改修、更新には反映されているのか、お聞きいたします。

また、平成21年度予算の各町会への街路灯設置費補助金は240万円であり、今年度よりも80万円ほど少なくなっております。街路灯維持費補助金では5,450万円较去年より1,000万円ほど増えておりますが、この増減の中身について御説明ください。

あわせて、街路灯維持管理費についても、今年度より286万円ほど増えております。このことに関して御説明ください。

最後になりますが、当然、市内の街路灯、園路灯をすべて一度に交換するのは難しいと思いますが、帯広市のように段階的、計画的に改修を進めていくことによって、将来的に環境面、財政面でも効果があることは否定できない事実だと考えます。ぜひ検討し、早急に実行された方がよいのではないかと思います。いかがですか、市長のお考えをお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の防災に関連しての御質問でありますけれども、まず要援護者支援班の設置につきましては、小樽市では平成19年9月から、これまで総務部防災担当、福祉部、生活環境部、消防本部、小樽市社会福祉協議会の担当者によるプロジェクトチームで議論を進めてまいりました。現在、このチームを支援班と位置づけまして、この中で災害時要援護者避難支援プランの作成に向け、情報の共有、連携などについて協議しているところであります。

次に、災害時要援護者名簿の作成の進ちょく状況でありますけれども、総務部防災担当が主体となり、民生・児童委員の方々の協力をいただきまして、基礎調査を実施して、災害時要援護者のデータの集約をしているところであります。次の段階として、要援護者個々の避難支援プランを作成することとなりますが、実際の災害時における要援護者の避難をサポートする支援者の方々を選定することが最大の課題でありまして、今後、多大な労力を要するものと考えております。このため、町会や民生委員などの協力を最大限にいただきまして、できる限り早い時期に避難支援プランをまとめた台帳を作成してまいりたいと考えております。

次に、行政外の関係機関などとの情報の共有も含めた連携の問題でありますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、昨年実施しました基礎調査や今年の個々の避難支援プラン作成の段階においても、民生委員などの協力を得ながら作業を進めております。また、今後個々の避難支援プラン登録台帳が完成した段階では、町会、自主防災組織や福祉関係機関などと情報の共有をし、災害時に対応すべく連携を進めていかなければならないものと考えております。

次に、自主防災組織の組織化の啓発でありますけれども、まち育てふれあいトークや防災訓練時など機会のあるごとに、災害発生直後における地域での助け合いが災害による被害の軽減につながることや、自助、共助の必要性などを話しております。その際に、自主防災組織の結成についてお願いをしているところでありますけれども、現在のところ2か所のみとなっております。防災訓練の実施など積極的に取り組んでいる町会もありますので、今後も自主防災組織の結成に向け、町会に積極的に働きかけてま

いりたいと考えております。

次に、冬期間の避難所対策でありますけれども、冬期間において災害時における避難者の収容場所は、グラウンドが使用できないため、屋内避難所に限定をされます。この対策としましては、一時的な避難生活に必要な物資や敷きマット、毛布などの防寒に対する対策が不可欠でありますので、今後他都市の状況等も調査をし、研究してまいりたいと考えております。

次に、市職員を対象にしました災害研修でありますけれども、昨年、総務部の職員を対象に、災害エスノグラフィーを用いた研修の一種で、災害時におけるジレンマをみずからの問題として考えるクロスロードを用いた防災研修を2回実施したところであります。今後も実際の災害に対応できるよう、他の部局の職員に対しても防災に関する研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、小樽市の農業についての御質問でありますけれども、まず直近5年間の農家数と農業従事者数の推移であります。農業委員会の基本台帳調査によりますと、農家数は平成16年259戸、17年256戸、18年250戸、19年239戸、20年231戸であり、農業従事者は16年532人、17年506人、18年491人、19年470人、20年454人となっております。

次に、調査結果の傾向及びこれを踏まえての対応と今後の対策でありますけれども、傾向としましては、農家数、農業従事者数とも年々減少しております。その大きな要因は就農者の高齢化と後継者不足にあります。農業者の平均年齢が71.2歳、また後継者のいる農家世帯は7世帯にとどまっております。今後も農家数の減少は続くものと考えられます。これまでの対応についてでありますけれども、高齢化等が進む中、農家数の減少に歯止めをかけることは難しいものがありますが、農業を振興するには、農地を耕作地として利用し、遊休農地化する農地を解消することが重要なことであるとの観点から、これまでも農業者同士による農地の利用集積や新規就農者の確保を図ってまいりました。今後につきましても引き続き農業委員会と連携しながら、遊休農地の把握に努めるとともに、農地の利用集積などを進め、地域の特性を生かした生産性の高い農業を推進することや、北海道担い手センターと連携した情報の収集や提供に努め、新規就農者の確保を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市の耕作面積でありますけれども、平成20年農地基本台帳調査によりますと、154ヘクタールとなっております。また、耕作放棄地全体調査についてであります。この調査は昨年国の食料・農業・農村政策推進本部において、増加傾向にある耕作放棄地の解消に取り組むことが決定され、全国一斉に耕作放棄地の調査が行われたものであり、本市におきましては、北海道の指導の下、7月から9月にかけて農業委員会と協力し、現地調査を実施したものであります。対象件数は農家55戸、304筆であり、耕作放棄地の状況に応じて、人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地を緑区分とし、森林・原野化しているなど農地に復元して利用することが不可能な土地を赤区分とし、草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施して、農業利用をすべき土地を黄色区分として、3種類に分類することになっております。その結果、緑区分は33戸、86筆、22.8ヘクタール、赤区分は65戸、213筆、74.7ヘクタール、黄色区分は該当がありませんでした。

次に、国の新たな支援策のうち、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の利用についてであります。この交付金は先ほどの調査において、緑区分と黄色区分に該当するものに適用されますが、本市においては黄色区分に該当するものがなく、また緑区分については荒廃の状況によってこの制度が適用されるかどうかの判断がなされることから、来年度現況調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、農産物のブランド化についてでありますけれども、一般的にブランド化は特定の産物を量的に確保し、全国的な知名度により差別化を図るものや限定した地域で産出される特産品としての差別化などが考えられますが、本市の農産物は野菜類を中心とした多品種少量生産であり、こうした要件を満た

す特筆すべき産品がないというのが実情であります。しかし、近年、食の安心・安全が求められるようになってきていることから、これまで安心・安全に特化した農産物としてのブランド化に取り組んでまいりました。その結果として、ミニトマトを生産する農家が、平成17年に「樽っくん生産組合」を設立し、北海道の「北のクリーン農産物表示制度」の認証を受けたところであります。今後とも安心・安全の観点から、クリーン農業技術の一層の導入を促進し、新たな品目の認証を受けられるよう、ブランド化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の農業の課題と対策ということでありまして、本市の農業は傾斜地が多いなど、地形的な制約により営農規模の拡大が難しく、ほとんどが耕作面積1ヘクタール未満の小規模営農となっております。また、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、耕作面積、農家戸数等が減少し、遊休農地が増加していることなど、さまざまな課題を抱えております。このような実情を踏まえ、本市農業としては限られた農地を有効利用し、生産性の高い農業に対応することが必要であることから、これまでも高収益型の農業として施設栽培の促進を図ってきたところであります。今後はこれに加えまして、大都市近郊の地理的な優位性を生かし、消費者ニーズに対応する新鮮で安心・安全な農産物の生産や市民農園等を活用した都市と農業地域の交流による活性化など、都市型農業としての発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、公設青果地方卸売市場の今後の利活用でありますけれども、流通を取り巻く環境が大きく変化中、卸売市場は本市の生鮮食料品流通における中心的役割を担ってまいりました。しかしながら、近年の市場外流通の増加や人口減少などの要因によりまして、取扱量は年々減少する傾向にあります。こうした中で、御提言の公設卸売市場を利用して市民向けの朝市などを開催することは一面的には消費者ニーズの把握や取扱量の増加、市民が農業を理解することに役立つものと考えられますが、一方で小売業者を圧迫することにつながるなど課題もあることから、今後、他都市の事例を調査するなど、研究させていただきたいと考えております。

次に、小樽市所管の街路灯、公園の園路灯に関連しての御質問でありますけれども、初めに経済的な照明器具への変更に対する町会の反応でありますけれども、照明器具が高額であるということ、また改修については少しずつでありますけれども、進んでいる状況にはあります。

なお、今年度、町会からの街路灯の改修などの申請実績は、2月末現在で169灯ありまして、そのうち39灯が省エネタイプとなっております。

次に、平成21年度予算の各町会への街路灯設置費補助金及び街路灯維持費補助金の前年度予算に対する増減の理由であります。街路灯設置費補助金は20年度の申請実績から予算を計上したものであります。また、街路灯維持費補助金は電気料金の値上がりに対応して計上したものであります。

次に、市道の街路灯維持管理費の増額についても、電気料金の値上がり分を計上したものであります。

次に、街路灯、園路灯の段階的、計画的な改修であります。両者を比較した場合、水銀灯よりナトリウム灯のほうが環境面、経済面で有利であると認識しておりますが、すべてを改修していくには、現在の財政状況から難しいものと考えております。なお、照明器具の更新時や球切れなどの故障時には、部分的にナトリウム灯などへ交換してまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 1番、秋元智憲議員。

**1番(秋元智憲議員)** 再質問をさせていただきます。

初めに、農業に関連してなのですけれども、まず平成17年からミニトマトを生産する農家が組合を設立して、道の制度の認証を受けたというお話を、今、伺ったのですけれども、私もいろいろな人に聞いて

てみたのですけれども、やはりなかなか名前が知れ渡っていないというのがひとつ残念なところなのです。公設青果地方卸売市場運営委員会でも話題になったのですが、せっかくなので、やはり市民にもっと周知して市内で消費されるような形になっていけば、もっと農業も一方から見ると盛り上がっていく要因につながるのではないかというふうに思います。そういう意味では、せっかくミニトマトなどいいものをつくっているのですから、ぜひ周知を徹底していただきたいというふうに思います。

もう一つは、公設市場のあり方なのですけれども、先ほど言ったとおり、市場の敷地を開放して朝市等を行っているところの話をさせていただきましたけれども、これはその市内のさまざまな小売業者なんかも呼びましてやっているのです。だから、一概に市内の業者を圧迫するということにつながってなくて、そういう部分でも研究して、ぜひ全市の小売業者の方にも呼びかけながら、もっと小売業者もまた市場としても活性化につながっていくような方策として取り入れられないのかということで、提案させていただきましたのですが、ぜひ研究していただきたいと思います。

それと、あとはナトリウム灯の件ですけれども、町会に周知していただきたいという中で、169灯が改修される中で、39灯が省エネタイプというお話だったのですけれども、これは省エネタイプは特に防犯灯なんかは、基盤も安定器もポールもそのままナトリウム灯、ましてやLEDとかの新しいものに改修できるというふうに研究が進んでおりますけれども、こういう周知もあわせてされているのでしょうか。ただ単に省エネタイプがありますということではなくて、こういうふうにやればもっと安くつけられますというような話というのはされているのでしょうか。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 産業港湾部長。

**産業港湾部長（磯谷揚一）** 秋元議員の再質問にお答えいたします。

農業問題でございます。今、ブランド化の関係で、市長からミニトマトの「樽っこくん」の話をさせていただいたのですけれども、このほかにもイチゴの「けんたろう」だとか、そういう名前でもいいものはあります。それでただやはり市民になかなか周知されていないというところがあるようなのですが、どうしても単価が高いというか、品質のいいものですから、札幌の市場のほうに多く持っていかれるとか、イチゴは小樽でもかなりいいのですけれども、おっしゃるとおり、やはりもう少しPRが必要かと思しますので、これは工夫をさせていただきたいと思うのです。

今、ミニトマトの関係もクリーン農業という格好で、道の認証制度を受けておりますけれども、またこの観点から、今、ピーマンについても取組を始めたいというような動きもあります。

こういうものをブランド化してやっていく場合に、どうしてもやはり農家の人たちが集まって、生産組合のような組織をつくってやっていくのですけれども、その農家によっては営農規模というか、いろいろな大小というか、あるものですから、なかなか意思を一致させて取り組んでいこうとしても時間のかかることもございますけれども、粘り強く皆さんに働きかけて、我々ができるものは協力させていただきたいと思しますので、今後ともPRの面では頑張っていきたいと思っております。

それから、もう一点の卸売市場の敷地等を利用した朝市との関係で、市場の活性化を図るべきではないかという御意見でございます。福井県敦賀市でございますが、お話の中にもございましたけれども、敦賀市公設地方卸売市場は指定管理者制度を入れておまして、有限会社が指定管理者として市場の運営をやってございます。別に卸売会社もあって、一応公設の形はとっておりますけれども、運営の実体はそういうことです。20ぐらいの関係団体が集まって、当日やったそうで、非常に活気を呈したとは聞いて

ているのですが、ただひとつちょっと御意見と違うのは、やはり小売業者がかなり反対をされて、参加が少なかったというようなことも我々の情報としては聞いてございます。一番私たちも懸念するのが、その部分でございまして、やはり産地の直送であるとか、卸売業者が直接やるということになれば、非常に安価で提供はできますけれども、一面的には小売業者がその後何日間か商売にならないというような話というのは、当然、出てくることありますので、やはりその辺をうまくやるのが、大事かと思えますので、答弁させていただきましたように、もっと他都市の事例等を研究させていただきたいと、このように考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 建設部長。

**建設部長(嶋田和男)** 秋元議員の御質問にお答えします。

省エネ等の説明内容ということでございますけれども、まず町会が私どものほうに相談に来られるというのは、もう電気店のほうと、要は電気代、さらには器具代、さらにはそういったものを比較した上で来られるのがほとんどなのです。その中で、先ほどおっしゃった件数39件が省エネを選んできたということなのです。それ以外の部分については、当然、電気代とか器具だとかの、要は物を取りかえることによって、省エネになりますというような説明をした中で、今やっているのですけれども、なかなか電球は御存じのように2割以上高いですし、それが理解できないというふうに思っていますけれども、省エネは大事だという点は強調して説明をしている状況にあります。

**議長(見楚谷登志)** 秋元議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子登壇)(拍手)

**8番(中島麗子議員)** 一般質問をします。

最初に、地上デジタル化移行についてお聞きします。

昨年12月末、最上2丁目14番地周辺の住民から、テレビが映らないと苦情が入りました。原因は道営住宅の電波障害対策の共聴アンテナが強風で一部破損したためでしたが、このように市民生活に深く密着したテレビが、ある日突然見られなくなったら大変です。

政府は2001年2月の国会で、アナログ放送打切りの日程を2011年7月24日と決定しました。日本共産党はテレビの買換えを強制するもので、余裕のない世帯はテレビが見られなくなると指摘し、アナログ放送の終了時期の決め方は、地デジ波のカバー率や受信機の普及率の達成を条件にして決める、このような修正案を出しましたが、自民、公明、民主、自由、社民の各党が賛成して決まったものです。反対したのは、日本共産党だけでした。

現在まで政府はデジタル放送推進のための行動計画を第9次まで策定し、取り組んできました。2011年までに地デジテレビやチューナーなどの受信機の1億台の普及、世帯普及率100パーセント、これを目標にしましたが、2月17日の調査結果では、地デジ対応テレビの世帯普及率は49.1パーセント、この時期の目標58パーセントに及びません。日本民間放送連盟に加盟しているテレビ、ラジオ局194社の約半数が2008年度の間接決算で経常赤字です。主な原因は、全体で1兆440億円にもなる地デジへの投資です。現在、アナログ放送が届いていた地域の96パーセントをカバーするようになりましたが、中継局の設置が困難な残り4パーセントに対して、これまでと同額のコストがかかると表明しており、放送事業者もまた被害者だという声すら出ています。国民の地デジ準備は整わないまま、2011年7月にアナログ波を打ち切ったら、千万単位のテレビ難民が出るという予測もあります。

1998年10月、旧郵政省が設置した地上デジタル放送懇談会が出した答申では、受信機の世帯普及率が85パーセントに達しなければ、アナログ放送終了計画を見直す、このようにしていました。原点に戻って、デジタル対応が十分普及してから、アナログ波の停止を決めるべきと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

小樽市の6万7,000世帯のうち、地デジ対応がどこまで進んでいるのか。これはどこがどのように把握されているのでしょうか。実態がわかればお知らせください。

今後、小樽市の公共施設内テレビの地デジ対応計画について、教育現場、その他施設に分けてお聞かせください。予算額は幾らになるのか、国からの支援はあるのでしょうか。

アンテナを建てても電波が悪い地域では、共聴アンテナを設置して組合で管理していますが、このデジタル対応の進ちょく状態はいかがでしょう。

また、小樽市の公共施設が電波障害の原因になっているため、共聴アンテナを設置している施設数と対象世帯数をお答えください。

市の施設による電波障害については、2008年度に調査の予算が計上されていますが、具体的な調査内容をお聞かせください。

市内では、既に北海道の施設に対する調査結果で、地デジになると電波障害が改善されるため、共聴アンテナを撤去するので、各自でアンテナを設置するよう通知が来ている地域があります。全国では老朽化した共聴アンテナの修理が必要になり、地デジに切りかわるからと、いち早くアナログ用のアンテナを廃止したため、地デジ対応のチューナーやテレビを購入できなかった一部住民がアナログ波のテレビが見られなくなるという事態が起きています。市の公共施設でも電波障害が解消される世帯が相当数出ると思われますが、それらの世帯の地デジ対応の対策をどのように考えているのでしょうか。テレビ難民を出さない対策についてお聞きします。

また、これ以外にもマンションや民間の高層建築物など、電波障害になっているために共聴アンテナを設置しているものについては、対策はどのようになっていますか。市民にしてみれば、国で決めたことだからといってある日突然テレビを買い換えたり、アンテナを購入しなければテレビが見られなくなるというも釈然としません。とりわけ生活保護世帯をはじめとした低所得者に対する方針はあるのか、具体的にいつから実施されるのか、お聞きします。

次は、保育問題についてです。

小樽市は、平成20年4月、公立の真栄保育所を民間の社会福祉法人四ツ葉学園に移譲しました。建設後40年経過し、老朽化した施設を改築するに当たり、国は平成18年度から保育所の施設整備費交付金対象から公立を外したために、民間に移譲して民間保育所として新築するということでした。確かに、施設的に老朽化が問題でしたが、新築が計画されていたわけではありません。古くなった真栄保育所の建替えを理由に、国の公立保育所の民営化推進方針に迎合したものでしかないと私たちは反対してきました。四ツ葉学園は羽角建設と契約し、保育所の建設を進めてきましたが、昨年12月19日、東京地方裁判所に民事再生手続を申請し、建設は中断しました。その後、小樽建設事業協会に申し入れて、事業を継続してきたと聞いていますが、何点かお聞きします。

民間同士の契約の結果とはいえ、新築を前提にした公立保育園の民間移譲であり、小樽市には子供たちの新築保育園を提供する責任があります。入札には何社が参加して、落札価格は幾らだったのか、事業を継続するに当たり契約額は変更されたのか、またそのことで国からの交付金は変更にならないのか、お知らせください。

市内では、羽角建設の落札額が極めて低い。契約成立後に支払われる着手金の繰り回しで運営してい

るのではないかとこの声も聞いています。これまでに既に羽角建設が施工されてきた工事に、問題はなかったのか、結果的に12月19日から1月13日まで約3週間工事停止になっていますが、予定どおりに4月1日、開設できるのでしょうか、お答えください。

今後、小樽市は老朽化している他の保育所の建替えも民間にして進める計画なのか、施設計画の方針をお聞かせください。

現在、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会では、新たな保育の仕組みを決めようとしています。

一つは、保護者と保育者の直接契約制の導入です。現在は親が自治体に申し込みますが、新たな仕組みでは、親は直接保育所を自分で探して申し込み、保育料も直接払います。自治体は新たに保育の必要量を認定し、これまでのような保育所への運営費の補助はやめ、利用者に対して認定された保育量について保護者に給付する仕組みになります。この部分については、2月24日に新案保育制度の第1次報告として決定しています。障害児や低所得の家庭の子供など、経営に響く子供たちが敬遠されることにはならないでしょうか、心配です。

二つ目は、子供の発達や成長にとって大事な役割を持つ保育所の数や施設の広さなどを決めた最低基準を規制緩和の方向で検討するというものです。保育事業に営利企業が参入しやすくするための基準緩和です。しかし、東京の認証保育園では、営利企業による保育所の補助金の不正受給、経営破たんて突然保育所の運営停止になるなどの問題が起こり、何よりも保育の質の低下が大きな問題になっています。厚生労働省の保育事業者検討会では、各団体から改革案に対して異論や懸念が出されています。父母の間でも保育制度改悪に反対して、公的保育制度を守り、拡充を求める署名が164万筆に上っています。こうした改革は保護者や保育事業者の声を聞くことなく、強行することは許されません。

日本共産党は国と自治体の責任を後退させる保育制度改悪に反対し、公的制度の拡充を求めますが、政府の進めようとしている新たな保育制度について、市の役割がどのように変わるのか、自治体の責務の後退ではないか、最低基準の緩和による影響をどのように考えるのか、御見解をお聞きます。

次に、後期高齢者医療制度についてお聞きます。

制度が始まって約1年たちますが、この間、広範な国民の制度廃止を求める世論と運動に押されて、国は保険料の軽減等、特別対策を実施しています。特別対策で北海道全体では被保険者の約46パーセントが保険料軽減になったと聞いていますが、本市における対策後の変化をお知らせください。

これらの対策は平成20年度の経過措置でしたが、21年度は均等割に9割軽減を新たに導入します。その結果、20年度に比べて負担増になるケースが発生します。この内容と件数を説明してください。

全国保険医団体連合会は、昨年7月から9月分の保険料についてアンケート調査をした結果、全国27都道府県の587自治体でおよそ17万人、普通徴収者の約1割が滞納していることが明らかになりました。小樽市はこのアンケートにどのように答えましたか。

また、1月末現在の保険料滞納の実態も報告してください。

原則として、滞納が1年間続くと医療費窓口負担がいったん10割になる資格証明書が発行され、事実上無保険になります。小樽市では、この間、保険料を滞納している高齢者の滞納理由を把握していますか。

また、現在まで一度も保険料を払っていない方がいるのでしょうか。その人数もお知らせください。

また、滞納者の医療の受診状況は把握しているのでしょうか。

この制度が導入される前、老人保健法では高齢者への資格証明書の発行はしていません。1月8日、日本共産党の小池参議院議員が提出した質問趣意書に対して、政府は国民健康保険料が払えず、保険証

を取り上げられた世帯について、世帯主が市町村の窓口で医療機関への医療費の一時払いが困難だと申し出た場合は、特別な事情に準ずるとして、短期証を発行することを閣議決定しています。国保の資格証明書の発行で医療の取上げが社会問題になり、この間、中学生以下の子供たちをはじめとして、医療が必要な対象には保険証を発行せざるを得なくなりました。このようなときに、医療の必要性の高い75歳以上の高齢者に新たに資格証明書を発行することは許されません。どのような見直しをしても、医療に差別を持ち込む根幹が変わらない後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。しかし、それまでの間、国保と同様に医療の必要なお年寄りに資格証明書の発行はやめるよう制度の見直しを求めます。市長はこの制度が本当にお年寄りのためになるとお考えでしょうか、市長の御見解をお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地上デジタル化移行についての御質問でありますけれども、まずアナログ放送の停止に関する考え方ですが、アナログ放送からデジタル放送への移行後は、アナログテレビ放送で使用していた周波数を警察や消防などの無線通信のブロードバンド化をはじめ、周波数ニーズの高まっている用途に有効利用していく方向で、安全・安心社会の実現や新たなサービスの提供が期待できることから、停止について否定する考えはありませんが、アナログ放送の停止時期につきましては、国の政策として全国的に進められていることでもありますが、私としても市民生活に支障がないよう、スムーズな移行を願っているところであります。

次に、本市デジタル化の世帯普及状況でありますけれども、総務省では全国の20歳以上の男女を対象に、調査員による個別面接調査をしております。平成21年1月に行った全国的な抽出調査では、地上デジタルテレビ放送対応受信機の保有世帯は49.1パーセントとされておりますが、本市の普及状況については個別に把握はしておりません。

次に、市の施設のデジタル化計画の予算等でありますけれども、まず学校施設につきましては、平成21年度から22年度にかけて小中学校の整備を実施する予定で、予算額は電波障害の対応を含めまして、21年度1,210万円、22年度1,200万円を見込んでおり、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金の導入を考えております。また、市営住宅につきましては、平成21年度から22年度にかけて整備を実施する予定でありまして、予算額は電波障害の対応を含めまして、21年度5,492万円、22年度約5,100万円を見込んでおりまして、国土交通省の地域住宅交付金の導入を考えております。このほかデジタル化に伴う市の施設の電波障害対応工事につきましては、21年度に市民センターを、22年度については消防3施設及び勤労女性センターを実施する予定で、予算額は21年度390万円、22年度約360万円を見込んでおり、国からの支援はございません。なお、その他の施設につきましては、軽微なものもありますので、今後、改修費用や整備の必要性を十分精査しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、共聴組合のデジタル化対応の進ちょく状況であります。自主共聴施設につきましては、市内42施設のうち、29施設が既に改修済み又は改修不要であると聞いております。また、地域住民とNHKが共同で設置しているいわゆるNHK共聴施設につきましては、19施設のうち10施設が改修済みであると聞いております。

次に、電波障害の原因になっている市有施設数と対象世帯数であります。施設数は25施設ありまし

て、対象戸数は平成21年2月現在で825戸となっております。

次に、平成20年度の市有施設の電波障害調査の内容であります。デジタル放送での障害エリアの確定及び障害エリアが残る場合には、引き続き配信するために既存機器類の交換が必要であるかどうかを調べるもので、現在、調査中であります。

次に、市の施設の電波障害解消による対象世帯への対応であります。デジタル化による電波障害エリアの変更によって、市の施設を原因とした電波障害が解消される場合には、共聴アンテナからの配信の対象外となりますので、各世帯の費用でデジタル化に対応したアンテナを設置していただくことになります。また、市の施設の電波障害の対象となっている世帯に対しましては、平成19年10月以降に各担当部署のほうからそれぞれの対応についてお知らせをしているところでありますが、今回の調査結果により、デジタル放送の電波障害エリアが確定し、共聴アンテナの配信対象外となる世帯に対しましては、改めて各部署からその旨を通知いたします。なお、今回の調査により、共聴アンテナの配信対象外となった場合でも、平成23年7月のアナログ放送廃止までは地上アナログ放送の視聴はできるような対応を考えております。

次に、マンションや民間の高層建築物などの共聴施設に対する対策ですが、マンション等の共聴施設につきましては、施設の管理者と受信者の協議により、それぞれの施設で改修を行うべきものと考えております。しかしながら、今後総務省ではこのような施設が改修を行う際、住民負担が過重とならないような支援措置を講じるという話も聞いておりますので、条件が合えばこうした制度も利用しながら改修を進めていただきたいと思います。なお、総務省北海道総合通信局では、全道の主要都市で電波障害等の施設を対象とした説明会を開催しており、今月末には小樽市でも開催すると聞いております。また、総務省の地デジコールセンターにおいて、地デジに関する全般的な相談を受け付けておりますので、そういったものを有効に利用して、地デジ移行に関する疑問や不安を解消していただければというふうに考えております。

次に、低所得者に対する対応でありますけれども、経済的に困窮度が高い世帯に対しましては、国の負担により簡易なチューナーを無償給付する予定でありまして、その対象はNHK受信料全額免除世帯という考え方が示されております。現時点では、給付方法や実施時期等の詳細については示されておりませんが、平成21年度の政府予算案には、これらの対策経費が盛り込まれておりますので、新年度中には具体的な考え方が示されるのではないかと思います。また、政府ではテレビの買換えが困難な世帯を想定し、関係メーカーに対して必要最小限の機能を持つ簡易で低廉なチューナーの開発を働きかけていると聞いておりますので、できる限り早期に市場に出回ることを期待しているところであります。

次に、保育所の問題でありますけれども、まず真栄保育所新築工事の入札であります。四ツ葉学園が市内の建設業者7社を指名し、入札を行っておりまして、落札額は消費税を除きまして1億8,500万円と聞いております。なお、契約額の変更についてですが、四ツ葉学園が工事を継続するために施工業者を変更しており、着手金などの支払済額と新たな契約額を合わせた最終的な工事費は、当初契約額より2,700万円程度増額になるものと聞いております。また、国からの交付金につきましては、定員数に応じた定額交付が基本となっておりますので、交付金額に変更はありません。

次に、既に施工された工事の問題でありますけれども、設計事務所が鉄筋の量、コンクリートの強度、建築材料などについて検査をし、適正な施工管理を行っておりますので、特に問題はなかったと聞いております。

次に、新しい保育所の開設でありますけれども、3月18日が完成予定日となっております。これまで順調に工事が進められておりますので、予定どおり4月1日から新しい保育所で保育が開始されるも

のと考えております。

次に、市立保育所の施設整備についてですが、出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に、市内の認可保育所のあり方について総合的に検討するため、昨年9月に学識経験者、保育関係者等で構成する「小樽市保育所の在り方検討委員会」を立ち上げ、議論をいただいているところであります。平成21年度末までには検討結果の報告をいただく予定でありますので、市立保育所の規模や配置のほか、施設整備についても、この報告を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、国が進めようとしております新たな保育制度であります。社会保障審議会の少子化対策特別部会が去る2月24日にまとめた第1次報告の中では、市町村は保育の必要性や量を判断するとともに、保育の実施責務を負うこと、また最低基準については地域により異なることなく最低限の水準を確保すべきとされていますが、具体的な内容は示されておりません。いずれにいたしましても、保育制度のあり方に関する基本的な考え方として、保育の保障のために市町村など行政が果たす役割、責任は重要であり、国、地方を通じた公的責任の強化が図られるべきであると示されておりまして、自治体の責務の後退にはつながらないものではないかと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問ですが、まず本市における国の特別対策後の変化であります。平成20年7月3日の調査時点で、均等割額7割軽減から一律8.5割軽減となった方は8,221人、新たな所得割額50パーセント軽減に該当した方は1,761人、重複者297人を除きますと、軽減該当者数は9,685人、被保険者全体の約47パーセントを占めております。

次に、特別対策により負担増になる内容と件数ですが、均等割額は本来4万3,143円で、7割軽減該当者は1万2,942円となりますが、国の特別対策により一律8.5割軽減とされ、6,300円となっております。平成21年度は7割軽減該当者のうち、年金収入80万円以下の方は新たに9割軽減4,314円となりますが、年金収入が80万円を超える方は7割軽減のままとなります。このため、20年度8.5割軽減の保険料6,300円が、21年度には7割軽減に戻って1万2,942円となるため、前年度と比較すると負担が増えることになります。このような件数は7割軽減の該当者約8,600人のうち2,950人、34パーセントとなる見込みであります。

次に、全国保険医団体連合会のアンケートに対する回答でありますけれども、質問内容は平成20年7月から9月までの普通徴収対象者数と滞納者数でありますけれども、その時点では滞納者数の集計はしていないため、督促状送付件数を回答したところであります。普通徴収対象者数は7月3,122人、8月2,973人、9月3,193人、督促状送付件数は7月953件、8月732件、9月753件と回答したところであります。

次に、後期高齢者の滞納状況でありますけれども、まず、1月末現在、保険料を1期分以上滞納している方は、被保険者2万569人のうち355人となっております。また、滞納理由につきましては、現在、滞納期間が長い方を中心に接触をしておりますが、その中では新しい保険制度になっても引き続き銀行口座から自動的に引き落としがされると思っていた方が半数以上を占めまして、その他については保険制度に対する無理解など、さまざまな理由がございます。制度開始以来、現在まで一度も保険料を納付していない方は119人となっております。滞納者の受診状況につきましては、すべては把握しておりませんが、一部抽出してみますと、ほとんどの方が医療機関を受診している傾向にあります。

次に、この後期高齢者医療制度が本当にお年寄りのためになるのかという御質問でありますけれども、全国市長会としては、国の責任において給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者としてすべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図るべきというふうに国に要望しておりまして、私もそのほうが良いと思っております。とはいいまして、一

本化までには相当時間を要しますので、当分の間は現在の制度を円滑に実施するため、国において十分な財政措置を講じるとともに、制度の内容及び趣旨等について今まで以上に周知徹底を図り、制度の見直しを行う場合には必要な準備期間を設けるなど、国の責任において万全の措置を講じるなどについて要請しているところでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

**8番(中島麗子議員)** 再質問を行います。

それぞれの項目について何点かお聞きしますが、最初に地上デジタル化の問題ですけれども、今の御答弁でもおわかりのとおり、49.1パーセントと直近のデータで世帯普及率が報告されていますけれども、これが本当に実感として半分弱の皆さんの家庭にデジタル対応のテレビが普及している、あるいは対応が進んでいるとあまり考えられないというか、実感として果たしてそんなに進んでいるだろうかという気はいたします。しかし、この調査をこのまま受け止めたとしても、達成できるのかという問題はすごく大きいと思います。今回の直近のデータというのは緊急調査の結果なのです。定期的にやっていた調査の達成度が悪いために、目標値に合わせるために緊急にやった調査の値で49.1パーセントという中身でした。昨年デジタル対応のテレビの売行きというのは、1か月130万台ぐらいで経過していたようですが、今年になってから94万台に落ちていると。政府の政策では1億台を普及しなければならないということですが、これを達成するためには、これから毎月200万台を普及していかなければならないという計算が出ているそうです。だれが考えてもちょっと無理なのではないかという声が識者のほうからも出ております。

そういう中で、全世界的にデジタル化を進める動向なのですが、目標年度を設置しながらも、実際には世帯普及率をやはり条件にして8割から9割の世帯普及率の下でアナログ波を停止すると、大体ほかの国はみんなそうです。そういう停波条件を全く決めないで停止日だけを決めたのは、日本とアメリカぐらいです。そのアメリカも2月27日にアナログ放送の停止予定日が来るということで、4か月延期する法案が可決されているところです。

私たち、経過を見てみましたら、本市議会でも北海道市長会でも、この地デジ対策推進を求めるといって意見書を国に上げていることは承知しております。しかし、この段階において世帯普及率を一定の条件につけて、そのもとでアナログ波の停止を検討するという意見を上げる時期ではないのかと思うのです。そういう点で、アナログ波停止の日程については、世帯普及率という一定の条件をつけるべきだという声を、改めて国に上げたらどうかと思うのですが、この点についての御意見を伺いたいと思います。

二つ目は、弱者対策と言われる問題ですけれども、生活保護世帯を対象としたチューナーの無料給付というお話が出ておりましたが、最近になってNHKの料金の全額免除世帯というふうにしてあります。生活保護世帯が大体今全国で115万世帯とも言われていますが、問題はこの生活保護は受けていないけれども、生活保護水準で暮らしている方が400万人から500万人いると言われているのです。この方たちに対する対策、これが本当にこの手つかずでいけば、かなりのテレビ難民が出る結果になると思うのです。そういう点では、さらに対象の拡大を図るよう、国の責任で進めてほしい、そういう点をぜひとも声を上げてほしいと思います。この2点については市の責任ではありませんし、国の政策としての状況ですが、市民にとっても市長がお答えになったように、市民生活に支障のないような政策が実施されるためには、やはりそういう声を届ける時期ではないかと思います。

次に、保育所の問題ですけれども、公立保育所の運営費が一般財源化されまして、新設の保育所の建

設費も別枠で補助金ではなくて、交付税に繰り込まれてくるというふうに改悪されたためになったと思いますが、これは民間保育所でなければ保育所の新設ができないということではないと思うのです。困難であるとか交付税措置というやり方に対するいろいろな意見はあるとしても、保育所の新設や改築はできないということとは違うと思うのです。まず、このことをはっきりお答えいただきたいと思います。

今回の真栄保育所の民間移譲で、現在、市内の保育所は公立が6、民間が14と、どんどん公立の保育所が減っているのです。今、市長は政府の新たな仕組みという保育制度の改正については、公的な責任を持って進めるというお話をしておりましたが、果たしてそうなるかどうかが大変疑問な中身なのです。新たな保育の仕組みの直接契約ということでは、保育所に対する運営費はなくなるのです。保育を受ける子供が集まらない保育所はつぶれていく。運営費補助をやめた介護保険の施設や障害者施設の運営が、今、大変困難になっていることはもう周知の事実だと思います。そういう仕組みを保育の分野にも入れるということになるのです。現在では、乳幼児が保育に欠ける場合は、保育所において保育しなければならない、そういう児童福祉法第24条によって、市町村に保育が義務づけられていますが、こういう問題と矛盾することになると思います。気持ちで公的な責任を持って何とかやりたいということと、こういう法的な根拠を持ってやっていくこととあるわけですが、今回の直接契約になれば、個々人の親に保育の必要量を認定し、保育料を決定して、その保育を受けさせる形になるのです。結果的には、子供が休んだら、その分のサービス料は事業所に入らない。現在、障害者施設や介護施設、みんなそうですから、そういうふうになれば、事業所もやっていけなくなる。あるいはそれに対応するために、調節可能な時間契約で働く人をどんどん導入せざるを得なくなって、保育の質の低下になることは明らかなのです。こういうことになれば、子育て支援どころか、保育壊しの新制度になっていくと私たちは大変懸念しております。本当にこういうことにならないのか、保育所の直接運営費の補助をなくするとか、保育量の認定をするということは、そういうことになるのではないですか、公的保育の役割を守るという立場で改めてお聞きします。

後期高齢者医療制度の問題ですけれども、今回、政府が出した特別対策というのは、保険料の負担増の実態把握が不十分だったということでいろいろな対策が出たわけですが、小樽市の被保険者に対する保険料の特別対策の該当者の割合は、北海道より1パーセントぐらい多いということで、やはり低所得者が多いということを表しているのではないかと思います。実際に小樽市でも低所得者層の国が示した4モデル中3モデルが国民健康保険に比べて保険料が高くなったということが明らかになっていますから、ただ、今、お話を聞きましたら、なかなかこれはまた平成21年度になると、新たな展開になりまして、現在、保険料が6,300円になっていた方々の3割の方が1万2,942円と、倍以上に戻るとことになるわけです。そうなれば、いったん9割軽減になる人と7割に戻る人が出て、引下げになった保険料がまた上がると。大変な混乱になる心配はないのでしょうか、このこともお聞きしたいと思います。

最後に、資格証明書の問題ですが、市長は医療が必要な高齢者に対して医療が受けられなくなるような状況についてどう思うかということについては、真っすぐなお答えがありませんでした。資格証明書を発行するという事は、医療が受けられなくなるということに直結することは、私たちは再三証明してまいりましたが、もし資格証明書を発行するとなれば、今後具体的にどういう日程でどのような仕組みで発行されることになるのですか。医療が必要な高齢者の保険証も発行停止にするというのは、基準どおりにやる、そういうことですか、あわせてお答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝廣）** 地デジの関係で、世帯の普及率の問題、それからいわゆるボーダーライン層といいますが、こういう方々への対策ですが、こういったことはやはり意見として国に上げるべきだと思いますので、北海道市長会の中で議論していきたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度の関係で、資格証明書ですが、これは2月に厚生労働省のほうが全国の広域連合の担当者を集めて、資格証明書の問題について議論したそうです。議論百出でどういった方向に行くのか全然まとまらないということであったそうです。先般の広域連合の議会でそういう答弁がありましたので、引き続き各担当者と厚生労働省との間で引き続き議論していきたいというふうに聞いておりますので、その推移を見てまいりたいと思っています。

その他の問題は担当部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 福祉部長。

**福祉部長（長川修三）** 中島議員の再質問にお答えいたします。

まず、民間でなければ、保育所は新築できないのかという御質問でございますけれども、正直に言いまして、今回のこの真栄保育所の新築につきましては、タイミングよくといいますが、市有地も用意できたということで、うまく進んだというふうに思っておりますけれども、同じようなパターンでこれからやれるという保証もございませんけれども、御質問にありますように、直接といいますが、ハード交付金が民間でなければ使えなくなったというのは実態ですけれども、市立のままできないということはないと思いますし、財源の裏づけとしては、パーセンテージはわかりませんが、交付税ということで幾らか見られるということもございますので、ハード交付金は使えませんが、そういったことで市民の保育需要やらなければならぬというような状況が今後ありましたら、そういうことも想定しなければならぬとは考えております。

それから、二つ目の保育の公的責任、特に、今の国のほうで言われております規制緩和の一環といいますが、直接契約、そういったものが言われております。ただ、これは御承知のように第1次報告といいますが、中間報告ですので、具体的に直接契約になったとしても、市の保育の責任というのは法律でうたわれておりますので、その根幹は変わりません。そしてまた、あえて言いますと、どちらかというところ、いろいろな議論があるのですが、公的な保育に対する責任というのは、これからも強化すべきだというような御意見のほうの方が勝っているというような状況もあります。ただ、言われたような直接契約はやったほうがいいのではないかというような御意見も一方ではあったということで、大部分が公的責任は引き続きあるけれども、いろいろなほかの福祉サービスもそうでありますように、選択制なり、契約制なりといったような動きもありますので、そういった姿が現実に最終報告でどういうふうに出てくるかということで、これからも情報を収集したいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 医療保険部長。

**医療保険部長（佃 信雄）** 中島議員の再質問にお答えします。

先ほど、軽減が7割になっている方が特別対策によりまして6,300円になって、そしてまた再度1万2,942円と4,314円に分かれるということで、確かに一部の方々についていいますと、いったん6,300円に下がったものが1万2,942円に上がるということで、そういった部分での違いはございますけれども、従来は実は7割軽減が最高でございました。結果としまして、この7割軽減者の対象者のうち66パーセントぐらいの方々の方が4,314円に下がるという状況にもなっておりますので、そういった意味からしますと、低所得者への軽減というのは図られているのではないかとこのように思っております。ただ、議員がお

っしゃるように、いったん6,300円に落ちた方が1万2,942円に上がるということに対しましては、混乱がないように我々もきちんと市民の皆さんに周知をしていきたいというふうに思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

**8番(中島麗子議員)** 今、福祉部長のほうからは、国の動向についてはまだ決定ではないと、第1次報告がされているだけだということですが、なぜ今この保育の問題が起きてきているかということは、現在の保育制度を変更しようという背景があるわけです。その何よりの大きな原因は、待機児童が多くて、保育所になかなか入れない。これを解消するためだというのが、大前提になっております。そういう点では、保育所をつくればいいと思うのですが、これは保育所を新設するというよりは、保育所の利用の仕方を制限しながら保育量の認定をして、利用度を調節するという方向になっていくのではないかと私たちを懸念しているのです。これは運動もまたそれから中身もお互いに勉強しながら進めなければならないと思いますが、私たちが一番心配しているのは、この直接契約制の導入によって、児童福祉法第24条そのものを廃止する、国の責任をなくするという方法も含めた方向転換を進めようとしているのではないかとということなのです。この点については、議会のこの場所でもはっきり発言して、今後の動向を見ていきたいと思ひますし、またそうならないように私たちも力を尽くしたいと思ひています。

最後に、保育問題で1点聞きたいのですが、羽角建設が民事再生法の手続をして、その後の国からの交付金、これは子供の人数によって決められるから変わらないと、こうおっしゃいましたけれども、実際には保育施設設備費で投入するお金は2,700万円上がっているわけです。国の補助というのは、建設費の2分の1というふうに決まらなかったですか。この点についてはいかがでしょうか、最後にそれだけお聞きして終わります。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 福祉部長。

**福祉部長(長川修三)** 工事費に関してでございますけれども、建設費の2分の1というのは、以前はあったかもしれませんが、現在はそういう考え方ではございません。今、先ほど言いましたハード交付金、民間の認可保育所のハード交付金だけが、今、生きていますけれども、考え方としては、児童1人当たり50万円ぐらいだと思いますけれども、金額は多少あるかもしれませんが、現在建てている保育所は定員が80人ぐらいでございます。ですから、単純に50万円ぐらいの単価を掛けまして、あと子供のほふく室とかいろいろございます。そういったものをつくったら、1部屋当たり幾らというようなカウントですので、国が4,900万円ほど、市がその半額ということで合わせて7千四、五百万円ほど補助させていただいていると。ハード交付金の考え方はそういう形になってございます。

そうしまして、先ほど市長から答弁しました2,700万円というのは、再契約したものですから、四ツ葉学園が当初払おうとした工事費よりも結果的には2,700万円増えたということで、それとハード交付金の金額といたしますか、補助金の金額は関係はございません。

**議長(見楚谷登志)** 中島議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時10分**

**再開 午後 4時30分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 17番、斎藤博行議員。

(17番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

**17番(斎藤博行議員)** 一般質問を行います。

最初は、職員の退職と新規採用計画についてです。

小樽市は平成20年度より勤奨退職の適用年齢を55歳から53歳に引き下げました。この引下げの目的はどこにあったのか、お示してください。

次に、看護職についてです。

看護師の退職が相次ぎ、募集をかけても充足できない状況が続いていると聞いております。改めて昨年4月から12月までに看護師は何人退職し、何人採用しましたか。

今年の1月から3月31日までに看護師は何人退職しますか。

その退職者のうち、定年退職によらない退職者は何人ですか。

採用の努力を続けていることは理解しております。新年度に向け、既に看護師資格がある人だけではなく、今年の春に看護師の資格試験を受ける新卒者も採用していると思います。しかし、それでも必要数を確保できないとも聞いております。4月1日、5月1日の欠員数を小樽病院、第二病院に分けてお示してください。

こうした状態は数の問題だけではなく、質の問題、つまり配置された職場での指導、教育体制に影響が出てくるのではと心配です。看護師の異動や教育、訓練に問題は生じていませんか。

さらに、患者サービスの変更などは計画されていませんか、お示してください。

次に、消防についてです。

消防職員の採用については、昨年8月の段階で新規採用なしと決定され、ホームページに載せられました。その後に朝里出張所の移転新築の話が浮上し、地域住民の要望にこたえるために、救急車の配備も決まりました。救急車は現在の手宮支署からの移管とのことですが、しかし、現在、手宮支署には2台の救急車が配置されておりますが、そのうち1台の隊員は消防隊のポンプ車の隊員との兼務体制となっております。朝里出張所の新体制はどうなるのでしょうか。

朝里出張所では、その対象地域の広さ、家の数、出動件数などを考えると、いわゆる乗換えによる兼務は難しいのではないのでしょうか。御見解をお示してください。

また、兼務体制にしないのであれば、新規採用をせずに朝里出張所の救急車の隊員を確保することは難しいのではないかと考えますが、どのように対処をする計画なのか、お示してください。

次に、事務職員についてです。

昨年4月から今年の2月末までの中途退職者は何人ですか。

また、3月末の退職者は何人ですか。

職制ごとに定年退職と勤奨退職と自己都合退職に分けてお示してください。

小樽市が、今年度の事務職員の採用試験をしないと、ホームページに載せたのも8月上旬でした。そのときに平成20年度の退職者数は何人と想定しておりましたか、お聞かせください。

山田市政は、10年が終わろうとしています。この10年間の事務職員の採用数と退職者数とその増減をお示してください。

私は事務事業の見直しを伴わないあまりにも急激な職員の減少により、職場や職員の健康などに影響が出てきているのではないかと心配しております。調査をしてみたいかがででしょうか。

今後の事務職員の採用計画についてです。

平成22年度採用の考えがあるのか。さらには、年度途中の社会人採用などは考えられないのか、お聞かせください。

次に、市民活動サポートセンターについてです。

現在、策定中の第6次小樽市総合計画の基本計画を見ますと、市政運営の三つの基本姿勢が書かれています。その最初に、「参加・協働によるまちづくりの推進」があります。その基本姿勢として、「透明性の高い市政運営」、「地域コミュニティの強化」、「民間企業や大学等との連携」が書かれています。しかし、ここに市長が参加協働の相手と考えている市民に関する考えがありません。確かに、全体を見ますと、市民、町会、ボランティア、NPOなどの表現はあります。また、福祉、環境、教育、文化、まちづくりなどの分野での活動を認めています。ここで求められているのは、福祉、環境、教育、文化、まちづくりなどの分野で活動する市民や町内会やボランティアやNPOと市長や行政組織のかかわり方です。そうした市民活動の形態や課題や方向性は多種多様です。小樽市や行政の思いを体現するものもありますし、実践しているものもあります。もちろんそうでないものもあります。しかし、市民一人一人がお金を出し合い、時間を割いて、だれに指図されることもなく自立して活動をしています。有権者、納税者といった従来の小樽市や行政に対する向き合い方とは違う形で、社会的に、若しくは政治的に登場する市民活動は新しい市民民主主義の重要な形だと思います。何もかにも小樽に関することは市役所が受け持つような時代は終わろうとしています。私はこれからのいろいろな問題を考え、そして対処をしていくときには、こうした自立した市民の活動の力や知恵をかり、経験に学び、ともに議論をしていくことが非常に大切になると考えております。市長は市民との協働を語っておりますが、その際、協働の相手方である市民の自立した市民活動について、どのような御見解をお持ちなのか、お示しください。

札幌市には「市民活動の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、札幌市市民活動サポートセンターを設置する」とした札幌市市民活動サポートセンター条例が平成15年に施行され、現在、札幌エルプラザの2階に札幌市市民活動サポートセンターが開設されています。ここでは、市長の承認を得た個人や団体が一部有料で打合せコーナー、会議コーナー、印刷作業室、事務ブース、団体ロッカーコーナーを利用しています。また、印刷作業室では印刷機、コピー機、帳合機、紙折り機、裁断機、シュレッダーなどが備えられ、打合せコーナーにはパソコンやスキャナーも用意されています。こうした施設が運営される根底には、札幌市自治基本条例とそれを受けた札幌市市民まちづくり活動促進条例があります。

小樽市内では、多くの市民団体がいろいろな分野で活動をしています。そこに共通する思いは、今の小樽、そしてこれからの小樽を自分たちの手で少しでもよくしていきたいという思いです。しかし、その多くは活動に必要な機材などを備えていません。また、小樽市のこうした活動に対する機材の貸出しなどの支援体制も整備されておりません。私は小樽市においても活力ある地域社会の実現を目指し、市民が自立して行う市民活動を支援する政策が求められていると考えます。それは、ただ単に物やお金を提供するだけでなく、その活動の総合的な発展を協働の相手方の発展として、ともに目指すものでなければならないとも考えております。小樽市においても市民活動サポートセンターを開設すべき時期に来ていると考えます。市長の御見解を求めます。

次に、建設リサイクル法と産業廃棄物処分事業についてです。

平成12年に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法が制定されました。

最初に、この法律の制定に至る背景とこの法の目的についてお示しください。

次に、この法ではリサイクルが義務づけされる対象面積が床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事、床面積が500平方メートル以上の建築物の新築・増築工事、1億円以上のリフォーム工事、500万円以上の土木工事とされております。こうした条件が設定された理由はどのようなものなのか、お示してください。

次に、平成19年度実績で小樽市内で先ほどの四つの条件についてリサイクルが義務づけられた工事は何件ありましたか。

また、逆にリサイクルが免除された工事は何件ありましたか。

仮に、リサイクルが免除されたとしても、昔のように一気にショベルカーで壊してしまうようなことが行われているとも考えにくいのですが、実際の工事はどのように行われているのか、わかる範囲でお示してください。

次に、小樽市の産業廃棄物処分事業についてお聞きします。

平成14年5月30日に建設リサイクル法が完全施行されております。当然、その影響といえますが、法律の目指した効果が出てくると考えますので、再資源化が義務づけられる前の平成13年度と法が完全施行された平成15年度の埋立処分量を法の対象項目ごとにお示してください。

昨年11月に配布された小樽市産業廃棄物等処分事業業務状況説明書によりますと、建設木くずが年間処分量の合計2万1,084トンのうち7,544トンと、全体の3分の1強を占めています。これは現状ではやむを得ないものなのでしょうか。ほかの都市では、資源リサイクルの推進の立場から、建設木くずの削減のための工夫が行われている例はありませんか、お示してください。

次に、この処分場の寿命についてです。

先ほどの小樽市産業廃棄物等処分事業業務状況説明書では、平成20年度の年間処分予定量を4万8,500トンとしております。今後の埋立量の見通しと今の処分場の使用期限はあと何年くらいなのか、お示してください。

小樽市は次の処分場が必要となったときには、小樽市の責任で土地の確保や運営を続ける考えなのか、御見解をお示してください。

最後に、自治基本条例についてです。

私は2年前から、つまり前回の選挙が終わってから、小樽市における自治基本条例の制定を求めて議論を重ねてきました。私は今日の自治体を取り巻く状況が、自治基本条例の制定を求めていると考えております。

その理由は、第1に、自治体財政の問題があります。今後、一層増大するであろう市民ニーズに対して、すべてこたえることはできません。どちらを選ぶのか、どこを我慢するのか、市民に開かれた議論による政策の厳しい吟味や選択が必要になります。第2には、自治体運営の基本に自己責任と説明責任が一層求められ、この間、市役所の中で開発され整備されてきた政策決定システムや各種委員会への市民公募などの市民参加システムなどを整理し、行政と市民と議会とが同じルールを手にして自治体運営に参加することが求められているからです。

こうした立場からの議論の過程で、市長は「市政の現状や課題についての情報を積極的に公開し、市民とともに考え、行動する協働の市政運営を推進する。そして、その協働の市政運営のルールとして自治基本条例の制定を考えている」さらに、「自治基本条例のポイントは、情報の共有と市民参加であると理解しており、まちづくりの主役は市民であるということを念頭に、条例の制定に向け準備に入りたい。地方自治体では組織の制度や仕組みについての規定はありますが、市民参加や協働のあり方についての言及はなく、自治基本条例はそうした観点からのルールを定めるものと理解しております」などと

御答弁しております。

また、昨年の第3回定例会の予算特別委員会での質疑で、今後の制定に向けた作業として、年度内に庁内に勉強会を立ち上げたいとの考えも示されました。

最初に、この庁内勉強会についてです。いつ立ち上げられましたか。名称と目的をお示しください。これまでに何回開かれていますか。

勉強会の内容については、参加している職員段階でとめておらずに、全庁的な情報の共有も必要と考えますが、どのように処理されていますか、お示しください。

この勉強会はその目的にもよるとは思いますが、いつまでをめぐりに取り組もうとしているのですか。最終的に勉強会の成果は、どのように全庁化されるのですか。

最後に、この勉強会の成果を受け、次はどのような作業を計画しているのか、お示しください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、退職者と新規採用についての御質問でありますけれども、まず勤奨退職年齢の引下げにつきましては、その理由として近年における中途退職者の増加傾向や職員の健康管理上の問題を考慮し、さらには早期退職を促す効果も期待できると考えたためであります。

次に、市立病院における看護師の採用、退職でありますけれども、昨年4月から12月までの間では、退職した看護師数は、小樽病院で22名、第二病院で10名、合計32名で、採用した看護師数は、小樽病院で7名、第二病院で16名、合計23名となっております。

次に、今年1月から3月までに退職又は退職予定の看護師数は、小樽病院で21名、第二病院で10名、合計31名となっておりますが、このうち、定年退職以外の理由で退職する看護師数は、小樽病院で20名、第二病院で8名、合計28名となっております。

次に、市立病院における看護師数の確保であります。新年度に20名の看護師を採用する予定ですが、定数に対しましては4月には小樽病院で44名、第二病院で19名の欠員が、5月には小樽病院で39名、第二病院で7名の欠員が生じる見込みとなっております。なお、看護師定数について新年度に向けて実態に合わせた見直しを検討しているところであります。

次に、看護師の欠員による職場での指導体制などありますが、これまでも欠員に対しましては、全体の看護体制の見直しや看護助手の増員などによる看護師の負担軽減などにより、対処をしてくれているところであります。今後とも職場での指導、教育体制や患者サービスが低下することのないよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、消防についてでありますけれども、平成21年度に建設する消防署朝里出張所には、地域住民の要望と市内の救急出動バランスを考慮し、救急車を配置することとしております。朝里出張所に配置する救急車は、現在、手宮に2台配置されている救急車のうち、1台を移管するもので、朝里地区の対象地域の広さや出動件数などから救急隊を専任体制にしたいと考えております。また、救急隊員は、手宮支署の救急隊員を配置換えする方向で考えており、手宮支署の体制につきましては、今後消防長期構想に基づき、消防全体の中で調整してまいりたいと考えております。

次に、本年3月末までの事務職の退職者数でありますけれども、定年退職者が部長職1名、次長職1

名、課長職6名、係長職5名、主任・一般職5名、合計18名、勸奨退職者が、次長職1名、係長職7名、主任、一般職3名、計11計、死亡を含む自己都合退職は部長職1名、係長職1名、主任・一般職1名、計3名、合計は32名となっております。なお、今年2月末までの中途退職者は14名であります。

次に、事務職採用試験を今年度行わないと決定したときの退職者数の想定でありますけれども、昨年7月の時点において、年度内のその後の中途退職者数を想定することは難しいものがありますので、その時点で了知していた定年退職予定者18名及び再任用職員の中途退職者1名の合計19名と想定しておりました。

次に、平成11年度から20年度までの10年間の事務職員の採用者数と退職者数であります。平成11年度は採用者なし、退職者17名、増減数は17名の減であります。12年度は採用者7名、退職者23名で16名の減、13年度は採用者15名、退職者27名で12名の減、14年度は採用者21名、退職者24名で3名の減、15年度は採用者なし、退職者28名で28名の減、16年度は採用者なし、退職者17名で17名の減、17年度は採用者13名、退職者12名で1名の増、18年度は採用者なし、退職者16名で16名の減、19年度は採用者なし、退職者26名で26名の減、20年度は採用者8名、退職者32名で24名の減となっております。

次に、職員数の減少が職場や職員に与える影響ということですが、確かに平成11年4月1日現在2,315人の職員数が平成20年4月1日では1,834人と481人減少しております。しかし、この間再任用職員や臨時・嘱託職員を配置してきておまして、さらには財政健全化計画を踏まえて、民間委託化や指定管理者の導入に努めてきたことや、組織・機構の再編を通じて業務の見直しを行うなど、事務事業の効率化に積極的に取り組んでまいりました。また、これまでさまざまな見直しを行うに当たっては、常に業務量と職員数の検証を行ってきておりますので、現状も業務量に見合った職員配置になっているものと考えております。

次に、平成22年度に向けての考えですが、特に近年の中途退職者の増加や職員の年齢構成バランスなどを踏まえれば、新規採用を実施する必要があるものと考えておまして、社会人枠の採用も含めて早急に検討してまいりたいと思っております。

次に、市民活動サポートセンターについての御質問でありますけれども、まず市民活動に対する見解であります。現在、ボランティア活動やコミュニティ活動、文化、スポーツなどのサークル活動など、さまざまな市民活動が行われております。みずからのことはみずからの手によって行うことは自治の本旨であり、市民が個人として、また協働して自主自立の観点に立って努力と創意を重ねながら活動を維持、継続していくことが地域社会においては大切なことだろうと考えております。

次に、市民活動サポートセンターの開設というお話ですが、市民と行政が協働してまちづくりを進める上で、市民活動と行政との連携は重要なことと受け止めておりますが、本市が大変厳しい財政状況にある中で、現段階では新たなサポートセンターを開設することは難しいと考えており、今後の課題としたいと考えております。

次に、建設リサイクル法と産業廃棄物処分事業についての御質問でありますけれども、初めに建設リサイクル法の制定に至る背景と目的についてでありますけれども、建設廃棄物は産業廃棄物全体の約2割を占めており、この大量の建設廃棄物の処理において、最終処分場の不足や不法投棄の多発などの問題が発生していたことや、循環型社会を形成するために、建設廃棄物の排出抑制やリサイクルなどの適正な処理が求められていたことなどあります。

次に、法の目的についてでありますけれども、コンクリート塊、アスファルト、木材などの建設資材については、分別、解体等及び再資源化等を促進することにより、再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することとされております。

次に、対象工事の条件が設定された理由であります。国から示されております資料によりますと、建築物の解体工事、新築・増築工事及びリフォーム工事につきましては、分別解体及び再資源化を実施する上での費用対効果、平均的な1件当たりの廃棄物排出量、基本方針に定めた平成22年度のリサイクル率の目標値である95パーセントの達成など、これら3点を総合的に判断し、基準となる床面積や工事の請負代金の額が設定されております。また、土木工事等につきましては、そのほとんどが公共工事であることから、高い再資源化率を確保できる基準として、工事請負代金の基準額を500万円としたものと承知しております。

次に、平成19年度におけるリサイクルが義務づけられた工事の件数でありますけれども、床面積が80平方メートル以上の解体工事が267件、床面積が500平方メートル以上の新築、増築工事が16件、1億円以上のリフォーム工事が3件、500万円以上の土木工事等が107件、合計で393件の届出がありました。また、リサイクルが免除された工事の件数であります。解体工事については、建築基準法に基づく除去届で床面積が80平方メートル未満のものが35件、新築、増築工事については、建築確認申請の受付件数で床面積が500平方メートル未満のものが362件となっております。なお、基準以下のリフォーム工事及び土木工事等の件数については、届出の必要がありませんので、把握はしておりません。

次に、リサイクルが免除された工事が実際にどのように行われているかという御質問であります。建設リサイクル法の対象とならない工事の実態は把握しておりませんが、事前に窓口等で建設リサイクル法に関する相談や届出に関する問い合わせ等があった場合には、できる限り分別解体及び再資源化を実施していただくようお願いをしているところであります。

次に、本市の産業廃棄物最終処分場における建設リサイクル法施行の効果であります。この法律の対象となるがれき類と建設木くずの2品目について埋立処分量で申し上げますと、がれき類については完全施行前の平成13年度は、2万3,089トンであったのに対し、完全施行後の平成15年度は1万5,779トン、また建設木くずについては、平成13年度、2万2,166トンに対し、15年度は9,742トンでありました。

次に、埋立処分量のうち、建設木くずの割合が多いということについてでありますけれども、市内には建設木くずのチップ化を行う民間施設はありますけれども、合板類など再資源化が難しい建設木くずについては、これを受け入れる産業廃棄物の焼却施設が市内にないため、結果的には直接埋め立てざるを得ない状況にあります。

次に、他都市における建設木くず削減の事例でありますけれども、民間の産業廃棄物処理業者が再資源化可能な建設木くずをチップ化して、燃料や家畜の敷きわらとしたり、ペレット化して固形燃料とするなどの活用事例は承知しております。しかしながら、産業廃棄物の処理責任は排出事業者であり、本市のように専用の産業廃棄物最終処分場を運営している都市は、全国にもほとんどないことから、削減の取組事例については承知しておりません。

次に、産業廃棄物最終処分場の処分量の見通しと、供用可能年限についてであります。産業廃棄物や土砂の排出量は経済活動の動向に大きく左右されるため、単年度の処分量については算出しておりますが、中長期の処分量についてはその見通しを立てることは難しい状況にあります。また、供用可能年限については、平成10年に策定した埋立計画では、平成39年度まで供用可能と推計しておりますが、計画と現状の処分量について大きな乖離が見られることから、平成21年度において処分場内の現地測量を行い、正確な残容量調査を実施した上で、使用可能年限の推計を行う予定であります。

次に、次期産業廃棄物最終処分場に対する市の考え方でありますけれども、現在の最終処分場については、民間の施設が使用できなくなった昭和59年当時、業界の強い要請を受け、本市が開設したものであります。本来、廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるとされておま

す。次の産業廃棄物最終処分場について考える上では、この法の考えと、これまでの経過や現在の処分場の供用開始年限、さらには民間施設の設置動向などを見極めながら、今後、関係業界と検討する必要があるものと考えております。

次に、自治基本条例の制定についてですが、自治基本条例の制定を検討するに当たり、1月に庁内に自治基本条例研究会を立ち上げました。この設置目的は、条例が必要か否かなど基本的な考え方を整理することで、具体的には先進市の調査や制定に当たっての問題点の整理、さらには庁外会議との調整などであり、これまで3回開催したところであります。

次に、研究会の全庁的な情報の共有でありますけれども、研究会は全庁的な広がりを持たせるため、各部からのメンバーで構成をしております。また今後、庁内LANにおいて、全職員に向け研究会の情報を提供することを検討しております。

次に、研究会の取組目途と周知でありますけれども、研究会の当面の作業としては、今年の夏までには調査した内容を取りまとめることを予定しております。その周知については、庁内においては庶務担当課長会議などで周知するとともに、市のホームページに掲載したいと考えております。

最後に、研究会後の進め方でありますけれども、研究会での議論の内容によっては流動的な面もありますが、現時点で想定しているスケジュールとしては、本格的に市民との協働で条例を制定するために設置する委員会の前に、その準備会として有識者と市民からなる懇話会を年内に立ち上げ、研究会の委員とともに市民の皆さんとの議論をスタートしたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 17番、斎藤博行議員。

**17番(斎藤博行議員)** 2点ほど再質問をさせていただきます。

最初に、採用試験の関係であります。

今の市長の御答弁では、平成22年度に向けての採用試験については、やるということだろうというふうに受け止めております。その中で、一緒にくくられてお話しいただいたのですけれども、社会人採用というか、年度途中の試験の部分について、少し考え方をお聞きしたいと思います。

私は、分けて言っているつもりなのです。来年の4月1日に向けた新規採用試験と今年度中のしかるべき時期に社会人採用試験をやったらいかがでしょうかというふうに言ったつもりであります。特に社会人採用の部分は、昨今の雇用問題といいますが、就職の問題が地域的に小樽でも発生しているだろうというふうに思います。もう一つは、この間、先ほどの御答弁にもありましたけれども、ゼロ採用だった時期の年代というのは、これからもないままずっと年をとっていくわけですから、そうすると今も発生しているのですけれども、職員構成上、ある年齢の部分がすっぽりいないような状況が、これから何年か先に予想されるわけですから、そういったことが今後の市役所という職場の職員構成上どうなのかという心配もあります。そういった意味では、例えば採用の年齢なども考慮して、一定程度社会で活躍した方の採用というものを、例えばよく言う10月1日とか、時期は別としても、そういう二面性、従来のゼロ採用のひずみみたい部分を補正する意味と、それから昨今の雇用の問題に対処する小樽市的な施策として、社会人採用というのを別個に考えてもらえないかというふうに質問をさせていただきましたけれども、先ほどの御答弁では、くくって全体的な形でやるというお話だったので、もし可能なら分けてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、市民活動サポートセンターなのですけれども、私も今の小樽の情勢、財政状況の中でいろいろ思うところはあります。ただ、札幌のエルプラザなどでも、建物の中には消費者センターとか消費者協会とか男女参画の担当部署だとかそういったものも混在するような形で建物を使ってい

る現状があります。小樽には似たような市民活動のサポートということを仕事にする職場はないかもしれませんが、今、言っているような消費者協会にせよ、男女共同参画にせよ、青少年対策にせよ、女性対策にせよ、既存の施設の中で、何か工夫して市民活動をサポートできるような施策というのは打ち出していけないのかと、そんな思いもあるものですから、この二つの部分についてももう一度御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 職員採用の問題で社会人枠の採用ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、採用していない年があり、年齢構成のバランスがかなり崩れているという感じがありますので、それと今の雇用情勢等を考えまして、時期はわかりませんが、社会人枠を採用したらどうかということは、今、総務部長のほうに検討を指示しております。

それから、サポートセンターの関係は、市の業務に関係のある部分で、今、お話があったように勤労女性センターでは女性団体の皆さん方が使っていると、勤労青少年ホームでは青少年団体、分庁舎のほうでは消費者関係団体というのはあるのですけれども、全体としてそういったものをサポートする体制がなく、確かに必要なものだと認識しておりますが、現状で今すぐどこかにつくるというわけにはいきませんので、今後の検討課題としてできればそういった市の施設があれば活用をしていくとか、またどこかの施設を利用するとか、将来的には新規に建てるとか、そういったことはこれから課題として残るだろうと思っています。

**議長（見楚谷登志）** 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

**6番（成田祐樹議員）** 通告に従い、一般質問をいたします。

最初に、社団法人小樽市医師会が指定管理者をしている夜間急病センターについてお伺いします。

市内の夜間救急時における施設は、市内の各病院が担っている状態ですが、その中でも夜間急病センターは市内の開業医の方が自分自身の診療所や病院での診察を終えた後に、さらに夜間急病センターでの診察を行い、翌日また自分の診療所や病院の診療をするという非常に負担がかかるシステムであると聞きます。深夜においては、派遣医などの力もかりて運営しているようですが、医師不足のこの御時世で、簡単にかわりを見つけれたり増員できる状況にはないと推測できます。つまり医師会の医師の担当分、若しくは派遣医の1人でも欠けることにより、夜間急病センターが成り立たなくなるおそれがあるという点について、そういった前提に立って、何点かお伺いしたいと思います。

まず、減少傾向にあるという夜間急病センターにおける患者数について近年の傾向をお聞かせください。

ただ、患者数が減少傾向にある中で、待機している医師は外科医1名、内科医1名と医師の数は変わらず、医師の負担人数が相変わらず同じ状態であるというふうに聞きます。ここにおける問題点は、医師の勤務負担は以前と同じ状態でありながら、収支の赤字額が増えているという状況にある点です。それに対する御見解をお聞かせください。

また、市内における医師の平均年齢の推移をお聞かせください。

今後、医師の高齢化も進み、夜間当直勤務のできる医師が少なくなることが予想できます。つまり医

師会で夜間急病センターを維持するのが困難になるのではないのでしょうか。それに対して、本市は何か対策を講じているのか、お聞かせください。

また、患者の中には、専門外の分野の医師が出てくると、クレームがつく場合があるというふうに聞きますが、そのような実態が実際には行われているのか、お聞かせください。

もし、夜間急病センターがなくなった場合の影響として、どのような影響が起きるか、考えられるか、そういったリスクマネジメントをしなければならないと考えます。今まで夜間急病センターにかかるはずだった患者が、すべてほかの病院の夜間救急に流れ、その病院の負担が重くなり、対応しきれなくなった病院が夜間救急を行うことをやめてしまい、小樽の医療がドミノ倒しのように一気に崩壊してしまう可能性があると思いますが、それに対する御見解をお聞かせください。

2点目に、レセプトの電子化に伴う影響についてお伺いします。

総務省からレセプト、つまり診療報酬明細書のオンライン請求が大規模病院では平成20年度から進められ、来年度からはベッド数20床未満の診療所などの開業医にも原則適用とされ、さらに平成23年4月からは完全実施するとの方針が出されました。ただ、先月27日には、政府による先延ばし案の話も出てきましたが、どちらにしろ、負担が市内の医療機関に及ぶことには変わりありません。

ここで、現在、市内の病院や診療所ではレセプトにかかわる処理方法はどのようにされているか、件数、又は比率がわかるのであればお伝えください。

中には、まだ紙に記述してレセプトを出している診療所もあるというふうにお聞きします。

続いて、電子化に向けては、機器の導入費用に多大な持ち出しが必要になると言われ、また維持するためのランニングコストも決して安くはないと言われています。小規模診療所を開業されている方の中には、その負担をきっかけに廃業するという話も聞かれ、この結果、市内の医療体制に問題が出てくると思われます。これは小泉内閣時における国の方針の決定ですが、結局この負担を強いられるのは地方であり、医療崩壊が起きたときの不利益をこうむるのも、小樽市民となってしまうわけです。今後、小樽市はレセプトのオンライン化に対するサポート体制などを考える必要があると思いますが、御見解をお聞かせください。

3点目に、再編・ネットワーク化協議会についてお伺いします。

小樽市立病院改革プランの再編・ネットワーク化協議会において、市のホームページに公表されているのは、昨年の9月までの発表であり、それ以降の開催状況は公表されておらず、全く話が進行していないと思われませんが、現在の進行状況とここまでの意見集約の状況についてお聞かせください。

市立病院における統合や再建においては、市立病院の役割を明確にすることが重要であり、それは市が発表された病院改革プランにも記述されています。

では、新たな病院の形をつくり上げていくときに、役割がはっきりしない状態で話を進めることができるのか、非常に疑問が残ります。そう考えると、再編・ネットワーク化協議会との話し合いが病院問題を解決する最優先事項であると現在思われますが、その位置づけの確認をお聞かせください。

また、各病院との連携はどのように図られていくのか、今後の再編・ネットワーク化協議会における予定がどのように計画されているのかも、あわせてお聞かせください。

また、この再編・ネットワーク化協議会における協議内容が今は非公開になっています。このまま最後まで非公開で行われる予定なのか、議員に対する公開も行われぬのか、お聞かせください。

一番困るのは、段階的にも何もわからず、いざ出されたものがひどいものであれば困るわけです。行政の動きをチェックする議員としての使命を果たせなくなります。医療機関が主導権を握ってきた話であれば、それに対してその意向に従うことが一番よいと思われませんが、現状の完全非公開のまま

は、どちらが主導権を握っているのかさえもわかりません。今までも医師の話の聞こえとせず、行政主体で活動を行い、その結果も出ていないということから考えると、行政主導で行われては困るわけです。そのチェックさえ議員が一切できないとなれば、議会と議員を軽視していると思えませんが、御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終了します。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、夜間急病センターについての御質問でありますけれども、まず夜間急病センターの患者数であります。平成15年度は1万768人、16年度は1万1,073人と、1万1,000人前後で推移してきましたが、17年度は9,572人と急激に減少しました。その後、減少傾向が続いておりまして、19年度では8,924人となっております。このように患者数の減少により収支状況が悪化してきておりますが、夜間急病センターは本市における1次救急医療の拠点として、今後とも市民の安心・安全を確保するため維持していかねばならないものと考えております。

次に、市内の医師の平均年齢でありますけれども、平成14年12月では53.4歳でありましたが、20年12月では54.6歳となっております。

夜間急病センターの運営は、小樽市が小樽市医師会を指定管理者として委託をしております。センターの医師の確保や配置は、従来から医師会の責任で行われております。今後も今までと同様に対応していきたいと思っておりますが、万が一医師がいなくなるということも、当然、危ぐされております。現在、この医師不足の問題あるいはまた経営上の問題について医師会と協議をしているところであります。

次に、専門外の医師への患者からのクレームであります。小樽市医師会に確認しましたところでは、そのような苦情は寄せられていないと聞いております。また、保健所にもそのような苦情は寄せられておりません。

次に、夜間急病センターがなくなった場合の影響であります。現に夜間急病センターを設置していない市や町では、開業医の在宅当番医制か公的病院などの拠点病院がすべて賄っていく方法などで行われておりますが、このような医療体制を維持していくことは、医師不足など現在の厳しい医療環境の中では、難しいものと考えております。夜間急病センターは市民の命と健康を守るため必要不可欠な施設でありますので、夜間急病センターの適切な利用を図るため、医師会などの関係機関と連携して、市民への啓発を図り、継続的、安定的に救急医療が確保できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、市内の病院や診療所におけるレセプトに関する処理方法であります。事務の簡素化あるいはまた患者データの有効活用などを目的として、医療機関におけるレセプトのオンライン化について、原則すべての医療機関が平成23年3月31日までに導入することとされています。市内の医療機関の状況については、現在、医師会で実態調査を進めていると聞いています。

次に、レセプト電子化の導入費用や維持費用の負担による医療機関への影響でありますけれども、日本医師会の調査では、特に高齢の開業医においては、パソコンなど電子化導入費用の負担や操作への対応を理由として、これを契機に廃業を検討している診療所もあるという調査結果が出ております。現在、小樽市医師会では、市内医療機関に対し、電子化導入に関する実態調査を実施しておりますので、その

調査結果によって問題点も見えてくるのではないかというふうに思っております。

次に、再編・ネットワーク化協議会についての御質問でありますけれども、まず再編・ネットワーク化協議会の進行状況であります。再編・ネットワーク化協議会におきましては、昨年4回の協議を行い、その結果を中間報告として取りまとめたところであります。本年、市立病院と他の医療機関との役割分担などについて引き続き協議を進め、最終的な素案が報告書として示される予定となっております。また、中間報告後はその内容も踏まえて、小樽市立病院改革プランを1月に策定したところであります。その後4月から、新たに病院事業管理者となられる並木教授をオブザーバーとしてお招きをして、協議会を開催し、今後の進め方などについて意見交換を行ったところであります。

次に、再編・ネットワーク化協議会の位置づけでありますけれども、この協議会は、市立病院改革プランを策定することが契機となっております。同時に今後の地域医療をどうしていくかという問題を話し合う場でもあり、地域の医療体制を構築する上で重要な位置づけと考えております。同協議会におきましては、今後、市立病院と各病院との連携や役割分担を中心により具体的な協議が行われ、市立病院の今後の方向性が示されてくるものと考えております。

次に、協議内容の公表の問題ですけれども、協議内容は各病院の経営内容などに及ぶため、全面的な公開は行いませんが、協議概要については公表すべきと協議会で意見が一致しましたので、これまでも市のホームページで協議の概要を公表してきたところであります。今後も同様の方法で公表していきたいと思っておりますし、議員への公開ということでもありますけれども、これは議会の中で御質問があれば説明をしていきたいと思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

**6番(成田祐樹議員)** 2点、再質問をします。

まず、医師会の夜間急病センターなのですが、要は何が言いたいかというと、赤字になっていることによって、もし医師会のメンバーの方のだれかが夜間勤務をできない場合に、かわりの派遣医を呼びたいと思っても、そもそも赤字なわけですから、そういった部分に対してお金がないから呼びたくても呼べないという状況で、本人たちが労働をかぶってしまっている可能性があるわけなのです。そこについて協議をされているということですが、その部分、本当にもし医師会のメンバーの方が、高齢化という理由も含めてやるのが難しくなったというときに、柔軟に対応できるような仕組みができているのかどうか、そこを協議されているのかということ、もう一度お伺いしたいというのが1点目です。

2点目なのですが、再編・ネットワーク化協議会については、内容を聞かれば答えると言われたので、それでは1点だけお伺いします。

並木教授なのですが、並木教授の学会等に出席すると、教授は地域医療の経営に関してしっかり外部から評価されるべきだという意見を出されているのです。その部分とこの非公開にしている部分、そして再編・ネットワーク化協議会に限らず、病院改革プランの策定においても非公開であると。その部分も含めて、外部からの評価が全くできない状況にあるということに関して、並木教授は何かおっしゃっていますか。

要は病院事業管理者になられる予定の並木教授に4月から託すことに関して、非常にそれに頼りすぎて、実際に並木教授が学会等で何をおっしゃっていて、どのような方法を持たれているのかという部分と、市の方針が全くそぐわないと自分は思っているので、その辺の御説明をお願いします。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 夜間急病センターは小樽市が医師会を指定管理者にして委託しています。ですから、医師の配置その他については全部医師会が責任持って配置をしております、それにかかわる経費については市が全額補てんしていますので、お金がないから医師が来ないという話ではなくて、それは全部今回も補正予算で上げていますけれども、従来ですと1億円ぐらいの予算でしたけれども、今はもう診療報酬が下がっていますから、今回も3,000万円補正で上げています。ですから、そういった経費についてはすべて医師会に負担かけないで小樽市が負担をしているということでございます。

それから、情報の開示ですけれども、私が言っているのは、市立病院については議論の中で全部公開をしています。公的病院については、その経営の中身まではなかなか公表をすることができないのです。公的病院のほうもそういった内容についてはお話しできない部分があるものですから、そういった部分で全面的に公開をすることはできないですという話をしているのです。ですから、できるものはすべてやっていますので、そういった公的病院の経営にかかわる部分については、なかなかお話しづらいと、公表しづらいということでございます。

それから、議会については、協議会の経過などについては、その都度市立病院調査特別委員会の中で報告をし、そしてまた質疑をしてもらうということをやっていますので、これは引き続きやっていきたい。

それから並木教授については、まだ正式に就任していませんので、今からどのようなことを言っているかというのはわかりませんが、何回かお話ししている中では、地域医療の専門家として十分経験もありますから、我々としてはその手腕に期待をしているということございまして、今後4月1日で就任していただきますので、その後は、また協議会のメンバーにも加わってもらいます。その中でまたどのような議論になっていくのか、それは我々もまだこれからよく見ていきたいと思っています。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 6番、成田祐樹議員。

**6番（成田祐樹議員）** 再々質問をします。

夜間急病センターなのですが、もちろん予算にかかわる部分は一般質問なので、大きなそういった話ではできないというのは最初からわかっていて言ったわけなのですが、そういう部分で、3,000万円近い補正もつけていますけれども、今後、それ以上の何かしらあった場合にも柔軟な対応が可能なのかどうかということを伺いたかったということが、まず1点目です。

2点目ですが、並木教授と何回かお話しされているということでしたら、その話の内容を聞かせてください。今、最初に、話の内容に関しては議会におっしゃいますと御答弁したので、それについてどのような方針を持たれているのか、まだ就任していないので、その中身も教えない。それはちょっと筋が通らないと思うので、そこをもう一度説明願います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 質問されていることが、よくわからないのですけれども、何かあったらとは何かあるのですか。それを聞きたいです。何かあったらと言われても、何と答えていいのかわかりません。ですから医師の確保については、医師会に全面的にお願いしているわけですが、医師会としても、大学から来ている医師など、いろいろいますから、そういう人方がもし退職した場合には、医師会として責任を持つ。それで、どうしてもということになれば、それは市と協議してその対策を考えるということだ

と思います。

それから、並木教授については、先ほども申し上げましたとおり、今までの協議会の内容についてどういう話をしてきましたかということについて、我々事務方のほうとして経過を説明しているということだけでして、まだこれについて正式に並木教授と議論はしていませんので、それは御理解願いたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第17号、第19号ないし第26号、第28号ないし第30号、第32号、第35号ないし第38号、第43号及び第46号並びに報告第1号ないし第3号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、高橋克幸議員、佐藤禎洋議員、佐々木勝利議員、北野義紀議員、横田久俊議員、前田清貴議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第27号、第41号、第42号及び第45号は総務常任委員会に、議案第39号及び第40号は経済常任委員会に、議案第33号及び第34号は厚生常任委員会に、議案第31号及び第44号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月5日から3月18日まで14日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会といたします。

**散会 午後 5時31分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 濱本 進

議員 山口 保

平成21年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成21年3月6日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療
福	祉	部	長	長	川	修	三	生	活	環	境
建	設	部	長	嶋	田	和	男	小	樽	病	院
消	防	長	安	達	栄	次	郎	小	樽	事	務
監	査	委	員	宮	腰	裕	二	教	育	部	長
監	事	務	局	長	貞	村	英	之	会	計	管
総	務	部	長	田	中	泰	彦	保	健	所	次
企	画	政	策	室	長			財	政	部	財
総	務	部	総	務	課	長		木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

**開会 午後 1時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第48号並びに報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

本日、新たに提案されました議案第47号及び第48号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** ただいま追加上程されました議案第47号及び第48号について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第47号平成20年度一般会計補正予算につきましては、国の第2次補正予算に関連した定額給付金及び子育て応援特別手当について所要の補正を計上し、繰越明許費といたしました。

これらに対する財源といたしましては、いずれも国庫支出金を計上いたしました。

次に、議案第48号平成21年度一般会計補正予算につきましては、同じく国の第2次補正予算に関連した雇用対策として、ふるさと雇用再生特別対策事業及び緊急雇用創出事業に係る所要の補正を計上いたしました。

ふるさと雇用再生特別対策事業については、就職前の高校生に対し地元就職の促進をはかるための経費や、独居高齢者等に対しボランティアを確保できない地域において民間事業者により見守りを兼ねた配食を行うために要する経費などを計上し、また、緊急雇用創出事業については、港湾施設の環境美化に係る経費や、災害時における要援護者の避難支援プランの作成に要する経費などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、いずれも道支出金を計上いたしました。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（拍手）

**議長（見楚谷登志）** お諮りいたします。

ただいま追加上程されました議案第47号及び第48号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時03分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 山田 雅敏

議員 古沢 勝則

平成21年  
第1回定例会会議録 第6日目  
小樽市議会

平成21年3月19日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し	
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊	
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴	
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登	志
28番	久	末	恵	子						

欠席議員(1名)

21番 古 沢 勝 則

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	水 道 局 長	小 軽 米 文 仁
総 務 部 長	山 崎 範 夫	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	佃 信 雄
福 祉 部 長	長 川 修 三	生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳
建 設 部 長	嶋 田 和 男	小 樽 病 院 事 務 局 長	吉 川 勝 久
消 防 長	安 達 栄 次 郎	教 育 部 長	大 野 博 幸
監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二	会 計 管 理 者	中 塚 茂
総 務 部 長	貞 村 英 之	保 健 所 次 長	小 林 修 一
企 画 政 策 室 長		財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹
総 務 部 総 務 課 長	田 中 泰 彦		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	北出 晃 也
調査係 長	関 朋 至
書 記	大崎 公 義
書 記	島谷 和 大

事務局 次長	佐藤 正 樹
議事係 長	中村 弘 二
書 記	相澤 幸
書 記	小林 由美子
書 記	高野 香 織

**開議 午後 1時00分**

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、継続審査中の陳情第1115号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第1115号の取下げを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

日程第2「議案第1号ないし第17号及び第19号ないし第48号並びに報告第1号ないし第3号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**25番（前田清貴議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、国の第2次補正予算関連事業に関する質疑といたしましては、いわゆる定額給付金の財源の裏づけとなる第2次補正予算関連法案が成立したことにより、今後、本市でも給付に向け、より具体的な準備作業を進めていくと聞く。現在のところ、給付開始は5月下旬になる見通しとのことだが、そもそも定額給付金は景気対策が目的であり、既に支給を開始している自治体もある中、市民からも早期の支給を望む声が出ているので、もっとスピード感を持って作業に当たり、せめて4月末の支給を目指し進めてほしいと思うがどうか。

今回の定額給付金の支給に当たっては、全世帯に申請書を送付することになるが、特に単身の視覚や聴覚の障害者については知らなかったということがないよう、十分に周知を図ってほしいと思うがどうか。

また、高齢者や障害者の中には給付申請の手続きが難しいと感じる方もいると考えられることから、市役所以外に定額給付金の相談窓口を設けるなど、スムーズに給付金が受け取れるよう努めてほしいと思うがどうか。

「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業費について、市は総額21億円に上る定額給付金の支給に合わせて、商店街などが行う販売促進活動の経費を助成し、市内経済の活性化を促進するとのことだが、こうした取組を知らない事業者も多いと聞く。市はもっと積極的に商店街などに対し、この事業の周知を図るなど情報提供に努め、最大限の効果を発揮するよう取り組んでいく必要があるのではないか。

市は大きな商店街などには直接この事業について説明を行う意向のようだが、市内の各地域には小さな商店会が数多くあり、市内全体の活性化につなげるためには、こうしたところにもきめ細かく周知を図ってほしいと思うがどうか。

この助成事業に対し、経済界では特段の動きが見られないとのことであるが、取組が遅れた結果、十分な経済効果が得られなかったということのないよう、市は相手からの申請を待つだけでなく、イベ



この交付金1億5,000万円余りについては、限られた期間内に申請を要したため、やむを得ず平成20年度の既定予算の財源に充当したというが、これでは単なる赤字の穴埋めであり、本来の趣旨である新たな雇用創出につながる事業を実施すべきではないのか。

また、平成21年度の地方交付税について、国は既定の加算とは別枠で雇用創出等のための増額措置をする方針を示しており、本市においては2億7,800万円を見込んでいる。しかし、市は近年の交付税額が国の一方的な算定により大きく削減されていることを警戒し、対応する事業を予算計上していないとのことであるが、実際に増額された場合には、直ちに補正し、事業を実施すると考えてよいのか。

最近の自動車産業の不振による影響で、愛知県などは税収が大幅に落ち込むため、交付税の交付団体に転落する見込みであり、従来からの交付団体への配分額が減ることが懸念されている。交付税の原資が不足する場合は国が措置することとはなっているが、国は反対に基準財政需要額を低く見積もり、交付額を減らす可能性があることから、今後は、こうした矛盾を指摘するなど新たな視点から理論を構築し、国に交付税額の確保について主張すべきと思うがどうか。などであります。

次に、その他の予算に関する質疑といたしましては、当初予算に中学校教育用パソコン更新業務として4,590万円が計上されているが、側聞するところによると、7年リースで238台を更新するもので、1台あたりに換算すると19万円にもなる。

市教委が想定する性能のパソコンを購入する場合、実勢価格は7万円程度であり、保守委託料などを考慮しても、明らかに過大な見積りによる予算計上となっており、パソコンの機種選定や導入方法について見直す考えはないか。

その一方で、市教委は、厳しい財政状況を理由に、社会教育関係団体に対する補助金を削減しており、市民には負担を強いておきながら、みずから行う事業予算の算定には、甘いと言わざるを得ないと思うがどうか。

平成21年度の北しりべし廃棄物処理広域連合負担金は10億円を上回り、市の財政を大きく圧迫している。これはその算定に大きな影響を与える施設の管理運営委託料が高額なためであるが、予算編成に当たり、積算根拠は十分に検証しているのか。

近年のごみの減量化やリサイクルの推進により、施設への搬入ごみ量は大きく減っているが、委託料は反対に高くなっている。委託料の算定内訳には、搬入量などに伴う変動費と施設管理などにかかわる固定費があり、固定費の伸びが変動費の減少を上回っているためとのことであるが、この固定費の積算基礎には、契約当初に企業側から示された数字をベースにしている部分があり、その内容は以前から指摘しているにもかかわらず、企業秘密との理由で明らかにされていない。いくら努力をして、ごみの減量化を図っても、企業側の定めた一方的な根拠により委託料が高くなることは問題であり、契約方法の見直しを行うべきではないのか。

使用料及び手数料について、このたびの改定により、市は約3,000万円の財政効果を見込んでいたが、利用者の減少や今回の改定には含まれていないごみ処理手数料などの大幅な減少により、全体としては前年度を下回る予算となっている。景気が悪化している中、値上げをしても反対に市民は生活防衛のために利用を抑えるという悪循環になるため、むしろ利用しやすい料金設定とすべきではないのか。

また、ごみ処理手数料に関しては、減量化とリサイクル推進に対する努力の現れであることから、それを踏みにじるように値上げを行うことは決してすべきではないと思うがどうか。

私道整備助成金の平成21年度予算は60万円で、10年前に比べわずか10分の1となっている。これは15年度以降、助成率を2分の1から3分の1に引き下げたため、利用が減少していると考えるが、市はこの理由や実態をきちんと分析しているのか。

当時、市は助成率の引下げは、利用件数が多くてもできるだけ対応していくためと説明していたが、想定した結果にはなっていないことから、助成率を2分の1に復活させ、市民に利用を促すべきではないか。

また、これにより、昨今の不況の中、地元業者の受注機会の拡大にもつながることが期待できると思うがどうか。

市民からは、申請しようとしたところ、予算が不足するため整備工事の半分しか認められず、残りは次年度回しにされたと聞かすが、このように市民の要望を抑制するような対応をしているのか。などあります。

次に、その他の質疑・質問といたしましては、現在、市における人口増加対策については、各所管部局で個別に事業や施策を実施しているが、今後より効果的に施策を展開していくためには、各部局が連携を図り一体的に進めていく必要があるのではないかと。

特に第6次総合計画では、その目玉として施策の分野を超え、全庁横断的に取り組むという「元気づくりプログラム」が掲げられており、その精神を生かして進めてほしいと思うがどうか。

人口増のための取組として、団塊の世代の方々を中心として移住の促進を図ることは重要であり、他の自治体では、住宅を取得する際に助成を行うことや居住後の固定資産税を優遇しているところもあるが、本市ではどのような優遇措置があるのか。

現在行っている移住促進事業については、「おたる移住・交流推進事業研究会」を設立して、首都圏でのプロモーション活動などの事業を実施しているが、今後はさらにどのような取組を行うのか。

北海道新幹線の開業後の効果として、本州から道内を訪れる観光客などの交流人口が500万人に上ると見込んでおり、将来的には天神地区に建設が予定されている新小樽駅の利用者数も計画よりさらに増加することが期待されている。しかし、新小樽駅は市街地から離れており、既存の開業区間で、本市と類似した位置に新駅を建設した新尾道駅では、市街地へのアクセスが不便であることから、利用者数が当初の見込みを大きく下回る結果となっている。本市においても、同様の懸念があることから、中心市街地と結びいわゆる2次交通については、具体的にどのように整備をするつもりなのか。

市では、整備計画の策定に向けて、庁内で検討会議を設置して計画の素案を作成し、市民や関係機関の意見を反映させながら、新幹線の効果を最大限生かしたまちづくりに取り組んでいくとのことであるが、検討すべき課題は数多くあると思うので、まず庁内検討会議については、新年度早々にも立ち上げて、精力的に進めてほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の新小樽駅について、周辺整備を含めた整備費や地元負担は、本市の財政的な観点から非常に関心が高く、それに関する質疑に対し、まだ建設主体や整備内容が決まっていないため試算できないというのは理解できるが、最近建設された新駅の事例・実績についてまでも答えられないというのは理解できない。こうした質問があることは想定できたはずであり、事前にインターネットなどを活用して情報収集をするといった努力もしておらず、今後調べるとの答弁に終始しているのは、極めて不誠実と言わざるを得ない。議会の答弁に当たっては、もっと緊張感を持って真しな対応を心がけるべきではないのか。

「市長への手紙」は、市政全般について広く市民の声を聞くという目的で平成11年から開始されており、市民が市長に対して直接要望や苦情を伝えることができる重要な手段となっている。19年度は156通で203件の内容が寄せられているとのことだが、市はこれらをどう市政に生かしているのか。

小型除雪機の購入については、例年、市内業者で指名競争入札を行っているとのことだが、予定価格はどのように設定しているのか。

過去3か年の入札結果を見ると、応札された最高額に比べ落札額はその半額という年度もあるほど、著しく低価格で納入されている。他の入札参加者からは、落札額は原価割れをしているのではないかとの声もあるが、低価格であっても仕様書どおりの機能を有した機械が適正に納められているのか。

4月から、新学習指導要領が導入されるが、スムーズに移行させ、学校現場で万全の体制となるよう市教委はこれまでどのような指導を行ってきたのか。

改訂の柱に道德教育の強化とあるが、改めてこのことがうたわれるのは、今までの取組の甘さを表しており、本市においても、実際は道德の時間が単にホームルームなどに充てられていたということも耳にする。今後は道德教育推進教師を配置し、年間指導計画を作成して、道德教育の充実を図る方向で努力することだが、学校現場において確実に実施されるよう、市教委は指導に当たってほしいと思うがどうか。

市内の小中学校のうち、市旗を有しているのは14校しかないとのことであるが、これは市民としての誇りを具現化した郷土小樽のシンボルであることから、全校に備えるべきものではないのか。

市教委は、学校で市旗の掲揚を行うためには校長会与相談し、教育の場における位置づけを整理しなければ難しいというが、そもそも市は学校設置者であり、掲揚されていないこと自体が問題である。道立高校の卒業式などでは道旗を掲揚していることから、その位置づけを調査し、ぜひ早急に実施すべきと思うがどうか。

学校給食について、子供の健康を守り成長を促す上で、安全安心な給食を提供することが不可欠である。特に毎食時使用する食器に関しては、以前米飯時に使用していたポリカーボネート製のものは、環境ホルモンが溶出されることがから、磁器食器を用いるようになった経緯があるが、ランチプレートは従来からのポリプロピレン製のままである。これもポリカーボネートと同じ樹脂であることから、健康面への悪影響が懸念されるため、今後は磁器食器に変えていく考えはないのか。

また近年、給食に木製食器を使用する自治体もあることから、本市においても導入を検討してはどうか。

国の学校支援地域本部事業について、道内では本市だけが申請していなかったが、方針を転換して申請したのはなぜか。

これまで議会の中で複数の議員がこの事業についての質問をしたが、市教委は申請しないと答弁してきており、今回その方針を大きく転換したにもかかわらず、議会側には何ら経過の説明がなく、新聞報道で知るに至ったことは、極めて不誠実な対応と言わざるを得ない。この申請自体は、議決を要するものではないとしても、これまでの経過を考えたとき、事前に説明があつてしかるべきであり、市教委は議会議論の過程を軽視しているのではないのか。

小樽ブランドについて、物産協会では全国に向けた販路拡大に努め、物産展などでの売上高は近年順調に推移しているとのことであるが、その主力をなす水産加工のしにせ企業が経営破たんしたことで、「いずし」などの人気商品が欠けることとなれば、大きな痛手である。以前、同様のケースでキャラメルを主力商品として扱っていた市内企業が操業停止した際、そのブランドと事業を継承した企業は、その後、新製品も開発するなど好調であると聞く。このことから、小樽ブランドは全国に通用する力をつけ始めており、市はこのように知名度のある商品を市場から消滅させないためにも、企業間の調整を図り、技術や事業の継承に努めてほしいと思うがどうか。

東アジア等・マーケット開拓事業は、小樽産品の販路として期待される中国やロシアでの市場調査を行うものであるが、これらの国に商品を持ち込むためには相手国の食品衛生法や認証制度をクリアする必要があるとのことである。市内企業からは、輸出したくても商品が持ち込み可能かどうか分からない

という話を聞くため、市はまずこれらの確認を行い、その上で市場調査を行うほうが効率的と思うがどうか。

また、海外での商談会などに市が参加した際、さまざまな商談を行っても、その場限りで立ち消えになってしまう例が多いため、後日、実務者同士が話し合い、具体的な取引が実現するよう努めてほしいと思うがどうか。

長引く北海道の景気低迷により、小樽港においても船舶の入港隻数や取扱貨物量が減少しており、今後、倉庫業界や船会社などの経営が悪化していくことが懸念される。こうした状況の中、港湾関係の仕事が減ることで解雇や雇い止めがされるなど雇用環境に影響は出ていないのか。

ロシア国内では、外国から輸入する中古車に対する関税が引き上げられたことで、小樽港から輸出される中古車が大幅に減少している。業者はいまだに打開策を見いだせずにいることから、市として積極的に情報の収集に当たり、今後の対策を講ずる必要があるのではないのか。

市は、深刻な社会問題となっている多重債務者への対応を強化するため、新年度から週に1回、多重債務特別相談窓口を開設すると聞く。窓口の所管は生活安全課とのことだが、多重債務者の中には、税金や使用料などを滞納しているケースもあると想定されることから、今後の効率的な滞納整理に結びつけていくため、庁内で情報を一元化するとともに関係部局会議を設置するなど、横断的な取組を進めるべきではないのか。

窓口体制を強化しても、周知されなければ意味がないため、広報おたるへの掲載や督促状の送付時に特別相談窓口設置に関するお知らせを同封するなど、市が多重債務者の救済に力を入れていることをアピールしていくことを検討してほしいと思うがどうか。

近年、全国の自治体では子供の権利条例を制定する動きが見られるが、本市の現状は、子どもの権利条約の趣旨を市民に周知するとともに、施策については、各分野においてそれぞれが取り組んでいることである。しかし、そうした施策をより効果的に展開するためには、個別に進めるのではなく、子供の権利や健全な育成等に関する基本理念の枠組みを定め、それに基づいて統一的、体系的に進めていくことが必要ではないのか。

市は、条例制定を求める市民の機運が高まっておらず、今後、既に制定している札幌市以外の道内他都市の動向も踏まえ検討するとしており、消極的であるが、条約の理念を市民に周知するためには、条例を制定していく過程の議論が大事であり、ぜひ前向きに制定に向けた検討会議を立ち上げてほしいと思うがどうか。

昨年度の小樽市社会福祉協議会の事業報告書によると、中部地域包括支援センターでは、体制の不備などから十分な活動ができなかった旨の反省と、それを踏まえた今後の活動予定を挙げているが、現在、これらの改善に向けた取組や進ちょく状況はどのようになっているのか。

市内3か所に設置されている支援センターの担当圏域の見直しについては、総合計画基本計画にもうたわれているが、今後、本市では高齢化率の上昇とともに、独居老人世帯が増加し、さまざまな問題が生じてくることも十分予想されるため、新たに支援センターを増やすなど、より強力な体制づくりを進めてほしいと思うがどうか。

保育所における待機児童について、国は入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者側が特定の保育所を希望し、あくのを待っているケースは当てはまらないと定義している。市は、国の定義を根拠に待機児童はいないとしているが、現実には、入所を待っている児童が54人もいる状況となっている。このように意図的とも思われる操作をしてまで、待機児童数を隠そうとする国のやり方に追随する市の姿勢には疑問を感じるがどうか。

本市におけるゼロ歳児保育については、実態として14人の待機があるとのことだが、既に99人の定員に対し181人と、ほぼ倍の人数が入所しており、特定の保育所を希望さえしなければ、本当に入所できる状況にあるのか。

国は待機児童解消のため、定員を超えての入所を認め、本市においても施設内の苦しいやりくりで対応しているが、保育環境の面からも、保育所を新設し、この問題の抜本的な解決を図るべきではないのか。

現在市内2か所に、主に就学前の子供を持つ家庭の子育て支援を目的とした地域子育て支援センターがあり、地域における親子の交流活動を行うほか、電話やメールなどでの育児相談、子育て支援情報紙の発行といった、さまざまな活動を行っている。そのような中、国からは、子育て支援策の一環として、現在、認可保育所で行えない子供の一時預かり事業を支援センターなどにも拡大していく方向性が打ち出されているとのことであり、今後は、国の動きに注視するとともに、一時預かりに対応できるようセンターの施設整備を図り、より安心して子育てができる環境を整えてほしいと思うがどうか。

市内の飼い犬の登録数は6,000頭余りで、増加傾向にあると聞くが、未登録や死亡後に抹消届を提出していないといった場合も見受けられ、正確に把握しているとは言いがたい。飼い犬への狂犬病予防接種は、飼い主に対して年1回の接種を義務づけているが、屋内で飼っていることを理由に接種していない例もあると聞く。国内における狂犬病の発症率が半世紀以上ないこともあり、危機感が薄れていることが主な要因としているが、発症すると死に至る人獣共通感染症であり、近年、外国を旅行中に感染、日本に帰国してから発症し、死に至った例もあることから、飼い主に狂犬病の危険性を周知し、予防接種の啓発に努めてほしいと思うがどうか。

本年1月に示された小樽市立病院改革プランによると、平成21年度からの医師数は、昨年9月末に退職した3名の医師不足を解消し、両市立病院を合わせて47名という前提で策定されたとのことである。しかし、現時点で医師の確保について確たる見通しがあるわけではなく、補充されなかった場合は、21年度の医業収益で約4億円もの不足が生じる試算になるとのことであり、収支計画に大きな影響が出ることになるが、その辺、市はどのように認識しているのか。

また、20年度から24年度までは、病院事業会計が資金不足を起こさないため、一般会計は財政支援のための繰出しを行うとしているが、この期間のみ支援を行うのは非常に不自然であり、結局は、公立病院特例債を認めてもらうため、無理やりつじつまを合わせていることの表れではないのか。

今後は、今までのように小手先の修正を繰り返すのではなく、実態に合わせた条件の下で、より現実を踏まえた収支計画となるよう、抜本的な見直しを行うべきではないのか。

市立病院改革プランを着実に実行し、病院事業の経営改善を進めていくため、外部委員で構成される第三者機関を設置し、進ちょく状況の評価を行ってもらうとのことであるが、どのようなメンバーで構成するのか。

設置の時期については、客観的な評価を求める必要があるため、平成21年度決算の概要を示せる段階が適当と考えているとのことであるが、今回が初めての試みであることに加えて、改革プランに掲げられた改善項目の見直しなど、試行錯誤しながらの作業になることも想定されるため、今年度中に設置し、審議の時間を十分確保すべきと思うがどうか。

市立病院改革プラン「再編・ネットワーク化協議会」は非公開とされており、協議内容の概要が市のホームページで公表されてはいるものの、会議における発言を要約したものであるため、その発言に至るまでの経緯を把握することができず、情報量としては極めて不十分と言わざるを得ない。今後、議会において協議会から報告される素案に基づき、再編・ネットワーク化にかかわる計画の議論をする際に

は、どのような問題点に対し深く審議がされているのかなどを十分にチェックし、理解を深めておく必要があるため、非公開箇所を除いた議事録の一部を示すなど、少しでも会議全体の内容がわかるような情報公開を行うべきではないのか。

長引く景気の低迷の中、公共工事は激減しており、さらに民間の工事も増加する見通しはなく、本市においても建設業界で失業者が多く出ていると聞く。こうした状況を改善するためにも、公的な事業の実施に当たっては、予定を組み替えてでも雇用の促進が図られるものを優先して実施していく必要があると思うがどうか。

また、近年ワークシェアリングを導入し、雇用の増加に努める傾向もあり、本市の工事発注に際しても検討してみてもどうか。

市の歴史的建造物に指定されている旧板谷邸の隣接地に高層マンションの建設計画があると聞くが、ここは和洋折衷の建築様式の邸宅として、道内随一の価値を誇る建造物と言われており、現状のままの保存が望まれるが、市はどのように考えているのか。

また、「小樽市景観計画」では良好な景観形成のため、この地区では新たな建物は周辺に調和した高さとするようたわわており、小樽らしい歴史あるまち並みを維持するためにも、今回の件については、庁内や景観審議会だけの話し合いにとどまらず、地域住民の意向も聞いた上で、相手方と十分な協議をし、一方的に建設が進められることのないよう取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例について、このたび寄附対象事業に従来からの旧国鉄手宮線の保全及び活用事業などの4事業に加え、能楽堂の保全も加えることとしているが、寄附を募る際には、事業に必要とする目標金額や募集期間を設定するのが通例であり、本市の場合はどのように考えているのか。

ふるさと納税制度の創設に伴う寄附として、本市の実績は全国でもトップクラスであり、中でも道外在住者からの寄附が7割を占め、関心の高さがうかがえることから、道外から訪れる観光客からの寄附を期待し、観光ガイドマップなどにも寄附に関する記事を掲載し、広くPRを行ってはどうか。

また、新聞報道によると、5,000円以上の寄附をしてくれた個人や団体を対象に、総合博物館など市の社会教育6施設に無料で入館できる「小樽ファン認定証」の発行を開始したとのことだが、例えば高額な寄附をした方には認定バッジを進呈し、身につけてもらうことで、ほかの人にも関心を持ってもらえるような工夫も必要ではないか。

市は、市街地空洞化調査事業として市内の空き家を調査しており、崩壊や火災の危険などへの安全対策のほか、市外からの移住やまちなか居住の促進にも役立てる考えと聞く。しかし、調査結果については個人情報であるため、ホームページなどへの公開はできないと思うが、どのような活用方法を考えているのか。

小樽の知名度があれば、ファンド形式で募った資金で空き家を改築し、インターネット上で販売するといったビジネスが十分可能であり、NPOや公共性のある業界団体などに行政がかかわるといふ枠組みであれば、調査結果を活用した施策展開が可能ではないか。

景気の低迷や公共事業の大幅な削減により、市内の建設業者の経営は厳しさを増しているが、こうした取組は景気対策と雇用創出に効果が期待できるため、建設関係団体などに働きかけて、今から研究を進めてほしいと思うがどうか。

町会の街路灯は、大部分が水銀灯であり、ナトリウム灯など省エネタイプのものは非常に少ないと聞く。市は設置費や電気料金に対する補助を行っている立場からも、申請や相談を受けた際に、照度が高い上に電気使用量が少ない省エネタイプの街路灯への転換を働きかけてはどうか。

また、市が所管している街路灯についても、水銀灯の割合が高く、今後の改修に合わせて順次ナトリウム灯に交換する考えを示していたが、安定器の交換費用が高額であることから、実際には更新が進んでいないという。しかし、今は安定器を交換せずに使用でき、消費電力が少なく環境にも優しいとされるメタルハライドランプが開発されており、今後はこうしたものも前向きに検討してほしいと思うがどうか。

近年、雪の少ない冬が続いていることで、市から除排雪の委託業務を請け負っている業者の中には、出勤回数の減少で採算ラインを割る業者が出ており、札幌市では、除排雪委託業者と最低補償について協議を行っていると聞く。採算が確保できなければ、受注する業者もいなくなり、ひいては除雪体制の維持に影響が出かねず、本市においても業者の経営を支援する観点から、最低補償について協議をすべきではないのか。

ロードヒーティングについて、他の自治体では、維持、更新に多額な費用を要するため、停止しているところもあると聞く。本市は財政難の折りではあるが、第6次総合計画基本計画の中で改修が必要とされる道路延長の76パーセントを更新する目標値を掲げており、市民の安全安心な冬の暮らしを守るためにも、目標の達成に向け努力してほしいと思うがどうか。

地域住宅交付金は国が平成17年に地方公共団体の住宅政策の推進を支援するために創設され、地域の多様な需要に応じた公的住宅の整備が進められている。市では18年に策定した「公共賃貸住宅ストック総合活用計画」の中でも、地上デジタル放送移行対策工事やオタモイ団地の建替え事業など、この交付金を活用した事業を位置づけているが、今後もこの制度は継続していくと考えてよいのか。

また、ストック計画の期間は21年度までであり、22年度以降については公共賃貸住宅をめぐる諸条件を的確に把握し必要に応じて策定するとしているが、現在の取組状況と今後の方向性はどのようになっているのか。

道営若竹団地は、昨年4月に北海道から市へ移管される予定であったが、耐震改修の工法や住戸改善の費用負担をめぐって北海道との協議が調わないため、事業主体変更の段階にはまだ至っていないとのことである。現在も団地には、住宅部分への入居者や1階で店舗を構える区分所有者がおり、これらの方々に対し、移管が遅れている旨の文書を今月中旬に発送する予定で北海道と協議中と聞くが、文書だけでなく、市が出向いて直接説明することをぜひ検討してほしいと思うがどうか。

また、団地の耐震改修工事等にかかる費用については、区分所有者にも負担を求めることになるが、この点についてはどこまで協議が進んでいるのか。

団地周辺の住民からも、いまだに耐震改修工事に着手しないことを不安に思う声が出ており、これらの方々の疑問に答えていくためにも、今後、関係者への説明を行うなど、よりきめ細かな対応をしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、菊地、中島両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第19号、第22号、第24号、第29号、第35号ないし第37号及び報告第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 次に、議案第1号に対し、菊地議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号に対する修正案の提案説明を行います。

昨年末からの経済不況で、失業者が急速に増加しています。とりわけ、派遣やパートなどの不安定雇用の労働者は一番先に首切りになり、消費悪化を加速させ、日本経済そのものが出口の見えない状況です。小樽市内でも、地域に空き地が目立ち、商店はシャッターが閉まったままで、景気回復の兆しが見えてきません。2月には、小樽グランドホテルが閉館し、しにせの水産加工場が自己破産し、多くの失業者が出ています。

日本共産党は、1、失業者を出さない、2、再雇用までの生活支援、3、労働者派遣法の抜本的改正を提案して取り組んでいます。

今回の修正案では、雇用を拡大し、市民の暮らし、営業を守り、地域経済支援を中心にしています。平成21年度予算では、新規高校卒業生の市の臨時職員として10人の採用を予定していますが、市内高校生の就職状況は21年2月で343人中272人、79.3パーセントで、昨年同期の87.3パーセントに比べても低く、雇用の悪化が影響していると思われます。修正案ではさらに20人追加し、全体で30人とし、4月までに就職先が決まらない新卒高校生への支援を拡大します。

また、全国的な経済悪化の影響で、保育所待機児童が半年で2倍にもなり、本市でも3月1日時点では、国への待機児童数の報告はゼロだといいますが、実際には54人の子供たちが保育所のあき待ち状態です。とりわけゼロ歳、1歳児はその約6割を占めています。この解消のために、市内3か所の保育所で、産休明け保育を開始するために、臨時職員で保育士6人分の人件費として1,158万円、ゼロ歳児対応の施設改修費416万円も含めて、施設維持補修費は当初予算60万円から476万1,000円に拡充します。

ふれあい見舞金制度は、平成20年度から社会福祉協議会の単独事業となりました。市は、福祉灯油制度は、冬期の灯油価格の動向で決定すると、当初予算は組んでいません。修正案では、経済的弱者への冬期支援として、1世帯5,000円、5,000世帯分の2,500万円を予算化します。なお、冬期の灯油価格が値上げとなった時には、追加分を検討します。

市内業者に対しては、無利子、無担保の直貸し制度として、駆け込み緊急資金貸付金を創設します。限度額50万円、年度末一括返済で120口分、6,000万円を計上しました。

なお、高すぎる国民健康保険料の滞納による資格証明書の発行で、医療が受けられない深刻な事態が広がっています。国保料の1世帯1万円引下げに2億1,500万円、また昨年度に引き続き、職員手当は期末手当0.9か月分削減分を回復したいところですが、財源が足りませんので、とりあえず0.5か月分の回復分として、2億1,564万5,000円を計上しました。

以上の財源として、不要不急の事業の見直し、中止を行い、有価証券の売払いなどを充当します。石狩湾新港管理組合負担金は、負担金の80パーセントの公債費分を削減、土地開発公社の貸付金は中止、新幹線関連の都市計画道路将来交通量推計調査費、電話交換業務委託料、住民基本台帳ネットワークシステムの関係費、小中学校適正配置関係経費を削減します。これにより、一般会計の財政規模は6億9,231万8,000円に圧縮され、535億2,247万5,000円となります。

我が党の修正案に対して、ぜひ議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し、予算特別委員長報告に反対し、ただいまの我が党から提案された議案第1号に対する修正案に賛成、原案に反対、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第19号、第22号、第24号、第29号、第35号ないし第37号に反対、報告第3号は不承認とする討論を行います。

我が党の修正案の内容は、ただいまの提案説明にあったとおりです。

市長も認めているとおり、地元企業の経営状況は悪化しています。市内では、従業員9人以下の事業所が82パーセントを占め、従業員は32パーセントです。まさに小樽は、小規模事業所によって支えられていると言っても過言ではありません。これらの企業の多くは不況のあおりを受け、日々の資金繰りに苦労しています。これらの経営者は口々にいざというときに20万円、30万円を直ちに借りられる無担保無保証人制度があれば助かると、その実現を強く望んでいます。先ほど説明にありましたとおり、我が党が修正案で提案している一つに、50万円を限度とする直貸しの駆け込み緊急資金貸付金制度がありますが、これはこれら零細な地元業者の切実な声にこたえるもので、ぜひ実現していただきたいものです。

次に、予算特別委員会の質疑を通じて問題だと思われることについて、幾つか指摘をいたします。

一つは、小樽市の待機児が54人もいるのに、理事者はゼロだと言っていることについてです。

小泉内閣のときに、公的保育放棄を前提に待機児を少なく見せようとして、待機児の定義を変更いたしました。それでもなお全国的には4万人を超える待機児がいます。これには、小樽市の54人の数は含まれていませんから、もっとその数は多くなるでしょう。政府は、保育所の運営費や施設整備費を相次いで一般財源化するなどして、国と自治体が責任を負っている公的保育制度を根幹から崩し、営利を目的とする企業参入を本格的に進めようとしていることは重大です。政府のこのやり方に符節を合わせ、現実無視の待機児はいないなどという態度を改めるよう、強く要望しておきます。

次に、私道整備助成金が平成15年度に、それまでの2分の1から3分の1に引き下げられました。そのときの理由は、できるだけ多くの方々にこの制度を利用してもらうためとのことでした。ところが、自己負担が引き上げられたため、利用する人が減少し、総予算も10分の1に激減しています。これは、利用減少の検証もしないで、実績に合わせて予算をどんどん削減してきたからにほかなりません。これは、三位一体改革で、投資的経費削減を押しつけられたため、小樽市でも普通建設事業費が激減してきたことの反映です。

次は、後期高齢者医療制度の問題です。国民の強い世論の前に、低所得者に対し、平成20年度に経過措置として、保険料の7割、5割、2割の法定減免のうち、7割軽減の該当者を1年間のみ一律8.5割軽減にしました。これを21年度から9割軽減にしたことはよいことです。これにより、21年度は年金収入80万円以下の方は9割軽減になり、保険料が4,314円となります。ところが、年金収入が80万円を超える方は、9割軽減の対象外とされたため、保険料は7割軽減に逆戻りです。このため、20年度のみ8.5割軽減の保険料6,300円から7割軽減の保険料1万2,942円に、20年度と比べ、保険料が2倍にもはね上がることになるわけです。小樽市では、7割軽減該当者8,600人のうち2,950人、34パーセントもの低所得者が保険料が2倍にされてしまいます。9割軽減に当たって、国が年金収入を80万円を線引きするだけでなく、世帯収入全体が反映されるように改善が必要です。9割軽減を導入しても、なお低所得者救済にならない矛盾のある本制度は廃止する以外ありません。

平成20年度補正予算と21年度予算に関する市長の政治姿勢について触れます。

この4月から始まる第4期介護保険事業計画において、全道の35市で一番高かった介護保険料を市民の願いにこたえて、1人平均6,120円引き下げたことは高く評価するものです。財政難の中にあっても、今後とも市民の願いにこたえるよう、強く希望するものです。共産党は、市長の批判をすることは多くありますけれども、しかし市民のためになることであれば、大いに評価するのです。ぜひ意を強くして市民のためになる事業を今後とも続けるようお願いしておきます。

しかし、そのほかでは問題点もあります。市長は、自民党の代表質問への答弁で、平成20年度決算で、単年度収支は7,200万円の黒字の見込みで累積赤字を圧縮できると胸を張りました。その一番大きな原因は何か。20年度補正予算の地域活性化・生活対策臨時交付金を既定事業の財源に充当したため、もともと予算化されていた財源が浮くことになりました。この浮いた財源は1億5,506万円です。地域活性化・生活対策臨時交付金で目的が決まっているわけですから、交付金の目的に沿って浮いた財源1億5,506万円は景気対策や生活支援に充てるのが本当でした。それにもかかわらず配分された交付金の52パーセントを20年度の赤字の穴埋めに使ってしまったことは、交付金の信義に反するものです。赤字解消はしなければなりません。しかし、今回のことで懸念されるのは、景気対策や生活支援を犠牲にしての赤字解消であることです。今後ともこういうやり方で、赤字を解消していけば、主人公である市民や地元企業を限りなく犠牲にしていくことになります。こんなことでよいのか問われているのではないのでしょうか。今後、このようなことのないよう、強く要望しておきます。

平成21年度の国の予算案に関してですが、政府は地方財政計画で20年度、21年度と地方一般財源が地方六団体をはじめ地方自治体の強い要求で、2年連続して交付団体への一般財源の増額措置を講じざるを得ませんでした。このことは、平成16年度から3か年の三位一体改革での地方交付税の大幅削減をはじめとする地方財政削減、地方切捨での構造改革路線の破たんを意味しています。平成21年度の一般財源確保の大きな理由は、特別枠で交付税1兆円の上積みです。このうち5,000億円は交付税ではあるが、雇用創出に使ってほしいとの注文がついています。この5,000億円に対応する小樽市への配分額は2億7,500万円で、21年度の歳入に計上されています。ところが、歳出を見ると、雇用創出事業としては一切具体化されていません。交付税だから何に使おうと自由だと言ってしまうばそれまでですが、いくら交付税とはいえ、今日の日本の重大社会問題となっている雇用失業問題で、雇用に使ってほしいと要望されての2億7,500万円を、このままだったら、結果的に累積赤字解消に全部使われてしまうことになるわけです。こんなことになったら、小樽市は一体今の雇用失業問題のことをどう考えているのかとの批判は免れないでしょう。私の予算特別委員会での指摘に、市長も、「確かに言われたとおり、緊急を要する問題だから、十分配慮しながら対応していきたい」とのことでしたから、ぜひ雇用創出事業として具体化をお願いするものです。

次に、小樽市立病院改革プランに関して述べます。

小樽市立病院改革プランが今年1月に決まりました。これは国の公立病院改革ガイドラインを受け、市立病院の経営改革を実現する必要事項を定めるためです。果たして、この改革プランで病院を建て直すことができるのか。改革プランに無理はないかが問われています。私は3月5日の予算特別委員会で、不良債務解消のため、公立病院特例債18億8,000万円を導入するために、改革プランで平成25年度までに資金不足を解消する収支計画として、つじつまを合わせたのではないかと、市立病院の建て直しを願う立場から質問しました。最大の疑問、心配は、医業収益の保障である医師確保の見通しが立っていないことです。改革プランでは、この平成21年4月から医師が47人で診療に当たる計画です。しかし、この3月になっても院長以下の懸命な努力にもかかわらず、昨年、途中退職した呼吸器内科医2人の補充は決まっています。3月17日の市立病院調査特別委員会で、これがどうなっているか、その後我が党の

中島麗子委員の質問に対して、小樽病院長は、呼吸器の内科医はまだ決まっていないと御答弁しています。ただ、患者の健康管理などを行う一般内科の医師を1人確保できたとのことですが、あくまでも人間ドックや健康診断を担当する医師のことです。しかし、呼吸器内科医の確保ができず、休止している結核病棟をこの4月からスタートさせることはできません。これが医業収益に大きな影響が出る心配な点です。20年度に小樽病院の医師3人が途中退職したため、20年度の医業収益が収支計画を大きく下回りました。この影響による資金不足は深刻で、回復するためには、24年度まで追加の財政支援が必要とのこと。これは、改革プランの一般会計繰出金の推移のところで示されています。20年度から24年度まで新たに7億5,000万円の繰入れです。これで21年度は20年度より3億7,300万円も多し85億円の医業収益を確保できるのでしょうか。医師不足の影響は、本当に深刻です。医師確保ができなければ、この改革プランの収支計画は達成できませんので、苦勞はあるとは承知していますが、引き続き医師確保に努力されることを期待します。

改革プランによれば、平成18年度から25年度までの間に、124億8,800万円を一般会計から病院事業会計へ繰り入れる計画です。このうち、交付税措置額57億2,700万円を差し引けば、一般会計の実質負担額は、67億6,100万円となります。市立病院など自治体病院は民間病院にはない診療科を担っています。そのため、国や自治体からの財政支援が必要で、交付税や病院事業経営健全化措置など、これまでも行われてきました。ところが、国が医療費削減で、これらが大幅に削減され、2002年度から5年間で診療報酬マイナス改定による影響額は6億2,200万円、また同じ期間で交付税削減額の影響額は5,500万円に及ぶとのこと。これに加え、最大の問題は、先ほども指摘している医師不足です。ちなみに、2004年度から4年間の医師不足を起因とする医業収益の減収は、29億円と推計されています。平成21年度の医業収益の予算は85億円ですから、いかにその影響が大きいかがわかります。医療費削減のため、医学部の定員を減らし続けてきた政府の責任は極めて大きいと言わなければなりません。今日の自治体病院の経営難は、政治の責任であることは明らかです。

しかし、小樽病院の独自の問題にも触れなければなりません。市民の皆さんから、なぜ44億円もの不良債務が生まれたのかと、よく聞かれます。病院事業会計の平成18年度決算で、44億円もの不良債務が生じたのは、新谷市長時代の平成5年度から11年度まで、それまで行われてきた一般会計からの病院への支援の繰入れをやめてしまい、累積赤字はこの間、出納閉整理期間の2か月間を利用して、赤字転がしを行ってきたことに原因があります。このために、一般会計から繰り入れた場合、その半分を特別交付税で措置する国が行った病院事業健全化措置を、この期間、国に申請することさえできませんでした。

振り返って考えてみますと、一般会計からの繰入れをなぜこの時期にやめたのか、同じ時期、マイカル誘致のため、小樽市として巨額の予算を必要としたからではなかったのかと、容易に推察ができます。マイカル誘致は、既存商店に深刻な打撃を与えただけでなく、市民の命を預かる市立病院をも犠牲にしていたのです。

最後に、新幹線新小樽駅に関する答弁にかかわって一言述べておきます。

新幹線新小樽駅建設に関して、周辺整備も含めて、どれくらいの財政負担がかかってくるのか、一番関心のあるところですが、しかし今の時点でこれを聞いても答えられないだろうと考えて、最近開業した新幹線駅舎にかかわって、幾らの事業費がかかったのか、地元負担は幾らだったかについて説明を求めました。これは事前に質問要旨を関係理事者に伝えておきました。それにもかかわらず、答弁する努力すらしていなかったことは論外な話です。私は、このいいかげんな答弁に関して、別に予算特別委員会を長く休憩してくれなどとは言いませんでした。休憩のときに、理事者が勝手に休憩の延長を求め、その間、インターネットで急いで調べて、1時間45分も予定より休憩を延長した後、新幹線八戸駅舎の

総事業費と地元負担についての答弁が追加されました。このことは、わずかな時間、努力さえすればいくらかでも答弁できるにもかかわらず、その努力さえしていなかったことを実証したのです。結局、議会に迷惑かけましたと、理事者は「他都市における新幹線駅の事業費や地元負担等の事例について、事前に質問要旨を聞いていたにもかかわらず答弁ができませんでしたことをおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう十分留意してまいります」と陳謝したのです。今後、質問事項を事前に知らせても、まともな答弁をしないというのであれば、事前に伝える意味がありませんから、協力できないことを申し添え、討論といたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

**5番（大橋一弘議員）** 予算案に対し、賛成の討論を行います。

ただし、市民生活に配慮した前向きの予算であるから大いに評価するという意見ではありません。

財政健全化計画の収支計画の下に、人件費の抑制を行い、他会計からの借入れも限度額いっぱいという中での予算案と承知をしております。予算特別委員会の質疑の中で、私どもの成田祐樹議員から、中学校教育用パソコン更新業務について質問をいたしました。平成21年度から27年度の間に4,590万円の予算を計上することに対し、パソコンの更新台数は238台であり、1台当たり19万円、ソフト購入やプリンタの購入を除いても、1台当たりの金額は16万円以上と試算されます。パソコンの高性能化に加えて値下がり著しい中、パソコン1台当たりの購入価格はディスプレイをつけても6万円から7万円のものから存在し、予算額とは大きな隔たりがあります。また、小中学校の情報教育では、価格の低い性能のパソコンで十分であると考えております。リース契約という保障の点を含めたとしても、その差は非常に大きく、見積りに500万円から1,000万円近いずれが生じる可能性があります。今、予算において、社会教育総務費一つをとってみても、ユネスコ協会補助金は20年度8万円が6万4,000円に、市民大学講座実行委員会補助金70万円が50万円に、おたる子ども劇場10万円が8万円にと細かく減額をされています。各団体への補助金は軒並み下げられている状況の中で、行政の削れる身を削ることを最優先せずして、市民の活動費を削り、収支均衡を図ったということにはならないと思います。このパソコンの更新業務においては、成田祐樹議員の質問の本意を十分に検討し、金額を精査し、余剰額が生じれば、他の教育施策の中で補正予算を組むことも考えていただきたいと思います。

財政再建優先の時代、市民生活に厳しい予算案が続いています。大賛成できる予算案ではないのに、討論のしようがないとの思いから、今までは討論を控えてきましたが、不備又は問題点のある案件について、予算特別委員会の質疑に終わらせることなく、本会議で討論し、市民に問題の所在を明らかにした上で、全体像としての予算案に賛成することも必要と考え、今回の賛成討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第19号、第22号、第24号、第29号及び第35号ないし第37号並びに報告第3号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**25番（前田清貴議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第1004号について、本年3月5日北海道知事は、使用済核燃料を再利用する北電泊原発3号機のプルサーマル計画の容認を表明したが、泊発電所は、当初から使用済核燃料による稼働を想定した施設ではなく、今後、このプルサーマル計画により泊原発3号機が運転を開始した場合、重大事故につながることも否定できないことから、道内では反対する意見が多くある。小樽を含む後志管内では、最悪の場合、放射能の影響を受けるおそれがあるため、市は、市民の安全安心を守る立場から、道に対して、説明会の開催を求めるべきではないか。

次に、本年度から公表が義務づけられた「教育委員会の点検及び評価報告書」に関する質疑といたしましては、この報告書は、市教委が事前に立てた基本方向に沿い、みずからの教育行政が執行されているかどうかを事後にチェックした結果を示したものである。しかし、市教委は、みずからの事業であるにもかかわらず点検及び評価を第三者的な見方で、まるで他人ごとのような講評に終始しており、自己の評価としてはあまりに無責任ではないのか。

一般的にみずからが企画した事業の評価をみずからが行う場合、未達成の項目については、今後に向けた決意や姿勢を表明するものである。特に文部科学省から報告書の記載方法などの指示がないのであれば、独自に今後の課題解決に向けた意気込みなど、何らかの意思表示があつてしかるべきではなかったのか。

また、市教委が示す事務の点検及び評価の結果と各学校の実際の取組との間には温度差が感じられ、本当に小樽の教育が今回の評価報告書の示す基本方向に沿って進んでいるのか疑問である。市教委が今取り組んでいる事業や施策のすべてが達成されているとは思わないが、目標に向かって着実に前進していると理解してよいのか。

「文化遺産の継承と文化財の保護・保存・活用の促進」の項では、旧石山中学校を収蔵庫として資料を保存し、資料の整理、保管を考え条件整備が必要と自己評価をしている。しかし、旧石山中学校では屋内の至る所で雨漏りがひどく、収蔵品がぬれないように対策を講じているものの、保管場所としては、

劣悪な状況となっており、このままでは収蔵品にかびが発生するなど最悪の事態も考えられることから、新年度早々にでも補修することはできないか。

市教委は、単に自己の事務の点検及び評価を行うだけではなく、その過程で明らかになった課題については、早急に解決をはかるべきではないか。

また、「各施設の機能を生かした学習機会の拡充」の項では、他都市より低い図書館利用者の登録率の増加を課題として挙げている。図書館では、見た目には多くの市民が利用しているように感じられるが、登録率が少ない理由をどのように分析しているのか。

近年、問題となっている子供の読書離れを理由の一つに挙げているが、何より小中学生に図書館に親しんでもらうことが重要であり、今後は、児童書の整備やイベントをPRするといった対策も必要と思うがどうか。

次に、その他の質疑といたしましては、第6次総合計画基本計画の学校教育の成果指標に示されている市立小中学校の校舎等の耐震化率は、平成19年度現在38.4パーセントであるが、これを30年度を目標に65パーセントまで引き上げるといふ。しかし、学校は児童・生徒が毎日長時間を過ごすところであるにもかかわらず、耐震化は遅れており、安全性の確保が喫緊の課題となっていることからしても、本来目標値は100パーセントとすべきではなかったか。

目標年次の30年度まであと9年しかない中で、本年度、ようやく市内の5校の小中学校で耐震診断が行われたばかりである。このままの進ちょく度合いでは、目標達成は到底困難であり、もっとスピード感を持って市内すべての小中学校の校舎等の耐震化に取り組む必要があるのではないか。

本年1月に策定された「社会教育推進計画」では、重点項目の一つに社会教育施設の利活用を掲げており、総合博物館や図書館などの施設ごとに課題と推進方向が示されているが、一方で社会体育施設は個別に方向性は示されておらず、施設の環境整備や有効活用に消極的な姿勢が感じられる。市民からは、ゲートボールの推進など具体的な要望も数多く寄せられており、実施計画の策定に当たっては、これらを踏まえ、より前向きに検討してほしいと思うがどうか。

北海道における教育の基本理念などを定めた北海道教育ビジョンの基本目標では、家庭の教育力向上への支援の充実を掲げ、市教委はこの方針を社会教育推進計画に反映させることにしていた。しかし、今回新たに示された計画には、「家庭の教育力」に関する項目が見当たらず、家庭は学習活動の場として重要視されていないと感じるが、一体どの項目に盛り込んだのか。

今後、実施計画の策定に当たっては、「家庭の教育力の向上」に関する具体的な取組を検討してほしいと思うがどうか。

また、これまではパンフレットなどを配布し、周知してきたというが、家庭学習の重要性を訴えていくためには、より効果的な方法でPRをすべきではないのか。

昨年度に引き続き平成21年度も、学校給食費の改定を行うとのことであるが、今回の改定はあくまでも主食である道産小麦や米、牛乳など食材の価格改定により、給食費が約3パーセント上昇が見込まれるためとしている。今後、学校を通じて保護者に周知していくに当たり、単に食材価格の上昇を理由に挙げるのではなく、常に安全・安心な学校給食を提供するため、地産地消を心がけ、品質の高いものを提供しながら、食材の購入方法を工夫していることなども丁寧に説明することで改定への理解が得られると思うがどうか。

また、道産小麦については、今後も価格の上昇が見込まれるため、パンより米飯の回数を増やすことも検討してはどうか。

小中学校の卒業式は、毎年、ほとんどの学校が平日に行っており、市教委はその理由を高校の合格発

表の日程や在校生の修了式との関係から、日程の確保ができないためとしている。卒業式は、学ぶべき課程を無事に修了したことを祝う晴れの式典であり、また保護者にとっては子供たちの努力をたたえ、これから始まる新生活を応援するといった意義のある大切な行事であることから、今後は保護者をはじめ、より多くの方が参加できるように、要望の多い休日での実施を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の2月13日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について、本庁舎電話交換業務の民間委託について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第45号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号及び第1146号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては可決と、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1146号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第45号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1146号所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方については採択を、継続審査中の陳情については、いずれも採択を主張して討論を行います。

今年1月ドイツのシュミット元首相ら4名が名を連ねて、「核兵器のない世界に向けて ドイツの見解」という論文を発表しました。この論文の中で、ドイツからの提案として、核不拡散条約に決められている核保有国による核兵器削減義務の遵守の重要性を強調しています。

続いて、イギリスでは、核兵器は脅威克服に役立たないと、英国の核兵器政策変更を期待する退役軍高官の発言が相次いでいます。イギリスでは、昨年、ミリバンド外相が核兵器のない世界と題して、新聞ガーディアン紙に寄稿するなど、2007年にアメリカのキッシンジャー元國務長官らが呼びかけた核兵器廃絶の提案にこたえ、元政府閣僚の声明が相次いで表明されています。

日本では、川口元外相が核不拡散、核軍縮に関する国際委員会の共同議長を務めていますが、2010年のNPT再検討会議を前にして、同委員会が今年中に作成する予定の報告書に被爆国日本政府にふさわしい提言としてまとめるようにとの日本共産党国会議員団の申入れに対して、唯一の被爆国という立場をきちんと踏まえ、核廃絶を発信しなければいけないと答えています。世界各国で核兵器廃絶への取組が提唱される中、日本だけがアメリカの核兵器搭載可能艦船を繰り返し民間港に寄港させているわけにはいきません。非核港湾条例を制定して、核兵器廃絶平和都市宣言の意思を発展させようではありませんか。

陳情第1146号です。所得税法第56条では、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献している中小零細企業で、家族労働者の働き分を必要経費として認められないことから、子供の保育所入所、休

業補償などで不利益を生じる。また、本来、個人単位に課税するという税の原則からいっても、同一生計といえども、労働力を提供すれば、その対価を支払うのは世界の標準であるといった観点からも所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情です。全国女性税理士連盟をはじめ、八つの地方税理士会が所得税法第56条廃止を要望する意見書を国に上げ、廃止を求める意見書を提出する地方自治体が広がっています。中小企業の経営継承、ものづくり技術の継承の観点からも相続や自家労賃にかかわる不利益を解消することは、小樽市にとっても緊急の課題であり、採択を主張するものです。

継続審査中の陳情、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方については、平成21年度から実施の総合計画、小樽市社会教育推進計画にプールの新設が記述され、平成20年度小樽市教育委員会の事務の点検及び評価に対する学識経験者の方からの御意見の中でも、市街地に市民プールが建設されることを望みますと要望されています。多くの市民が望んでいるプールの新設の一日も早い実現のためにも、陳情を採択して後押しすべきではないでしょうか。

ブルサーマル計画についての小樽市における説明会の開催要請、他の陳情についていずれも願意は妥当、採択を主張して討論とします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**16番（林下孤芳議員）** 民主党・市民連合を代表して、総務常任委員長報告に反対し、議案第45号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

近年、アメリカ海軍の艦船の小樽港への入港が定例化をしています。特に、港湾管理者である小樽市長が明確な理由を示して断ったとしても、外務省はあらゆる手段を駆使して、絶対にこれを認めようとはしません。しかも、最近では日米地位協定を理由に、入港目的が友好親善から通常入港とされるなどの動きがあります。アメリカ海軍の通常入港とは、作戦行動中とも理解されると言われており、核兵器の搭載も当然のこととしてあり得ると判断されますが、小樽市長の照会に対しても、外務省は日米地位協定に基づく通告がないので、核兵器は搭載されていないと通り一遍の回答を繰り返し、国民の命と財産を守るという責任を放棄し、アメリカ軍に対する際限のない権限を与え、拡大解釈を認めています。そうした現状を見れば、やがて原子力空母の入港さえ小樽に押しつけてくる可能性すら心配をされます。そうした意味で、小樽市非核港湾条例の制定は、今、かつてない重要な時期を迎えていると思います。小樽市の核兵器廃絶平和都市宣言の意義を踏まえ、商業港である小樽港の軍事利用を阻止し観光都市として発展していくことは、小樽市民の共通の願いであると確信するものです。そうした願いにこたえる小樽市議会の責任も重要であると思います。そうした立場で、議員各位の御賛同をお願いし、議案第45号小樽市非核港湾条例案に対する賛成討論といたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**4番（吹田友三郎議員）** 平成会を代表して、議案第45号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し討論を行います。

この条例案につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第45号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号及び第1146号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

**5番（大橋一弘議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第39号及び第40号については、卸売市場法の改正を受けたもので、規制緩和の一環として、委託手数料を自由化するものである。今後は有力産地からの集荷をめぐって手数料の引下げ競争が避けられず、収益の大半を手数料収入に頼る卸売業者の経営が厳しくなり、ひいては取扱量の減少によって仲卸業者の経営にも影響が及ぶことを危くするがどうか。

また同法の改正により買い付け集荷が自由化されているが、少数の大手卸業者により大量の買い付けが日常的に行われた場合、市場制度の根幹である価格形成機能が弱まってしまふおそれはないか。

青果地方卸売市場については、卸売業者は1社であるが、経営不振に陥り、経営健全化のため、市も市場使用料の9割を減免して支援しているという経緯があるが、今後ますます厳しい状況になれば、地元への青果物の安定供給を使命とする公設市場の存続そのものが危ぶまれるのではないか。

国の緊急経済対策である定額給付金の支給に合わせて、全国の自治体では、地元の消費につなげるため、プレミアム付商品券を発行するなど、商店街と協力の取組が広がりを見せている。本市での支給額は、総額で約21億円に上ることから、市は「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業として、消費を喚起する事業を行う商店街に対して助成することであるが、商店街側からはこの事業の目的をよく理解して取り組むという強い意欲が感じられないことから、市は単に申請を待つのではなく、独自の企画を提案して強く働きかけるべきではないか。

また、経済対策として、土日・祝日の高速道路料金を上限1,000円とする割引が実施されるが、これに合わせて、温泉街のホテルでは割引を行うなど、誘客キャンペーンを既に打ち出した事例もあり、本市においても、商店街と観光をリンクした企画を考えるなど、このチャンスを生かしてもらいたいと思うがどうか。

国の平成21年度予算の成立で、合計75兆円に上る経済対策が講じられることになるが、その内容は多岐にわたるものであり、この効果を十分に上げるためにも、これに該当するすべての関係者に対して周知を行うなど、迅速な対応に努めてほしいと思うがどうか。

緊急雇用創出事業について、市は基本的に民間に委託する考えを示しているが、発注に当たっては、一つの事業を幾つかに分割することで、市内業者の受注機会を拡大できるのではないか。

契約方法は、今後道が示す要綱に従い、原則として入札になるとのことであるが、より多くの雇用を創出するという制度の趣旨にかんがみると、入札で価格競争をさせることはなじまないと思うがどうか。

また、港湾施設環境美化事業については、その内容がふ頭の清掃や上屋の塗装など高度な技術は不要と思われることから、小規模な建設業者など、経営の厳しい会社が受注できるよう配慮してほしいと思うがどうか。

管内の有効求人倍率は0.38倍で、特に中高年者の雇用環境は極めて厳しくなっており、今後、税や国保料の滞納や生活保護受給者の増加につながって、本市の行財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあると思うがどうか。

このたびの雇用交付金事業については、要件が厳しく定められているが、地方六団体は地域の実情に即した効果的な取組が行えるような制度の緩和を要望している。例えば、本市においては、農業研修と雇用対策を組み合わせ農家の後継者不足の解消を図るなど、独自の取組を検討してはどうか。

政府はさらなる追加経済対策の検討に入ると聞くと、緊急雇用の拡充が盛り込まれる可能性があることから、迅速に対応できるよう情報収集に努めてほしいと思うがどうか。

100年に1度の大不況と言われる現在、政府も未曽有の金融経済危機を克服すべく、さまざまな対策を打ち出している。自動車産業の不振など地域特有の産業基盤により深刻さは異なるが、本市における業種別の影響はどうなっているのか。

市内企業は、原油・原材料の高騰によりダメージを受けている中、昨年9月以降の世界不況の余波も出はじめているため、市内の経済状況について把握をしておく必要があると思うがどうか。

このたび小樽商工会議所は日専連ビルを購入し移転する方針を示したが、その費用については「小樽経済センター」建設を目指して積み立てていた基金約1億1,700万円を充て、残りは金融機関からの融資で賄うと聞く。市は会議所の運営費などに補助金を支出しているが、経済センターとして活用するとの相談を受けた場合には、ビルの購入費についても補助する考えはあるのか。

また、経済センターとして運用されていくのであれば、市が運営費を補助している物産協会や観光協会に対して、入居するよう働きかけることは可能なのか。

今後、会議所はテナント収入を得ながら借入金を返済していくことになるため、市は可能な限りの支援策を講じてほしいと思うがどうか。

夜景スポットである毛無山展望所は、夜になると車が列をなしているが、近年、財政上の理由から仮設トイレを設置していないため、悪臭が漂うことがあり、せっかくの風景が台なしになっている。展望所に至る国道393号は、このたび俱知安までの全線が開通し、「メープル街道393」と命名され、新たな観光ルートとして期待されていることから、何とか整備することはできないか。

市は国にトイレの設置を要望したものの、認められなかったとのことであるが、今後も粘り強く交渉し、観光客が気持ちよく利用できるよう努めてほしいと思うがどうか。

本市の農業については都市近郊型であり、「地産地消」と観光の魅力である「食」を結びつけるためには、どのような施策が有効と考えているのか。

現在、小樽産のブドウを活用した新たなスイーツが開発され、販売されているとのことであるが、こうした業種を越えた連携により、地元食材を活用した特産品をつくるなどの取組が重要ではないか。

市内農業者は高齢化しているが、若い世代の中でも自然の中で子育てをしながら農業を営むことへのニーズが高まっている。定年退職者ばかりではなく、こうした世代をターゲットとした受入れ態勢を検討すべきであり、法の規制があるから難しいという姿勢ではなく、どうすればそうした施策を打てるのか、積極的に研究してほしいと思うがどうか。

就農者は定住人口となるものであり、市は観光分野や人口対策の観点からも、農業の価値をもっと認識すべきではないか。

市は平成21年度予算において港湾施設関係の使用料収入が前年度より1,300万円も減少すると見込んでいるが、これはロシアの輸入関税引上げに伴う輸出中古車の減少により、指定保税地域使用料が大きく落ち込むためとしている。小樽港が活性化するためには近隣諸国への輸出増を図る必要があると思うが、市は、どのような見通しを持っているのか。

また、同時に国内取引の促進に向け、ポートセールスを行うなど地道な取組を継続し、小樽港の発展につなげてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第39号及び第40号並びに陳情第1110号ないし第1114号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第39号及び第40号は否決、継続審査中の陳情はすべて採択を求める討論を行います。

議案第39号は、小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案です。平成16年に卸売市場法改正で規制緩和が行われ、5年間の準備期間を経て、21年4月から、卸売業者の委託手数料は、届出制によりみずからが委託手数料の額を定めることができるようになります。しかし、手数料の自由化で、卸売市場間、卸売業者の手数料の引下げ競争を招くことは避けられず、収入の大半を委託料に依存する卸売業者には死活問題となるものです。ほかに卸売市場法改正では、買い付け集荷の自由化も行われ、経営悪化に苦しむ中小卸売会社のとうたを進める危険性は否定できません。

卸売の集荷力が落ちると、それに伴い仲卸は一層集荷競争で不利になり、経営を脅かされることとなります。平成16年の卸売市場法改正時点でも、仲卸の経営状況は大変深刻で、赤字業者の割合が青果で41.8パーセント、水産で46.7パーセントという状況で、その後も厳しい経営です。規制緩和は、卸売業者の廃業と市場廃止につながりかねず、小売店は仕入先を、中小産地は出荷先を失い、結果として地域商店街のますますの衰退を招き、消費者への影響も免れません。

議案第40号は、小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案です。青果卸売市場の場合と若干の違いはありますが、T K C発行の戦略経営者2005年1月号で、卸売市場法改正の下での委託手数料の自由化は、市場原理に基づき、取引先のニーズに即したビジネスを行う業者が有利となるため、業界の再編ととうたが進む可能性が出てくると述べているとおり、青果市場の場合と同様の危険性は否めません。議案第39号とともに、委託手数料の自由化には賛成できません。

継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号は、灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方についてです。小樽市生活環境部生活安全課の生活必需品小売価格調査では、灯油は平成21年3月は1リットル当たり平均59.38円、対前年比38パーセント下がっています。しかし、ガソリン価格は1、2月は下がったものの、3月はまた上がり、価格は不安定ですし、プロパンガスは対前年比約5パーセントの値上がり、食料品22品目中、野菜、肉、魚、加工食品、米などの9品目は対前年比2パーセントから33パーセント上昇しており、市民の暮らしも、また食堂、運送業などの営業も依然として圧迫されています。平成20年の市内企業倒産件数、負債総額、従業員数も19年を大きく上回り、今年に入り、グランドホテルの閉館、水産加工会社の経営破たんと続き、離職を余儀なくされた従業員の新たな就職も極めて厳しい事態です。商工会議所が行っている平成20年度第3四半期の小樽市経済動向調査結果でも、全業種の業況は悪化と答えたのは61パーセント、売上げ減少は61.9パーセント、採算悪化は59.7パーセントに上り、来期の見通しでは業況悪化が60.2パーセント、売上げ減少は62パーセント、採算悪化は55.6パーセントと大変厳しい見方を示しております。

陳情は、灯油価格引下げのため、販売業者に対して助成と指導を行うように求めています。今のところ、灯油価格は下がっていますが、昨年の異常な灯油価格上昇は、やはり投機マネーによるものでしたから、この投機マネーをしっかりと規制しない限り、また灯油価格の高騰につながりかねません。市民と業者の苦しい経営状況から陳情の願意は妥当です。他会派の皆さんの御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第39号及び第40号並びに陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時04分**

**再開 午後 3時25分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第33号について、本年6月1日に改正薬事法が全部施行されることで、処方せんを要しない一般医薬品の販売業が再編され、現行の一般販売業と薬種商販売業のうち既存薬種商は店舗販売業に統合されることとなる。これらの業種の方が引き続き店舗販売業として営業する場合は、3万700円の許可手数料を納める必要があり、3年間の経過措置が設けられているとはいえ、関係業者が混乱することのないよう、制度の周知を徹底してほしいと思うがどうか。

陳情第1145号について、男女平等参画事業の一環として、平成3年から実施している女性国内研修を新年度は中止するとのことである。市の厳しい財政状況から事務事業の見直しを行った際、市民生活に与える影響が比較的低いと判断したため、予算計上を見送ったとのことだが、この決定に当たっては、長年にわたり研修に深くかわかり、研修後も市の協議会などで大きな役割を果たしている女性団体に何の説明もしておらず、市長の言う市民と協働の市政運営とはとても言いがたいものではないのか。

男女平等参画の意識を高めていくためには、市民の参加と協力が不可欠であり、研修事業については一度復活させた後、今後のあり方などについて、関係団体と十分協議をするのが筋ではないのか。

研修を中止した一番の理由は、財政状況が厳しいためとのことだが、女性の地位向上を目指して一生懸命努力している団体に対しては、市としても支援をしていくべきであり、今回のように事業を中止するのではなく、一部を参加者負担として事業を継続していく方法はとれなかったのか。

女性がリーダーシップを発揮するため、学ぶ機会を多く創出することも市が果たすべき大事な役割であり、今後、より有意義な研修を企画してほしいと思うがどうか。

女性の地位向上と社会参画を目指すという観点から、仕事を持つ傍ら、こうした研修への参加を希望する女性が非常に増えていると聞く。しかし、休暇を取得できないなどの理由で、参加できない女性もいるので、今後、国内研修の復活も含め研修の推進を検討していく中では、雇用主に対し参加しやすい環境を整えるように、積極的な働きかけを行ってほしいと思うがどうか。

国では、介護保険における要介護認定制度の見直し作業を進め、新年度から新しい認定システムへ移

行することとしているが、新システムでは、重症度を判断するのに必要と思われる14項目が削除されたことにより、情報不足から要介護度の低い判定につながりかねないと危ぐする声も上がっている。昨年、国が約3万件を対象に実施したモデル事業においても、全体の約2割が従来より軽度に判定される結果が出ており、このままでは、介護サービスが抑制されることにつながるため、今後、市でも本格的に実態調査を行い、現場の声を国に訴えていくべきではないのか。

市内の公立保育所における入所児童数を歳児別に見ると、現員数が定員数を2倍ほど上回っているところが数か所ある。現在、国の基準では、定員を超えて子供を受け入れることは可能としており、歳児別についても保育所の施設設備の最低基準を超えない範囲であれば可能とのことであるが、例えば3月1日時点の銭函保育所で、6名もの待機児童が発生しているのはなぜか。

保育士の数が不足していることを理由としているが、保護者は一刻も早い入所を待ち望んでおり、必要な人員の確保に向け努力をしてほしいと思うがどうか。

女性のライフスタイルの変化に伴い、保育のニーズも多様化しているが、国では児童福祉法の一部改正を行い、家庭的保育事業の充実を図っている。この事業は平成12年度に応急的措置として創設され、保育士や看護師の有資格者である、いわゆる「保育ママ」が、保育所と連携を図りながら自宅などで少人数の主に3歳未満の子供を保育するという内容であるが、より家庭的な環境の中で保育をしたいという母親のニーズも増えている。22年度からは、事業が制度化されることになり、有資格者でなくても、必要な研修を受けることで「保育ママ」になれるとしており、これを契機に元保育士や保育にかかわりのある仕事を希望する人など、今後、市が子育て支援策を推進する上で必要な人材の発掘も期待できることから、この事業の研究を行い、実施に向け検討すべきではないか。

近年の長引く不況により、いわゆる生活困窮者と呼ばれる低所得者層の中でも、特に生活保護基準に限りなく近い所得の者が増えていると思われる。こうした状況の中、親の収入が下がり、授業料を払えなくなった子供が、高校の中退を余儀なくされているという深刻な問題も発生していると聞かすが、市ではこのような相談を受けた場合、どのような支援をしているのか。

また、相談者に、後日、連絡を取り、その後の状況を聞いて相談者の不安が取り除かれることもあるため、ぜひこのようなアフターフォローを実施してほしいと思うがどうか。

日本では、家庭に子育ての責任があるという考え方が根強く残っているが、子供が社会に出るまでの準備期間を手助けすることも、国が取り組むべき重要な福祉政策と思うので、経済的理由から就学困難になっている子供であっても、安心して教育を受けることができる施策を検討するよう、国に対し要望してほしいと思うがどうか。

市立小樽病院高等看護学院条例によると、修業年限は3年で学生の定員は90名と規定されていることから、毎年の募集人員は約30名になっている。しかし、国の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」第4条第5号では、「同時に授業を行う学生又は生徒の数は40人以下」と規定されており、看護師が不足している本市の現状を踏まえると、学生の定員を増やすよう条例を見直すべきと思うがどうか。

また、学院卒業後も市内の病院で勤務してもらおうという働きかけを行ってほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第33号並びに陳情第250号ないし第252号、第1003号及び第1145号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1145号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第33号は否決、陳情第1145号は採択、継続審査中の陳情第247号、第250号ないし第253号、第258号、第1003号、第1116号及び第1117号はいずれも採択を主張して討論します。

議案第33号は、薬事法改正に伴う条例の一部改正です。法案の違法ドラッグ対策、一般用医薬品の販売時の情報提供が、これまでは努力義務とされていたものを、リスクの高い第1類については、薬剤師による情報提供を義務化したこと、また相談を受けた場合は、すべての医薬品について応答することを義務づけたことは評価できます。

しかし、次の点では賛成できません。

第1は、店舗販売時に薬剤師が不在である実態を改善するのではなく、新たに登録販売者に医薬品の販売をさせることです。これは、薬事法の原則である薬剤師による医薬品の販売という原則を崩し、薬の安全な使用を担保する仕組みを形がい化させるものです。第2の理由は、一般医薬品をリスクの程度で分類し、それぞれに情報提供、販売方法を規制していますが、ハイリスクの第1類は、現在の一般医薬品485成分のうち、わずか11成分しか入っていません。第2類とされている中でも、医療用として使用されている例も多く、これらの分類は見直しが必要です。第3は、経過措置についてです。現に営業している配置販売業者の法人事業者については、従来どおりの配置薬を取り扱う限りは、資格・試験なしに期限なく業務が行えることになっています。この取扱い薬の中には、リスクの高い薬も含まれており、経過措置の中で、旧制度の不備がそのまま残されることは、医薬品の安全使用にとってマイナスです。以上の理由によって、薬事法改正に伴う条例改正には賛成できません。

陳情第1145号は、陳情者の趣旨説明にもありましたが、平成3年から継続されてきた研修事業を財政的理由で今年度から廃止するものです。長年にわたり事業に参加し、市内で地域リーダーとして活動し、市政にも積極的な参加をしてきた女性組織に一方的な廃止を告げることは問題です。市民と協働のまちづくりを進めていく立場からも、今回はこれまでどおり実施して、十分な話し合いの下で今後の方向を決めるべきです。陳情の願意は妥当、採択を求めます。

継続審査中の陳情第247号、第250号及び第251号は障害者支援にかかわるものです。障害者自立支援法は、1割負担の導入で、障害が重度になればなるほど、自己負担額が増大し、施設運営も困難になり、国は見直しの方向です。

陳情第247号は、サービス利用に伴う自己負担の軽減や認定区分の見直し、地域生活支援事業への要望、事業所の安定した運営を求めるものであり、国の見直し方向に合致しており、願意は妥当です。

陳情第251号第1項目は、重度障害者のリフトカー使用制限の変更の撤回を求めており、既に陳情趣旨を取り入れ改善されています。他の項目、陳情も障害者の地域生活支援の充実のためであり、願意は妥当です。

陳情第253号及び第258号は、生活保護の母子加算削減と保護基準引下げ反対を国に要請を求めるものです。急速な雇用悪化の中で、生活保護受給者が増大しており、国民生活の格差が拡大しています。このようなときに、さらに最低生活基準である生活保護の引下げをする時期ではありません。

陳情第1116号及び第1117号は、福祉灯油制度の拡充を求めるもので、灯油高騰による市民生活への支援であり、納得できるものです。

陳情第252号は、携帯電話基地局建設に伴う電磁波による健康被害を心配するものであり、陳情第1003号は、朝里新光地域における多目的コミュニティセンター設置希望です。いずれも地域で生活する市民の要望として、いずれも願意は妥当、採択を主張します。

議員各位の賛同をお願いして、討論とします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第33号並びに陳情第250号、第252号、第1003号及び第1145号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 10番、斉藤陽一良議員。

(10番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

**10番(斉藤陽一良議員)** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第44号市道路線の変更については、市営オタモイD団地の建替えに伴い、市道用地の確保が一部困難となるため、市道オタモイひろば通線の延長を削減するものである。この道路は、幹線道路への連

絡通路として利用されており、路線の短縮により回が必要となることで、高齢者が多いこの地域の住民にとっては、不便になることが懸念されるが、住民への周知はどのように行っているのか。

また、当該路線の周辺は急こう配な土地に住宅が形成されている地域のため、1年を通して安全な生活道路の確保が望まれており、特に冬期間においては今後も除雪体制を維持するよう努めてほしいと思うがどうか。

国や道では、緊急輸送道路としての橋りょうの耐震補強を平成17年度からの3か年で実施しており、市内で該当するもののほとんどは工事が完了している。市が所管する橋りょうのうち、国や道の耐震補強の対象と同様に昭和55年より古い道路橋示方書で設計されたものは93橋あり、かけ替えや大規模修繕は、今後、策定される長寿命化修繕計画のもとで行われていくとしているが、耐震化を目的としたものではない。小樽市の建築物の耐震改修促進計画は、21年度から施行予定とのことであるが、橋りょうについてもこの計画に盛り込み、安全確保に力を入れてほしいと思うがどうか。

水道管の耐震化については、管の素材を伸縮性のあるものにしたたり、継ぎ目をくさび型にして、災害時に抜けにくくするなどの方法があるが、材料や設置費用は通常管と比べて割高とのことである。小樽は地震が少ないこともあり、費用対効果を考えると、すべての管を早急に布設がえすることは難しいとしても、被災した場合を想定し、避難所や病院などにつながる水道管を優先的に耐震化すべきと考えるが、現状ではどの程度進んでいるか。

旧板谷邸の隣接地のマンション計画は、市民や議会からもその動向が注視されている。市は、新年度から新たに施行される景観計画の基準に沿うように指導していると思うが、外壁の色や素材、形態・意匠について、どのような協議がされているのか。

旧板谷邸の周辺は、かつての豪商の邸宅が建つ小樽の都市形成において重要な地域であり、重要眺望景観地域の水天宮地区にも隣接していることから、高さ制限を最大限利用した25メートル弱の建築物が建ってしまうと、眺望が阻害されることも懸念される。極力高さを抑えてもらうなど、相手側と粘り強く交渉を続け、地区にふさわしい景観が保たれるよう努めていくべきではないか。

旧板谷邸の隣接地に建設が予定されているマンションについては、新年度から施行される景観計画の基準に基づいて指導が行われるとのことであるが、ガラスの色など、地区ごとに定められた「行為の制限に関する事項」には示されていない項目について、指導できる範囲はどの程度なのか。

景観計画に定める基準には、色彩こそ明確な数値が示されているものの、形態や意匠については、周辺との調和や配慮などと抽象的な表現が多いことから、行政の指導は難しいとは思いますが、今後、同様の案件を取り扱う場合も、相手側と交渉する中で理解を得ていくことが大切と考えるがどうか。

市内には、登録歴史的建造物に選定されなかったものの、歴史的価値が見いだせる建築物がまだ数多く点在している。これらについては、建物の老朽化が進んでいるが、市からの助成がないため、個人での維持が難しく、仮に取り壊すことになっても、公に議論のないまま解体されかねない。実際に売却され市外に移設されるという話もあり、歴史のまち小樽にとって大きな損失と考える。市は、今後、こうした建築物の取扱いについても協議し、本市の歴史的遺産が失われていくことのないよう、努力してほしいと思うがどうか。

旧国鉄手宮線は、線路そのものだけでなく、沿線に並ぶ古い家屋などにより、過去にタイムスリップしたような懐かしさがある。新たな観光拠点とするため、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を財源として、市民や観光客のボランティアによる環境整備を実施するなど、話題性が期待できる方策をとったり、さまざまなイベント会場として提供し、機会があるごとに人を呼びこむことで「小樽に旧手宮線あり」をアピールしてはどうか。

旧手宮線の基本的な活用の方向性については、旧国鉄手宮線活用懇話会が報告を取りまとめた後、庁内関係部局による協議を経て、来年度中にも決定することだが、中心市街地活性化基本計画でも、にぎわい創出のかぎとして位置づけられた場所であるため、まず行政がどのように歴史的資源である旧手宮線を再生するかという意志を持って、まちづくりを進めるべきと思うがどうか。

ペットボトル「小樽の水」の売上げは、発売当初から伸び続けているとのことだが、そもそもの販売目的には、「水道水のおいしさの再認識」というものがある。水道局はライフラインとして安全・安心な水を供給していく一方で、市民にはふだんから商品価値のあるおいしい水を飲んでいるという意識を持ってもらうために、「小樽の水」のさらなるアピールが必要なのではないか。

販売促進の一環としては、マラソン大会などのスポーツイベントに協賛し、参加者に無償配布する方法も考えられるが、製造費が水道料金で賄われているため、無償配布はなじまないというのであれば、市のホームページにバナー広告を掲載するなど経費をかけない形でPRしてはどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号及び第1143号について、いずれも採択の討論を行います。

陳情第1号は、市道潮栄線の一部にロードヒーティング敷設を求めるものです。この道路は、潮栄町会で生活する皆さんにとっては、ほかにかえようのない生活道路で、特に冬期間はカーブしている上に、こう配がきつく、非常に滑りやすく危険です。冬場の安全な暮らしを守ってほしいという住民の願いは切実であり、妥当です。

次に、陳情第246号です。市道桜18号線の道路幅について、実際に使用できる道路の幅を現状よりも広げることが求めるものです。地形や道路状況から見て、大変困難ではありますが、本格的な道路改良でなくても、現状の道路幅を少しでも広げてほしいと言っており、臨時市道整備事業の範囲内で対応することは可能です。

陳情第644号は、市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道に手すり設置を希望するものです。既に、神社線は、昨年7月3日に手すりが再設置されています。石山線は、神社線に比べて道路幅が狭く、手すり設置には工夫を要する路線ですが、住民の不安を少しでも解消し、安全確保にこたえていくべきです。

陳情第1143号は、雇用促進住宅銭函宿舍を公的住宅として存続することを求めるものです。議会は、平成20年第3回定例会で、雇用促進住宅廃止計画の見直しを求める意見書を全会一致で可決しています。全国の議会や住宅廃止反対の住民運動に押され、1月8日、厚生労働省は廃止方針の見直しを行うことが明らかになっています。今回の見直しには、雇用促進住宅の退去促進のあり方も含まれています。本来なら、派遣切りなどで住居を失う人が増加し、ますます役割が重要になっているわけですから、住宅は廃止せず、入居者退去方針は撤回すべきです。全国で約30万人が居住する雇用促進住宅は、1997年、国から地方自治体への譲渡が決められていました。ところが、その後、オリックスの宮内義彦会長が議長をしていた規制改革民間開放会議の報告書で、更地にして民間に売却する方針が打ち出されました。

2月25日の衆議院予算委員会で、我が党の佐々木憲昭議員は、2007年、三菱総合研究所が売却促進のため、「民間の不動産取引にかかわる専門家などを含む強固な体制を構築すべき」との報告書まで出して、これを暴露しています。これでは、国有財産を売るのも買うのも民間で、かんぼの宿と同じ仕組みで、国民の財産を不明朗な安値で一括譲渡することにもなりかねません。そのために、住居居住者を強制的に退去させることは、大問題です。与謝野財務相は、「規制緩和について、国がやっていることはみんな間違いで、民間がやっていることは正しいという空気があった。民間の知恵をかりればいいというものではない」と述べており、雇用促進住宅廃止計画は、大きな転換点を迎えています。住民の願意は、今日の情勢を見ても、その妥当性は明らかです。採択して、議会としてもこたえていくべきではないでしょうか。

議員各位の賛同をお願いして、反対討論とします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号、第644号及び第1143号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

**19番（佐々木勝利議員）** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、学校規模・配置の適正化を進めるに当たっての基本的な考え方は、「小樽市立小中学校の学校規模・配置の在り方検討委員会」の答申に基づき行っているとの答弁を繰り返すが、委員会の会議録を見ても、これを行うことにより、子供の学力にどのような影響を与えるかということについては、何も議論されていない。これは、市教委が在り方検討委員会に対し、学力に関することには全く触れず、児童・生徒数の推移や耐震化に関することなど、おのずと統廃合を行ったほうがよいと判断される資料しか示していないからではないのか。

また、この委員会は2回議論を行っただけで、3回目には結論を出す方向に至っており、結局、市教委がにしきの御旗としている答申は、十分な情報を与えられないまま誘導され、拙速に出した結論であることは、明らかではないのか。

学校適正配置計画を実施する理由として、少子化が進む中、全市的な観点から、児童・生徒によりよい教育環境の整備充実を図るためと、今までと同じく通り一遍の主張を繰り返しているが、これでは前回の計画のときと同じ轍を踏みかねない。大変厳しい財政状況のため、耐震工事の対象になっている32校すべてを実施することは難しいという現状を市民に正直に説明し、やむを得ず適正配置を行うという姿勢を強調すべきではないか。

また、地域から学校がなくなることをデメリットとしてとらえる保護者も多いことから、例えば、先進的な教育活動を取り入れたり、地域との連携を図る目的で学校のグラウンドの一部を市民農園として開放するなど、再編を行うことによるメリットを考える必要があると思うがどうか。

今回示した「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」の素案の中でも、望ましい学校規模を小学校12学級以上、中学校9学級以上とうたっているが、その一方で、小規模校の長所についても数点例示している。昨年、実施した地域懇談会の出席者からも、小規模校の優位性が指摘されていることから、今後、適正化基本計画を進めるに当たり、この長所をどのように取り入れ、生かしていく考えなのか。

また、学校再編成を行うに当たっての考え方として、小学校と中学校の連携を視野に入れるとあり、特に新たな学校配置では、中学校に進学する際、小学校から進学する通学区域が細分化しないように設定を行うとのことだが、具体的にはどのような連携を考えているのか。中学校に進学する際、不登校になる子供が増えるというデータもあることから、小学校高学年の時期に各科目ごとに中学校の教員が授業を行うなど、児童と教員の交流を深める場を設けることも検討すべきではないのか。

小中学校再編計画は前期8年、後期7年の長期にわたる計画となっているが、15年と決めた根拠は何か。計画によると、市内を六つのブロックに分けたうち、4ブロックは前期に再編を行うとしている一方で、朝里地区と銭函地区については時期が明記されていない。今後行う基本計画素案の地域説明会や、その後予定されている地区別懇談会については、再編の時期によらずにすべてのブロックで一斉に行っていくという認識でいいのか。

前期に行うか後期とするかは、耐震改修工事を行う時期によって決定されるようにも聞こえるが、後期とされているブロックでも、地域との調整がつけば前倒しすることも可能とのことなので、15年もかかずに早期に実施してほしいと思うがどうか。

現在、市教委では、いわゆる望ましい学校規模を基準として小中学校再編計画を進めているが、例えば、中心市街地から離れている地域の小規模校が、統廃合で廃校になった場合、これまで災害時の避難所や地域のコミュニティセンター的な役割も兼ね備えてきた学校がなくなることによって、地域住民の生活に支障が出るおそれはないのか。

今回の素案によると、平成22年度からの15年間で学校数がほぼ半減する計画になっており、例えば、地域内に2校ある学校のどちらを残すのか議論がまとまらない場合は、新設することを提案したほうが理解を得られやすいと思うがどうか。

また、市内6ブロックのうち「中央・山手地区」と「南小樽地区」については、学校間の距離が非常に近いということを考慮し、両ブロックの枠組みを越えて学校再編成を行うことも視野に入れ、柔軟性を持たせて考えるべきではないのか。

望ましい学校規模として、小学校を12学級、中学校を9学級とし、1学級30人程度の学級編成を目指すとしており、これは体育、音楽、クラブ活動については適していると思うが、保護者の関心が高い英語や国語などのいわゆる主要科目については、25人を超えると、教員の目が行き届かないため、教えきれないとの調査結果も出ている。

また現在、小学校における1学級の平均人数は約26人であり、この人数は教育研究機関で行った研究成果によると、最も授業効果が上がる規模とされているなど、あらゆる学説が示されているにもかかわらず、無理に今の状況を崩してまで、効果が疑問視されている30人学級を目指す姿勢は問題ではないか。

こうした研究結果との検証も行っていない市教委の説明には、何の裏づけもなく、極めて問題と思うがどうか。

学校規模・配置の適正化については、関係者の理解と協力を得ることを大前提として、スムーズに実施されることを期待している。基本計画策定の趣旨では、限りある資源を有効に活用することをうたっているが、これは物質的な面に限ったことではなく、人材に関しても言えることである。市教委は、学力学習状況調査結果の説明に当たっても、都合のよいところばかりを強調する傾向が随所に見られ、このようなスタンスでは、今後の地域説明会などでも保護者の理解が得られるとは思えないため、もっと真しな姿勢で臨むべきと思うがどうか。

市教委は、学校適正配置計画の今後の流れを示したお知らせを各町会に回覧したとのことだが、見ていない住民も多いと聞く。今回の計画は、市内41校すべての小中学校を対象としたものであり、市民にもっと関心を持ってもらうためにも、「広報おたる」に特集を組み、周知を徹底してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方について、採択を求めて討論をします。

本委員会に提案された小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の素案の審議では、今、まさに小樽市の小中学校が直面している学力の向上、いじめや不登校を乗り越えて、どのように子供たちの学ぶ権利を保障していくのか、こういった教育本来の課題遂行の道筋が見えてきません。在り方検討委員会の答申に基づいて素案を作成したといいますが、在り方検討委員会では、戦後日本の教育の到達点や教育学者、専門家などの研究成果の下に、小樽市の教育をどう発展させていくのかといった討議の素材となる資料も提出されていません。

また、学級規模が学力に与える研究成果については、「教育方法の多様化に伴う学習集団の規模とその教育効果について」「学級規模が授業と学力に与える影響：全国4県児童生徒調査から」「学級規模が授業に与える影響に関する実証的研究：小学校における教員調査を中心に」など、大学教育センターを中心にした研究成果が発表されていますが、こうした資料についても、在り方検討委員会に示して検討されていないことも明らかになりました。

児童・生徒数の推移を示して、少子化だから、また学校の耐震化のために、学校統廃合が必要だとした資料のみで議論が行われてきたことも問題です。素案を検討する教育委員会自身、さきに挙げた研究成果を議論の素材に取り上げた形跡はありません。教育に関するこういった議論も行われなかった在り方検討委員会の答申と教育委員会の論議を基につくられた素案の中で、児童数の減少することに伴い、学校教育本来の機能が十分に発揮されないと結論づけている根拠は、どこから導かれたのでしょうか。上記に示した研究成果に照らせば、小樽市の現在の小学校の学級規模の平均は、最も学力向上に効果があるとされている規模であり、こうした教育環境を最大に生かした教育活動こそが今求められているものです。保護者、地域住民の力を余すことなくかりながら、小樽市の子供たちの育成に向けて、小樽市教育委員会がどう取り組んでいくのか、地域に根差して、生き生きと教育活動を展開している小規模校の取組にこそ学ぶ点が多いのではないのでしょうか。

豊倉小学校と子供たちが、いかに地域住民に愛されているのか、陳情の趣旨から伝わってきます。この陳情の趣旨の思いに寄り添ってこそ、小樽市の教育の未来があることを訴えて、陳情の採択に議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

**24番（成田晃司議員）** 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成21年度は市立病院改革プランと地方公営企業法の全部適用がスタートし、再編・ネットワーク化協議会を進めていくことに全力を注がれることと思うが、改革プランでは、23年度までに両病院の統合新築に着手するとしており、市は今後どのような道筋を想定しているのか。

これまで総務部に設置していた新病院を担当する部署は、4月から新たに設ける病院局の経営企画部に吸収させるとのことだが、これまでどおり新病院の建設に向けた体制は維持されると考えてよいのか。

一般会計から病院事業会計への繰出金は、22年度に不良債務解消分の最終年度を迎え、以降、総額が大幅に減少する計画となっている。このことから、不良債務が解消される23年度には、新病院について一定の判断をするべき時期が来ていると思うが、どのように考えているのか。

新病院の建設に向けた事業の再開に当たっては、一般会計の財政健全化を前提とし、再編・ネットワーク化協議会の協議を踏まえた中で秋には結論が示され、市立病院の規模やあり方が決定するとしているが、結局は、財政的な裏づけが見込めることが条件と考えてよいのか。

そもそも病院事業会計が抱える多額の不良債務は、築港再開発の時期に一般会計からの繰出金をやめ、貸付金にしたことで生じたものである。このような財政状況が劇的に改善するとは考えにくく、市は新病院の計画はいったん休止し、当面は再開できないということを暗に示しているのではないのか。

市長は、市立病院の新築統合を公約に掲げて当選したが、財政的な事情により、新病院の計画が進められない現状について、市民に対して説明し、理解を求める考えはあるのか。

市立病院改革プランにおける平成21年度の収支計画は、昨年9月に退職した内科医2名が補充されることを前提に算定しており、医師の派遣について大学医局に引き続き要請しているとのことだが、現状の見通しはどうか。看護師については、4月から定員に対し両病院で63名もの欠員が生じるというが、7対1入院基本料の適用は継続可能なのか。

20年度の病院事業会計は医業収益の減少から、6億8,900万円もの減額補正となったが、21年度以降、収支計画とのかい離が大きくなった場合は改革プランを見直すのか。公立病院特例債については、1億3,000万円余りの利子に交付税が措置されるものの、反対に改革プランの達成度合いによっては、ペナルティーが科せられるとのことであり、この算定方法など具体的な内容については把握しているのか。

改革プランの収支計画では、入院・外来収入に占める材料費の割合を、平成20年度の見込みに比べ21年度は若干削減するものの、22年度はそのまま維持するとしている。材料費の削減については、これま

でも取り組んできたとのことだが、さらなる在庫の適正管理や価格交渉に努め、一層のコスト削減を図ってほしいと思うがどうか。

また、4月から新たに設置される病院事業管理者の給与などの経費が、4年間で約1億円となるが、その費用対効果については明確に示すことはできないとのことである。例えば医師確保の人数やコストの削減額など、具体的に数値で示せないのでは、疑問を感じる市民も中にはいるのではないか。

管理者には強いリーダーシップを発揮し、改革プランを実行していくことが期待されており、収支計画が前倒しで達成できるよう努めてほしいと思うがどうか。

市立病院が果たす役割について、何をその柱にすべきと考えているのか。小樽病院において基本となる診療科は、内科、外科、整形外科であると思うが、医師確保が可能となった場合には、小児科や産科を含めた診療体制を整えることが望ましいのではないか。

市立病院の経営は、医師不足により厳しい状況となっているが、単年度では回復傾向にあり、おもしろとなっている不良債務については、公立病院特例債の導入と一般会計の繰入金により解消が図られる見通しとのことである。今後は、病院事業管理者の下で、職員の意識改革を行い、新たな組織体制により単年度の黒字化を目指していくというが、今後の収支をどのように見込んでいるのか。

両病院の入院・外来患者数は近年減少が目立っており、小樽病院の診療科の休止や専門医の不在も一つの要因と思われる。これまで受診していた患者が、現在はどこに通院しているのかという実態について、追跡調査をしたことはあるのか。

内科で呼吸器の専門医が不在となったことで、肺がんの患者は他の病院を紹介しているが、軽症の肺炎であれば診察している例もあるなど、患者には診療できる範囲がわかりにくく、結果として困惑させているのではないか。

また、小樽病院の医師が独立開業したことに伴って転院した患者の中には、診療科ごとに複数の病院に通うこととなり、負担を感じている方もいる。こうした問題を解消するため、まずは、地域連携室を十分に機能させ、新病院の方向性を含めて、市内の医療体制が整理されるよう、早急に取り組んでほしいと思うがどうか。

平成20年度の両病院の看護師は、平均で26.3人の欠員が生じており、これに相当する給与費は1億6,000万円にも及んでいるが、市立病院改革プランの収支計画においては、これまでの欠員の実態から、20年度上期の看護師の人数に基づいて策定しているため、定員より15人程度少ない給与費で見込んでいると聞く。これでは適正に定員が確保された場合には成り立たない計画であり、疑問を持たざるを得ないが、どのように認識しているのか。

看護師は中途退職などが多いため、募集をしても補充しきれないという事情があるとはいえ、この定員は患者の安全を守る上でのぎりぎりの配置数となるものであり、当然満たすべきものと考えて策定に当たるべきなのではないか。

市長は、市立病院の現状について、会合などに出席した際に説明をしているというが、市民の中には依然として市立病院の先行きに不安を感じる方もいる。新病院建設の必要性については、以前にも説明会を開催した経緯があることから、今後は、広報誌以外の方法も検討し、もっと市民周知に努めてほしいと思うがどうか。

ある都市では、市民病院が存続の危機に直面した際、市民から存続を求める機運が高まり、市民運動に発展したという例を聞いており、当市においても、地域医療における市立病院の役割や必要性を十分にアピールして、病院のあり方について市民を巻き込んだ議論が盛り上がるよう取り組んでほしいと思うがどうか。などあります。

なお、閉会中の1月29日に開催されました当委員会におきまして、小樽市立病院改革プラン原案に対するパブリックコメント及びプランの決定について、病院事業会計に対する繰出金について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情はいずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第49号及び第50号」を一括議題といたします。

まず、議案第49号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** ただいま上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第49号人権擁護委員候補者の推薦につきましても、鈴木美代子氏の任期が平成21年6月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 次に、議案第50号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**25番（前田清貴議員）** 議案第50号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提出者を代表し提案理由を説明いたします。

本年4月1日から、病院事業に地方公営企業法の全部が適用されることから、その組織改正に伴って、総務、厚生両常任委員会が所管する部局の名称を変更するために、所要の改正を行うものであります。

なにとぞ御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提出者を代表しての提案説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより順次、採決いたします。

まず、議案第50号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第49号について、採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第18号」を一括議題といたします。

意見書案第10号ないし第18号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第9号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

**7番(菊地葉子議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第8号の提案説明を行います。

意見書案第1号は、西松建設の献金問題の疑惑究明に関する意見書案です。

「野党第1党国会での質問にも及び腰」、マスコミにこのように書かれました。西松建設違法献金事件は、ゼネコンと政治家との癒着が今も連綿と続いているのではないかという疑惑を国民に植えつけ、政治不信を呼び起こしています。公共工事受注企業の献金は禁止ないしは制限するとの法案を提出してきたことには、今度の問題で、国民に納得のいく形で説明を果たす責任があります。そのことこそ、政治と金の問題を根絶する第一歩になるとの思いで意見書案を提出します。

意見書案第2号は、民意を削る国会議員定数削減ではなく、違憲の政党助成金の廃止を求めるものです。

平成21年度税制関連法案の附則に、消費税増税に関することを明記することに固執した麻生首相をはじめとして、増税推進の立場の議員が、増税するには国会議員がまず身を切る姿勢を見せるべきだなどと、国民増税の露払いとして、議員定数を削減しようとする動きがあります。国会議員の削減は、身を切るのではなく、民意を削るものです。身を切りたいとおっしゃるならば、何よりも憲法違反の政党助成金を廃止して、活動の資金を税金や企業献金に頼らず、自立の立場を示すことが求められているのではないのでしょうか。

意見書案第3号は、物価に見合う年金引上げを求めるものです。

構造改革路線が、国民生活を悪化させ、内需を弱め、外需に依存するゆがんだ経済構造を強めてきた結果として、日本経済の落ち込みが急速に進んでいます。日本経済を立て直すかぎは、賃上げと雇用の確保で、国民消費を拡大することです。暮らしを立て直し、外需頼みから内需主導の経済にしていくためにも、国民所得の10パーセントと言われる年金の水準を目減りさせず、年金生活者の生活の維持をしていくこと、低年金者、無年金者の生活支援金を措置して、高齢者の暮らしの安心を保障し、将来不安を取り除くことこそが、急がれています。

意見書案第4号は、海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求めるものです。

3月13日、政府は自衛隊をソマリア沖に派遣することを目的に、現行自衛隊法に基づく海上警備行動の発令を決め、さらに派兵新法案を国会に提出しました。しかも、14日には、海上自衛艦2隻が既に出航しました。派兵の既成事実を先行させながら、海賊対策名目の新法案を強行し、派兵恒久法への突破口にしようとするもので、憲法じゅうりん以外の何物でもありません。ソマリア沖での海賊問題は、20年以上にもわたる内戦で国家が崩壊し、仕事を失った漁民が海賊化したことが背景になっていると言われます。内戦終結の努力と民主的な支援を目指しつつ、海賊取締りの警察活動で対応すべき問題です。

意見書案第5号は、消費税増税を附則に盛り込んだ来年度税制法案の撤回を求めるものです。

消費税の増税が、国民の暮らしと日本経済にどれほどの悪影響を及ぼしたのか、1997年4月に、それまでの3パーセントから5パーセントに引き上げられた経過からも明らかです。2パーセントの引上げで、家計消費が落ち込み、企業経営にも悪影響が広がり、銀行、証券会社の破たん、金融不安の広がりで、さらに消費が落ち込むという悪循環が続きました。国民の生活ばかりではなく、日本経済全体に影響を及ぼす消費税増税はきっぱりとやめるべきです。

意見書案第6号は、北電の泊3号機でのプルサーマル計画撤回を求めるものです。

有識者検討会議が昨年12月にまとめた最終報告を受け、北海道と地元4町村は、プルサーマル計画の受入れを表明しました。有識者検討会議の検討に当たっては、1,500件を超える意見が寄せられ、中間報告に対する意見の多くが、安全性についてのものであったことから、地元4町村の住民をはじめ、北海道民のプルサーマル計画への疑問、不安が検証されたわけでは決してありません。燃料に使われるプルトニウムは、ウランに比べ放射能が何万倍も強く、北電の計画でもMOX燃料をウラン燃料とは異なる特殊な燃料棒に装てんすることをはじめとして、ウラン燃料よりはるかに厳重な管理や対策を立てるとしています。こうした対策こそ、プルサーマルが核燃料サイクル全体を通じて危険性を増大させていることを示しています。事故が起きて死ぬときは家族一緒だよ、地元町村では、こうした会話も交わされています。計画の可否判断に、地元町民の声が反映されたとは到底言えず、北海道知事には、プルサーマル計画受入れを撤回することを求めるものです。

意見書案第7号は、タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求めるものです。

2002年のタクシーの台数規制を廃止する新道路運送法が施行されて以降、大量の増車や運賃値下げの発生など、輸送秩序の乱れ、ルールなき競争が拡大され、タクシー労働者は長引く消費不況の影響とあわせ、異常な賃金の低下、労働時間の延長の過剰な状況にさらされてきました。こうした中、運賃ダンピングや不正営業、繁華街での交通渋滞など、さまざまな弊害が引き起こされ、公共輸送の安全にかかわる国民的問題となっており、早急な解決が求められています。

意見書案第8号は、介護保険制度の抜本的見直しを求めるものです。

制度開始から10年目を迎えた介護保険制度です。サービスの全体量は増えながらも、保険料、サービス料は国民負担の増となり、社会保障費抑制政策の下、介護の取上げが進められてきました。家族の介護負担は重くのしかかり、介護の行く末を悲観した事件も後を絶ちません。利用者が増えたり、介護に従事する労働者の労働条件を改善すれば、そのまま保険料にはね返るといった根本的な矛盾は解決されていません。人材不足改善に向けた介護報酬の引上げに当たり、保険料値上げを抑えるため、介護保険会計への一般財源1,154億円の繰入れを政府自身が決めたことは、従来の介護保険制度の枠組みが破たんしていることを示したものです。だれもが安心して利用でき、介護保険労働に従事する人材確保のためにも、抜本的見直しが求められているものです。

以上、各議員の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

**3番（鈴木喜明議員）** 提出者を代表して、意見書案第9号北海道の自衛隊体制維持を求める意見書案について、提案趣旨説明を行います。

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより大規模な自然災害発生時には、テレビ・新聞等の報道でもありますように、救援・救難活動の切り札として、その活動の必要性和重要性は周知されているところであります。道内では、かつては北海道南西沖地震、有珠山噴火への災害派遣など、また1995年に策定された新防衛計画の大綱についての「大規模災害等各種の事態への対応」の項に基づき、新しいところでは、昨年岩手・宮城内陸地震への出動、この災害派遣活動には、全国各地から50日間で、延べ隊員2万5,772名と車両7,931台にも上る災害派遣措置がとられました。道内においても、自衛隊による災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、一刻を争う人命救助にとって、今や必要不可欠であり、道民の安全・安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきました。また、道内各地で駐

屯地施設や自衛隊員とその家族による地域経済や地域産業振興への波及効果は大変大きく、近年、第5師団及び第11師団が旅団化、特に陸上自衛隊の規模縮小が実施されたことから、隊員の減少に伴う地域社会への影響が懸念されております。

本道には、大規模な演習場や射撃場など既に整備された施設が存在し、冬期を含め四季を通し、本道の部隊のみならず、全国の部隊がこの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対する支援体制があり、その有形無形の体制は、長年をかけて構築されたものであります。その貴重な施設、信頼関係を将来とも維持、活用すべきだと考えます。

現在、国においては、平成21年度末をめどに、防衛計画の大綱の見直し及び次期中期防衛力整備計画の策定の検討に着手をされていると承知しております。今後、さらなる本道における自衛隊の大幅な縮小と隊員の削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の的確な派遣を困難にすることや、地域経済への影響は必至であります。よって、このたびの防衛計画の大綱の見直し及び次期中期防衛力整備計画の策定の検討に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制を従前同様、確実に維持されるよう、強く要望いたします。

以上、全議員の御賛同をお願いして、提出者を代表して、提案趣旨説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第8号はいずれも可決、第9号は否決を求める討論を行います。

意見書案第1号は、西松建設の献金問題の疑惑究明を求めるものです。

小沢一郎民主党代表の公設第一秘書は、2003年から2006年に、実際は西松建設からの企業献金と知りながら、西松建設のダミーの2政治団体である新政治問題研究会、未来産業研究会から2,100万円の献金を受け、政治資金収支報告に虚偽の記載をした疑いが持たれ、政治資金規正法違反容疑で逮捕されています。これだけではなく、西松建設のダミー2団体は、1995年と1998年の設立から2006年に解散するまでに、自民、民主の国会議員など14人に献金やパーティー券購入などで、総額約4億7,800万円をばらまいています。このうち、二階経済産業相の派閥「新しい波」は、3年間で838万円ものパーティー券を購入してもらっているのに、国会でこの問題を追及されると、寄附がどういう形で納められたのか、一々承知していない、一々せん索はしないなどと無責任な答弁に終始し、国民の批判と政治不信を呼んでいます。民主党小沢代表に対しても、説明は納得できないという声が朝日新聞の調査で77パーセント、共同通信社78.4パーセント、読売新聞は81パーセントにも達しています。このほか名前が拳がっているのは、藤井孝男元運輸相、尾身元財務相、森元首相、山口首相補佐官、渡辺元郵政相、加納国土交通副大臣など、現役、元含め、政府の中枢の人たちです。

西松建設は、岩手県の胆沢ダム関連工事を95億5,000万円で落札し、ほかに山形県の長井ダム、宮城県の長沼ダムなど、東北で多くの公共事業を受注、2007年の公共事業の完成工事高は、全国で1,000億円になっています。ここに投入された税金を政治家などが献金として受け取るのは、税金の還流として認められるものではありません。

民主党は、2005年の総選挙のマニフェストで、公共事業受注企業からの政治献金を全面禁止しますと公約していましたが、2002年の通常国会には、民主党、自由党、共産党、社民党の4野党で、公共事業受注企業からの献金禁止法案を共同提案しています。こういう経過を踏まえるなら、西松建設の献金問

題をみずから真相の究明を行うべきですし、自民党にしても同じです。同時に、公共事業をめぐる献金疑惑が後を絶たないという世界に顔向けできない恥ずかしいことを根絶するためにも、企業団体献金を禁止すべきです。

意見書案第2号は、国会議員定数削減ではなく、政党助成金廃止を求めることについてです。

身を削るという言葉は、2007年の市議会議員選挙を前に、市議会の定数削減問題で、与党会派の皆さんがよく使った言葉です。定数削減で、市議会は32人から28人になり、各委員会の構成人数は、委員長を含め7人になりました。改選後の委員会で、与党会派の皆さんは、やあ寂しくなったなという感想を述べておりましたが、市民の声を議会に届け、活発な審議を行うためにも、むやみに定数を削減すべきではありません。国会においても同様で、国民を代表する国会議員の定数削減は、民意の切捨てにつながります。とりわけ比例代表定数の削減は、少数政党を締め出し、憲法で保障されている少数意見を切り捨てるといふ民主主義に反するものです。日本の国会議員数は、人口10万人当たり、国際比較でむしろ少ないほうであり、定数削減の必要はありません。身を削るというなら、思想信条の自由を侵す強制献金となっている年間300億円以上の政党助成金を廃止すべきです。

日本共産党は、政党助成金を受け取っていませんが、世界の国でも昨年カナダ政府が政党助成金廃止を提案し、南米のボリビアも政党助成金を廃止し、障害者支援に回しています。サンデー毎日2008年11月9日号の岩見隆夫氏のコラムで、「やっぱり政党助成金はおかしい」というタイトルで、「おかしいことはおかしい、と言い続けるしかない」「甘えるんじゃない。選挙は自分で集めた金でやればいい。政党助成金は勇断をもってやめるべきではないか」と述べていますが、最近は政党助成金を廃止し、政党がみずからの努力で選挙などの資金を集めるべきだという声も高まっています。この際、企業団体献金禁止とともに、政党助成金はやめるべきです。

意見書案第3号は、年金引上げについてです。

年金制度は改悪が相次ぎ、厚生年金報酬比例部分の5パーセント引下げ、60歳代前半の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げ、厚生年金保険の総報酬制導入、厚生年金保険料の引上げ開始、マクロ経済スライド制導入、国民年金保険料の引上げ開始などが行われてきました。受け取る年金は少なくなった上、年金への課税が行われ、2005年、老齢者控除を廃止、2006年、定率減税半減、配偶者特別控除38万円の廃止、公的年金控除が140万円から120万円に縮小、2007年、定率減税廃止、そしてそれに伴い、国民健康保険料、介護保険料など雪だるま式に負担が増えたのは御承知のとおりです。

公明党が打ち出した年金安心100年プランは、安心どころか、年金者の不安を呼んでいるというのが実態です。物価スライド方式が改悪されたため、投機マネーが世界じゅうに広がり、異常な石油・物価高を引き起こし、生活が圧迫されても昨年は、年金は上がりませんでした。自民・公明会派は、今年は消費者物価は下落しているという見解を示しておりますが、今年2月27日発表の総務省統計局の消費者物価指数では、被服及び履物、交通・通信、教養娯楽などは下がっていますが、食料、光熱・水道など毎日の生活に欠かせないものが前年同期比でも上昇しており、安心な生活には至っておりません。2009年の年金改定では、こうした庶民の生活実態を正しく反映させるべきです。現在、年金の積立金は、国民年金、厚生年金など、被用者年金を合わせて192.5兆円に上りますが、ユートピアなどに無駄遣いをしたほか、90兆円もの株の投資に使い、17兆円も損失を出しています。これに国民は納得しておりません。こうした年金の間違った運用をやめ、国民がひとしく安心できるような年金制度にすべきです。

意見書案第4号は、海上自衛隊のソマリア沖派遣中止についてです。

政府は、海賊対策の包括的な議論を欠如したまま、派兵ありきで14日ソマリア沖アデン湾へ派兵いたしました。政府与党がソマリア沖への派兵を急いだのは、米軍を中心とした対海賊作戦の拡大がありま

す。しかし、軍隊による海賊対処は有効とは言えません。国際商業会議所の国際海事局の統計によると、昨年ソマリア沖で発生した海賊事件は111件で過去最悪でしたが、そのうち48件は各国軍の活動が活発になった10月以降に急増しています。また、多くの国の海軍は、警察権を持っていないため、海賊を捕まえても、イエメンなどの沿岸警備隊に引き渡すか、その場で解放したりしています。イギリス海軍のウィンスタンレー司令官は、「我々は自分たちのできることをやる。しかし、問題は海ではなく、ソマリアの地上にある」と述べ、無政府状態が続くソマリアの安定化なしに海賊問題の解決はないとの認識を示しております。海洋ジャーナリスト、日本海洋調査会代表の土井全二郎氏は、「今から10年ほど前、マラッカ海峡を中心に東南アジアで海賊が急増し、日本船舶の被害が続発した。マラッカ海峡は、中東産原油の輸送ルートの一部であり、日本の生命線という認識から、日本はアジア各国と海賊対策協定をつくり、沿岸国の警備能力強化、情報共有などの手段を講じてきた。その結果、東南アジア地域での海賊は激減し、地域協力によるいわゆるアジア方式こそ海賊対策の最良の方法だ」と述べております。

また、各国艦船の有無にかかわらず商船三井が実行しているように、速力の上昇や夜間航行の実施も必要で、実際にデンマーク海軍フリゲート艦に体験乗船した読売新聞社の記者は、夜間が安全という報告をしています。アジア方式という貴重な経験を取り入れず、海上自衛艦を拙速に派兵したことは許されません。ソマリアへ向かった海上自衛艦2隻には、死体安置所が設置されていることが、しんぶん赤旗の取材で明らかになりました。関係者によると、交戦による海賊の死者を安置するのが目的だが、自衛隊員の犠牲者もあり得ると言い、ある隊員は、「インド洋の燃料補給の派遣でも、戦争に行くつもりで行けと言われたが、今度はそれ以上の覚悟が要求される。幹部は、交戦も想定している」と話しておりますが、交戦はもちろん憲法で禁じております。海外での武力行使そのもので明らかに憲法違反なわけです。政府は閣議決定した海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法案を早期に成立させ、武器使用を認めようとしていますが、このような憲法違反の法律は絶対に認められません。

意見書案第5号は、消費税増税案撤回についてです。

日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員が、2月27日の衆議院財務金融委員会で、消費税増税法案の提出時期について、麻生首相の認識をただしたところ、与謝野大臣と同じと述べ、法案提出を認めております。与謝野財務・金融・経済財政担当相は、早ければ来年の通常国会に提出すると答弁しています。与謝野大臣は、基礎年金の国庫負担2分の1引上げの財源として消費税増税が必要と述べましたが、定率減税廃止のとき、それを年金財源に充てるとしながら、5分の1しか充てず、消費税に求めるのは国民への約束違反です。この間、小泉構造改革とそれを踏襲した自公政権の下で、年間13兆円に上る国民負担増で消費は落ち込み、さらにアメリカ発の金融経済危機で景気は大きく後退、国民生活は格差と貧困が進行し、大きな社会問題にもなっています。消費税の増税は、年収200万円に満たない非正規労働者や大企業による大量の派遣期間工切りに遭っている人たち、企業の倒産で職を失った人たち、少ない年金で暮らしている人たちなど、弱者に重い負担となり、消費はますます冷え込み、一層の景気後退になるのは必至です。

こうしたことは、1997年の消費税5パーセント引上げのときに経験済みですが、現在はそのときよりもっと深刻な事態となっており、来年度、税制法案の附則で消費税増税の時期は、経済状況などを見極めた上で決めるとしておりますが、この一、二年で経済状況はよくなるという保証がどこにあるのでしょうか。小樽では従業員9人以下の企業が82パーセントを占めております。市内の企業の営業も市民生活もますます厳しくなることは必至で、たとえ与党であっても今定例会で自民党が郵政民営化の結果の弊害を改善する意見書を上げたように、市民を守る立場で政府に意見を上げるべきです。世論調査では、消費税増税反対の声が6割を超えていますが、世界的不況の中、ヨーロッパでは消費税を減税して、国

民生活を守ろうとしているのに、それと逆行する増税はやめてイギリスのように食料品非課税を実行すべきです。

意見書案第6号は、プルサーマル計画の撤回についてです。

北電泊3号機でのプルサーマル計画に対して、有識者検討会議がウラン燃料と同程度の安全性が確保されるといった結論を出していても、海外での実績が豊富で技術的には可能というだけのもので、安全性が実証されているわけではありません。何の保障もないことを示しているだけです。昨年9月の第5回有識者検討会議で、賛成、反対の双方の専門家を招いて検討したものの、結局意見は平行線のまま終わり、有識者検討会議は意見の違いなどを紹介しただけで、最終報告にまとめています。こんな不安なことはありません。今、青森六ヶ所村に建設中のプルトニウム再処理工場は、15年間で2兆1,900億円も投入しながら事故続きでいまだに操業のめどが立っていないという事態は、核燃料サイクルは技術的にも確立されていないことの実証であり、安全性未確立の計画はやめるべきです。

意見書案第7号は、タクシー分野の規制緩和見直しについてです。

規制緩和路線での運賃競争、加えて燃料価格の高騰により、市内のタクシー事業者も大変厳しい経営を強いられ、昨年9月には、日交タクシーの倒産という事態にもなっています。北海道のタクシー労働者の平均賃金は、やっと241万円。長時間労働に加え、大半は生活が苦しいと訴えています。全国のこうした状況を踏まえ、平成20年12月、交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、これを受け、タクシー事業適正化・活性化特別措置法案が提案され、現在、衆議院で審議中です。これに先立ち、自交総連が国土交通省と交渉しましたが、法案が通れば実効性のある方策を進めると答えております。また、議員への要請行動では、自民党衆議院国土交通委員長の秘書から、年度内には法案通過を目指す方向との説明を受けています。このような進ちょく状況の中、自民、公明会派の皆さん、賛成をしなくてもよろしいのでしょうか。賛成を求めるものです。

意見書案第8号は、介護保険制度の見直しについてです。

全国市議会旬報第1716号によると、昨年の12月定例会の意見書・決議は、介護保険制度の改善が最多で115件で、制度の矛盾や問題がいかに多いか物語っています。現在の介護保険制度の重大な問題点は、経済的理由で制度を利用できない人がいることです。夫を週2回おふろに入れる介護サービスを受けるお金のために、妻は夕食を食べないという実態がNHK「福祉ネットワーク」で1月19日に放映されました。少ない年金で暮らしてきた高齢者が、介護が必要になると利用料が大きな負担で、事実上、公的介護から排除されているのです。経済的に耐えられない人には負担を求めないよう、改善が必要です。また、保険料は所得の少ない人ほど負担が重い仕組みを、支払能力に応じた負担に改めることです。

必要な介護が利用できずに苦しんでいるのは、低所得者だけではありません。家族介護から社会で支える介護へという当初の看板に反して、介護度によるサービスの制限、介護認定の変更によるサービスからの排除が進み、小樽市でも特養ホームは900人以上の待機者がいます。当初、サービスを選択できる制度と宣伝されましたが、現実には保険あって介護なしの状況です。高齢者が地域でその人らしく生活をするため、現在の要介護認定制度を廃止して、現場の専門家の判断による適正な介護サービスの提供をすることです。そのために、専門家としてのケアマネジャーの育成・支援に重点を置いて取り組むことが重要です。特養ホーム待機者解消のために、計画的な整備を国の財政的支援の下で行うことです。戦後ベビーブーム世代が高齢になる時期に間に合うよう、緊急に取り組まなければなりません。

今、介護現場は、深刻な人材不足で、介護保険制度の存続にかかわる事態です。その理由は、低すぎる賃金、労働基準法さえ守られない雇用条件、高齢者への介護充実の理念が生かせない労働環境など、労働条件が劣悪だからです。この根本的な原因は、介護の提供者に支払われる介護報酬が低いことです。

今回初めて介護報酬3パーセント引上げになりましたが、これでは焼け石に水です。加算方式ではなく、報酬本位の底上げで当面5パーセント以上を引き上げる必要があります。その際、利用料の減額免除などにより、利用料の値上げにならないよう、また小樽市のように基金を充当するなど、保険料値上げにならないようにすべきです。また、職場環境の改善のために、人員の配置基準を改善し、介護報酬で評価することです。介護保険制度の開始以来、もうけ本位の企業の参入に加え、良心的な事業者でも深刻な経営難のため、低賃金の非正規雇用が主流になっています。介護の質を維持、改善するためにも登録ヘルパーではなく、常用雇用に切り替えていく必要があります。

今、だれもが安心できる介護制度に見直すことは、高齢者の生活と権利を守るだけでなく、介護分野に新たな雇用を生み出し、我が国の経済発展にも重要な効果になるものと考えます。

意見書案第9号は、自衛隊体制維持についてです。

意見書案にある防衛計画の大綱の見直しと次期中期防衛力整備計画の策定は、この間の防衛庁の省への格上げ、テロ特措法に基づくインド洋への海上自衛隊の派兵延長、ミサイル防衛システムづくり、海賊対策を口実とするソマリア沖への海上自衛隊の新たな派兵、日本の税金による在沖縄海兵隊のグアム移転と沖縄基地建設押しつけなどで明白なように、アメリカの言いなりで米軍再編と自衛隊の海外派兵体制づくりを進める一環のものです。

提案説明にあった災害時の派遣に限っていないのです。自衛隊の駐屯地などが配置されている自治体では、その基地によって平和なまちづくりが損なわれ、住民の安全が脅かされています。基地の縮小、撤去こそ平和で豊かなまちづくりへの道であります。

日本共産党は、米軍再編・基地強化と自衛隊の海外派兵体制づくりには、きっぱり反対の立場からこの意見書案には賛成できません。

以上、全会派の皆さんの賛同をお願いいたします。意見のある方はぜひ討論していただきたいと思えます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号ないし第6号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第7号及び第8号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第9号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、総務常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了をいたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 5時15分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 鈴木 喜明

議員 斉藤 陽一良

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成 2 1 年小樽市議会第 1 回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成２０年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成２０年第４回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第１１１８号「小樽市特別支援連携協議会の設立方について」は、発達障害者支援法の目的である発達障害者の早期発見から就労支援・生活支援という長い期間を広い取組で考えると、広く関係機関が連携、協議することが必要であります。教育部門、福祉部門でそれぞれ同様の連携協議会を設置するより、市として一つの統一された組織を設置することが機能的であるため、その設置に向けて教育委員会と福祉部とで協議してまいります。

なお、陳情者に対しましては、この旨を連絡済みであります。

陳情第１１４１号及び第１１４２号「介護保険料の引下げ方について」は、平成２１年度からの第４期の介護保険料は現在計画策定中であり、最終的には平成２１年第１回定例会で決定されるものですが、介護給付費準備基金の平成２０年度見込み残高約６億８０００万円のうち、北海道が指定権限を持つサービスが予想以上に増加した場合の保険給付費増に備えた約７０００万円を除いた約６億１０００万円を保険料引下げに当てることとし、基準月額では現行４８９７円から５１０円引き下げて４３８７円となる見込みであります。

なお、陳情者に対しましては、連絡しておりません。

以 上

西松建設の献金問題の疑惑究明に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

西松建設の政治献金は、民主党小沢代表の公設第一秘書の逮捕を招いたこともあり、与野党の国会議員など14人の政治家に及び、大きな社会問題になっています。

二階経済産業相ら国会議員が「知らない、いちいちせん索しない」などとしていることは、国民の政治不信を呼び起こしています。世論調査によれば、国会議員の説明・釈明について、「納得できない」とする人が7～8割にも上っています。

政治資金規正法では、政党とその地方組織である同支部以外への企業献金は禁止されています。今回、疑惑が持たれているのは、西松建設からの事実上の企業献金だったにもかかわらず、政治団体からの献金に見せかけたのではないかという問題で、東京地検特捜部もこの点での捜査をしています。

大手・中堅ゼネコンは公共工事への依存が高いのに、その受注企業から政治家・政治団体が、いかなる形であれ献金を受けることは、税金の環流であり許されません。

よって、本市議会は、国会及び政府において、公共工事受注企業の献金を禁止ないし制限するとともに、西松建設の献金問題について、政治家自らに説明責任を果たさせるとともに、疑惑の徹底究明を進めることを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

民意を削る国会議員定数削減ではなく、違憲の政党助成金の廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	北 野 義 紀

今、国会で、まず国会（議員）が「身を削るべき」という口実で、国会議員定数の大幅削減や選挙制度見直しの動きが急浮上しています。これは2011年度からの消費税増税を今年度税制関連法案の「附則」に明記することに固執した麻生首相が、1月18日の自民党大会のあいさつで言い出したものです。

その口実は、「増税するには、（国会議員が）まず身を切る姿勢を見せるべきだ」（伊吹文明前財務相）「（こういう問題を解決しなければ）消費税増税の議論は国民の理解を得られない」（民主党・鳩山由紀夫幹事長）などというように、消費税増税などで国民に「痛み」を押しつけるために、その露払いとして議員定数を削減しようというものです。

しかし、国民を代表する国会議員定数の削減は、民意の切り捨てにつながるものです。とりわけ比例代表定数の削減は、少数政党を締め出し、自民・民主の2大政党による議席の独占を招きかねません。まさに少数の民意の切り捨てを招きかねません。

そもそも日本の国会議員の数は、人口10万人当たりの人数で比較すればスウェーデン3.83人、フィンランド3.79人、デンマーク3.29人、イギリス2.28人、イタリア1.6人、フランス1.49人、カナダ1.25人、ドイツ0.81人、韓国0.62人、日本0.57人、アメリカ0.17人など（国立国会図書館調べ）であり、ほかの先進国と比べて決して多いわけではなく、むしろ少ない方です。このような中での議員定数削減は、「身を削る」ものではなく「民意を削る」ものにほかなりません。

よって、政府と国会に次のことを求めます。

#### 記

- 1 民意を削り、国権の最高機関の権能を引き下げる国会議員定数の削減は行わないこと。
- 2 「身を削る」と言うなら、憲法違反の政党助成金を速やかに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

物価に見合う年金引上げを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀

困難を抱えている地方経済は、アメリカ発の金融危機に伴う未曾有の不況が、追い討ちをかけ深刻の度を強めています。自治体財政も、「三位一体改革」による交付税縮減などに、税収の落ち込みが加わり危機的状況です。

国際投機資金の暴走による原油や穀物の高騰をきっかけに始まった消費者物価の高騰は、金融危機により原油価格などの低下により、一定沈静化したかに見えますが、依然高止まりの状態です。その上、政府の物価統計は、上昇を続ける税・社会保険料が含まれず、価格低下を続けている家電やIT機器が含まれ、庶民の生活実態を正しく反映したものではありません。

高齢者の生活は、物価上昇に合わせて年金額を引き上げることによって維持されます。しかし、2004年「年金改革」によって様々な制限がこれに加えられました。その上、保留されてきたとされる年金引下げが、物価上昇分と相殺されることとされるため、2009年4月の年金改定では、物価が反映されずゼロ改定とされるものと見られます。

派遣切りなど失業や雇用不安、高齢者の収入減や先行き不安が、消費を冷え込ませ不況を深刻にしています。この悪循環を断ち切らなければ自治体財政も潤わず、日本経済にとっても地方経済にとっても未来がありません。

そのためには、雇用と国民の生活を保障して生活の不安と雇用の不安をなくすること、国民所得の10パーセントを超える年金を目減りさせず、高齢者の生活を保障して将来不安を取り除くことです。

よって、下記について要望します。

記

- 1 2009年度年金改定に当たっては、緊急措置として物価上昇率に合わせて改定すること。
- 2 その際、無年金者・低年金者に「生活支援金」を上乗せして行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	中 島 麗 子
	同	佐々木 勝 利

政府は、「テロ対策」を口実としたインド洋への海上自衛隊派兵に続いて、「海賊対策」を口実に、自衛隊法第82条の「海上警備行動」を根拠に、ソマリア沖への自衛艦派遣を強行しようとしています。

しかし、海上自衛隊が海上保安庁の活動を支援して行う海上警備行動は、そもそも日本領海や近海を念頭に置いた活動であり、浜田防衛相が言うような「法律的にはどこでも行ってしまうという地理的概念のない法律」などというものではありません。

「海賊対策」と称してソマリア沖に派遣される海上自衛隊の活動内容も、日本籍船だけでなく、外国籍船の日本乗組員・乗客、日本の船舶運行事業者が運航する日本関係船舶、外国籍船に積載されている日本の積荷を守るなどと、限りなく日本の安全とは関係ない外国船舶の保護にまで拡大するおそれがあります。武器使用も、正当防衛や緊急避難だけでなく、自衛艦防護などにまで広がる危険性があります。

海賊対策で重要なことは、現場の海域の状況をよく知っているソマリア周辺諸国の警備能力向上への支援です。マラッカ海峡などアジアで海賊対策を実施してきている海上保安庁が、長年培ってきた能力を生かし周辺国に警備技術を指導したり、警備艇購入のための財政支援を行うなど、日本にやるべきことはたくさんあります。そうしたことを十分検討もしないで、自衛艦の派遣しかないように言うのは大間違いです。

よって、以下のことを求めます。

記

- 1 「派兵先にありき」のソマリア沖への海上自衛隊派兵は行わないこと。
- 2 海の秩序維持の主体はどこでも海上警察機関であり、タンカーなどの安全確保のために、直接的な対応が必要と言うのなら、まず海上保安庁の活用を考えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

消費税増税を「附則」に盛り込んだ来年度税制法案の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊地 葉子
	同	佐々木 勝利
	同	北野 義紀

麻生内閣は 1 月 23 日、消費税増税を含む「税制抜本改革」法を 2011 年度までに成立させることを「附則」に盛り込んだ来年度税制法案を国会に提出しました。

「附則」によると、消費税増税の時期は、経済状況などを見極めた上で決めるとしていません。しかし、「附則」のねらいは、麻生首相が繰り返し言明しているように、国民の信を問うこともなく、3 年後（2011 年度）からの消費税増税へルールを敷くことです。

しかし、消費税増税を強行すれば景気に大きな打撃を与えることは、1997 年の 5 パーセントへの増税の経験で明らかです。当時、経済成長率は 1995 年度 2.5 パーセント、1996 年度 2.9 パーセントに達し、雇用者所得も年 4 ～ 5 兆円増えて景気好転状況と言われたのに、3 パーセントから 5 パーセントへの消費税増税で一気にマイナス成長に落ち込みました。

次の 2011 年度からの消費税増税は、景気を一層深刻にする危険があります。1997 年当時と異なり、今、一人当たりの賃金は減少を続け、雇用者所得は 2001 年度と比べて 2.3 兆円、1997 年度と比べると 14 兆円も減っています。加えて小泉内閣以来の「構造改革」路線の強行で、社会保障の切り捨てと庶民増税で国民に 13 兆円もの負担増が押しつけられ、国民の可処分所得は大幅に削られています。

さらに「附則」の「税制抜本改革」には、消費税増税だけでなく、これまでも減税を重ねてきた法人実効税率の引下げも盛り込まれています。低所得者ほど所得に対する負担割合が重い消費税の増税は、大企業の「派遣・期間工切り」の被害者にも容赦なく降りかかります。

しかも、この消費税増税を、国民の信を問うこともなく、大企業優遇の法人税減税とセットで要求しているのは、雇用破壊を強行している張本人、財界・大企業にほかなりません。これほど理不尽で厚かましい要求はありません。

よって、以下のことを要求します。

記

- 1 国民の信を問わず 3 年後の消費税増税を盛り込んだ来年度税制法案は撤回すること。
- 2 食料品非課税を実施すること。
- 3 庶民に増税、大企業に減税の逆立ち税制にルールを敷く税制抜本改革は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 21 年 3 月 19 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

北電の泊 3 号機でのプルサーマル計画撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	中 島 麗 子
	同	斎 藤 博 行

北電の泊 3 号機でのプルサーマル計画は、その安全性について検討を進めてきた有識者検討会議が、昨年12月14日「ウラン燃料と同程度の安全性が確保される」との最終報告をまとめ、道と地元 4 町村に報告、その後、北海道知事は受入れを表明しました。

しかし、プルサーマル計画は、有識者検討会議の検討経過からも明らかなように、プルサーマルの燃料となるプルトニウムは、ウランより20万倍以上も放射能が強く、発がん性の強い危険な物質であり、現行の軽水炉よりはるかに厳格な管理や操作、防護が必要で、そのために経費も割高になることが明らかにされています。

六ヶ所村の使用済みウラン燃料再処理工場も事故続きで、建設開始から16年、使用済みウラン燃料を使った試験運転開始から 8 年目を迎えているにもかかわらず、いまだに本格操業の目途さえ立っていません。有識者検討会議が「プルサーマルは海外での実績が豊富であり、技術的には可能だ」ということに、何の保証もないことを示すものです。また高レベル放射性廃棄物の最終処分場設置の目途も立っていません。

ウラン資源の有効利用と言っても、せいぜい 1 ~ 2 割程度であり、可採年数85 ~ 100年と言われるウラン資源を15 ~ 20年程度延ばせるにすぎません。

まさに北電のプルサーマル計画は、危険性が増大するばかりか、経済的には割高、技術的には未確立、資源節約もわずかで、到底推進できるような計画ではありません。また、計画の可否判断に地元住民の声が反映されていません。

よって、北海道知事は、北電のプルサーマル計画受入れを撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	林 下 孤 芳
	同	北 野 義 紀

今、タクシー業界は、2002年の規制緩和によるタクシー台数の過剰に加え、アメリカ発の金融危機による景気悪化の下で、深刻な労働条件の低下や交通事故の増加、経営危機増大を招いています。いまや車両台数の適正化、同一地域・同一運賃制度の確立は、タクシー事業者、労働者を問わず、業界の一致した声となっています。とりわけタクシー労働者の平均年収は、累進歩合制賃金の下で長時間労働の上に、北海道ではやっと241万円というところまで落ち込んでいます。

タクシー輸送は、市場万能論にたった政府の規制緩和路線が過当競争を生み、運転者の低賃金や繁華街の交通渋滞など、様々な弊害を引き起こし、公共輸送の安全にかかわる国民的問題となっており、早急な解決が求められています。

よって、政府と国会に、以下の諸点を実現するよう要望します。

記

- 1 タクシー輸送の安全・安心確保のために、供給過剰状態を早急に解決すること。そのために、地域ごとに参入や増車の基準を厳格化できるように改善すること。
- 2 過度な運賃競争を解消し、運転手の賃金・労働条件の改善を図るために、名義貸しの撲滅と経営者責任転嫁のリース制の禁止、労働者保護や安全運行違反事業者に対する強制減車や許可取消しなど行政処分の強化、累進歩合制の見直し及び労働関係法遵守の徹底を図ること。
- 3 福祉・介護タクシー、過疎地の乗合タクシーなどに助成措置を講じ需要を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田	友三郎
	同	菊地	葉子
	同	中島	麗子
	同	斎藤	博行

介護保険制度は、2000年の開始から今年で10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量は増えましたが、社会保障切り捨ての「構造改革」の下で負担増や「介護取上げ」が進み、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族の介護などのために仕事を辞めています。高い保険料・利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。度重なる介護報酬の引下げにより、介護現場の労働条件は非常に劣悪で、その改善も急がれます。

ところが、現行の介護保険は、利用が増えたり、労働条件を改善すれば、直ちに低所得者まで含めて保険料・利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えています。3年ごとに保険料は値上げされ、既に平均月額4,000円以上と高額です。そのため、政府自身も、人材不足の改善のため4月から介護報酬を引き上げるに当たり、保険料値上げを抑えるため、これまで自治体には厳しく禁じてきた、介護保険会計への一般財源(1,154億円)の繰入れを決めました。従来の枠組みの破たんは明らかです。

よって、だれもが安心して利用でき、安心して働ける公的介護制度実現のために、以下の抜本的見直しを行うよう求めます。

記

- 1 保険料・利用料を減免して、経済的理由で介護を受けられない人をなくすこと。低所得の高齢者には、原則として介護保険料・利用料を免除する仕組みにすること。保険料は、支払能力に応じた負担を原則とするよう改めること。利用料は、当面、減免制度を充実させること。
- 2 「介護取上げ」、「保険あって介護なし」を是正すること。在宅生活を制限する要介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護の提供を目指すこと。身近な相談相手・専門家としてケア・マネージャーを支援・育成すること。軽度者からの「介護取上げ」をやめること。特養ホームの待機者解消へ、国の整備費補助金の復活など国の財政支援を拡充し、戦後ベビーブーム世代が高齢になる2015年に間に合うよう自治体ごとに緊急5か年計画を作り整備を進めること。介護型病床の2011年度末廃止を撤回し、どこでも必要な医療と介護を受けられるようにすること。食費・居住費の全額自己負担を廃止すること。
- 3 労働条件の改善で、人材不足の解消、雇用創出を図ること。介護報酬を底上げすること。当面、介護報酬を5パーセント以上に引き上げる努力をすること。人員の配置基準を改善すること。例えば、現行の特養ホームの利用者3人につき職員1人(3対1)を原則2対1、夜間の訪問介護は2人体制とすること。介護労働者の権利を守り、常用雇用を主流にしていくこと。
- 4 高齢者の生活支援や健康づくりに、自治体が責任を果たすこと。
- 5 「負担は能力に応じて、給付は平等に」の社会保障の財政論を基本に、介護保険制度改善に必要な財源を確保することとし、介護費用の国庫負担割合22.8パーセントを、当面5パーセント引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	高橋克幸

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきたところですが、近年、第 5 師団及び第 11 師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾です。

現在、国においては、平成 21 年末をめどに「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていると承知していますが、今後更に本道における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、更に大きな影響を及ぼすことは必至です。

また、本道には大規模な演習場や射場など整備された施設が存在し、一年を通して本道の部隊のみならず全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものでなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきです。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 21 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	斉藤	陽一良
	同	濱本	進
	同	林下	孤芳
	同	新谷	とし

本道の酪農畜産は、ここ数年に及ぶ配合飼料等の価格高騰や販売価格の低迷等の影響により、厳しい経営を余儀なくされております。

配合飼料価格については、平成21年1～3月期に入って、値下がりいたしました。平成18年7～9月期の水準には至っておらず、今後の価格動向も不透明な状況にあることから、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図っていく必要があります。

このため、酪農畜産経営を取り巻く厳しい環境は、経営収支の悪化による負債の累積や担い手の減少等、経営の展開に極めて大きな影響を与えているとともに、将来にわたる畜産物の安定供給体制が危くされる状況にあります。

そのような中、国は食料自給率をおおむね10年後に50パーセントに引き上げる方針を示しており、また、先の内閣府の世論調査においても「食料自給率を高めるべき」との意見が約93パーセントに上っております。

加えて、農林水産省においても、10年後の世界の食料需給は、逼迫状態が続くとの見通しを示しております。

今後の農業政策の展開に当たって、食料自給率の向上を図っていくことは、極めて重要な基本方針であります。その目標を確実に実現していくため、政府一体となった中で、地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実に集中的に実施していく必要があります。

つきましては、食料自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を有している多様な担い手の育成・確保とともに、生産者が将来展望を持ち、安心して営農に携わることができる政策の確立に向けて、下記のとおり要請いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 食料自給率の実現に向けた政策を強力に推進するとともに、それらを実現しうる万全な予算を確保すること。
- 2 WTO農業交渉対策においては、適切な国境措置の確保に向け、毅然とした姿勢で交渉に臨むこと。
- 3 加工原料乳生産者補給金単価は、現行水準以上とするとともに、限度数量は現行水準を基本に適切に決定すること。
- 4 乳用種等の肉用子牛保証基準価格は、現行水準以上とするとともに、乳用種等の肉用牛育成経営の安定に資するよう、生産性向上等の取組に対する支援対策を措置すること。
- 5 乳用種等の肉用牛肥育経営の再生産の確保と経営安定が図られるよう、物財費割れの部分（4割相当）に対する経営支援対策を措置すること。
- 6 養豚経営の安定に資するよう、各種事業の充実強化を図ること。
- 7 畜産物への適正な価格転嫁を図るための環境整備に向けた国の強力な支援と、消費拡大対策の充実強化を図ること。
- 8 自給飼料生産基盤の強化に向けた各種事業の充実強化と、十分な予算を確保すること。
- 9 食の安全・安心対策とBSE関連対策の円滑な推進と、十分な予算の確保を図ること。
- 10 負債償還圧の軽減に資するよう金利緩和措置の継続と合わせ、スーパーL資金等の予算枠を確保すること。
- 11 家畜排せつ物利活用促進事業における1/2補助付きリース事業においては、地域の実態を踏まえた要件緩和と十分な予算の確保を図ること。
- 12 海外悪性伝染病の万全な侵入防止対策とともに、家畜伝染病の発生農家の経営再建に向け、家畜防疫互助事業による支援対策の充実強化等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

派遣切りの防止など雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

日本経済が極めて厳しい中において、北海道経済産業局経済概況の総括判断は「後退している」とし、すべての項目において低調、弱い、抑制などの評価が並んでいます。特に、雇用動向は「厳しい」と評されており、全国の有効求人倍率0.75倍に比して北海道は0.43倍（11月調査）となっています。出口の見えない景気低迷が更に雇用の縮小・雇用不安を呼び、消費の冷え込みを生むという悪循環の様相を呈しています。これらは労働者派遣法の緩和により非正規労働者が急増するなど、雇用情勢の変化によるものであります。

雇用の維持・安定は、経済社会の健全な発展に不可欠であり、国は企業の社会的責任を果たさせ、雇用対策を充実するとともに生活不安を解消するようセーフティネットを拡充整備することが必要です。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の雇用と生活の安定、安心・安全な社会の構築のため、次の事項を実現するよう要請します。

記

1 雇用対策の充実・強化

- (1)不法不当な非正規切りを止める緊急措置をとること。
- (2)安心・安全な食料生産と環境保全を展望するとともに、農漁業や食品関連産業育成に力点を置いた政策の展開を通じて雇用創出を図ること。
- (3)間伐などの森林整備への支援、木質バイオマスの活用を促進する技術開発や事業化支援、雪氷、ヒートポンプなど自然エネルギーを活用した自然循環型農業の推進、太陽光発電など新エネルギーの導入と事業展開により、環境保全と産業振興、雇用の創出を図ること。
- (4)「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業交付金」の用途については、地域ニーズや創意工夫が図られ弾力運用が可能になるよう条件を緩和するとともに、交付金は地方自治体に直接交付すること。
- (5)離転職者のための職業教育・能力開発の機会を拡充するため、ポリテクセンターや高等技術専門学校、認定職業訓練校、専修学校、各種学校などとの連携が図られる仕組みを作ること。

2 セーフティネットの拡充

- (1)法に反する「雇い止め」や「解雇」、「時間外手当不払」に対する罰則規定の強化、「有給休暇の取得促進」などに向け労働者派遣法の改正をするとともに監督指導を強化すること。
- (2)特定受給資格者の基本手当の所定給付日数を延長すること。
- (3)季節労働者の通年雇用化の促進と冬期間の就労・生活支援策拡充に向け、雇用保険の特例一時金を当面50日分にする。通年雇用促進事業について「地域協議会」が主体的に事業を決定・実行できるよう委託条件の大幅見直しを行うこと。自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税など財政措置を講ずること。
- (4)雇用保険の受給要件を満たさない労働者についても、一定水準の生活を保障し職業訓練を受講できるように生活保障給付制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉	美幸
	同	吹田	友三郎
	同	中島	麗子
	同	井川	浩子
	同	斎藤	博行

公的医療機関は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、高度・特殊、へき地、小児、救急医療など多くの不採算医療を担っています。

しかし、公的医療機関をめぐる状況は、交付税削減、人口減少、医師や看護師などの医療技術者の不足、度重なる医療制度改革、診療報酬の見直し等による急激な環境変化により、一層厳しさを増しています。

さらに、医業収入の悪化や景気低迷による自治体の税収減に伴い、自治体立病院の経営はひっ迫し、経営の見直しが求められています。

総務省は、昨年11月に発表した「公立病院に関する財政措置のあり方検討会報告」を踏まえ、12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を示し、来年度以降の地方交付税による措置総額の増額を図ることとしましたが、いまだに不十分な点も多くあります。

また、2008年診療報酬改定では、小児科・救急医療・勤務医対策などが盛り込まれましたが、根本的な解決にはほど遠く、2010年の改定では抜本的な改定が必要です。

今後も公的医療機関は、地域住民に必要とされる良質な医療を持続的に提供し、「安心・安全・信頼」の地域医療を確保するために国からの財政支援措置の充実強化が必要不可欠です。

よって、本市議会は、公的医療機関の社会的使命が達成され地域住民のニーズにこたえられるよう、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 地域医療の確保に向け診療報酬制度を改定すること。
- 2 公的医療機関の安定運営に向け財政措置要件の緩和と規模を拡充すること。
- 3 医師・看護師などの医療従事者の確保と労働条件の改善に向けた施策の充実を図ること。
- 4 国においては自治体が「公立病院改革プラン」の策定及びその実施に当たり、医療機能の維持・強化を前提とし地域医療の後退を招くことがないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉	美幸
	同	吹田	友三郎
	同	中島	麗子
	同	斎藤	博行
	同	成田	晃司

我が国の B 型、C 型ウイルス性肝炎患者・感染者は 350 万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められています。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染しました。その中には、医療・薬務等の行政の誤りにより感染した患者も含まれています。

B 型、C 型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気です。肝硬変・肝がんの年間死亡者数は 4 万人を超え、その 9 割以上が B 型、C 型肝炎ウイルスに起因しています。また、既に肝硬変、肝がんに行進した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。

平成 20 年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7 か年計画）がスタートしましたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じています。

適切なウイルス性肝炎対策を、全国規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要です。

よって、国においては、すべてのウイルス性肝炎患者救済のため、下記事項について緊急に施策を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 ウイルス性肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 21 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

「緑の社会」への構造改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	成	田	祐	樹
	同	中	島	麗	子
	同	斎	藤	博	行
	同	成	田	晃	司

100年に一度と言われる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めています。アメリカのオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出しました。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだと言えます。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長のけん引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手しました。我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されています。また、環境保全と経済発展を結び付け両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要です。

経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきです。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えます。

よって、政府におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出するなど、下記の項目を実現するよう要望いたします。

記

- 1 日本の誇る環境技術を駆使して化石燃料からの転換を図る環境産業の活性化を促すこと。そのために3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。
- 2 2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの1次エネルギー構成率20パーセント以上を目指す。特に太陽光発電については、2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取組をすること。また、家庭への設置補助を拡充すること。
- 3 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70パーセント超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。
- 4 省エネ住宅・ビル等の建設や改修を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、更なる国の支援を拡充すること。
- 5 森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8パーセントの実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。さらに、これらにより林業、造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。
- 6 地産地消型のバイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。
- 7 エコ・ポイント事業(温暖化対策行動等に対してポイントを発行するもの)を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

障害者自立支援法の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	吹	田	友	三郎
	同	中	島	麗	子
	同	井	川	浩	子
	同	斎	藤	博	行

平成18年に施行された障害者自立支援法については、法の円滑な運用のための特別対策や、平成19年12月にまとめられた与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書に基づく利用者負担の見直しなど緊急措置もとられてきたところです。

その上で、現在、政府・与党において、法施行3年後の抜本の見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や、介護保険制度との関連、利用者負担の在り方などが議論されていると理解しています。

については、障害者自立支援法施行に伴い、利用者負担などに係る今日まで障害者団体などから寄せられた厳しい声などを十分に踏まえ、以下の点について、適切な見直しが行われるよう、強く要請します。

記

- 1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としてのあるべき仕組みを検討すること。
- 2 最大の問題となっている利用者負担については、これまでの特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を十分に踏まえ、応益負担の見直しとともに、新たな利用者負担の在り方を検討すること。
- 3 新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと。
- 4 障害者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと。
- 5 地域生活支援事業について、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業は、障害者自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。
- 6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

保育制度の検討に係る意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	井川浩子
	同	斎藤博行

少子化が進行する中、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期の養育、教育を担う保育所の役割は極めて重要です。

また、女性の社会進出や核家族化等が進行し、保育に対する保護者のニーズはますます増加・多様化してきています。こうした「子どもの健やかな育ち」と「仕事と子育ての両立」を包括的に支援する保育制度の充実は喫緊の課題です。

現在、国においては、平成19年12月の「子どもと子育て家庭を応援する日本」重点戦略を受け、厚生労働省・社会保障審議会少子化対策特別部会で「新たな保育の仕組み」について検討を進め、平成21年2月24日、「第1次報告」が取りまとめられ、今後の保育の在り方についての議論は大詰めの段階にきています。

今後の保育制度については、子供と利用者の立場に立ち、だれもが公平感と安心感が持てる、よりよい保育を受けることができる「質」の確保と「量」の拡充を図ることが最重要課題です。

よって国におかれては、関係者から不安の声が上がっている中で、保育制度の検討に当たっては、保育事業者の意見を十分に聴くとともに、下記事項について強く要望します。

記

- 1 未来への希望を託す貴重な存在である子供たちの健全な育成のために、第一に考えられるべき保育の質を確保すること。
- 2 保育を必要とする人が安心して保育所を利用できるよう、保育所の新設・量的拡充と、保育事業者が安定した運営ができる制度的な仕組みを構築すること。
- 3 保育の充実について、自治体の役割を明確にし、自治体はその公的責任を果たせるよう、必要な財源を確保すること。
- 4 子供の福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わないこと。
- 5 今後の利用促進を図るため保育料の負担軽減について検討すること。また、安易に負担金の徴収を現場の保育所にゆだねることがないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

郵政民営化による諸問題の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	横田	久俊

平成19年秋の郵政民営化スタート後、1年半余りが経過した本年3月13日、郵政民営化の進ちょく状況を検証する政府の首相直属機関である「郵政民営化委員会」が初の意見書をまとめました。

同意見書では、地方の簡易郵便局の一時閉鎖などによって郵便局のサービスが低下したことなどを指摘しております。中でも利用者利便に関する事項では「郵便局で一元的な対応が損なわれたとの批判が多く寄せられている」として郵便・貯金・保険のサービスが連携を密にしながら一体感を持って提供される必要性を強調しております。これらの意見はいわゆる既存の「郵便局ネットワーク」を維持しながら効率化や収益力の向上を図るよう求めているものであります。これに先立ち3月5日の参議院予算委員会で答弁に立った麻生太郎首相は、郵政民営化の見直しに関し「利便性、経営健全化、四分社化された従業員の公平性担保の三つを主眼に置き、経営されないといけない」と述べ、郵政グループに改善を促す意向を示しております。

また、同意見書では、宿泊保養施設「かんぼの宿」など旧日本郵政公社から引き継いだ資産の売却手続で高い透明性を確保することなどを求めています。日本郵政は民営化されたとはいえ、その株式は現在100パーセント政府が保有するれっきとした国有会社であります。その国有会社が国有資産を売却するに当たっては一点の曇りもあってはなりません。所管官庁のトップである総務大臣が承継資産の処理に関して疑義をただすのは当然の責務であります。

よって、国においてはこれらの状況を踏まえ以下の対策をとられることを要望いたします。

記

- 1 地域住民の利便性に支障が生じないよう、郵便・貯金・保険の郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく民営化の問題について抜本的見直しを図り、これらを国民生活に不可欠なユニバーサルサービスとして堅持すること。
- 2 国民の財産ともいえる承継資産については、これまでの譲渡に関して徹底的に検証するとともに、その手続の公正性・透明性確保に万全を期するよう日本郵政グループ各社に申し入れること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	斉藤	陽一良
	同	林下	孤芳
	同	新谷	とし
	同	大竹	秀文

今、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用・失業情勢は急速に悪化しています。北海道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇や、倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきています。

同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻です。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されました。季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3～4か月を生活しなければならないという、深刻な実態があります。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施していますが、予算規模が十分とは言えず、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため、有効な対策となっていません。そして、これらの施策は平成21年度までの事業とされています。

「通年雇用化」は当然必要なことでありますが、現下の厳しい雇用情勢の下では季節労働者は冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっています。

抜本的な雇用・失業対策が求められている今、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきです。

記

- 1 雇用保険の特例一時金を差し当たり「50日分」に戻すこと。
- 2 「通年雇用促進支援事業」について季節労働者の実態に即した改善を図るとともに、追加対策を講ずること。
- 3 また、平成22年度（2010年度）以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。
- 4 地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。そのために、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成21年3月19日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

# 平成21年小樽市議会第1回定例会議決結果表

会期 平成21年2月25日～平成21年3月19日(23日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成21年度小樽市一般会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
第1号 修正案	平成21年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H21.3.19	議員		(予算)	(H21.3.12)	(否決)	H21.3.19	否決
2	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
3	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
4	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
5	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
6	平成21年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
7	平成21年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
8	平成21年度小樽市住宅事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
9	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
10	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
11	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
12	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
13	平成21年度小樽市物品調達特別会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
14	平成21年度小樽市病院事業会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
15	平成21年度小樽市水道事業会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
16	平成21年度小樽市下水道事業会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
17	平成21年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
18	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H21.2.25	市長					H21.2.25	可決
19	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
20	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
21	平成20年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
22	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
23	平成20年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
24	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
25	平成20年度小樽市病院事業会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
26	平成20年度小樽市下水道事業会計補正予算	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
27	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	総務	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
28	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
29	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
30	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 者	提出 年月日	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
31	小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	建設	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
32	小樽市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
33	小樽市手数料条例及び小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	厚生	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
34	小樽市病院事業の設置等に関する条例及び小樽市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	厚生	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
35	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
36	小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
37	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
38	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
39	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	経済	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
40	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	経済	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
41	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	総務	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
42	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	市長	H21.3.4	総務	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
43	和解について	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
44	市道路線の変更について	H21.2.25	市長	H21.3.4	建設	H21.3.13	可決	H21.3.19	可決
45	小樽市非核港湾条例案	H21.2.25	議員	H21.3.4	総務	H21.3.13	否決	H21.3.19	否決
46	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H21.2.25	議員	H21.3.4	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
47	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H21.3.6	市長	H21.3.6	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
48	平成21年度小樽市一般会計補正予算	H21.3.6	市長	H21.3.6	予算	H21.3.12	可決	H21.3.19	可決
49	人権擁護委員候補者の推薦について	H21.3.19	市長					H21.3.19	同意
50	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
報告1	専決処分報告（平成20年度小樽市一般会計補正予算）	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	承認	H21.3.19	承認
報告2	専決処分報告（平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算）	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	承認	H21.3.19	承認
報告3	専決処分報告（平成20年度小樽市一般会計補正予算）	H21.2.25	市長	H21.3.4	予算	H21.3.12	承認	H21.3.19	承認
意見書案第1号	西松建設の献金問題の疑惑究明に関する意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第2号	民意を削る国会議員定数削減ではなく、違憲の政党助成金の廃止を求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第3号	物価に見合う年金引上げを求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第4号	海上自衛隊のソマリア沖派遣の中止を求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第5号	消費税増税を「附則」に盛り込んだ来年度税制法案の撤回を求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第6号	北電の泊3号機でのプルサーマル計画撤回を求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第7号	タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第8号	介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	否決
意見書案第9号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第10号	平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第11号	派遣切りの防止など雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第12号	公的医療機関の安定経営と地域医療の確保を求める意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第13号	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第14号	「緑の社会」への構造改革を求める意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第15号	障害者自立支援法の見直しを求める意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第16号	保育制度の検討に係る意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第17号	郵政民営化による諸問題の見直しに関する意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
意見書案 第18号	季節労働者対策の強化を求める要望意見書(案)	H21.3.19	議員					H21.3.19	可決
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経 済	H21.3.13	継 続 審 査	H21.3.19	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事項)				厚 生	H21.3.13	継 続 審 査	H21.3.19	継 続 審 査

第1号修正案の( )は、平成21年3月12日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

# 陳情議決結果表

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
262～356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
358～370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
373～643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
647～1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1006～1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1086～1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1119～1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21.3.3	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1147～1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.3.9			H21.3.19	継続審査

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1110～1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1144	国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書提出方について	H21.2.27	H21.3.13	採択	H21.3.19	採択

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H21.3.13	採択	H21.3.19	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
252	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H21.3.13	採択	H21.3.19	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H21.3.13	採択	H21.3.19	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1115	平成20年度福祉灯油の改善方について	H20.9.17			H21.3.19	取下げ
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H21.3.13	採択	H21.3.19	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H21.3.13	採択	H21.3.19	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舎の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H21.3.13	継続審査	H21.3.19	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H21.3.16	継続審査	H21.3.19	継続審査

## 市立病院調査特別委員会

## 陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5～ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H21.3.17	継続審査	H21.3.19	継続審査
187～ 219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H21.3.17	継続審査	H21.3.19	継続審査
220～ 243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H21.3.17	継続審査	H21.3.19	継続審査
248、 249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H21.3.17	継続審査	H21.3.19	継続審査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H21.3.17	継続審査	H21.3.19	継続審査